

一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月

松浦市

目 次

第 1 章 総則	1
1 - 1 計画改定の趣旨	1
1 - 2 計画対象区域	4
1 - 3 計画期間と計画目標年度	5
1 - 4 対象廃棄物	6
1 - 5 計画の構成	7
1 - 6 計画の進行管理	8
第 2 章 地域の概要	9
2 - 1 位置と地勢	9
2 - 2 沿革	10
2 - 3 人口動態	11
2 - 4 産業の動向	14
2 - 5 気象	23
2 - 6 土地利用状況	24
第 3 章 ごみ処理の現状と分析	25
3 - 1 ごみ処理の流れ	25
3 - 2 ごみの分別	26
3 - 3 ごみ種類の定義及び処理方法	27
3 - 4 ごみ排出量の実績	30
3 - 5 ごみ処理・処分の状況	38
3 - 6 ごみ処理の評価	47
3 - 7 ごみ処理における課題の整理	48
第 4 章 ごみ処理基本計画	53
4 - 1 基本方針	53
4 - 2 ごみ排出量及び処理量の見込み	57
4 - 3 減量化・資源化及び処理・処分に關する目標の設定	68
4 - 4 減量化実施後の推計結果	69
4 - 5 ごみ処理の目標	77
4 - 6 ごみの発生・排出抑制及び資源化のための方策に關する事項	78
4 - 7 ごみの減量化及び資源化に關する事項	82
4 - 8 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に關する基本事項	83
4 - 9 災害廃棄物への対応	86
4 - 10 地球温暖化防止への対応	88

4 - 11	ごみの処理施設の整備に関する事項.....	89
4 - 12	その他ごみ処理に関し必要な事項.....	90
第 5 章	生活排水処理の現状と分析	93
5 - 1	生活排水の現況	93
5 - 2	生活排水の排出状況.....	96
5 - 3	生活排水処理の実績.....	104
5 - 4	課題の抽出	107
5 - 5	生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の推計	109
第 6 章	生活排水処理基本計画	115
6 - 1	基本方針	115
6 - 2	生活排水の処理計画.....	117
6 - 3	し尿等の処理計画.....	118
6 - 4	その他の施策	120
6 - 5	計画達成のための施策の基本方針.....	121
資料編 - 1	ごみ処理行政の動向.....	1
資料編 - 2	生活排水処理施設の整備状況	22

第1章 総則

1-1 計画改定の趣旨

1 計画改定の趣旨と目的

循環型社会の形成のため、天然資源の消費抑制、環境への負荷低減などの施策の推進が必要となっています。

国においては、平成12年を「循環型社会元年」と位置付け、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）をはじめとして、各種の廃棄物・リサイクル関連法を制定・改正するなど、循環型社会に向けた法整備を進めてきています。

ここ数年では、ごみの減量化・資源化を柱にした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正（平成22年5月）、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更（平成28年1月）、廃棄物処理施設整備計画の策定（平成30年6月）に加え、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）の施行（平成25年4月）、「大気汚染防止法」の改正（平成26年6月、平成27年6月）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（令和元年10月）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）の施行（令和3年6月）など、廃棄物処理事業及びそれらを取り巻く環境が大きく変化しています。

また、令和6年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、環境保全を前提とした循環型社会の形成とこれに通じた持続可能な社会の実現を目指すものとしており、そのためには、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要（循環経済）であり、循環経済への移行を行うための重要な方向性として、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、令和12年度を目標年次として数値目標が示されました。

このような背景のもと、松浦市（以下「本市」という。）は、一般廃棄物のごみ処理施設・リサイクル施設及び汚泥再生処理施設の設置及び管理・運営に関する事務について、本市及び平戸市の2市で構成された北松北部環境組合を設立し、共同で行っています。

本市では、平成12年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定していますが、その後、循環基本法の施行や廃棄物処理法の改正等、国や県の廃棄物処理をめぐる施策の変化に対応するために、平成28年3月に一般廃棄物処理基本計画の第二回改定（以下「前回計画」という。）を行いました。前回計画の中間目標年度が令和7年度であることから、前回計画の改定（以下「本計画」という。）を行うこととしました。

なお、廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分の全てを市町村が担うこととなっていますが、本市の行政区域では、本市が収集・運搬及び最終処分の役

割を担っており、北松北部環境組合が中間処理の役割を担っています。

よって、本市及び北松北部環境組合それぞれの取組みだけではなく、相互に協力することで適正な廃棄物処理を行う必要があることから、本市が策定する本計画ではこれらを踏まえた計画内容とし、上位計画、関連計画との整合を図り、廃棄物の抑制、資源の循環的利用及び最終処分に至るまでの適正な処理に向けた、総合的かつ計画的な施策を推進していくことを目的として策定します。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けを図表1-1-1に示します。

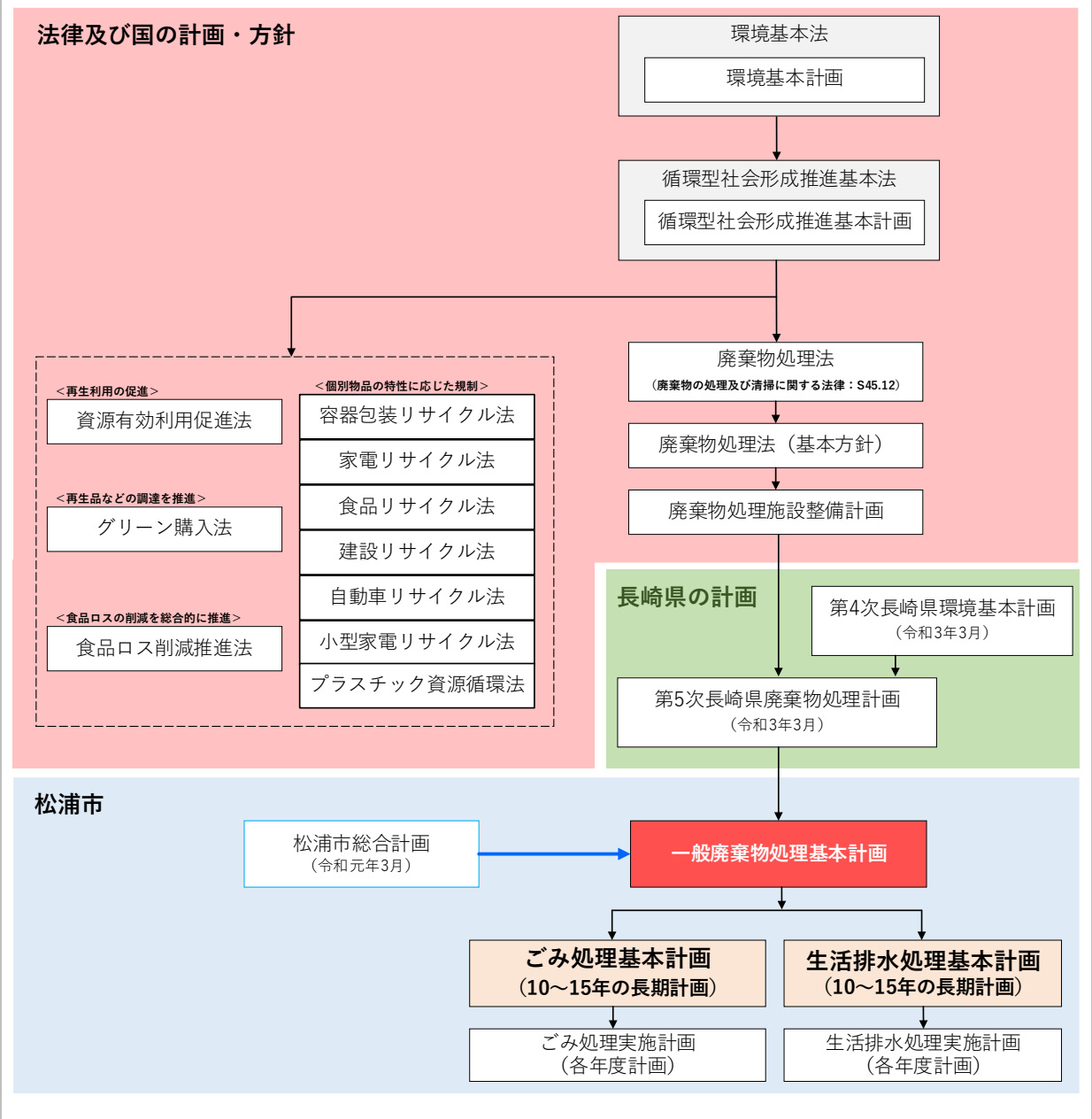
本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に定める「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に基づくものであり、本市で発生する一般廃棄物の処理・処分について、長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めた一般廃棄物処理に関する最上位計画になります。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画「一般廃棄物処理基本計画」と、②一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画「一般廃棄物処理実施計画」から構成され、それぞれ、ごみに関する部分「ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画」及び生活排水に関する部分「生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画」で構成されています。

本計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

また、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）（以下「ごみ処理指針」という。）」により、一般廃棄物処理基本計画の計画期間については、目標年度を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行います。

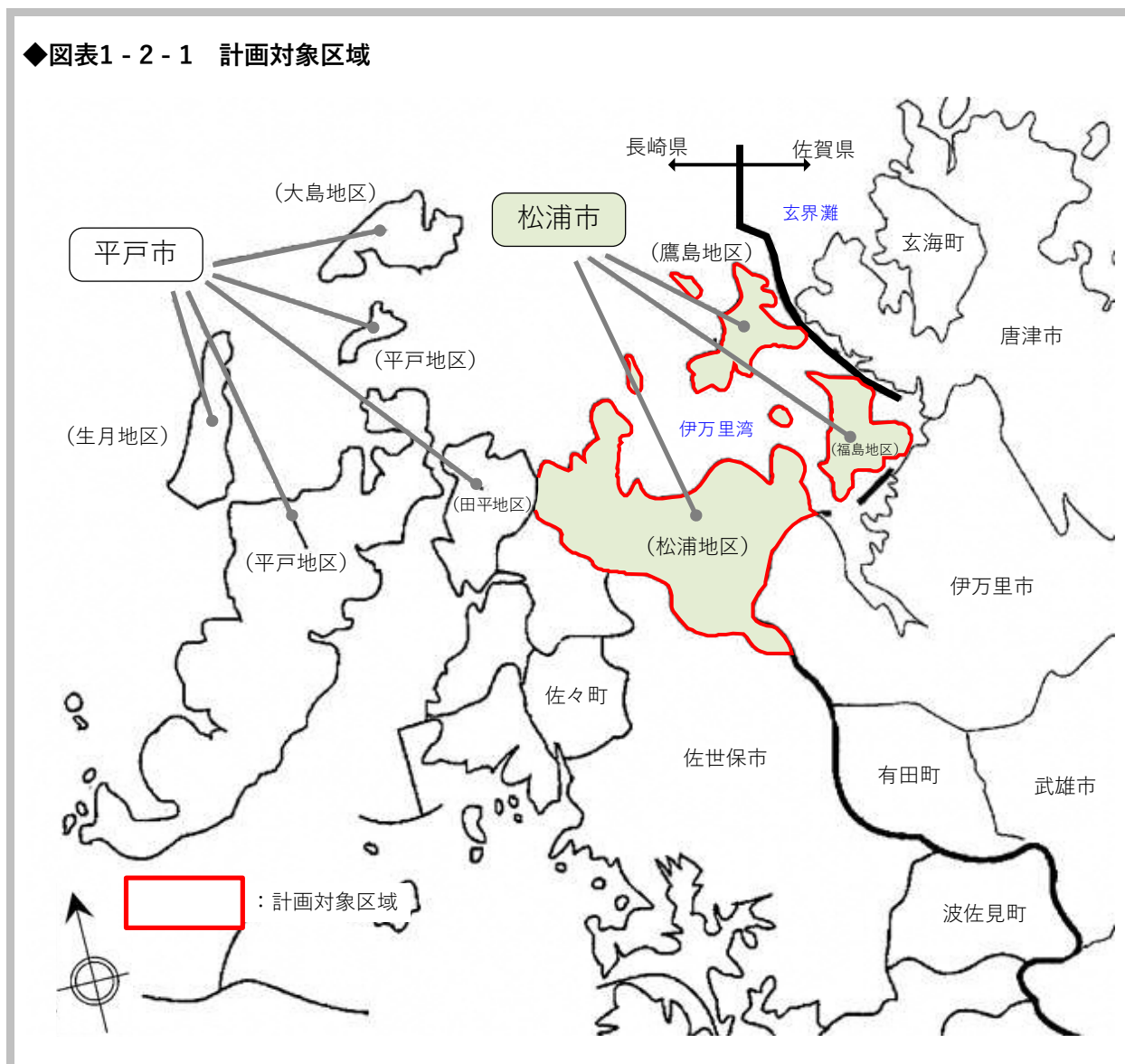
◆図表1 - 1 - 1 計画の位置付け



1 - 2 計画対象区域

本計画は、本市の行政区域の全域を計画対象とします。

◆図表1 - 2 - 1 計画対象区域



1 - 3 計画期間と計画目標年度

本計画の対象期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とし、令和16年度を計画目標年度とします。なお、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合や社会情勢の変化に応じて、5年を目途に見直しを行うものとします。

◆図表1 - 3 - 1 計画目標年度

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)
基準 年 度	計 画 策 定 年 度					中 間 目 標 年 度					計 画 目 標 年 度
計画期間：令和7年度から令和16年度まで（10年間）											

【本計画の目標年度等】

○計画目標年度 ⇒ 令和16年度

計画目標年度は、計画の期間を10年間とし令和16年度とします。

○基準年度 ⇒ 令和5年度

基準年度は、ごみ排出抑制目標値や汚水衛生処理率等を設定するための現状を示すものです。

○中間目標年度 ⇒ 令和11年度

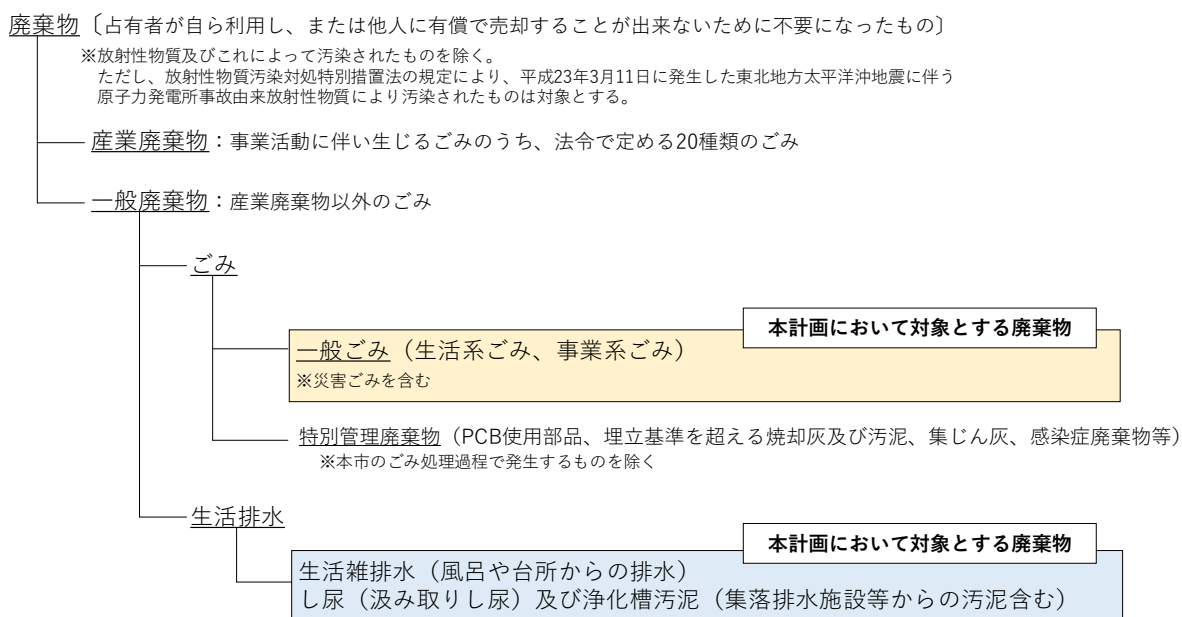
ごみ処理指針では、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとされています。

1 - 4 対象廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物は一般廃棄物（ごみ・生活排水）と産業廃棄物に規定されており、本計画では一般廃棄物を対象とします。

また、一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条に規定されているように、排出事業者による自己処理を原則としていますが、事業系ごみのうち燃やせるごみ（紙類、布類）と生ごみについては、事業者持込と許可業者による直接搬入分のみを対象とします。（「図表3 - 3 - 1 ごみ種類の定義」参照）

◆図表1 - 4 - 1 廃棄物の種類と定義



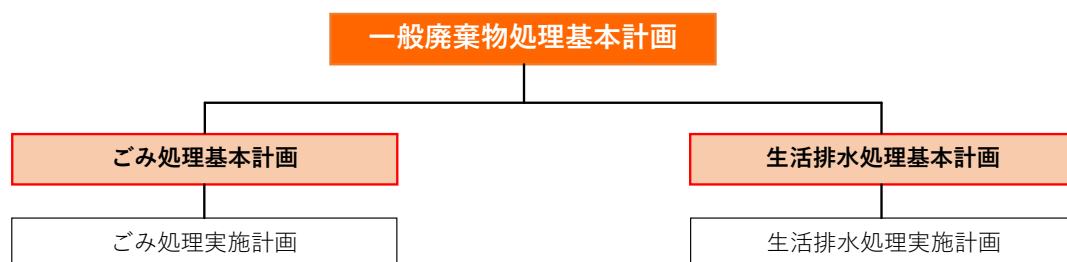
- ① 廃棄物処理法において、廃棄物とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義づけられています。
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（昭和52年3月環計第37号厚生省環境衛生局水道環境部計画課長通知）では、廃棄物処理法上の定義の他に「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」も定義に含むとしています。
- ③ 廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されますが、産業廃棄物は排出事業者が自ら処理を行わなければならないことから、本計画では一般廃棄物のみを計画対象廃棄物とします。
- ④ 一般廃棄物は、定義のとおりごみ及び生活排水に分けられますが、その中でも、ごみは一般ごみ（生活系ごみ、事業系ごみ）と特別管理廃棄物（PCB使用部品、集じん灰等）と分けられます。
- ⑤ 特別管理廃棄物は廃棄物処理法で「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」とされており、一般ごみよりも厳しい規制基準で処理する必要があることから、本計画では対象外とします。

1 - 5 計画の構成

1 本計画の全体構成

本計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する部分（「ごみ処理基本計画」）及び生活排水処理に関する部分（「生活排水処理基本計画」）で構成します。

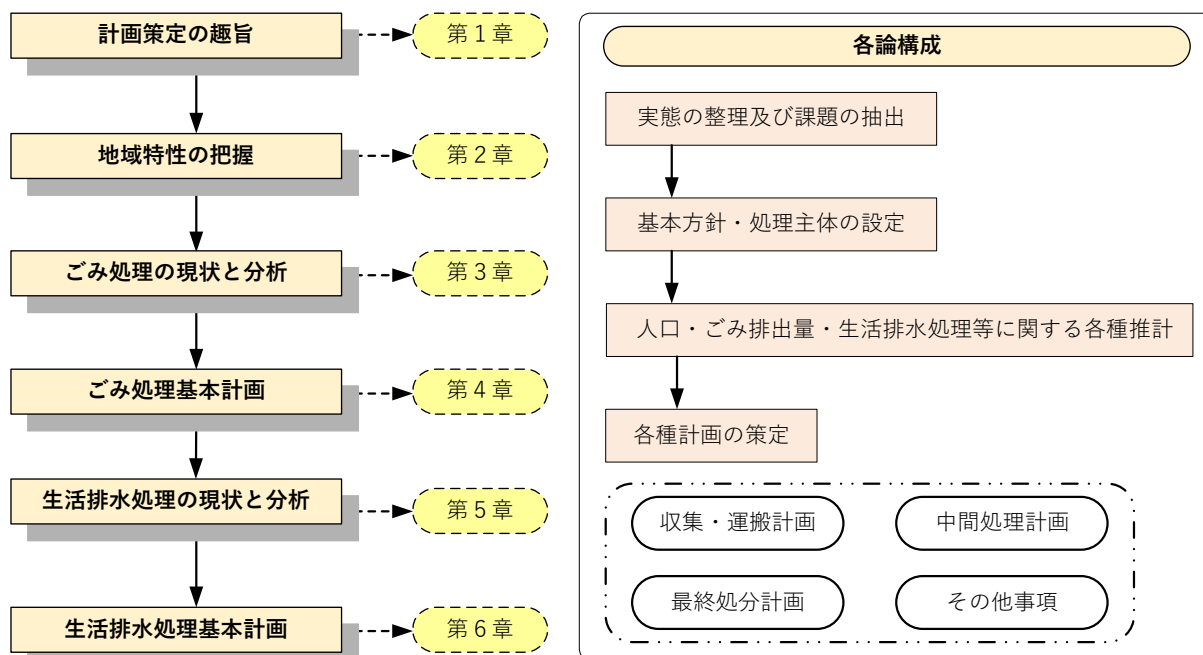
◆図表1 - 5 - 1 本計画の全体構成



2 本計画の内容構成

本計画の内容構成は、次に示すように全6章で構成しています。まず、第1章で計画策定の趣旨を示し、第2章で本市の地域特性の把握、第3～4章でごみ処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画のまとめ、第5～6章で生活排水処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画となっています。

◆図表1 - 5 - 2 一般廃棄物処理基本計画の内容構成



1 - 6 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルの概念を導入するものとします。

本計画で導入するPDCAサイクルについては、ごみ処理指針に示された進行管理を基本として実施していくものとします。

本計画を着実に実施していくためには、このPDCAサイクルを積極的に取り組み、継続的に進行管理をしていくことが重要となります。

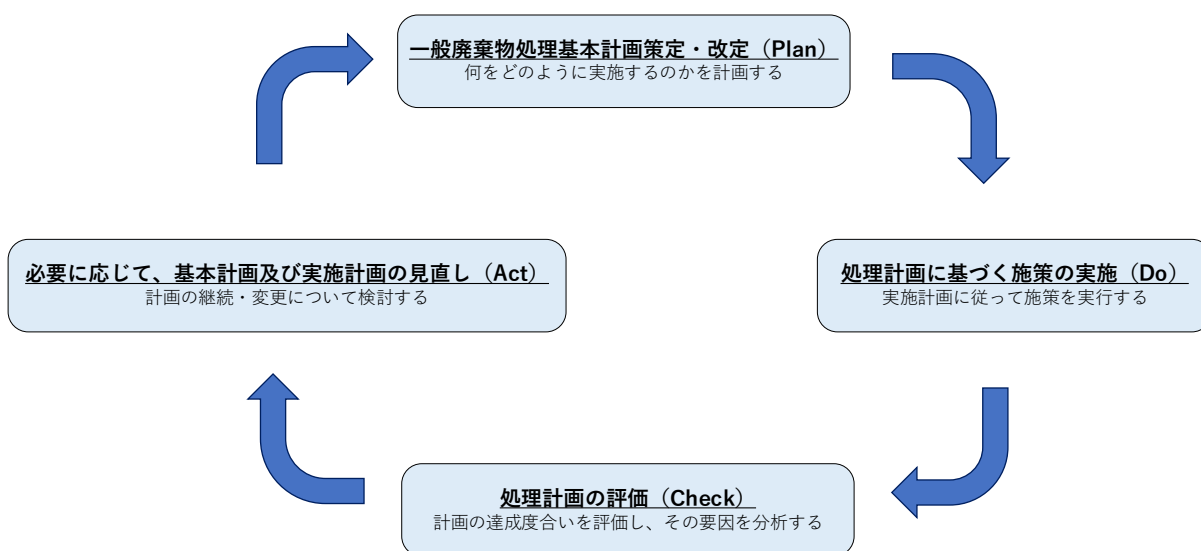
計画の進行管理の内容及びPDCAサイクルに関して図表1 - 6 - 1、図表1 - 6 - 2に示します。

◆図表1 - 6 - 1 計画の進行管理

項目	内容
Plan (計画の策定)	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定します。策定した一般廃棄物処理基本計画は、住民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do (施策の実行)	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬・処理（再生含む）・処分していきます。
Check (評価)	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Act (見直し)	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

出典：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）

◆図表1 - 6 - 2 PDCAサイクルのイメージ



出典：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）

第2章 地域の概要

2-1 位置と地勢

本市は、伊万里湾に面した地域となっており、東は佐賀県、南は佐世保市、西は平戸市と隣接しています。地勢は広く海に面し、沿岸部には変化に富む海岸線が連なり、北松浦半島を構成するとともに、離島を含む地域であり、内陸部は豊かな緑が広がる緩やかな丘陵地で平野部は比較的少ない地形となっています。全域に海や山の豊かな自然に恵まれ、玄海国定公園の一部にもなるほど表情豊かで風光明媚な景観を誇っています。

交通体系は、佐賀県西北部を経て本市に至る国道204号が佐世保市方面へと走り、これに並行して松浦鉄道が走っています。

また、福岡市から西へ、福岡・佐賀北部・長崎北部を通り、北松浦半島をぐるりと一周するように佐世保、有田を経由し長崎道の武雄JCT（ジャンクション）へ至る西九州自動車の延伸工事も進んでいます。

令和6年度時点で伊万里松浦道路のうち、佐賀県伊万里市の山代久原IC（インターチェンジ）から松浦ICが開通しており、令和7年度には松浦佐々道路のうち、松浦ICから平戸ICまでが開通予定となっています。更には佐々ICまでの延伸工事も進んでおり、今後、県内の自治体や福岡県及び佐賀県からのアクセスの向上が期待されます。

◆図表2-1-1 位置図



2 - 2 沿革

本市の沿革を図表2 - 2 - 1に示します。

◆図表2 - 2 - 1 本市の沿革

年月	沿革
明治22年 4月	村制施行により、北松浦郡志佐村、上志佐村、御厨村、星鹿村、調川村、今福村、福島村、鷹島村が発足する
大正11年 11月	志佐村が町制施行により志佐町となる
昭和4年 4月	今福村が町制施行により今福町となる
昭和16年 1月	御厨村と星鹿村が合併して、町制施行により新御厨町となる
昭和24年 1月	調川村が町制施行により調川町となる
昭和26年 12月	福島村が町制施行により福島町となる
昭和29年 4月	志佐町と上志佐村が合併して、町制施行により志佐町となる
昭和30年 3月	志佐町、新御厨町、調川町が合併して、市制施行により松浦市となる
4月	松浦市に今福町が編入
昭和50年 1月	鷹島村が町制施行により鷹島町となる
平成18年 1月	市町村の廃置分合により松浦市、福島町、鷹島町が合併し、松浦市となる

2 - 3 人口動態

1 人口と世帯数の推移

本市の人口と世帯数の推移を図表2 - 3 - 1に示します。

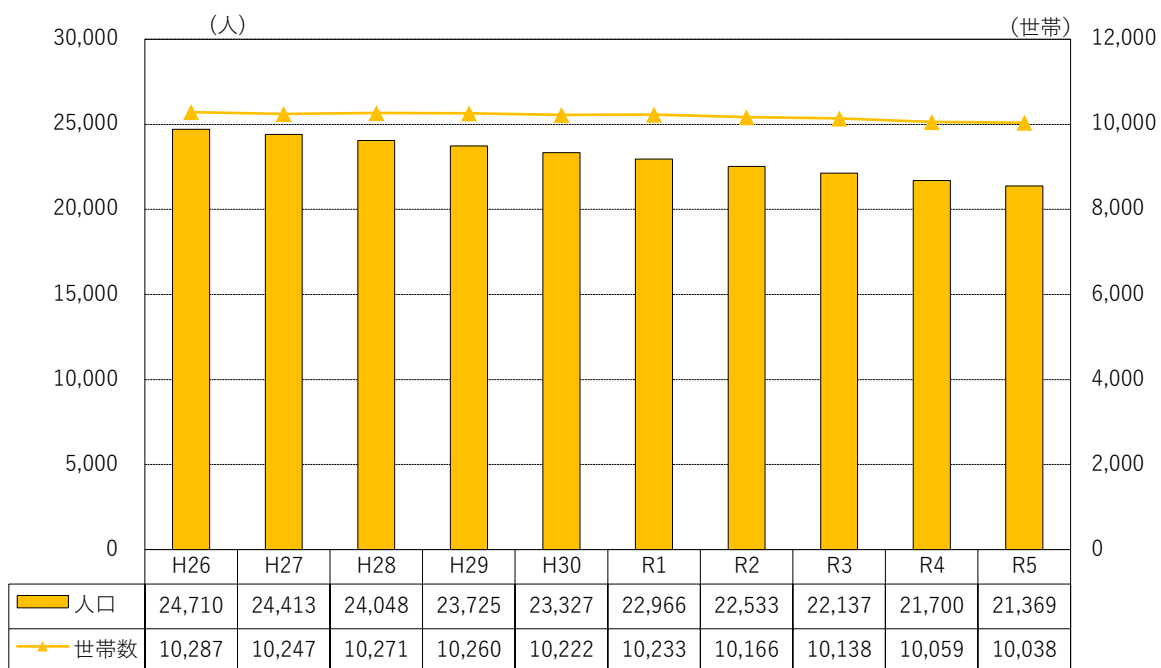
人口は21,369人、世帯数は10,038世帯（令和5年）であり、人口及び世帯数は減少傾向にあります。

◆図表2 - 3 - 1 人口と世帯数

項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯当たりの人口 (人/世帯)
H26	24,710	10,287	2.40
H27	24,413	10,247	2.38
H28	24,048	10,271	2.34
H29	23,725	10,260	2.31
H30	23,327	10,222	2.28
R1	22,966	10,233	2.24
R2	22,533	10,166	2.22
R3	22,137	10,138	2.18
R4	21,700	10,059	2.16
R5	21,369	10,038	2.13
増減 (H26比)	▲ 3,341 ▲ 13.5%	▲ 249 ▲ 2.4%	▲ 0.27 ▲ 11.3%

出典：総務省「住民基本台帳等」（各年1月1日現在データ）

◆図表2 - 3 - 2 人口と世帯数の推移



出典：総務省「住民基本台帳等」（各年1月1日現在データ）

2 年齢別人口構成

本市の年齢別人口構成を図表2 - 3 - 3に示します。

年齢構成は、年少人口が2,504人（11.7%）、生産年齢人口は10,623人（49.7%）、老年人口8,242人（38.6%）となっています。

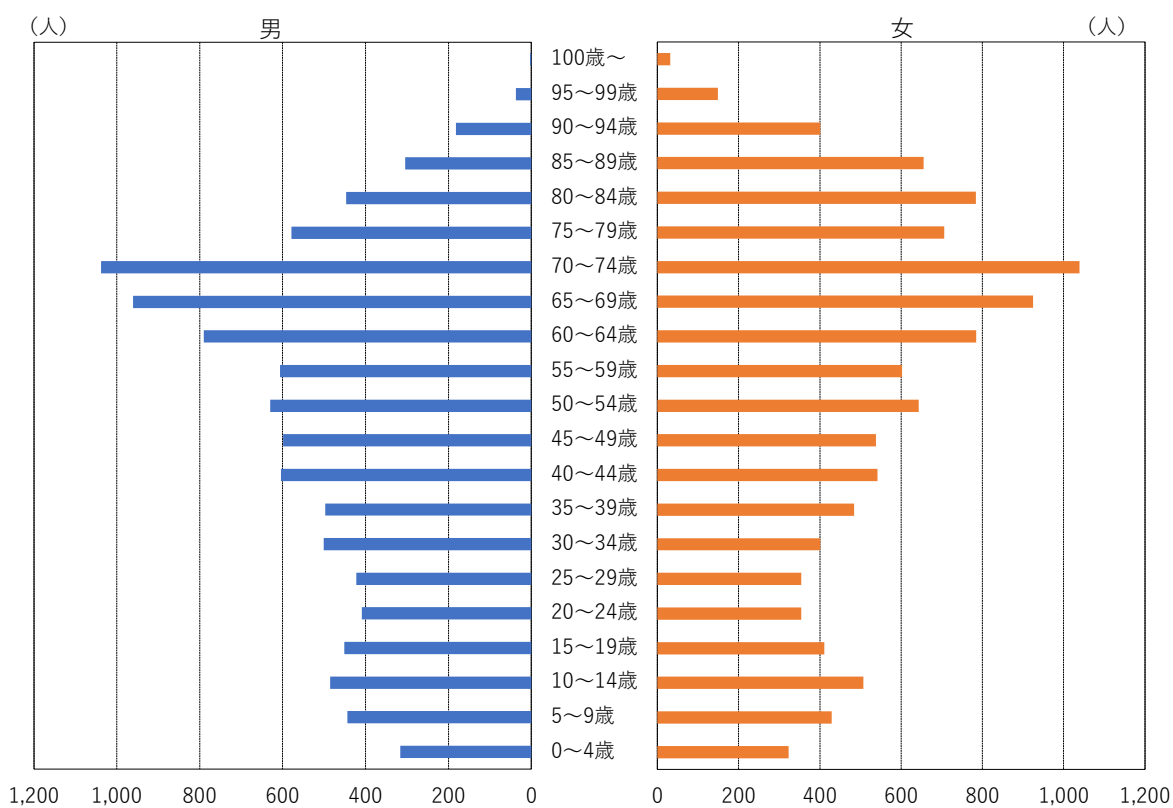
◆図表2 - 3 - 3 年齢別人口構成（令和5年）

項目		総数	男	女
年少人口	0～4歳	639	316	323
	5～9歳	873	444	429
	10～14歳	992	485	507
	小計	2,504	1,245	1,259
	(構成比率)	(11.7%)	(12.1%)	(11.4%)
生産年齢人口	15～19歳	862	451	411
	20～24歳	763	409	354
	25～29歳	776	422	354
	30～34歳	902	501	401
	35～39歳	981	497	484
	40～44歳	1,146	604	542
	45～49歳	1,137	599	538
	50～54歳	1,273	630	643
	55～59歳	1,208	606	602
	60～64歳	1,575	790	785
	小計	10,623	5,509	5,114
	(構成比率)	(49.7%)	(53.5%)	(46.2%)
老年人口	65～69歳	1,886	961	925
	70～74歳	2,077	1,038	1,039
	75～79歳	1,285	579	706
	80～84歳	1,231	447	784
	85～89歳	959	304	655
	90～94歳	583	182	401
	95～99歳	186	37	149
	100歳～	35	3	32
	小計	8,242	3,551	4,691
	(構成比率)	(38.6%)	(34.5%)	(42.4%)
総数		21,369	10,305	11,064

※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：総務省「住民基本台帳等」（令和5年1月1日現在データ）

◆図表2 - 3 - 4 人口の年齢構成（令和5年）



出典：総務省「住民基本台帳等」（令和5年1月1日現在データ）

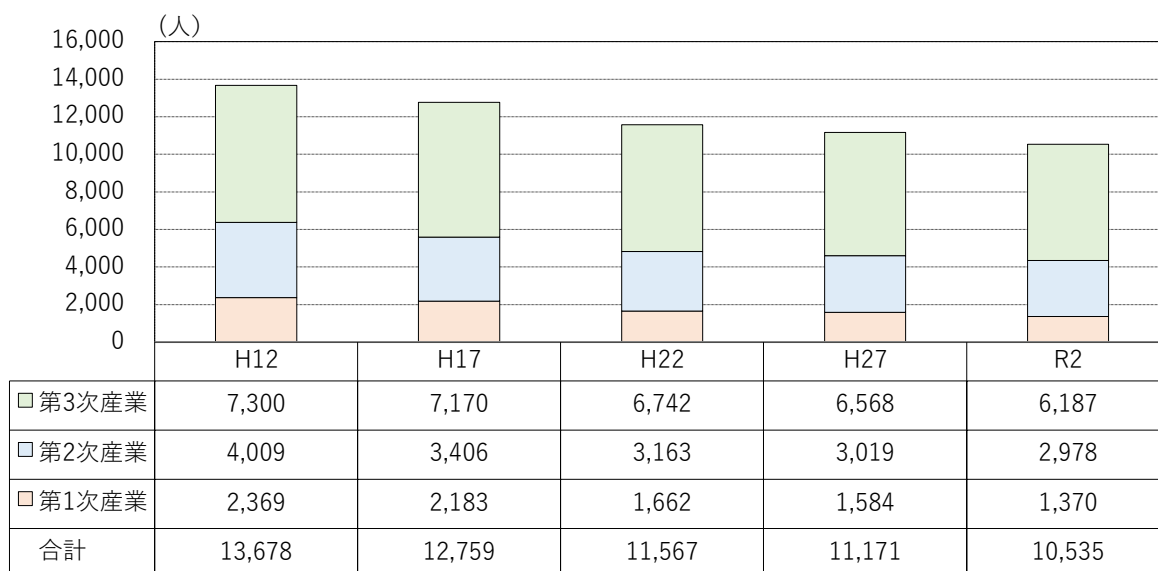
2 - 4 産業の動向

1 産業別就業人口

国勢調査（平成12～令和2年）による本市の産業別就業人口を図表2 - 4 - 1、図表2 - 4 - 2に示します。

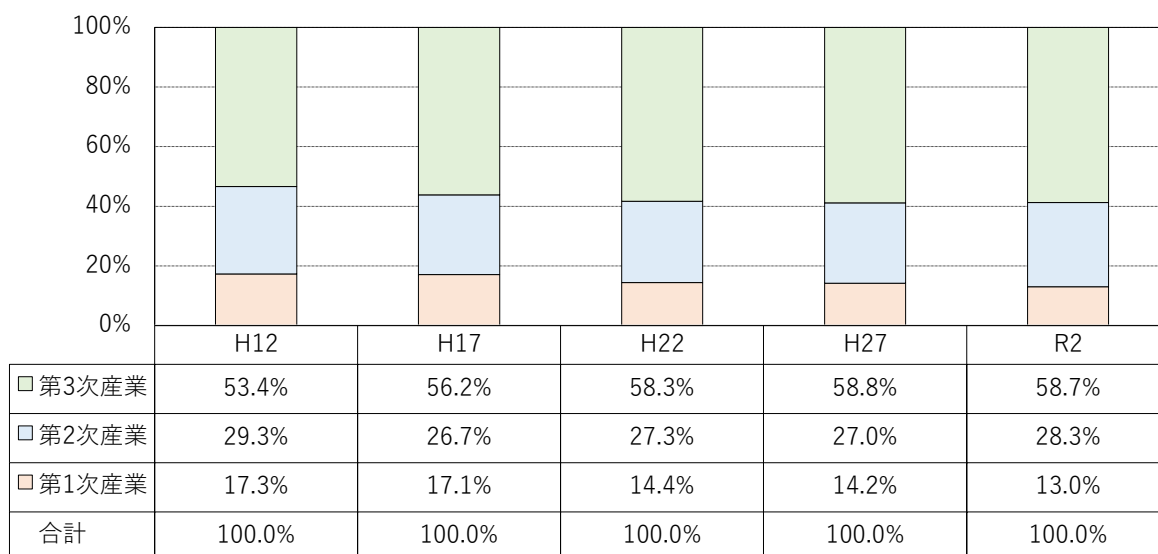
就業人口は全体的に減少傾向を示しており、いずれの産業も就業人口が減少傾向にあります。構成比では、平成12年度以降、第3次産業の割合が増加し、第2次及び第1次産業の割合が減少しています。

◆図表2 - 4 - 1 産業別就業人口[分類不能を除く]



出典：国勢調査（平成12～令和2年）

◆図表2 - 4 - 2 産業別就業人口[分類不能を除く]の割合



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：国勢調査（平成12～令和2年）

2 産業別事業所数及び従業者数

令和3年経済センサス-活動調査による本市の産業別事業所数及び従業者数を図表2 - 4 - 3に示します。

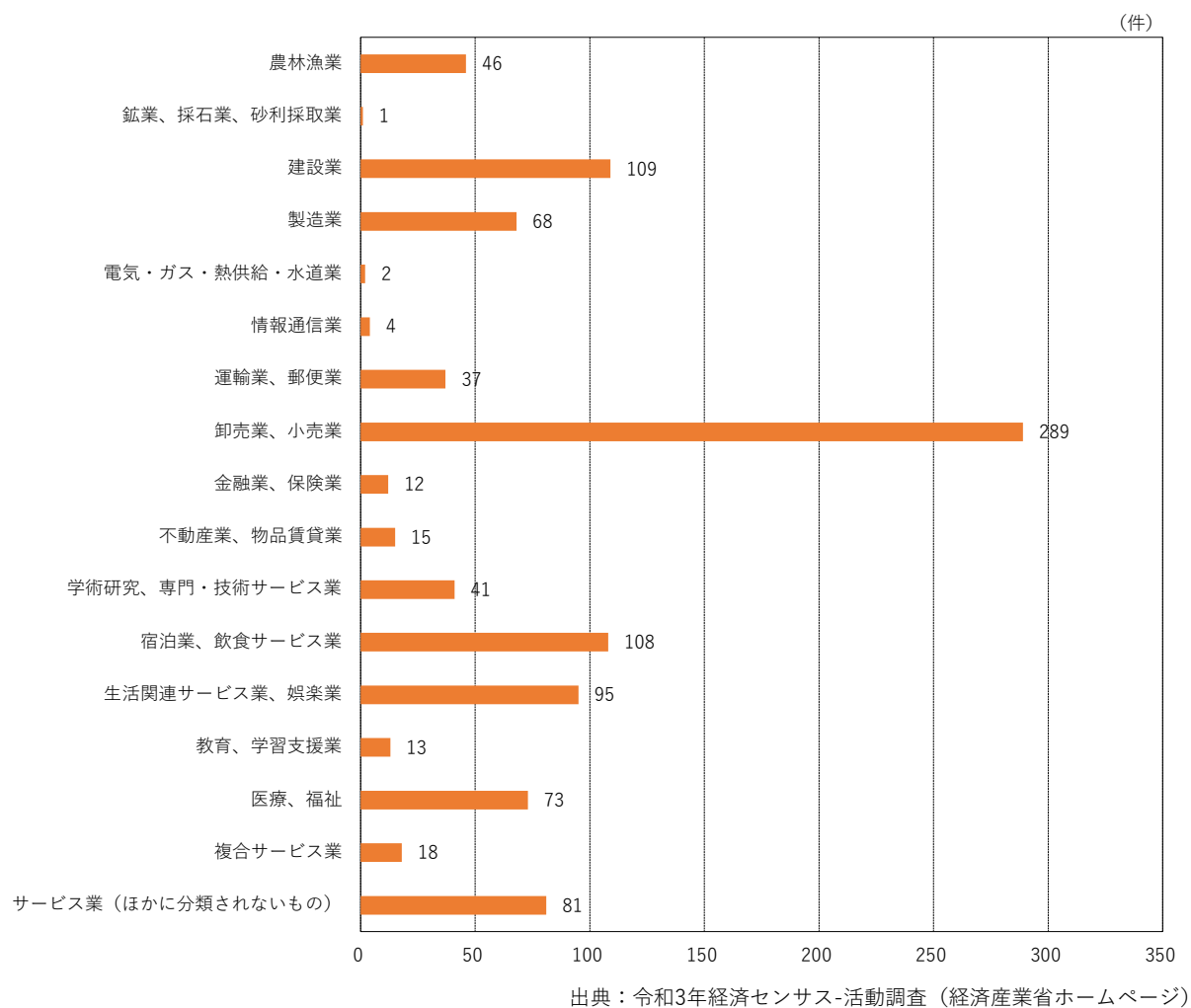
事業所数は第3次産業が77.9%を占めており、その中でも「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」となっています。また、従業者数も第3次産業が、最も多く61.7%を占めており、その中でも「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の従事者が多くなっています。

◆図表2 - 4 - 3 産業別事業所数及び従業者数（令和3年）

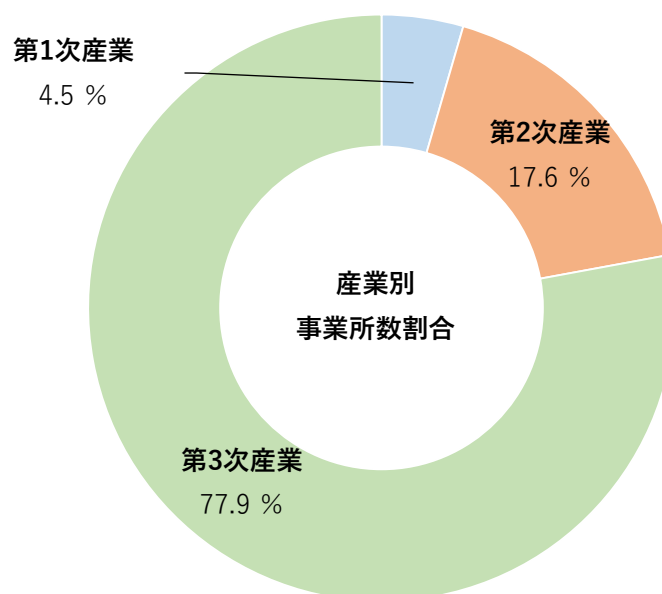
項目		事業所数（件）	従業者数（人）
第1次産業	農林漁業	46	562
	小計	46	562
	（構成比率）	(4.5%)	(6.5%)
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	3
	建設業	109	837
	製造業	68	1,929
	小計	178	2,769
	（構成比率）	(17.6%)	(31.8%)
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	115
	情報通信業	4	6
	運輸業、郵便業	37	631
	卸売業、小売業	289	1,469
	金融業、保険業	12	96
	不動産業、物品賃貸業	15	58
	学術研究、専門・技術サービス業	41	307
	宿泊業、飲食サービス業	108	498
	生活関連サービス業、娯楽業	95	203
	教育、学習支援業	13	111
	医療、福祉	73	1,316
	複合サービス業	18	84
	サービス業（ほかに分類されないもの）	81	480
	小計	788	5,374
	（構成比率）	(77.9%)	(61.7%)
総数		1,012	8,705

出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

◆図表2 - 4 - 4 産業別事業所数（令和3年）



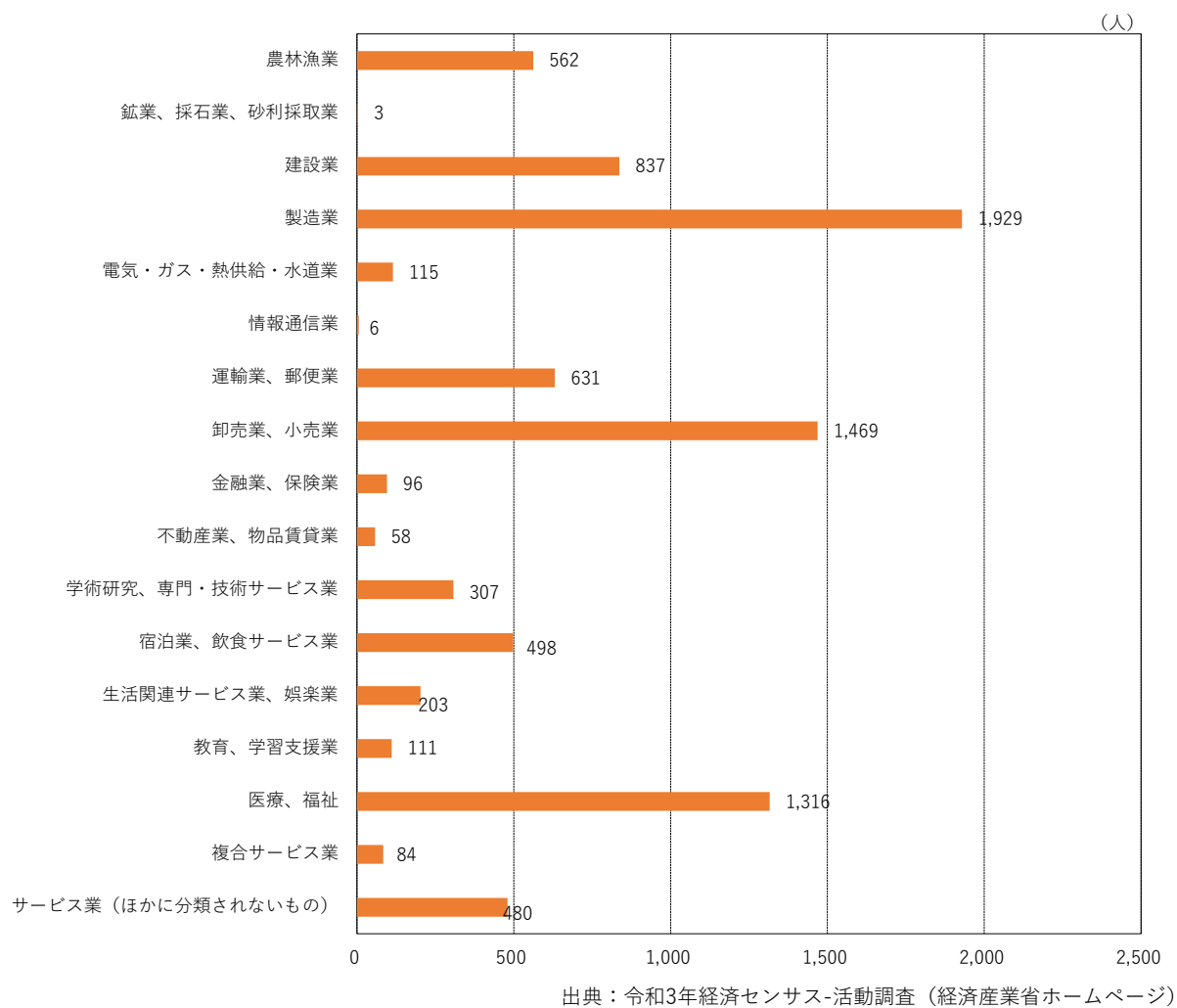
◆図表2 - 4 - 5 産業別事業所数割合（令和3年）



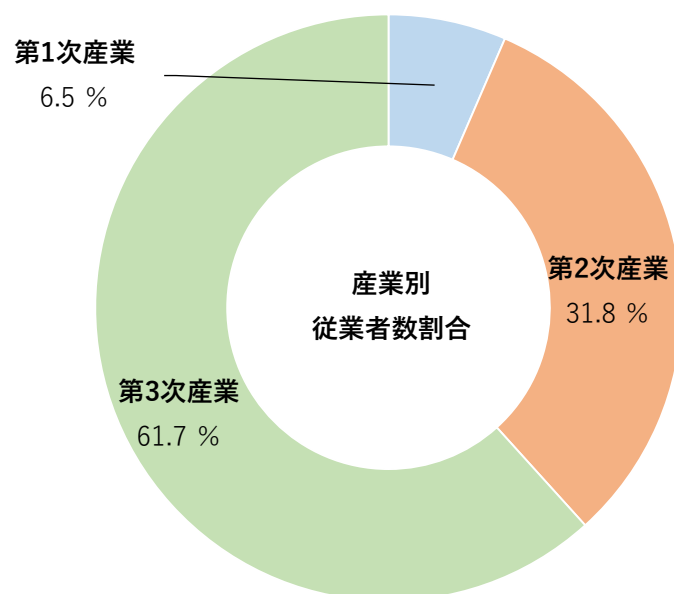
※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

◆図表2 - 4 - 6 産業別従業者数（令和3年）



◆図表2 - 4 - 7 産業別従業者数割合（令和3年）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

3 産業別の動向

(1) 農業

農林水産省が公表している「2020年農林業センサス」による本市の農家数を図表2 - 4 - 8、図表2 - 4 - 9に、耕地面積を図表2 - 4 - 10、図表2 - 4 - 11に示します。

農家数の74.2%を販売農家が占めており、耕地面積の68.3%を田が占めています。

稲作に加え畑作、果樹栽培が盛んで、特にメロンとぶどうは、松浦メロン・御厨ぶどうとして市場でも高い評価を得ており、地域ブランドが確立されています。そのほか御厨地域では、つつじ苗、しきみ柴といった花木の生産活動も行われており、特にしきみ柴については、関西方面での需要が高く、あらたな産地として市場の期待を集めています。

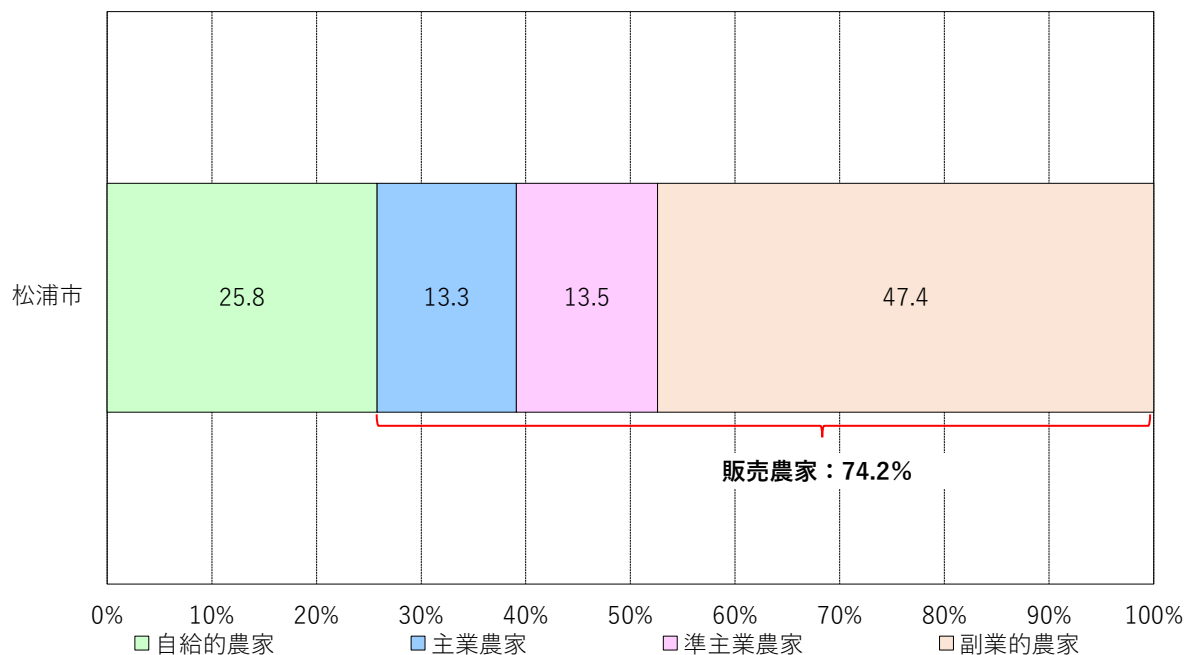
◆図表2 - 4 - 8 農家数（令和2年）

単位：戸

項目	農家数 (A+B)	自給的農家 (A)	販売農家 (B=a+b+c)			
				主業 (a)	準主業 (b)	副業的 (c)
松浦市	1,177	304	873	156	159	558

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

◆図表2 - 4 - 9 形態別農家数の比率（令和2年）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

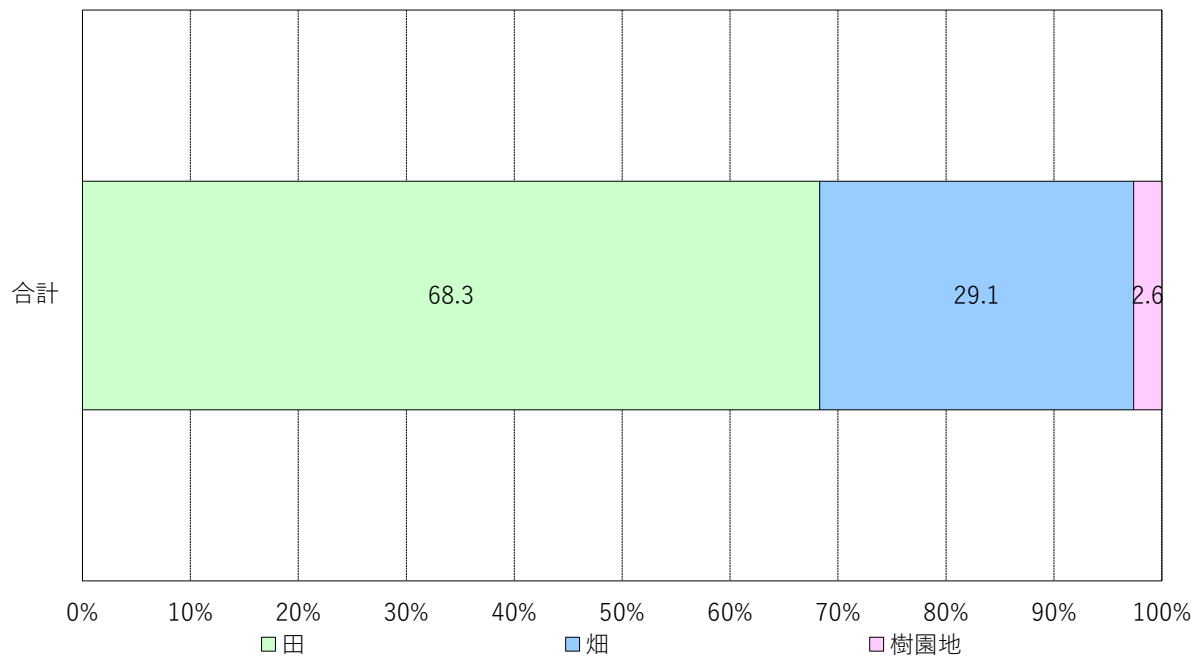
◆図表2 - 4 - 10 経営耕地面積（令和2年）

単位：ha

項目	経営耕地面積	経営耕地面積の内訳		
		田	畑	樹園地
松浦市	1,248	853	363	32

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

◆図表2 - 4 - 11 経営耕地面積の比率（令和2年）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省ホームページ）

(2) 林業

令和5年長崎県統計年鑑による本市の民有林面積を図表2-4-12に示します。

人工林が最も多く51.0%を占めており、次いで天然林が40.3%となっており、2つで91.3%を占めています。

林業を取り巻く状況は、地域木材需要の停滞、価格の低迷、担い手不足、経営意欲の減退など、依然として厳しい状況が続いています。民有林については植林、下刈り、除間伐など整備が行われてきましたが、人工林の多くが間伐を必要としています。

◆図表2-4-12 民有林面積（令和5年）

項目	総面積	民有林面積（ha）							
		人工林		天然林		竹林		無立木地	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
松浦市	5,931	3,024	51.0	2,388	40.3	241	4.1	278	4.7

※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和5年長崎県統計年鑑（長崎県の森林・林業統計）

(3) 漁業

2018年漁業センサス及び海面漁業生産統計調査による本市の海面漁業経営体数及び漁獲量を図表2-4-13に示します。

経営体数は181経営体となっており、漁獲量は4,141tとなっています。

豊富な資源天然の良港である伊万里湾で水揚げされる水産物は、品質の良さと新鮮さを兼ねそなえて高い評価を得ており、アジ、サバなどは日本有数の水揚量を誇っています。

◆図表2-4-13 海面漁業経営体数及び漁獲量（平成30年）

項目	海面漁業	
	経営体数 (経営体)	漁獲量 (t)
松浦市	181	4,141

出典：「2018年漁業センサス」「海面漁業生産統計調査」（農林水産省ホームページ）

(4) 工業

令和3年経済センサス-活動調査による本市の従業者4人以上の事業所数、従業員数及び年間製造品出荷額等を図表2-4-14に示します。

製造業の事業所数は31事業所となっており、従業員数は1,645人、年間製造品出荷額等は29,793百万円となっています。

従業者数や製造品出荷額は減少しており、既存産業の振興とあわせて、あらたな雇用機会を生み出す企業誘致による新分野の産業創造が求められています。

◆図表2-4-14 年間製造品出荷額等（令和3年）

項目	製造業（従業者4人以上の事務所）		
	事業所数 （事業所）	従業員数 （人）	年間製造品出荷額等 （百万円）
松浦市	31	1,645	29,793

出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

(5) 商業

令和3年経済センサス-活動調査による本市の卸売業及び小売業の事業所数、従業員数及び年間商品販売額を図表2-4-15に示します。

卸売業の事業所数は42事業所となっており、従業員数は323人、年間商品販売額は21,969百万円となっています。

また、小売業の事業所数は214事業所となっており、従業員数は929人、年間商品販売額は10,124百万円となっています。

商業を取り巻く環境は、近隣への大型店進出と車社会の進展により、消費者の購買圏域が拡大し、消費力の他都市圏への流出がすすみ、地元消費意欲の減衰がさらに深刻になっています。

◆図表2-4-15 卸売業及び小売業の事業所数、従業員数、年間商品販売額（令和3年）

項目	卸売業			小売業		
	事業所数 （事業所）	従業員数 （人）	年間商品販売額 （百万円）	事業所数 （事業所）	従業員数 （人）	年間商品販売額 （百万円）
松浦市	42	323	21,969	214	929	10,124

出典：令和3年経済センサス-活動調査（経済産業省ホームページ）

(6) 観光

令和5年長崎県統計年鑑による本市の観光客数を図表2 - 4 - 16に示します。

観光客数は883,330人となっており、県外客数は548,548人で62.1%を占めています。

近年は県内の観光客数が減少するなかで、農林漁業体験を取り入れた体験型修学旅行の誘致、地域の素材を活かしたグルメ観光、各祭りが好評を得て、年々観光客が増加しています。

◆図表2 - 4 - 16 観光客数（令和5年）

項目	延数（人）			実数（人）			県外客数の割合（%）
	総数	日帰り客数	宿泊客延滞在数	総数	県内客数	県外客数	
松浦市	962,875	848,392	114,483	883,330	334,782	548,548	62.1

出典：令和5年長崎県統計年鑑（観光・自然）

2 - 5 気象

本市（平戸気象観測所）における降水量及び気温の月別平年値を図表2 - 5 - 1、図表2 - 5 - 2に示します。本市の気象には以下のような特徴があります。

- 1 降水量は梅雨時期となる6月から7月に多くなり、冬（12月～2月）は梅雨時期の3分の1程度まで少なくなる傾向があります。
- 2 月平均気温は8月が最も高く（26.3℃）、1月が最も低く（6.6℃）なっています。

◆図表2 - 5 - 1 降水量及び気温の月別平年値

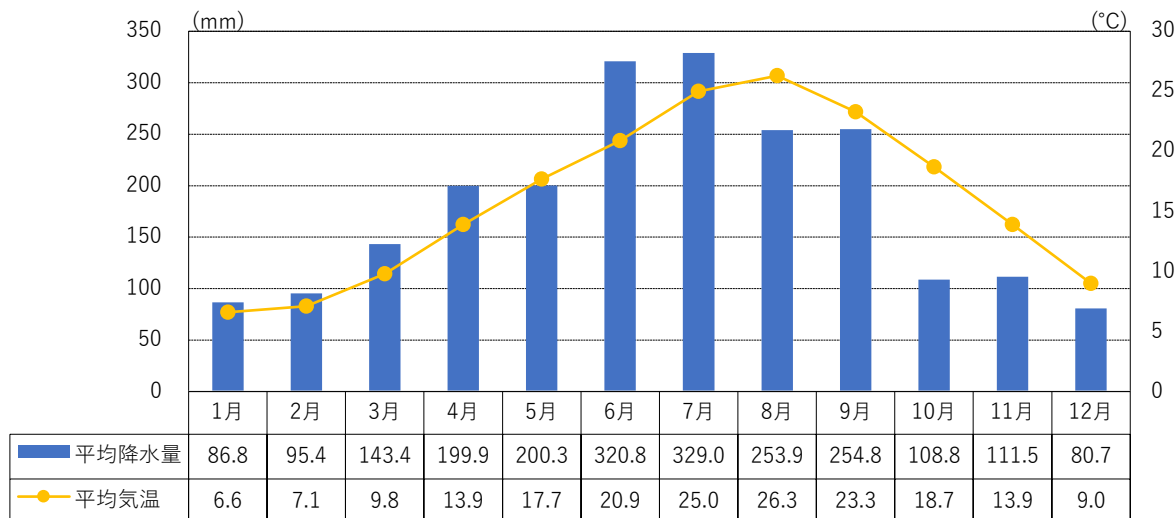
月	降水量 (mm)	気温 (°C)		
		平均	日最高	日最低
1月	86.8	6.6	9.1	4.0
2月	95.4	7.1	9.8	4.3
3月	143.4	9.8	12.9	6.8
4月	199.9	13.9	17.3	10.9
5月	200.3	17.7	21.1	14.8
6月	320.8	20.9	23.8	18.6
7月	329.0	25.0	27.6	23.0
8月	253.9	26.3	29.3	24.0
9月	254.8	23.3	26.1	20.9
10月	108.8	18.7	21.6	15.9
11月	111.5	13.9	16.9	11.0
12月	80.7	9.0	11.7	6.3
年平均	182.1	16.0	18.9	13.4

※ 1：統計期間：1940～2023年

※ 2：平戸気象観測所

出典：「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）

◆図表2 - 5 - 2 降水量及び気温の月別平年値



※ 1：統計期間：1940～2023年

※ 2：平戸気象観測所

出典：「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）

2 - 6 土地利用状況

令和5年長崎県統計年鑑による本市の土地利用状況を図表2 - 6 - 1に示します。

総面積は7,873haとなっており、山林が39.71%で最も多く、次いで田（18.44%）、畑（14.94%）となっています。

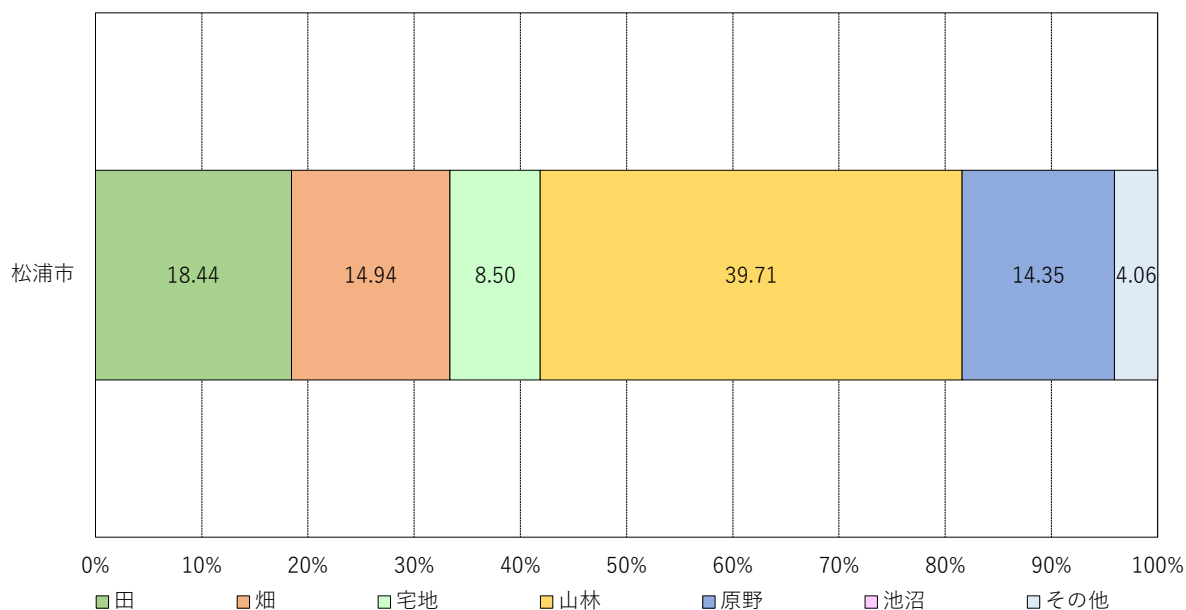
◆図表2 - 6 - 1 土地利用状況（令和5年）

項目	総面積	民有林面積（ha）						
		農地用地面積		宅地	山林	原野	池沼	その他
		田	畑					
松浦市	7,873	1,452	1,176	669	3,126	1,130	—	320
(%)	100.00	18.44	14.94	8.50	39.71	14.35	—	4.06

※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和5年長崎県統計年鑑（土地・気象）

◆図表2 - 6 - 2 土地利用構成割合（令和5年）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

出典：令和5年長崎県統計年鑑（土地・気象）

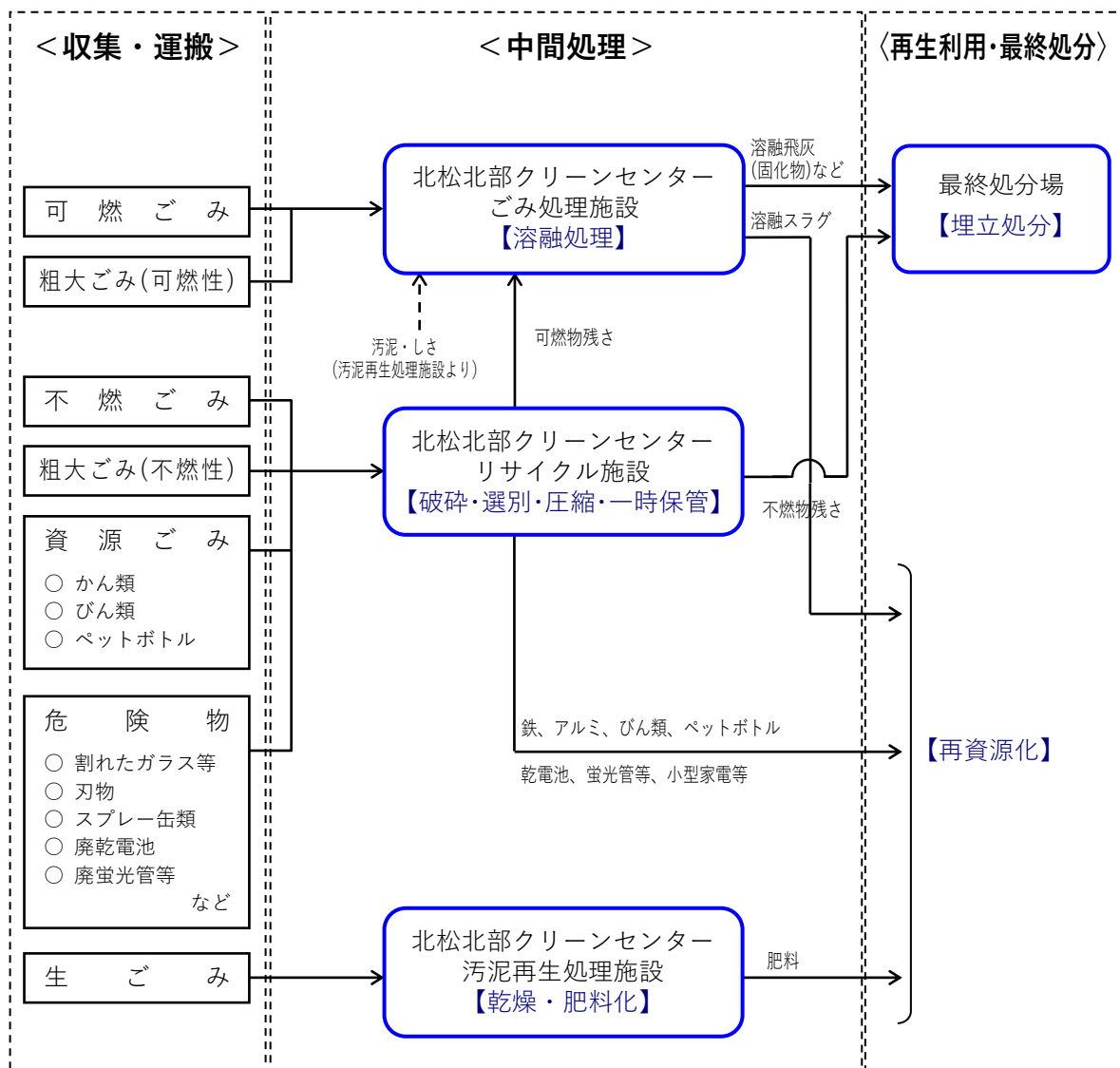
第3章 ごみ処理の現状と分析

3-1 ごみ処理の流れ

令和6年度時点での本市のごみ処理フローは図表3-1-1のとおりとなっています。

収集されたごみ、または一般家庭や事業所等から持ち込まれたごみは、北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクル施設）で適正に処理しています。なお、生ごみについては、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）で肥料化し、再資源化しています。

◆図表3-1-1 ごみ処理フロー



3 - 2 ごみの分別

本市のごみの分別区分を図表3 - 2 - 1に示します。

本市で排出される一般廃棄物（ごみ）は、本市から委託された一般廃棄物収集運搬業者（以下「委託業者」という。）によって指定された期日に収集・運搬される「収集ごみ」（「生活系ごみ」と、排出者が直接もしくは排出者に委託された一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が中間処理施設等へ持ち込む「直接搬入ごみ」が主なものです。

また、「直接搬入ごみ」は「生活系ごみ」と「事業系ごみ」に分類されますが、そのうち、産業廃棄物に定義されない事業活動から排出される「事業系ごみ」は、具体的には商店、スーパー、飲食店、事業所、ホテル・旅館、公共施設等から排出される生ごみ、紙ごみ等です。

◆図表3 - 2 - 1 ごみの分別区分

ごみの分別区分	ごみの種類と主な品目	
もえるごみ	紙類	紙おむつ、生理用品、ティッシュ、雑誌、包装、紙、化粧箱、チラシなど
	木くず類	板きれ、枯木、草花など
	布類	古着、雑巾、カーペット（指定袋に入るもの）、バスマット、シートカバーなど
	プラスチック・ビニール類	おもちゃ、バケツ、衣装ケース、包装用など
	革製品類	革靴、バックなど
	その他	CDまたはDVD、リサイクルできないペットボトルなど
その他不燃ごみ	鉄くず、鋳物、ブリキ	おもちゃ、フライパン、ホッチキス、ねじなどの部品、ドリンク剤のふた、菓子缶、缶詰、食用油の缶、お茶缶、ミルク缶、一斗缶、バケツ、厚さ3ミリ以下の金属類・割れていない焼き物など
	ステンレス・アルミ	鍋、やかん、たまじゃくし、スプーン、アルミホイルなど
	その他	カサ、ハンガー（針金）、小型家電（家電4品目とパソコンを除く）、コップ類、板ガラス、ガラス製品（びんを除く）、陶器など
資源ごみ	飲料用のかん	ジュース類、スポーツドリンク、ビール類、酎ハイなど
	びん類	ビール・ワイン類、ウイスキー・ジン類、酒・焼酎類のびん、梅酒びん、ジュースびん、コーヒーびん、栄養ドリンクびん、漬物用びん（1.8L以下のもの）、調味料びん（みりん、醤油、酢など）、海苔びん、蜂蜜びん、ジャムびんなど
	ペットボトル	炭酸飲料、果汁飲料、ウーロン茶などのお茶類、コーヒー、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、日本酒、焼酎、ウイスキー、みりん、しょう油などのリサイクルマークがついたペットボトルなど
粗大ごみ	タンス、じゅうたん、ふとん、机、イス、自転車、ベッド、ソファなど	
生ごみ	野菜くず・果物くず、肉類・肉加工品、魚（頭・骨・内臓）、卵の殻、ご飯の残り・パン・餅、麺類、揚げ物、菓子類、漬物、ぬか床、酒粕など	
危険物	陶磁器類・ガラス類	割れたガラス・びん、割れた食器など
	刃物	包丁、カミソリ、はさみ、カッターなど
	スプレー缶類	スプレー缶、卓上ガスボンベ（カセットコンロ用）など
	その他	乾電池、電球、蛍光灯、グローランプ、ドライバー、体温計など

3 - 3 ごみ種類の定義及び処理方法

1 本計画におけるごみ種類の定義

ごみ種類の定義を図表3 - 3 - 1に示します。

本計画では、「収集ごみ」と「直接搬入ごみ」の2種類の区分を用いて、ごみ排出状況の実態を整理しています。「収集ごみ」とは、本市の委託業者がごみ集積所（ステーション）から収集したごみと定義しています。「直接搬入ごみ」とは、個人や事業者、または許可業者が直接北松北部クリーンセンターへごみを搬入するものの合計値として定義しています。拠点回収や店頭回収については、本計画の対象外としています。

◆図表3 - 3 - 1 ごみ種類の定義

大区分		収集・運搬	ごみ分別区分	本計画上の名称
収集ごみ	生活系	委託業者	もえるごみ	可燃ごみ
			資源ごみ、危険物の一部（乾電池、蛍光灯等）	資源ごみ
			生ごみ	生ごみ
			危険物（乾電池、蛍光灯等を除く）、 その他不燃ごみ	不燃ごみ
			粗大ごみ	粗大ごみ
直接搬入ごみ	生活系	個人持込 許可業者	もえるごみ	可燃ごみ
			資源ごみ、不燃ごみ、危険物	資源ごみ
	事業系※1	事業者持込 許可業者	もえるごみ（紙類・布類）	可燃ごみ
			生ごみ	生ごみ

※1：事業系一般廃棄物のみ

図表3 - 3 - 2では北松北部クリーンセンターで引き取らないごみを整理し、これらのごみについては、計画対象外とします。

◆図表3 - 3 - 2 北松北部クリーンセンターで引き取らないごみ

廃棄物の種類	収集等の方法
工場・事務所から出るごみ ※産業廃棄物	製品、廃棄品、原材料、燃料、魚網、農業用ビニール（ハウス用シート）等、法律で、自らの責任において適正に処理することが義務付けられているものは、産業廃棄物処理業者へ依頼するものとします。
家電リサイクル法対象品	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等は販売店又は専門の処理業者等へ依頼するものとします。
処理が困難なごみ	コンクリート、レンガ、瓦、石、土、灰、タイヤ、ホイール、耐火金庫、大型温水器等は販売店又は専門の処理業者等へ依頼するものとします。
爆発性のあるごみ 引火性のあるごみ	プロパンガス等のガスボンベ類、ガソリン、シンナー、ペンキ等の油類、花火・マッチ等の火薬類等は販売店又は専門の処理業者等へ依頼するものとします。
危険性のあるごみ	農薬、殺虫剤等の薬品類、バッテリー、卓上ボンベ、特殊薬品の容器等は販売店又は専門の処理業者等へ依頼するものとします。
医療系のごみ	注射器、薬品類等の医療行為に使用したものはかかりつけの病院等へ依頼するものとします。

2 ごみ種類ごとの処理方法

（１）可燃ごみ

可燃ごみは、北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）へ搬入され、搬入された可燃ごみは溶融処理後、スラグは再生利用、ばいじん（飛灰）は最終処分場で埋立処分しています。

（２）不燃ごみ

不燃ごみは、北松北部クリーンセンター（リサイクル施設）へ搬入され、搬入された不燃ごみは破碎・選別・圧縮処理を行い、一時保管後、金属類は再生利用を行っています。可燃物残さについては、北松北部クリーンセンターのごみ処理施設にて溶融処理後、スラグは再生利用、ばいじん（飛灰）は最終処分場で埋立処分しています。また、陶磁器類も、最終処分場で埋立処分しています。

（３）資源ごみ

資源ごみは、北松北部クリーンセンター（リサイクル施設）へ搬入され、搬入された資源ごみは選別・圧縮処理を行い、鉄、アルミ、びん類、ペットボトル、乾電池、蛍光灯等及び小型家電等については、再資源化を行っています。

(4) 粗大ごみ

ア 可燃性粗大ごみ

可燃性粗大ごみは、北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）へ搬入され、熔融処理後スラグは再生利用、ばいじん（飛灰）は最終処分場で埋立処分しています。

イ 不燃性粗大ごみ

不燃性粗大ごみは、北松北部クリーンセンター（リサイクル施設）へ搬入され、不燃ごみ同様、破碎・選別・圧縮処理を行い、一時保管後、金属類は再生利用しています。可燃物残さについては、北松北部クリーンセンターのごみ処理施設にて熔融処理後、スラグは再生利用、ばいじん（飛灰）は最終処分場で埋立処分しています。

(5) 生ごみ

生ごみは、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）へ搬入され、搬入された生ごみは脱水汚泥と混合し、乾燥・発酵後、肥料化を行っています。

3 - 4 ごみ排出量の実績

1 ごみ排出量の実績

本市の年間ごみ排出量の推移を図表3 - 4 - 1～図表3 - 4 - 4に示しています。

(1) 生活系ごみ

ア 収集ごみ

収集ごみは減少しており、令和5年度の収集ごみ排出量は4,354t/年で、令和元年度から12.2% (-606t/年) の減少となっています。

イ 直接搬入ごみ

直接搬入ごみは各年度で増減がありますが、横ばいで推移しており、令和5年度の直接搬入ごみ排出量は563t/年で、令和元年度から0.5% (+3t/年) の増加となっています。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは各年度で増減がありますが、横ばいで推移しており、令和5年度の事業系ごみ排出量は1,054t/年で、令和元年度から0.6% (+6t/年) の増加となっています。

(3) ごみ総排出量

ごみ総排出量は減少しており、令和5年度の年間ごみ排出量は5,971t/年で、令和元年度から9.1% (-597t/年) の減少となっています。

2 一人一日当たりごみ排出量

一人一日当たりごみ排出量については、各年度で増減がありますが、横ばいで推移しています。なお、令和5年度の一人一日当たりの排出量は793g/人日であり、令和元年度と比較すると6g/人日の減少となっています。

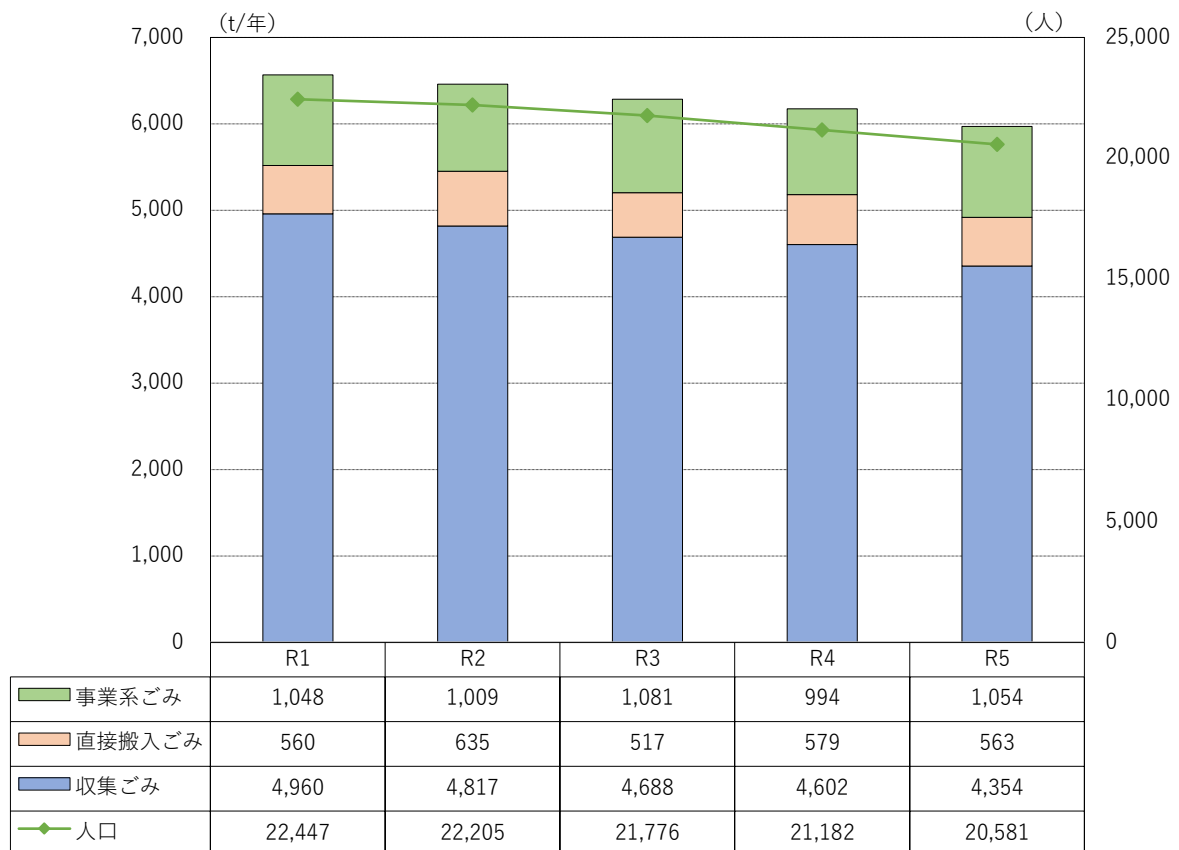
また、令和5年度の一人一日当たり生活系ごみ排出量は令和4年度の長崎県全体の平均値より300g/人日、全国平均よりも227g/人日少なくなっています。

◆図表3 - 4 - 1 ごみ総排出量の実績

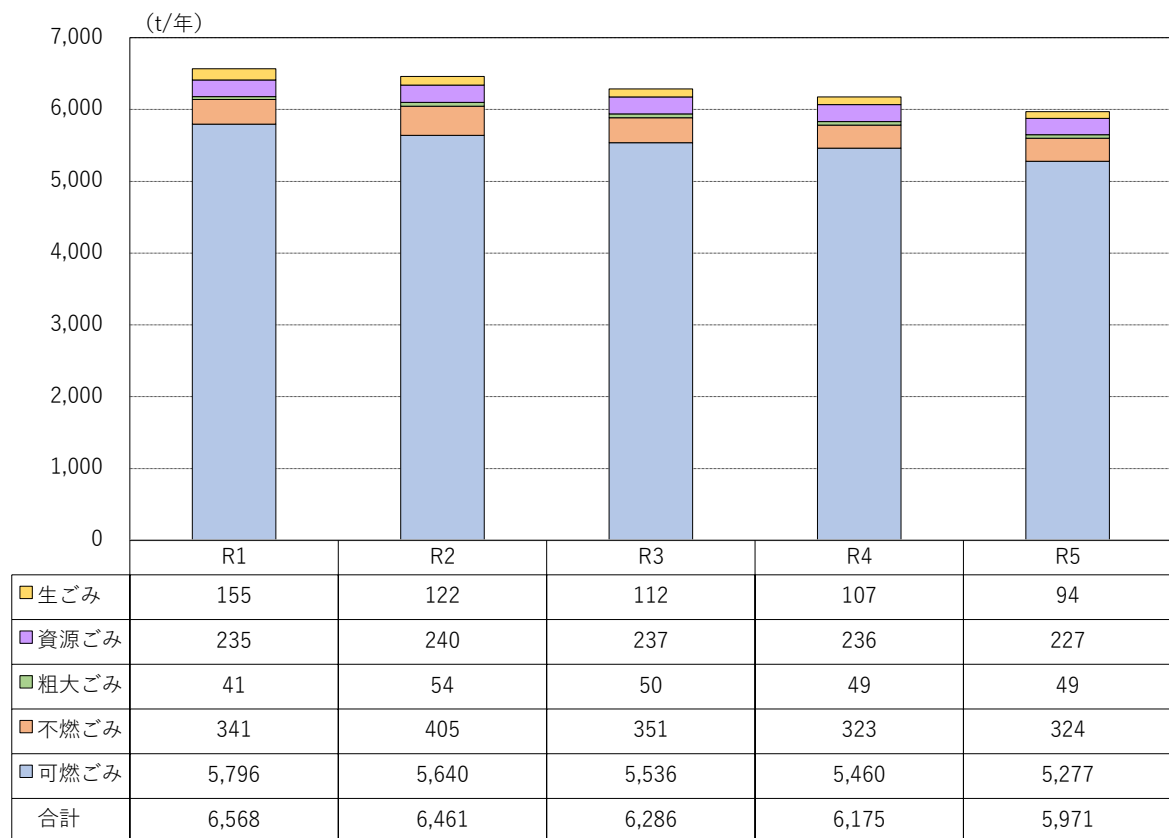
区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R1 (R1比)
行政区内人口 (計画収集人口)	人	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	-1,866 (-8.3%)
ごみ排出量	t/年	6,568	6,461	6,286	6,175	5,971	-597 (-9.1%)
生活系ごみ合計	t/年	5,520	5,452	5,205	5,181	4,917	-603 (-10.9%)
収集ごみ	t/年	4,960	4,817	4,688	4,602	4,354	-606 (-12.2%)
直接搬入ごみ	t/年	560	635	517	579	563	3 (+0.5%)
事業系ごみ	t/年	1,048	1,009	1,081	994	1,054	6 (+0.6%)
一人一日当たりの ごみ排出量※	g/人日	799	797	791	799	793	-6 (-0.8%)
生活系ごみ合計	g/人日	672	673	655	670	653	-19 (-2.8%)
収集ごみ	g/人日	604	594	590	595	578	-26 (-4.3%)
直接搬入ごみ	g/人日	68	78	65	75	75	7 (+10.3%)
事業系ごみ	g/人日	128	124	136	129	140	12 (+9.4%)

※：R1とR5については閏年のため366日で計算しています。

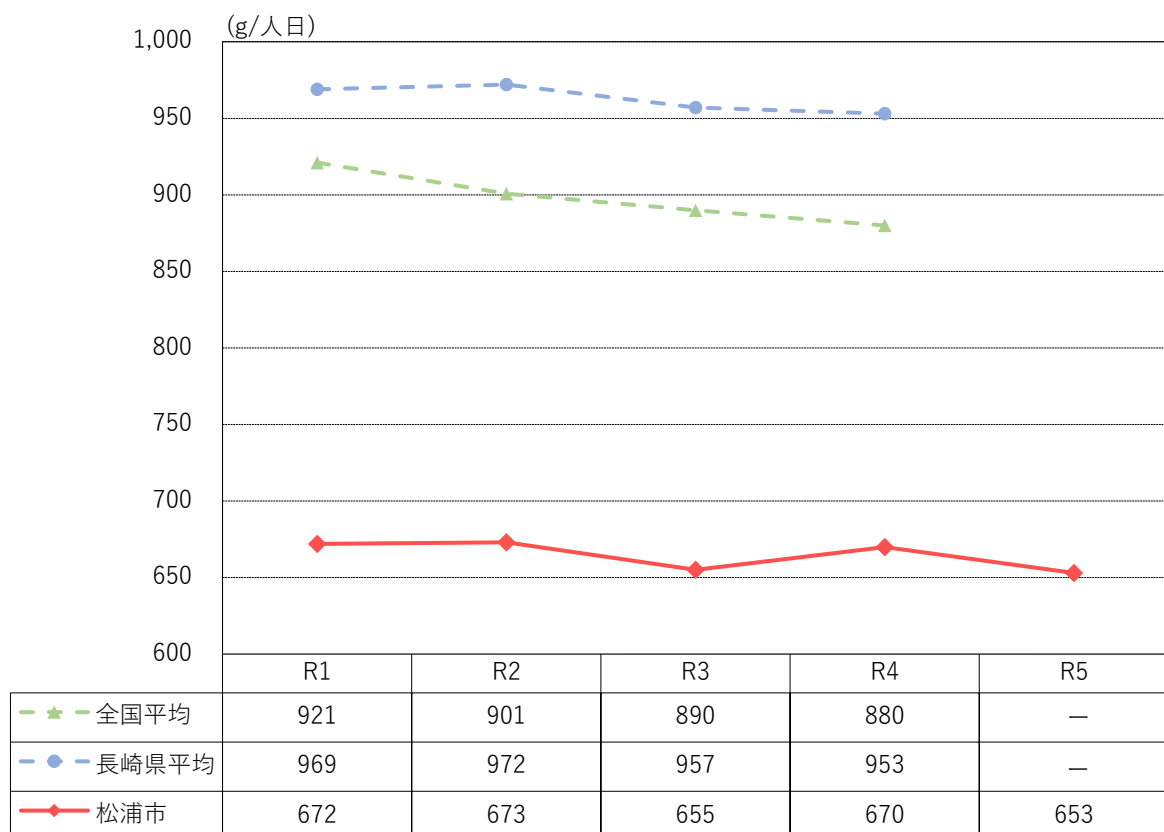
◆図表3 - 4 - 2 ごみ排出量の推移



◆図表3 - 4 - 3 区分別ごみ排出量の推移



◆図表3 - 4 - 4 一人一日当たりの生活系ごみ排出量の推移



3 可燃ごみ

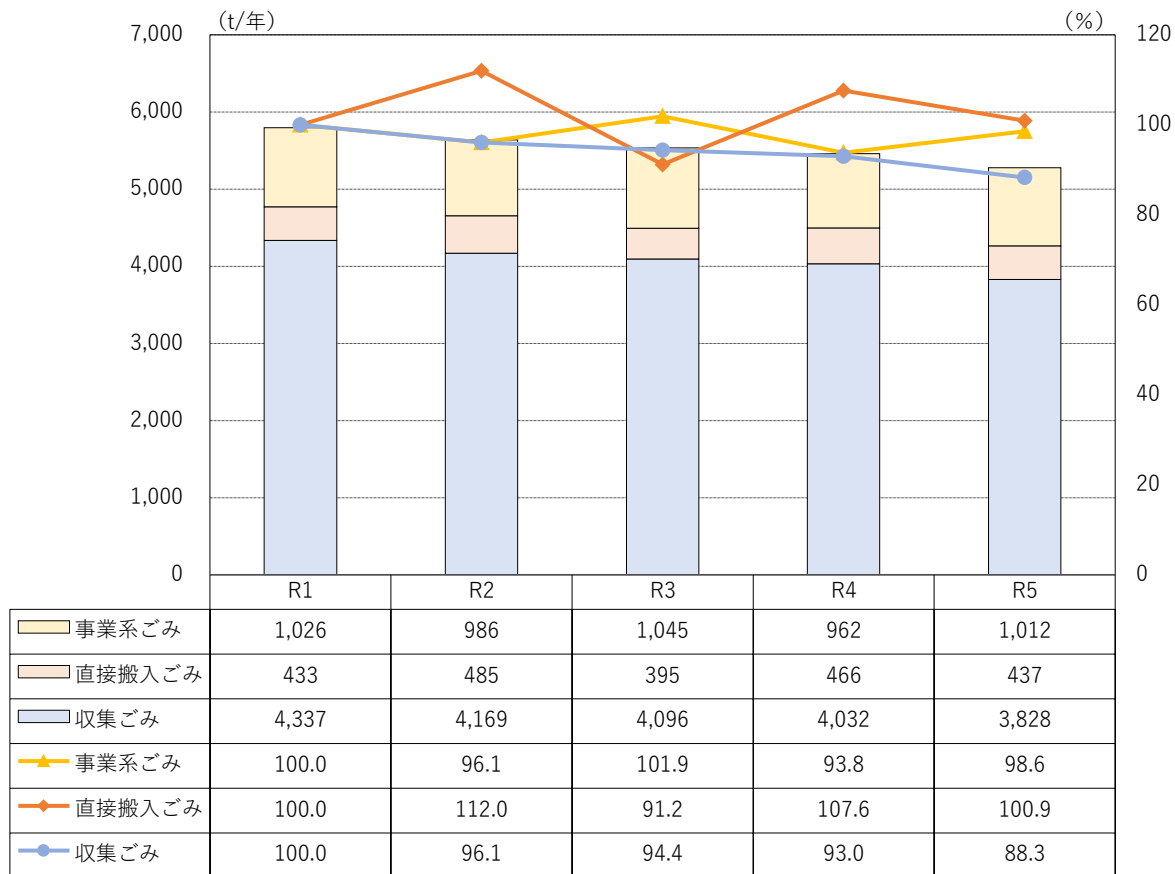
可燃ごみ排出量の実績を図表3 - 4 - 5に、推移と経年変化を図表3 - 4 - 6に示します。

- (1) 収集ごみは減少しており、令和5年度は3,828t/年で、令和元年度(4,337t/年)から509t/年の減少となっています。
- (2) 直接搬入ごみは各年度で増減がありますが横ばいで推移しており、令和5年度は437t/年で、令和元年度(433t/年)から4t/年の増加となっています。
- (3) 事業系ごみは各年度で増減がありますが横ばいで推移しており、令和5年度は1,012t/年で、令和元年度(1,026t/年)から14t/年の減少となっています。
- (4) 可燃ごみ合計については、減少しており、令和5年度は5,277t/年で、令和元年度(5,796t/年)から519t/年の減少となっています。

◆図表3 - 4 - 5 可燃ごみ排出量の実績

区分		単位	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R1
生活系 ごみ	収集ごみ	t/年	4,337	4,169	4,096	4,032	3,828	-509
	直接搬入ごみ		433	485	395	466	437	4
事業系ごみ			1,026	986	1,045	962	1,012	-14
合計			5,796	5,640	5,536	5,460	5,277	-519

◆図表3 - 4 - 6 可燃ごみ排出量の推移と経年変化



4 不燃ごみ

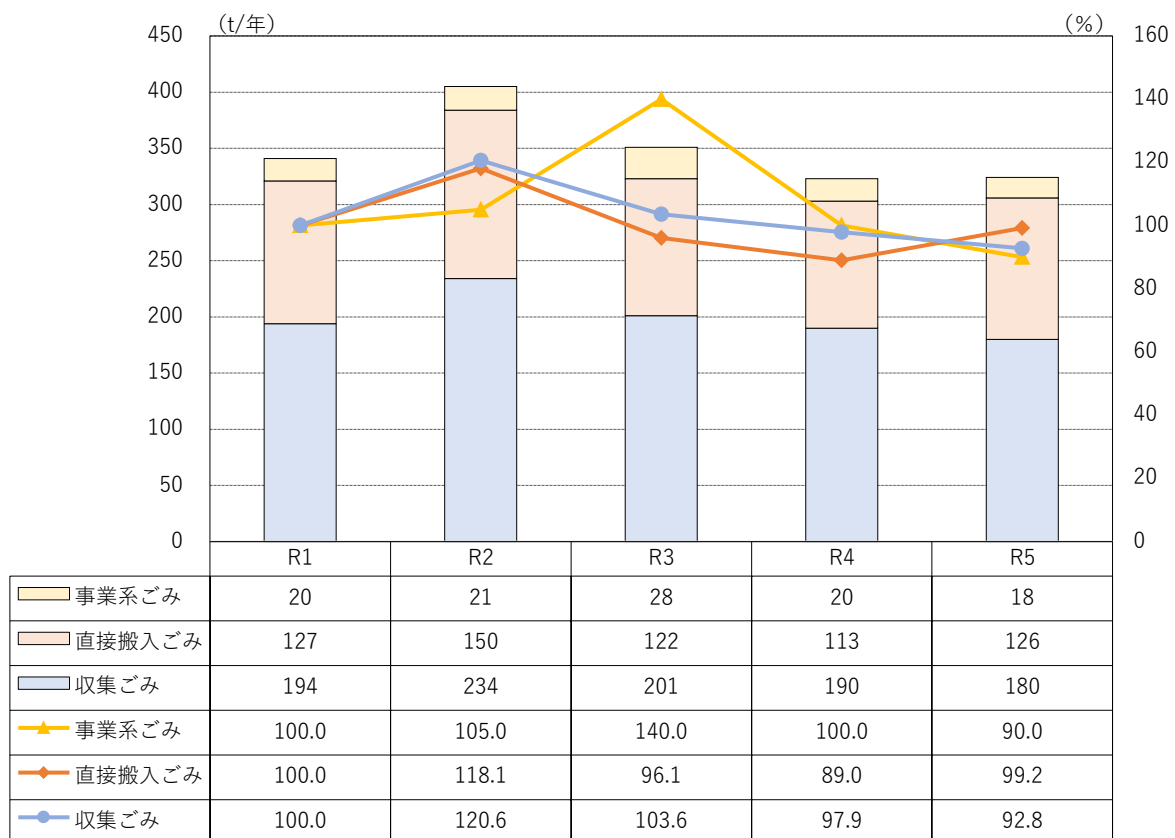
不燃ごみ排出量の実績を図表3 - 4 - 7に、推移と経年変化を図表3 - 4 - 8に示します。

- (1) 収集ごみは令和2年度に増加しましたが、令和3年度以降減少しており、令和5年度は180t/年で、令和元年度（194t/年）から14t/年の減少となっています。
- (2) 直接搬入ごみは令和2年度に増加後、令和3年度以降減少していましたが、令和5年度で再度増加しており、令和5年度は126t/年で、令和元年度（127t/年）から1t/年の減少となっています。
- (3) 事業系ごみは令和3年度まで増加していましたが、令和4年度以降減少しており、令和5年度は18t/年で、令和元年度（20t/年）から2t/年の減少となっています。
- (4) 不燃ごみ合計は令和2年度に増加し、令和3年度以降減少していましたが、令和5年度で再度増加しており、令和5年度は324t/年で、令和元年度（341t/年）から17t/年の減少となっています。

◆図表3 - 4 - 7 不燃ごみ排出量の実績

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R1
生活系	収集ごみ	194	234	201	190	180	-14
ごみ	直接搬入ごみ	127	150	122	113	126	-1
事業系ごみ	t/年	20	21	28	20	18	-2
合計		341	405	351	323	324	-17

◆図表3 - 4 - 8 不燃ごみ排出量の推移と経年変化



5 粗大ごみ

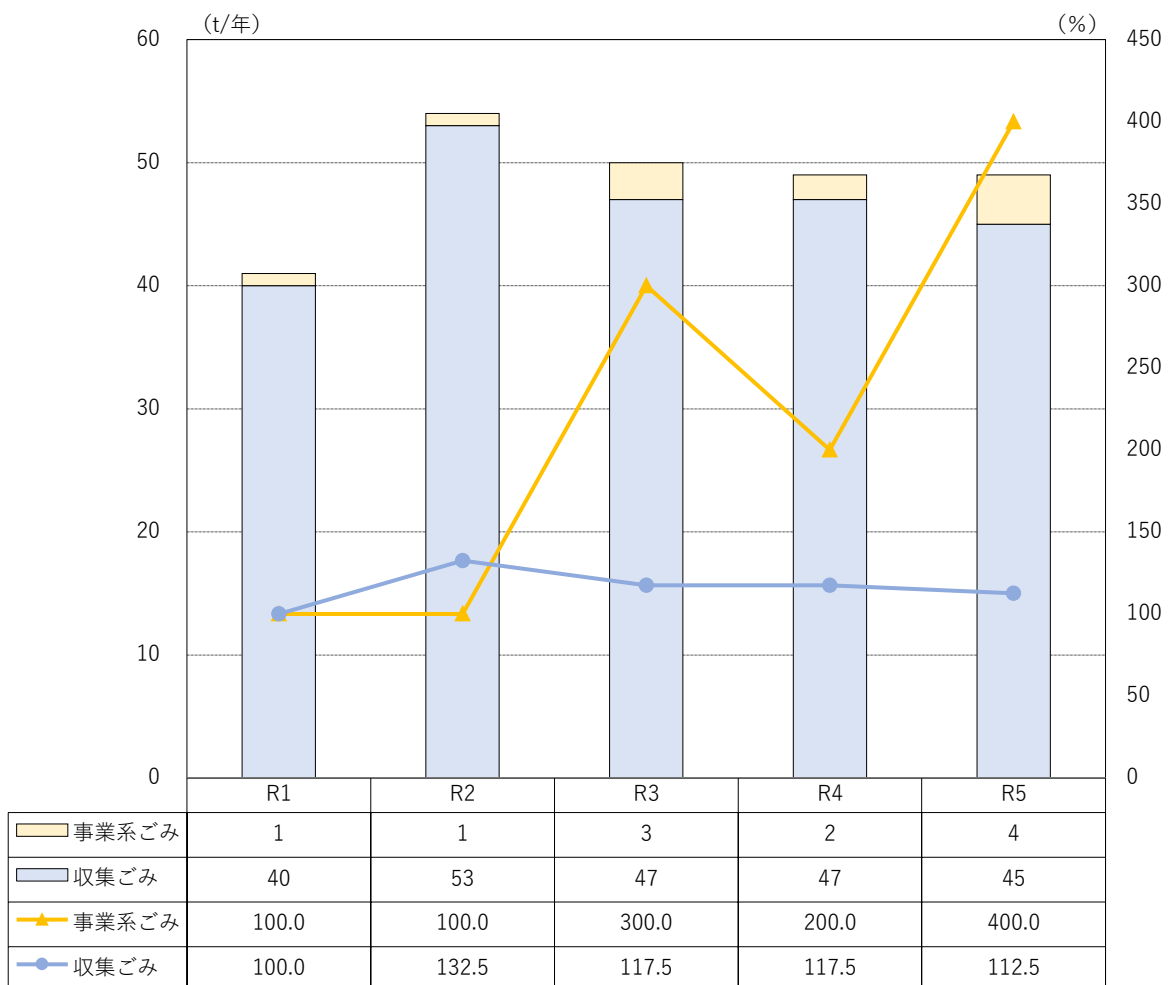
粗大ごみ排出量の実績を図表3 - 4 - 9に、推移と経年変化を図表3 - 4 - 10に示します。

- (1) 収集ごみは、令和2年度で増加していましたが、令和3年度以降減少しており、令和5年度は45t/年で、令和元年度（40t/年）から5t/年の増加となっています。
- (2) 直接搬入ごみ量は0t/年となっています。
- (3) 事業系ごみは令和3年度まで増加し、令和4年度に減少しましたが、令和5年度に再度増加しており、令和5年度は4t/年で、令和元年度（1t/年）から3t/年の増加となっています。
- (4) 粗大ごみ合計は、令和2年度で増加していましたが、令和3年度以降減少しており、令和5年度は49t/年で、令和元年度（41t/年）から8t/年の増加となっています。

◆図表3 - 4 - 9 粗大ごみ排出量の実績

区分		単位	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R1
生活系	収集ごみ	t/年	40	53	47	47	45	5
ごみ	直接搬入ごみ		0	0	0	0	0	0
事業系ごみ			1	1	3	2	4	3
合計			41	54	50	49	49	8

◆図表3 - 4 - 10 粗大ごみ排出量の推移と経年変化



6 資源ごみ

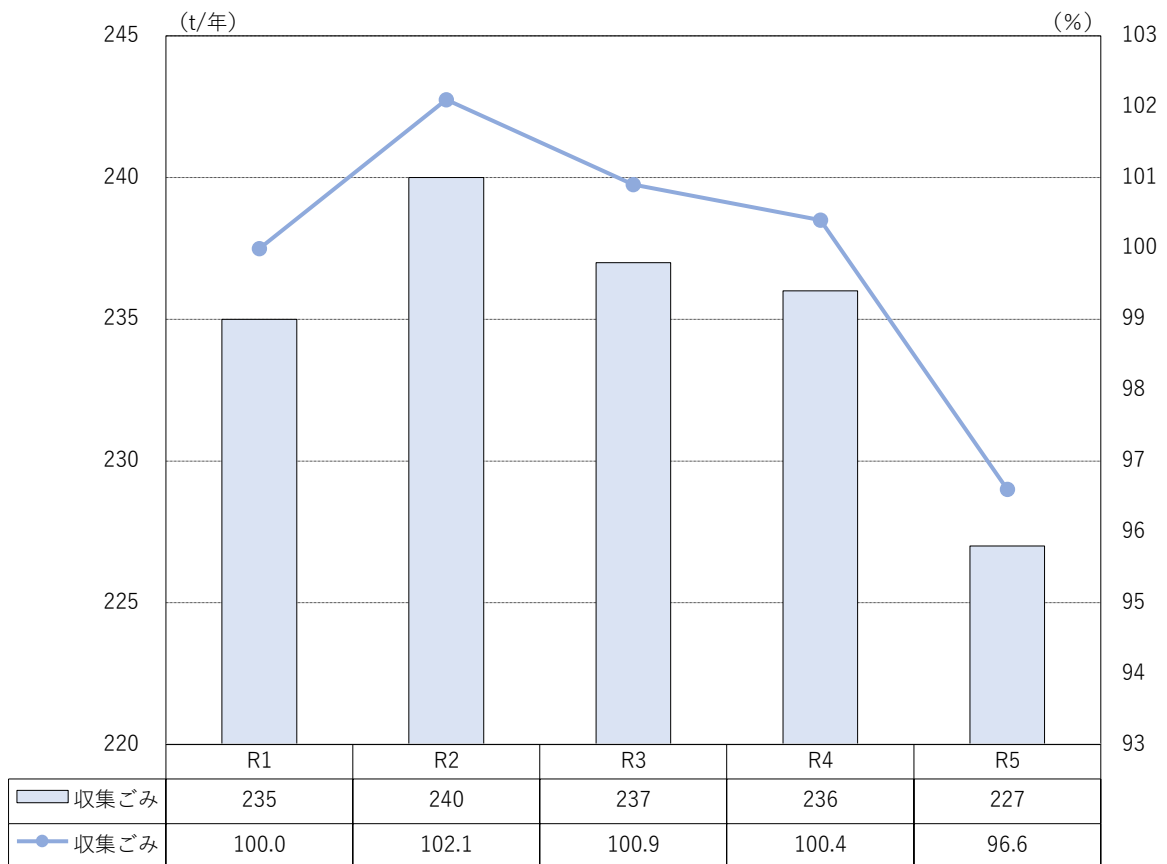
資源ごみ排出量の実績を図表3 - 4 - 11に、推移と経年変化を図表3 - 4 - 12に示します。
資源ごみの排出量については、収集ごみのみとなっています。

資源ごみは令和2年度で増加していましたが、令和3年度以降減少しており、令和5年度は227t/年で、令和元年度（235t/年）から8t/年の減少となっています。

◆図表3 - 4 - 11 資源ごみ排出量の実績

区分		単位	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R1
生活系	収集ごみ	t/年	235	240	237	236	227	-8
	ごみ		直接搬入ごみ	0	0	0	0	0
事業系ごみ			0	0	0	0	0	0
合計			235	240	237	236	227	-8

◆図表3 - 4 - 12 資源ごみ排出量の推移と経年変化



7 生ごみ

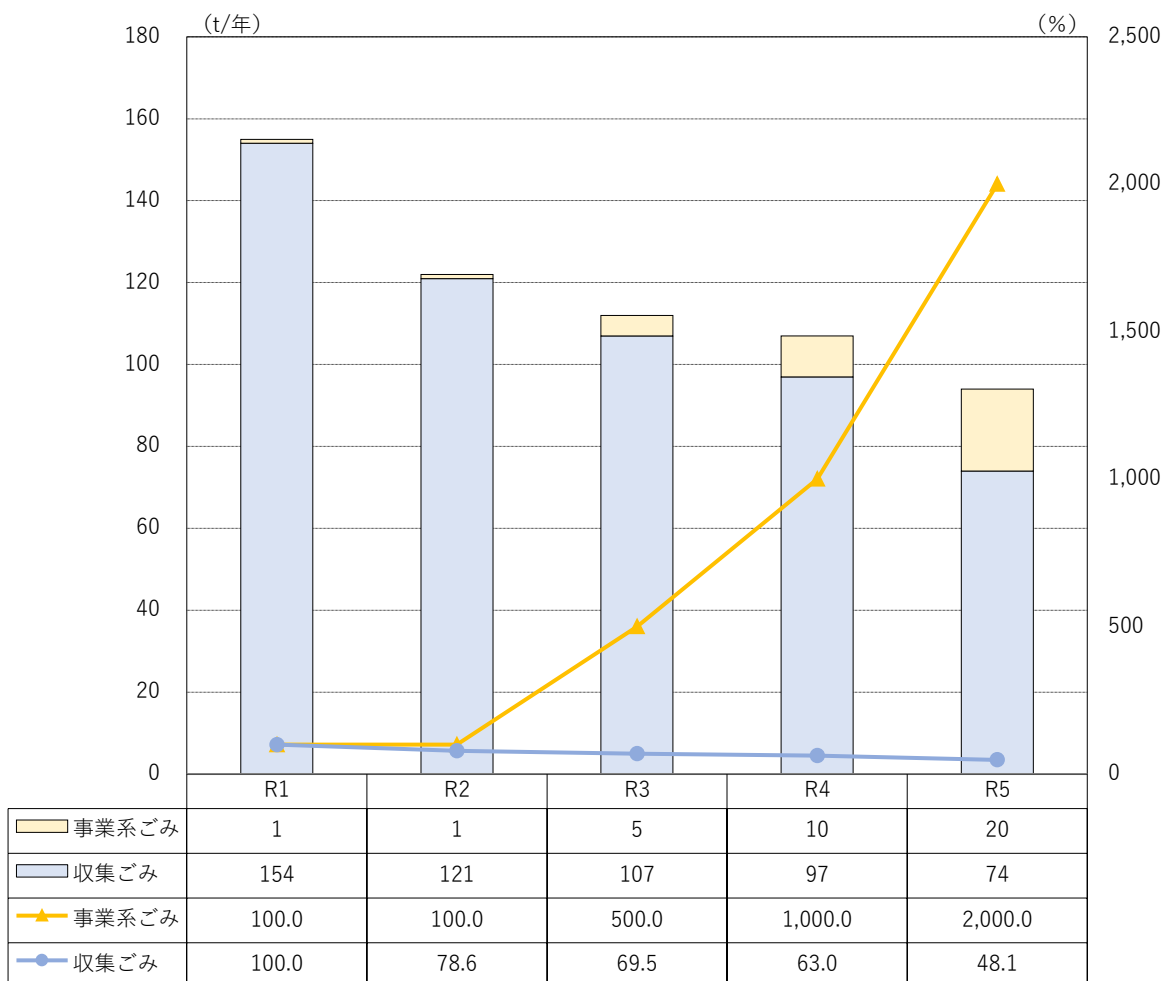
生ごみ排出量の実績を図表3 - 4 - 13に、推移と経年変化を図表3 - 4 - 14に示します。

- (1) 収集ごみは減少しており、令和5年度は74t/年で、令和元年度（154t/年）から80t/年の減少となっています。
- (2) 直接搬入ごみ量は0t/年となっています。
- (3) 事業系ごみは増加しており、令和5年度は20t/年で、令和元年度（1t/年）から19t/年の増加となっています。
- (4) 生ごみ合計は減少しており、令和5年度は94t/年で、令和元年度（155t/年）から61t/年の減少となっています。

◆図表3 - 4 - 13 生ごみ排出量の実績

区分		単位	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R1
生活系 ごみ	収集ごみ	t/年	154	121	107	97	74	-80
	直接搬入ごみ		0	0	0	0	0	0
事業系ごみ			1	1	5	10	20	19
合計			155	122	112	107	94	-61

◆図表3 - 4 - 14 生ごみ排出量の推移と経年変化



3 - 5 ごみ処理・処分の状況

1 ごみ処理の実施主体

ごみ処理体制を図表3 - 5 - 1に示します。

現在、ごみ処理については、収集・運搬を本市、中間処理は北松北部環境組合、最終処分は本市が実施しています。

◆図表3 - 5 - 1 ごみ処理体制

	収集・運搬	中間処理	最終処分
松浦市	松浦市・個人	北松北部環境組合	松浦市

2 収集・運搬

本市の収集サービス等の状況を図表3 - 5 - 2に示します。

家庭から排出されるごみの収集範囲は本市の行政区域内全域としており、本市がそれぞれ委託または許可する業者により収集しています。また、事業所から排出される事業系ごみは、本市が許可する許可業者によって収集しています。

◆図表3 - 5 - 2 収集サービス等の状況

項目		収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
もえるごみ		2回/週	ステーション	指定袋	委託
資源ごみ	飲料用のかん	1回/2週	ステーション	指定袋	委託
	びん類	1回/2週	ステーション	指定袋	委託
	ペットボトル	1回/2週	ステーション	指定袋	委託
危険物		1回/2週	ステーション	指定袋	委託
その他の不燃ごみ		1回/2週	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		1回/月	ステーション (一部個別収集)	シール	委託
生ごみ		2回/週	ステーション	指定袋	委託

3 直接搬入

本市で発生するごみについては、図表3-5-3に示す条件にて、住民等が自ら北松北部クリーンセンターに搬入することもできます。

◆図表3-5-3 直接搬入について

項目	内容
受入先	北松北部クリーンセンター
受付時間	平日・平日の祝日(12月31日から1月3日を除く)の午前9時から午後4時 (正午から午後1時を除く)
搬入できるもの	・一般家庭ごみで市指定ごみ袋の対象ごみ ・粗大ごみ家具、家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を除く)など
搬入できないもの	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、プロパンガスボンベ、高圧ガスボンベ、消火器、塗料、石油類、廃油、火薬類、農薬、薬品類、劇薬、毒物、PCB、アスベスト製品、繊維強化プラスチック(FRP)の水槽・船舶、ピアノ、オートバイ、産業廃棄物〔建築廃材(新・増改築に伴う廃材、塗料缶、残土、がれき類)、自動車部品(タイヤ、バッテリーを含む)、農機具類、自動販売機、冷凍ショーケース類など〕

4 処理施設の概要

(1) 中間処理施設

中間処理施設の概要を図表3-5-4に、位置を図表3-5-5に示します。

本市で発生するごみの中間処理は北松北部環境組合が管理・運営している北松北部クリーンセンター内のごみ処理施設及びリサイクル施設で適正に処理を行っています。

◆図表3-5-4 中間処理施設の概要

施設名称	北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設・リサイクル施設）
所在地	長崎県平戸市田平町下寺免1318番地
事業主体	北松北部環境組合
敷地面積	42,400㎡
ごみ処理施設	
処理方式	ガス化溶融炉一体方式（酸素式熱分解直接溶融炉システム）
焼却能力	70t/日（35t/24h×2炉）
受入供給設備	ピット＆クレーン方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ及び減温塔
排ガス処理設備	有毒ガス除去装置＋ろ過式集じん器＋触媒脱硝装置
灰処理設備	溶融スラグ：水破方式、溶融飛灰：薬剤処理方式
余熱利用	蒸気タービン発電（870kW）
リサイクル施設	
能力	17t/5h
処理対象物	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、缶類、びん類、ペットボトル、鉄類、アルミ類、乾電池、蛍光管等、小型家電ほか
処理方式	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ：破碎→各種選別→圧縮梱包→リサイクル 缶類：選別→圧縮梱包→リサイクル びん類：色選別→リサイクル ペットボトル：選別→圧縮梱包→リサイクル

◆図表3 - 5 - 5 中間処理施設の位置



(2) 最終処分場の概要

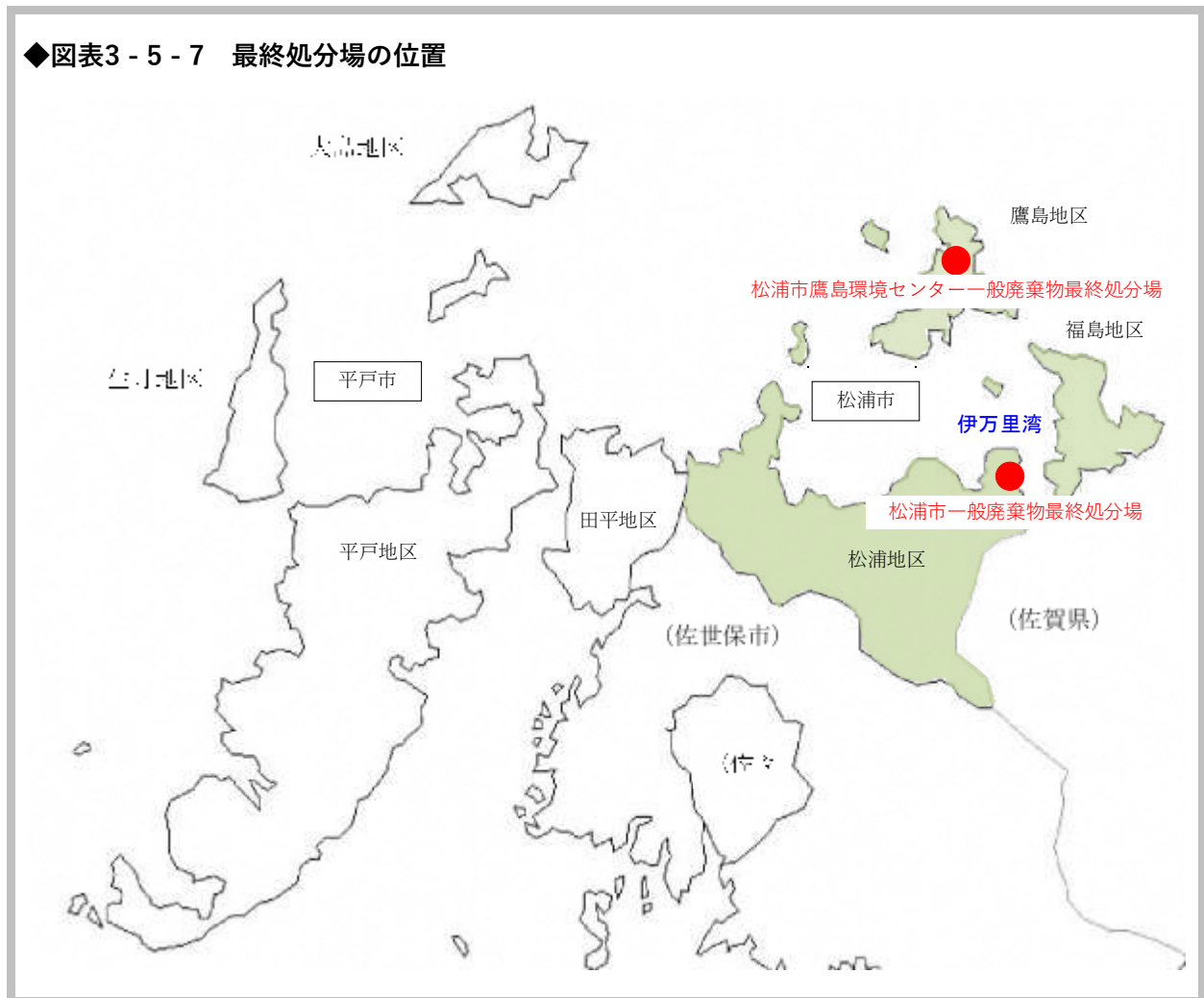
最終処分場の概要を図表3-5-6に、位置を図表3-5-7に示します。

北松北部クリーンセンターで処理を行ったばいじん（飛灰）等の最終処分は本市が管理・運営する最終処分場で埋立処分を行っています。

◆図表3-5-6 最終処分場の概要

	松浦市 一般廃棄物最終処分場	松浦市鷹島環境センター 一般廃棄物最終処分場
管理・運営	松浦市	松浦市
所在地	長崎県松浦市今福町北免1157番地	長崎県松浦市鷹島町阿翁免404番地6
供用開始年	平成2年	平成13年
処理対象物	不燃性残さ、溶融飛灰固化物等	不燃物、破碎残さ、焼却残さ等
埋立場所	平地	平地
埋立面積	4,497㎡	8,600㎡
埋立容量	14,535㎥	7,000㎥
構造等	水処理：有、しゃ水工：有	水処理：有、しゃ水工：有
使用状況	使用中	休止中

◆図表3 - 5 - 7 最終処分場の位置



5 ごみ処理・処分量

ごみ処理・処分量の実績等を図表3 - 5 - 8～図表3 - 5 - 10に示します。

令和5年度に排出されたごみ（5,971t/年）のうち、90.0%を焼却処理し、最終的な埋立処分は4.7%となっています。

施設資源化量は令和2年度に増加し、令和3年度以降減少していましたが、令和5年度に再度増加しています。

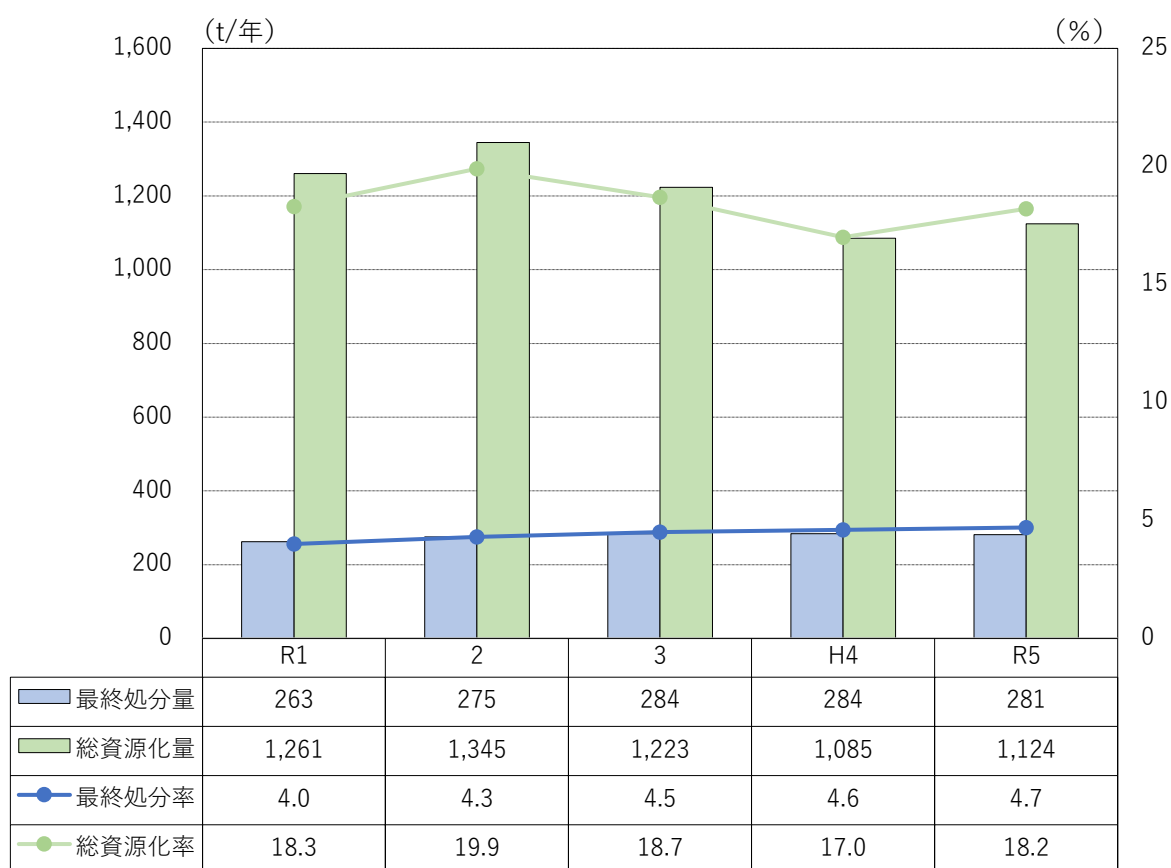
また、集団回収量も含めた総資源化率については、令和2年度に増加後、令和3年度以降減少していましたが、令和5年度に再度増加しており、令和5年度実績で18.2%となっています。

今後も引き続き中間処理施設によるごみの減容化を図っていくものとしませんが、資源化については全国平均値よりも低く減少していることから今後は分別の強化を図る必要があります。

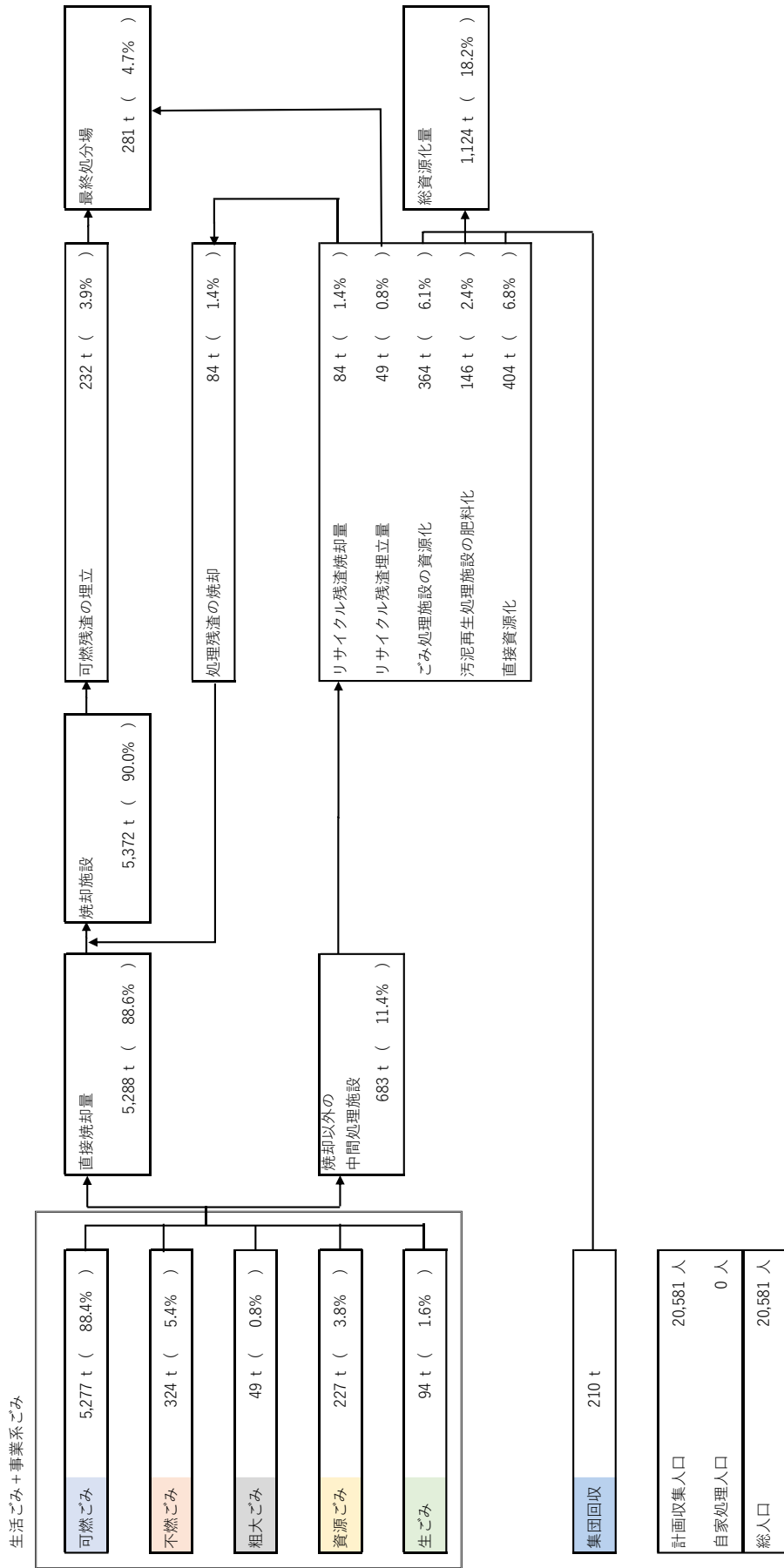
◆図表3 - 5 - 8 ごみ処理・処分量の実績

区 分 \ 年 度				単位	R1	R2	R3	R4	R5	
排 出 量	(1)	可燃ごみ		t/年	5,796	5,640	5,536	5,460	5,277	
	(2)	不燃ごみ		t/年	341	405	351	323	324	
	(3)	粗大ごみ		t/年	41	54	50	49	49	
	(4)	資源ごみ（リサイクル施設で処理）		t/年	235	240	237	236	227	
	(5)	生ごみ（汚泥再生処理施設で処理）		t/年	155	122	112	107	94	
	(6)	総ごみ排出量		t/年	6,568	6,461	6,286	6,175	5,971	
中 間 処 理 量	(7)	ごみ処理施設 処理量	直接焼却	(1)と同値	t/年	5,796	5,640	5,536	5,460	5,277
	(8)		可燃粗大	実績値	t/年	7	8	10	9	11
	(9)		小計	(7)+(8)	t/年	5,803	5,648	5,546	5,469	5,288
	(10)		リサイクル残渣焼却量	実績値	t/年	153	145	119	143	84
	(11)		計	(9)+(10)	t/年	5,956	5,793	5,665	5,612	5,372
	(12)		(焼却処理率)	(11)÷(6)	%	90.7%	89.7%	90.1%	90.9%	90.0%
	(13)	リサイクル施設 処理量	不燃粗大	実績値	t/年	34	46	40	40	38
	(14)		びん類		t/年	139	137	129	125	120
	(15)		缶類		t/年	51	53	54	55	50
	(16)		ペットボトル		t/年	45	50	54	56	57
	(17)		不燃		t/年	341	405	351	323	324
	(18)		生ごみ		t/年	155	122	112	107	94
	(19)		計	Σ{(13)～(18)}	t/年	765	813	740	706	683
	(20)	資源化量	ごみ処理施設	Σ{(20)～(23)}	t/年	376	441	404	359	364
	(21)		スラグ	実績値	t/年	369	437	401	354	357
	(22)		紙類		t/年	7	4	3	5	7
	(23)		布類		t/年	0	0	0	0	0
	(24)		最終処分量	実績値	t/年	221	224	244	239	232
	(25)		リサイクル施設 （汚泥再生処理施設を含む）	Σ{(26)～(33)}	t/年	414	461	415	404	404
	(26)		びんカレット	実績値	t/年	124	119	115	115	108
	(27)		缶類		t/年	42	40	45	45	41
	(28)		破砕金属類		t/年	99	125	111	93	93
	(29)		その他金属類		t/年	60	90	62	63	65
	(30)		小型家電類		t/年	38	34	28	32	36
	(31)		ペットボトル		t/年	44	46	48	49	49
	(32)		乾電池	実績値	t/年	4	4	4	5	10
	(33)		蛍光管		t/年	3	3	2	2	2
	(34)		肥料		t/年	156	156	166	114	146
	(35)		リサイクル施設 計	(25)+(37)	t/年	570	617	581	518	550
	(36)		最終処分量	実績値	t/年	42	51	40	45	49
	(37)		施設資源化量	(20)+(25)+(34)	t/年	946	1,058	985	877	914
	(38)		(施設資源化率)	(37)÷(6)	%	14.4%	16.4%	15.7%	14.2%	15.3%
	(39)		集団回収量	Σ{(39)～(42)}	t/年	315	287	238	208	210
	(40)		紙類	実績値	t/年	315	287	238	208	210
	(41)		びん類		t/年	0	0	0	0	0
	(42)		布類		t/年	0	0	0	0	0
	(43)		総資源化量	(37)+(39)	t/年	1,261	1,345	1,223	1,085	1,124
	(44)		(総資源化率)	(38)÷((7)+(43))		18.3%	19.9%	18.7%	17.0%	18.2%
	最 終 処 分 量	(45)	最終処分場	最終処分量	実績値	t/年	263	275	284	281
		(46)		(最終処分率)	(45)÷(6)	%	4.0	4.3	4.5	4.6

◆図表3 - 5 - 9 総資源化量及び最終処分量の推移



◆図表3 - 5 - 10 ごみ処理・処分量の実績（令和5年度実績）



※総資源化量の比率は、生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収の合計、それ以外の比率は生活系ごみ+事業系ごみの合計で除して算出しています。

3 - 7 ごみ処理における課題の整理

本市のごみ処理行政に関する課題は、以下のとおりです。

1 前回計画の目標達成状況

本市が作成した前回計画では減量化及び再資源化の目標値を設定し、ごみの減量化・再資源化及び適正処理を進めてきました。

【松浦市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）の目標設定】

計画目標年次（平成42年度）

- ① 排出抑制(平成26年度)に対して12%以上の削減
- ② リサイクル率 19%の達成
- ③ 最終処分率 4%の達成

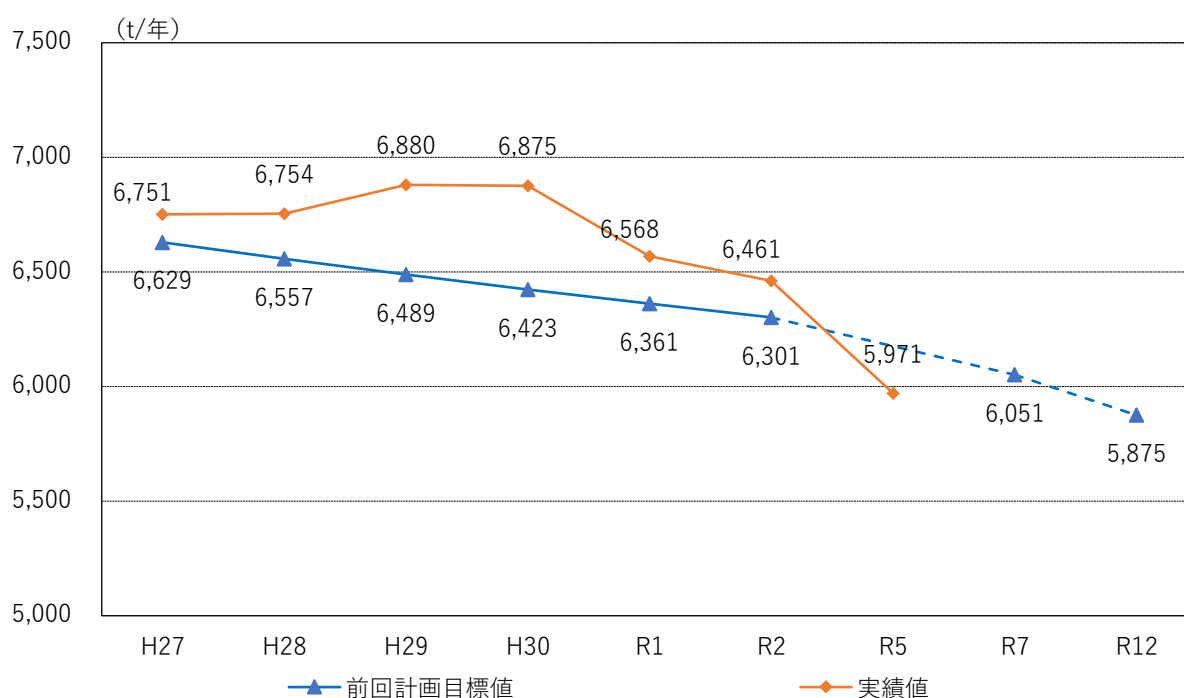
（1）ごみ総排出量の減量化目標

減量化目標達成状況を図表3 - 7 - 1に示します。

前回計画では、人口が減少傾向にあるにもかかわらず、ごみの排出量が減少していない状況にあったことから、ごみの排出抑制を図り、中間目標とする令和2年度において現状（平成26年度）に対して6%以上の削減（計画値6,301t/年）、令和7年度において現状（平成26年度）に対して9%以上の削減（計画値6,051t/年）をすることを排出抑制の目標としていました。

令和5年度時点では、目標を達成しています。

◆図表3 - 7 - 1 減量化目標達成状況



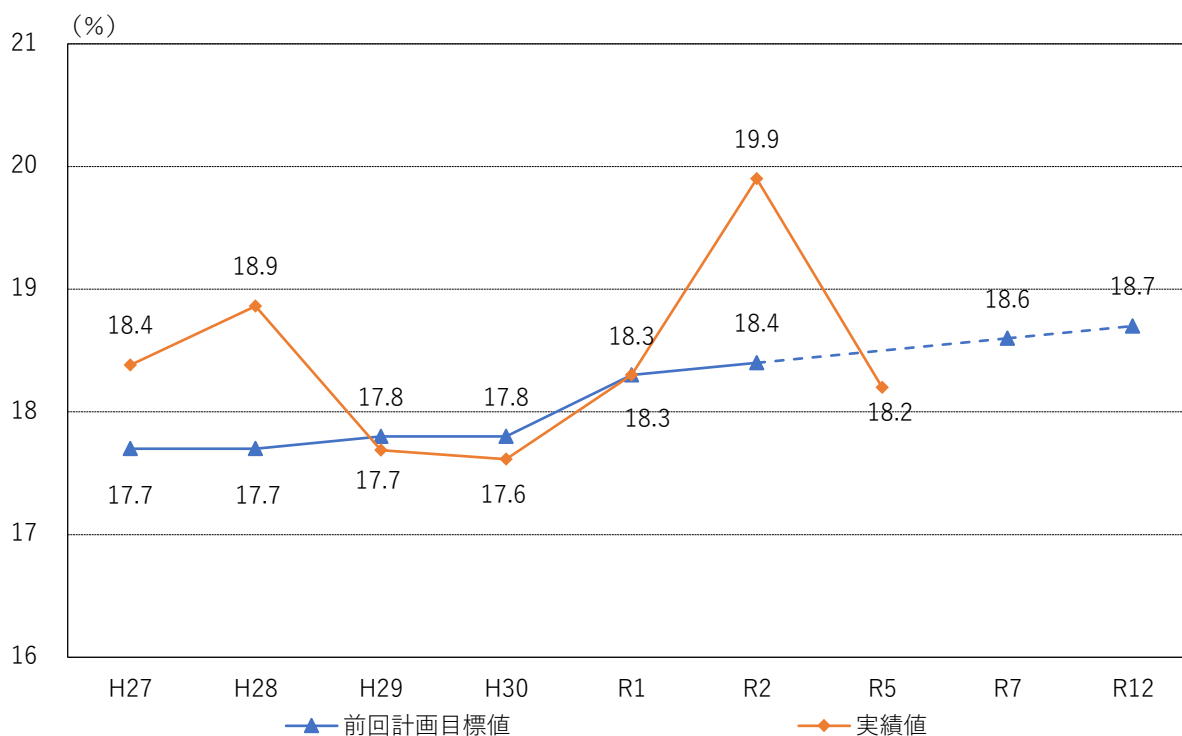
(2) 再資源化目標

資源化率目標達成状況を図表3-7-2に示します。

前回計画では資源化率は17%以上を維持し、県平均の資源化率16%を上回る状況にあったため、鷹島地区を含めた中間処理の集約化を図るとともに、分別収集による資源回収、中間処理による資源物の回収を図り、再生利用の推進に努めていくとしていました。

令和5年度時点では、目標は未達成となっています。

◆図表3-7-2 資源化率目標達成状況



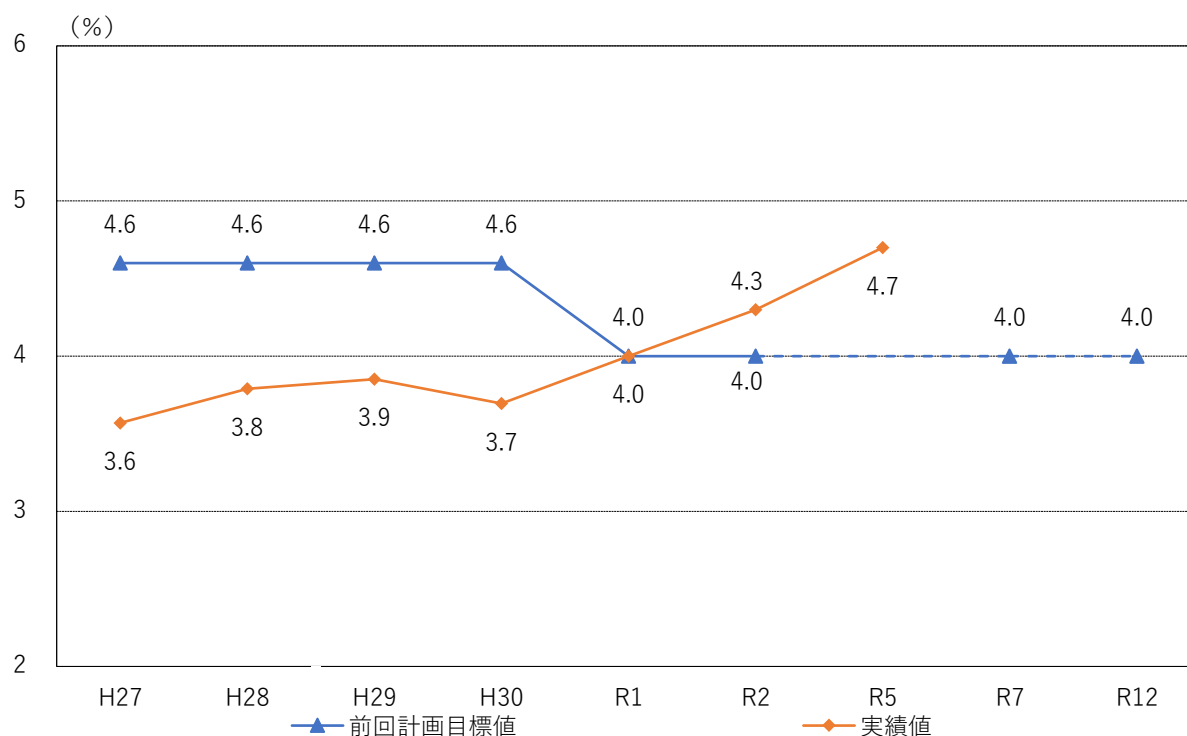
(3) 最終処分率目標

最終処分率目標達成状況を図表3-7-3に示します。

前回計画では最終処分率は5%未満を維持し、県が目標とする最終処分率10%未満を達成している状況にあったため、鷹島地区を含めた中間処理の集約化を図るとともに、中間処理による最終処分となるごみの減量化、焼却残さ等の再利用を図り、さらなる最終処分量の削減の推進に努めるとしていました。

令和5年度時点では、最終処分率が4%を上回っているため、目標未達成となっています。

◆図表3-7-3 最終処分率目標達成状況



2 排出抑制の課題

(1) ごみ排出量の減量化

図表3-4-1に示すとおり、ごみ排出量は人口減少とともに減少傾向にあり、一人一日平均排出量は各年度で増減がありますが、横ばいで推移しています。更に、令和4年度の全国平均及び長崎県の平均（全国平均：880g/人日、長崎県平均：953g/人日）を下回っているため、引き続き、一人一日平均排出量の減量化を進めるための施策を展開していくこととします。

(2) ごみ排出抑制及び再生利用等の推進

環境への負荷の軽減と循環型社会形成を推進するため、住民、事業者、行政が一体となって、家庭や事業所にごみとなるものを減らし、過剰包装や使い捨て商品を断るごみの発生抑制や廃棄物を出さないライフスタイルへの転換を図り、4R（Refuse(リフューズ)・Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル))を推進していきます。

3 収集・運搬の課題

（１）分別収集の徹底

現在実施している資源ごみの分別収集は、飲料用のかん、びん類及びペットボトルを対象として収集しており、不燃ごみについても、金属類や小型家電等を分別収集し、北松北部クリーンセンター（リサイクル施設）にて資源化を行っています。

今後も引き続き分別収集を実施していくものとしませんが、直近5ヵ年の資源ごみ収集量は、年度により増減があり、令和元年度と比較すると令和5年度の資源化率は同程度となっていることから、資源化率の向上に向けて住民への啓発活動を行っていく必要があります。

また、プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック製品等の分別収集等について、分別区分の見直し等の検討を行う必要があります。

（２）超高齢化社会への対応

住民の高齢化が進んでおり、将来的には家庭から出されるごみ・資源物をごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者や障がい者などが増加することが想定されることから、本市においては対策を検討する段階にきていると考えられます。

（３）空家等問題への対応

近年、地域における人口減少・少子高齢化の進展とともに、既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズ及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない空家等が年々増加しているため、解体等の際に排出される家具等の適正な処理を行う必要があります。

（４）在宅医療廃棄物への対応

在宅医療廃棄物には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、収集等に従事する作業員への感染等の危険があることから、住民に対して医療機関へ返却するよう、啓発を行う必要があります。

（５）環境美化、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止

環境美化及び不法投棄対策として、環境美化に関する情報や活動の周知徹底、また、不法投棄の早期発見や野外焼却等の周辺環境に影響を及ぼす可能性のある不適正処理の防止のため、さらなる意識啓発に取り組む必要があります。

4 中間処理の課題

北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクル施設）では、燃えるごみの処理、不燃ごみ（金属類）、飲料用の缶類、びん類及びペットボトルの保管・再資源化を行っています。北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクル施設）は平成16年度に供用を開始してから20年が経過しました。日頃の点検・整備等により全般的に良好に保たれていますが、稼働期間は令和15年度までとなっているため、新施設の建設に向けた検討等に取り組む必要があります。

5 焼却残さの再生利用

北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）では、ごみ処理に伴い発生する溶融スラグを建設資材として再生利用しています。

今後、新たな最終処分場の確保が困難な状況において、溶融飛灰の再生利用に関する検討を含めて、最終処分場の延命化や最終処分量の削減について引き続き取り組んでいく必要があります。

6 その他

法制度や社会状況の変化を鑑み、本計画実施期間内に検討すべきその他の課題としては、以下の事項があります。

（１）プラスチック製品等の資源循環

令和4年4月にプラスチック資源循環法が施行され、プラスチック製品等の排出抑制や使用後の分別、不法投棄の防止のほか、海洋プラスチック問題などへの意識啓発等を実施するために、下記に示す事項に取り組む必要があります。

ア プラスチック製品等の排出抑制

プラスチックごみの流出による海洋汚染が国際的な課題となっており、国のプラスチック資源循環戦略では、ワンウェイプラスチック（一度使用した後に、その役目を終える使い捨てプラスチック）の使用削減や資源化についてスケジュールの全体像が示されているため、ワンウェイプラスチックの排出抑制等の対策を進めていく必要があります。

イ プラスチック製品等の適正処理

プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック製品等の分別収集等について、検討を行う必要があります。

また、不法投棄されたプラスチックごみは、河川や海に流出し海洋汚染の原因になることから、環境負荷を低減させるために、海洋プラスチック問題や適正な処理について意識啓発に取り組む必要があります。

ウ 温室効果ガス削減

容器包装を含むプラスチック系のごみ量を削減することで環境への負荷を低減していくように努め、意識啓発に取り組む必要があります。

（２）食品ロスの削減推進

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品であり、生産段階・製造段階・流通段階・消費段階において発生しています。

長崎県では令和3年3月に、「長崎県食品ロス削減推進計画」を策定しています。

そのため、SDGsに貢献する食品ロスの削減推進について取り組む必要があります

第4章 ごみ処理基本計画

4-1 基本方針

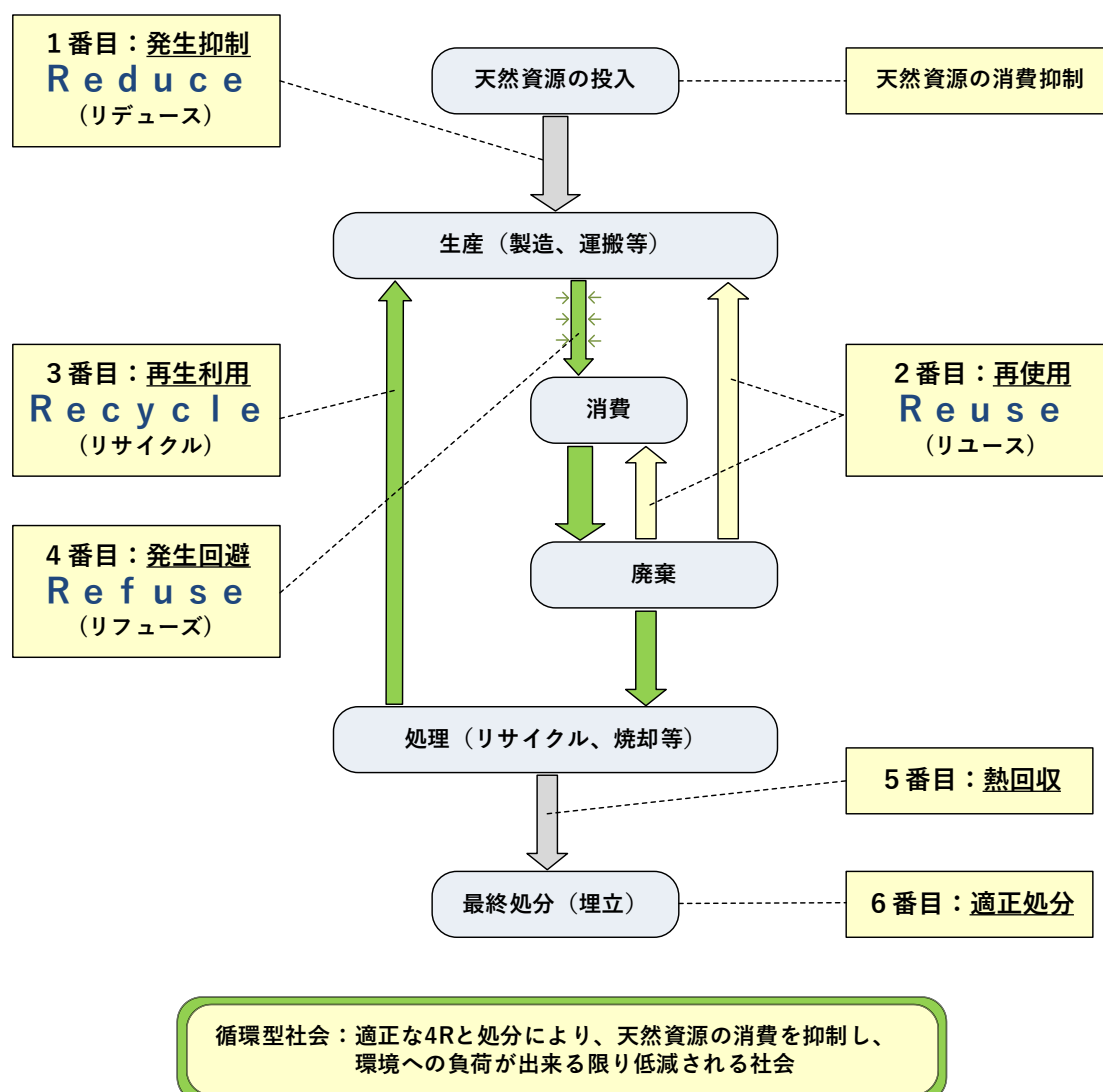
1 目標とする廃棄物処理の考え方

循環型社会に向けた処理の優先順位を図表4-1-1に、4R運動の概要を図表4-1-2に示します。

我が国では平成12年度に循環基本法（法律第110号）が制定され、廃棄物・リサイクル対策として、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）の3Rに加え、熱回収、循環利用できない廃棄物を適正に処分という優先順位をつけ、「循環型社会の構築」が進められています。

また、長崎県が令和3年3月に策定した「第5次長崎県廃棄物処理計画」では、上記の3Rに廃棄物を発生させない（Refuse：リフューズ）を加えた、4Rを推進することで、廃棄物の減量化を図るとしています。

◆図表4-1-1 循環型社会に向けた処理の優先順位



◆図表4 - 1 - 2 4R運動の概要

【4R運動の推進】

- R**efuse（リフューズ）：家庭などにごみとなるものを持ち込まないよう「断る」
- R**educe（リデュース）：ものを大切にし、ごみとして出すものを「減らす」
- R**euse（リユース）：そのままの形で「再利用する」
- R**ecycle（リサイクル）：廃棄物となったものを一度処理し、原材料として新しいものに作りかえて「再生利用する」
- マテリアルリサイクル：資源となるごみを新しい製品の材料や原料として、再生利用すること。
- サーマルリサイクル：ごみ処理の際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。

こうした状況の中で、「循環型社会の構築」の一翼を担う、容器包装リサイクル法を始めとする各種リサイクル法の制定や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省告示第34号）の変更（平成22年12月）などにより、廃棄物を取り巻く社会情勢は転換期にきています。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、廃棄物の減量化に向けた基本的な減量目標値、他市町村との連携等による広域的な取組みの実施、一般廃棄物の処理に関する事業コスト及び情報の提供の実施、一般廃棄物処理の有料化の推進などの基本方針が示されています。

2 基本方針

上記を踏まえた上で、ごみ処理に関する基本方針を以下のように定めました。

基本方針1：住民・事業者・行政が連携、協働した4R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）に、ごみとなるものをもらわない（断る）という「Refuse：リフューズ」を加え、住民・事業者・行政の三者が連携して4R運動を実施することにより、一歩進んだ循環型社会の構築を目指していきます。

基本方針2：ごみの減量化及び資源化の促進

第一に家庭などにごみとなるものを持ち込まないよう、ごみの排出抑制（リフューズ、リデュース）を図り、次にごみの中から使えるものを再使用（リユース）していくとともに、ごみとなって排出されるものを効率的に再生利用（リサイクル）していくため、集団回収の推進や、家庭及び事業所での分別の徹底を推進していきます。

基本方針 3：ごみの適正な処理・処分体制の継続

ごみの適正な処理、処分を図り、地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていきます。また、地域における廃棄物の適正な処理、処分が行える環境を整え、中長期における安定かつ安心できるごみ処理体制を維持するため、北松北部クリーンセンターの維持管理に協力していきます。また、不燃ごみ、資源ごみ等に関する再生利用の推進に積極的に取り組んでいくとともに、最終処分量の削減を推進していきます。

基本方針 4：災害時の廃棄物処理体制の構築

近年では日本の各地において、地震や大雨等による災害の被害が大規模なものとなっており、被災した自治体では、大量の災害廃棄物が発生しています。発生した災害廃棄物の処理は市町村に責任があることから、作成している地域防災計画や災害廃棄物処理基本計画に基づき、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時の備えに取り組めます。

基本方針 5：地球温暖化防止への対応

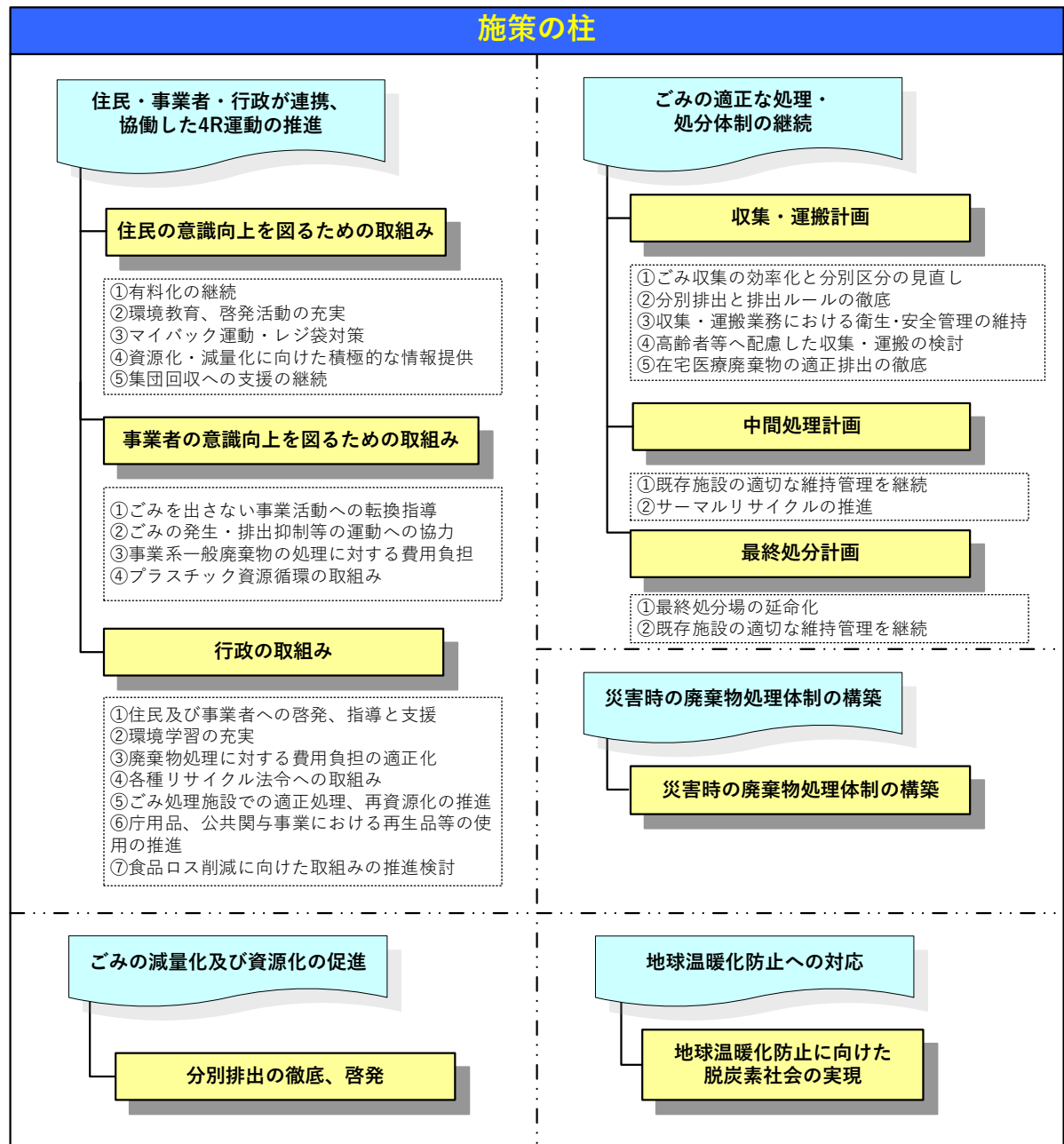
世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、廃棄物処理事業の観点から温室効果ガス（CO₂など）の排出抑制に取り組めます。

基本方針 6：北松北部クリーンセンターの更新

北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクル施設）の施設稼働期間は令和15年度までとなっており、令和16年度に新施設を稼働させる必要があります。

そのため、今後は、北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクル施設）の稼働期間終了後の新施設の供用開始に向け、取り組んでいきます。

◆図表4 - 1 - 3 基本方針の施策の柱



4 - 2 ごみ排出量及び処理量の見込み

1 行政区域内人口の将来推計の方法

推計式の概要を図表4 - 2 - 1に示します。

将来の行政区域内人口については、次に示す推計方法で推計を行い、比較し、現状の人口推移に即した推計を採用するものとします。

- (1) 本市が作成している総合計画または人口ビジョンに記載されている将来人口を基に、等差的に増減させることで推計を行います。
- (2) 「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている記述を基に、過去の実績を用いて（一般に行政区域内人口は10年間、ごみ排出量は5年間）、厚生省水道環境部監修「ごみ処理施設構造指針解説」で解説されている5推計式（一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線）を用いて推計を行います。

なお、推計式の採用にあたっては、過去の推移を反映するものとして、

- ①極端な増減を示すものを除く
- ②実績と傾向が似ているもの（過去の平均増減数に近いもの）
- ③相関性の高いもの

などの点に注目して採用式（採用する推計式）の選定を行う必要があります。

2 ごみ量の将来推計の方法

ごみ量の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている記述を基に、過去の実績を用いて（一般に行政区域内人口は10年間、ごみ排出量は5年間）、厚生省水道環境部監修「ごみ処理施設構造指針解説」で解説されている5推計式（一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線）を用いて推計を行います。

◆図表4 - 2 - 1 推計式の概要

推計式	概要	特性
一次傾向線 $Y = a + b X$	最も一般的な式であり使用頻度の高い式です。過去の実績値が漸増・漸減している場合等に良く適合するという経験則があり、採用されるケースが多くなっています。	① 傾向を直線に置き換えたときの推計式です。 ② 式のbはこの直線の勾配の値で、b正符号のとき上昇傾向となり、bが負符号のとき下降傾向となります。 ③ 見積りが少なく出る傾向があります。
二次傾向線 $Y = a + b X + c X^2$	本推計式は、増減の大きな傾向曲線を示す場合が多く、実績値によっては、傾向曲線の中に極値を含み、増減の逆転が生じる場合もあります。したがって、人口推計の場合、あまり整合性が良くありませんが、ごみ量の推計では、採用されることがあります。	① 傾向を放物線に置き換えたときの推計式です。 ② 通増的・通減的な増加または減少を示す曲線であります。 ③ 人口推定ではあまり整合性は良くありませんが、ごみ量の推計では用いられることがあります。
一次指数曲線 $Y = a \times b^X$	過去のデータが等比級数的な傾向の時に整合性が良いといわれています。したがって、発展性の強い都市以外では、推定値が大きくなる場合があります。	① 過去のデータの伸びを一定の比率で通増または通減させる推計式です。 ② 増加あるいは減少傾向は急激になります。 ③ 過去のデータが等比級数的な傾向のときに整合性が良いといわれています。
べき曲線 $Y = c + b(X - 1)^a$	比較的整合性が良く、多くの都市の人口推定に適用できます。しかし、推定値が過大となるおそれもあるので十分な配慮が必要となります。	① 過去のデータの伸びを徐々に増加させる推計式です。 ② 実績値が増加し続ける条件で、最も整合性が良いとされています。 ③ 多くの都市の人口推定に適用できます。
ロジスティック曲線 $Y = c \div \{1 + e^{(b-ex)}\}$	本推計式は、人口増加の法則の研究から導かれたものであり、一定年後に増加率が、最大となりその後増加率が減少して無限年後に飽和に達するような曲線式をもとにする方法で、大規模な都市の人口を推計する場合によく適用されます。	① 前半は加速度的に増加率が増加し、後半は次第に増加率が鈍化して、無限年数に飽和に達するような傾向を表わす推計式です。 ② S字曲線で表現することができます。

3 本市の将来人口

本市の行政区域内人口の推計結果を図表4 - 2 - 2、推移を図表4 - 2 - 3に示します。

過去10年間の実績を基に、図表4 - 2 - 1に示した推計式を用いて推計を行いました。予測に用いた推計式のうち、減少傾向を示した推計式は4つあります。

また、本市の「松浦市総合計画（令和2年3月）」（以下「松浦市総合計画」という。）に示されている目標人口を等差で補完したところ、目標年度である、令和16年度において17,400人になりました。

推計式で算出した将来人口と松浦市総合計画の目標人口はどちらも減少傾向を示していることから、本計画では上位計画である松浦市総合計画の目標人口を用いた推計人口を採用するものとします。

この結果、本計画の目標年度である令和16年度の行政区域内人口は、17,400人となります。

◆図表4 - 2 - 2 将来人口の推計結果

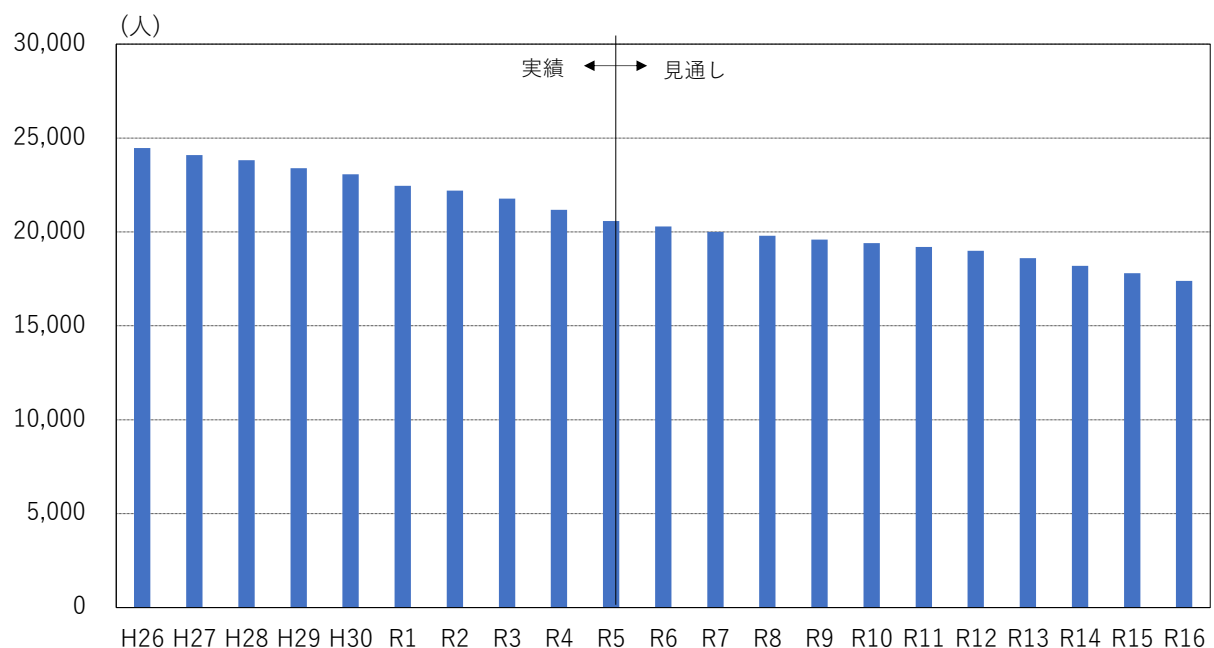
単位：人

松浦市			実績値		総合計画		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
年度			(補正值)	増減数	R2(2020).3	増減数	①		①		①		①		①	
実績	2014	H26	24,461	-												
	2015	H27	24,099	-362	23,000											
	2016	H28	23,811	-288												
	2017	H29	23,393	-418												
	2018	H30	23,062	-331												
	2019	R1	22,447	-615												
	2020	R2	22,205	-242	22,000											
	2021	R3	21,776	-429												
	2022	R4	21,182	-594												
	2023	R5	20,581	-601												
平均増減数			-	-431												
見通し	2024	R6			20,291	-290	20,379	88	20,078	-213	20,452	161	28,526	8,235	20,062	-229
	2025	R7			20,000	-291	19,956	-44	19,492	-508	20,072	72	28,971	8,971	19,469	-531
	2026	R8			19,800	-200	19,534	-266	18,879	-921	19,700	-100	29,419	9,619	18,850	-950
	2027	R9			19,600	-200	19,111	-489	18,238	-1,362	19,335	-265	29,870	10,270	18,207	-1,393
	2028	R10			19,400	-200	18,689	-711	17,570	-1,830	18,977	-423	30,325	10,925	17,542	-1,858
	2029	R11			19,200	-200	18,267	-933	16,875	-2,325	18,625	-575	30,782	11,582	16,859	-2,341
	2030	R12			19,000	-200	17,844	-1,156	16,152	-2,848	18,280	-720	31,242	12,242	16,160	-2,840
	2031	R13			18,600	-400	17,422	-1,178	15,402	-3,198	17,941	-659	31,705	13,105	15,448	-3,152
	2032	R14			18,200	-400	17,000	-1,200	14,625	-3,575	17,608	-592	32,170	13,970	14,728	-3,472
	2033	R15			17,800	-400	16,577	-1,223	13,820	-3,980	17,282	-518	32,637	14,837	14,003	-3,797
	2034	R16			17,400	-400	16,155	-1,245	12,989	-4,411	16,961	-439	33,106	15,706	13,277	-4,123

※1：①＝総合計画との差

※2：実績値については、一般廃棄物処理実態調査票に記載されている人口（各年度10月1日）を使用しています。

◆図表4 - 2 - 3 将来人口の推移



4 ごみ排出量の推計結果

排出抑制前のごみ排出量の推計は、人口推計と同様に図表4 - 2 - 1に示した推計式及び実績値に基づいて行いました。

(1) 収集ごみ

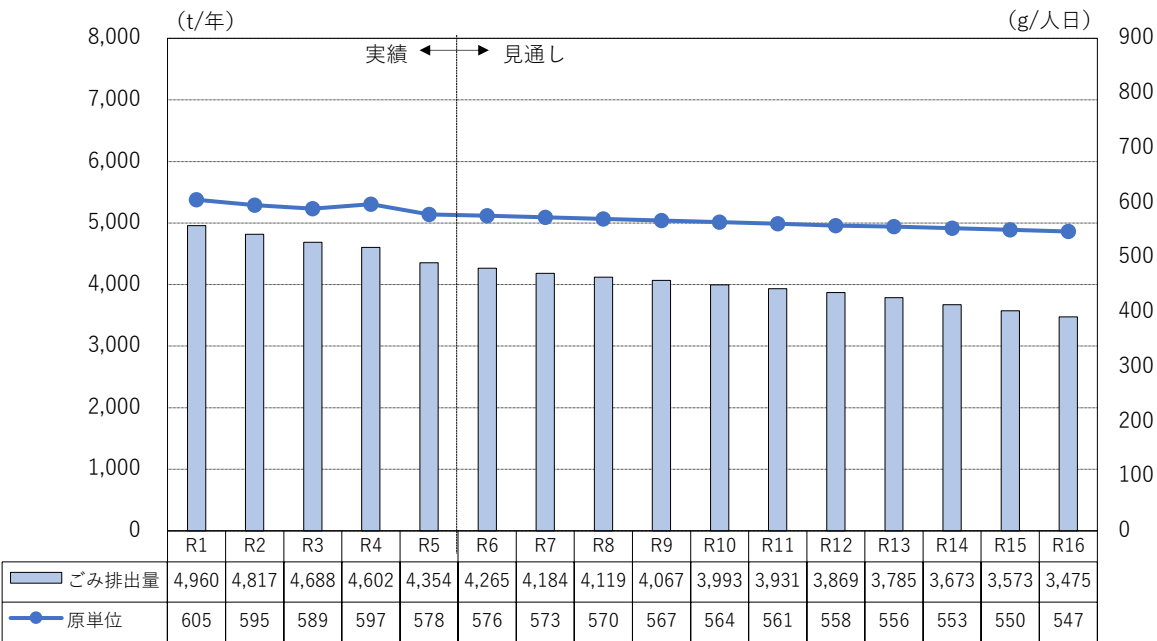
排出抑制前の収集ごみ排出量の推計結果を図表4 - 2 - 4、推移を図表4 - 2 - 5に示します。

収集ごみは一人一日当たり排出量（原単位（g/人日））の推計を行い、そこに行政区域内人口を乗じることで年間排出量を算出しました。

◆図表4 - 2 - 4 収集ごみ排出量の推計結果

区分		単位	実績値 R5	推計値（排出抑制前）	
				中間目標 R11	計画目標 R16
行政区域内人口		人	20,581	19,200	17,400
収集 ごみ	可燃ごみ	g/人日	508	490	475
	不燃ごみ		24	25	25
	粗大ごみ		6	6	6
	資源ごみ		30	30	31
	生ごみ		10	10	10
	計	g/人日	578	561	547
		t/年	4,354	3,931	3,475

◆図表4 - 2 - 5 収集ごみ排出量の推移



(2) 直接搬入ごみ

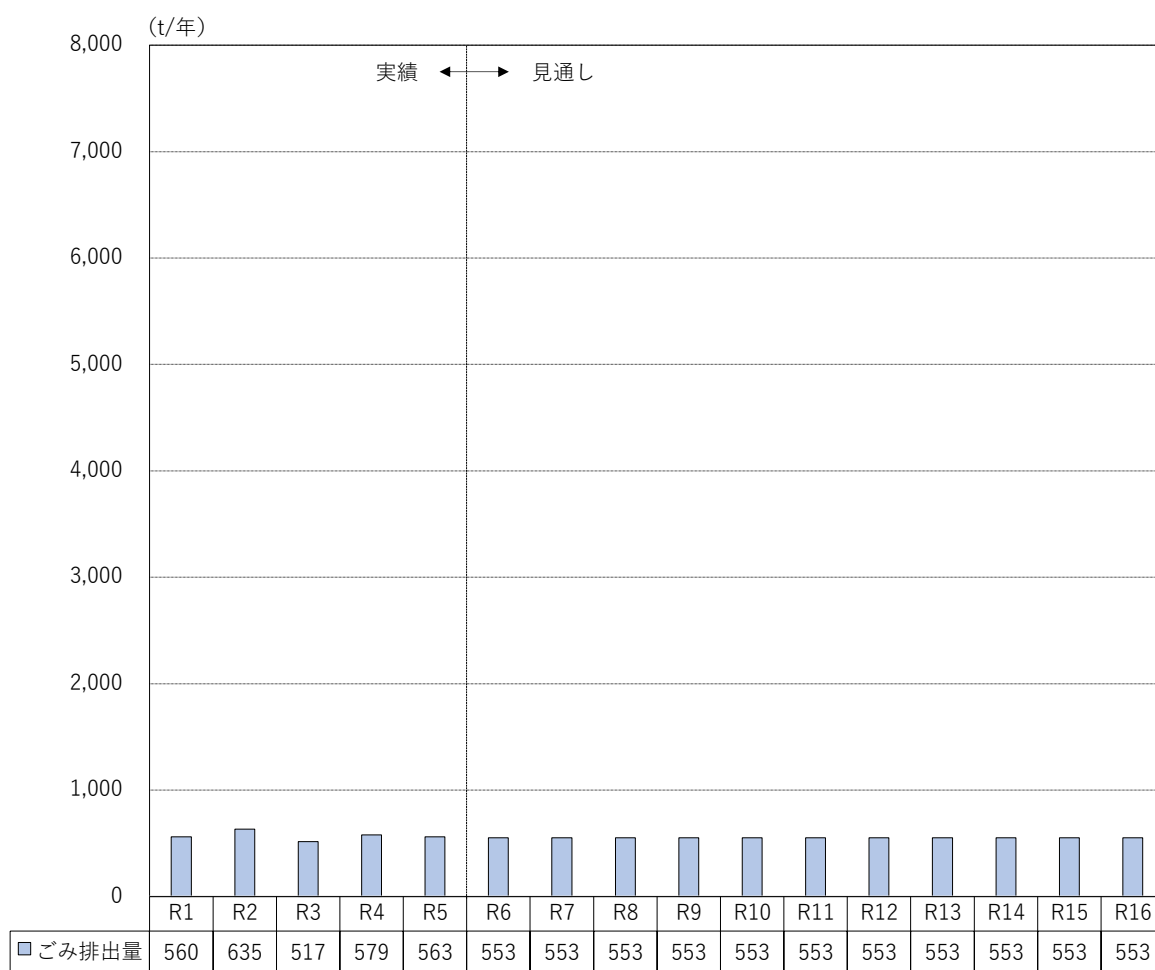
排出抑制前の直接搬入ごみ排出量の推計結果を図表4-2-6、推移を図表4-2-7に示します。

直接搬入ごみは年間排出量の推計を行いました。

◆図表4-2-6 直接搬入ごみ排出量の推計結果

区分		単位	実績値 R5	推計値（排出抑制前）	
				中間目標 R11	計画目標 R16
直接搬入 ごみ	可燃ごみ	t/年	437	433	433
	不燃ごみ		126	120	120
	粗大ごみ		—	—	—
	資源ごみ		—	—	—
	生ごみ		—	—	—
	計		563	553	553

◆図表4-2-7 直接搬入ごみ排出量の推移



(3) 事業系ごみ

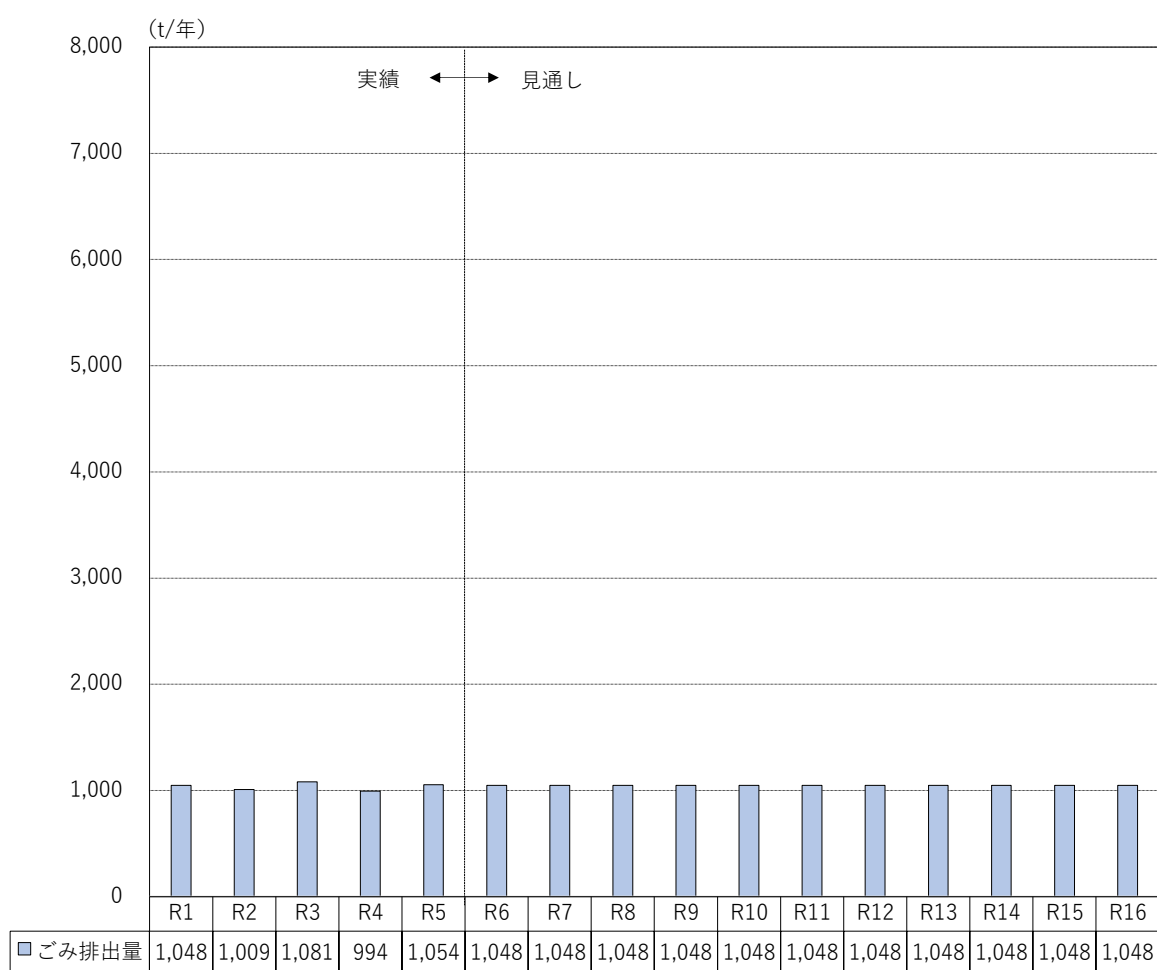
排出抑制前の事業系ごみ排出量の推計結果を図表4 - 2 - 8、推移を図表4 - 2 - 9に示します。

事業系ごみは年間排出量の推計を行いました。

◆図表4 - 2 - 8 事業系ごみ排出量の推計結果

区分		単位	実績値 R5	推計値（排出抑制前）	
				中間目標 R11	計画目標 R16
事業系 ごみ	可燃ごみ	t/年	1,012	1,006	1,006
	不燃ごみ		18	18	18
	粗大ごみ		4	4	4
	資源ごみ		—	—	—
	生ごみ		20	20	20
	計		1,054	1,048	1,048

◆図表4 - 2 - 9 事業系ごみ排出量の推移



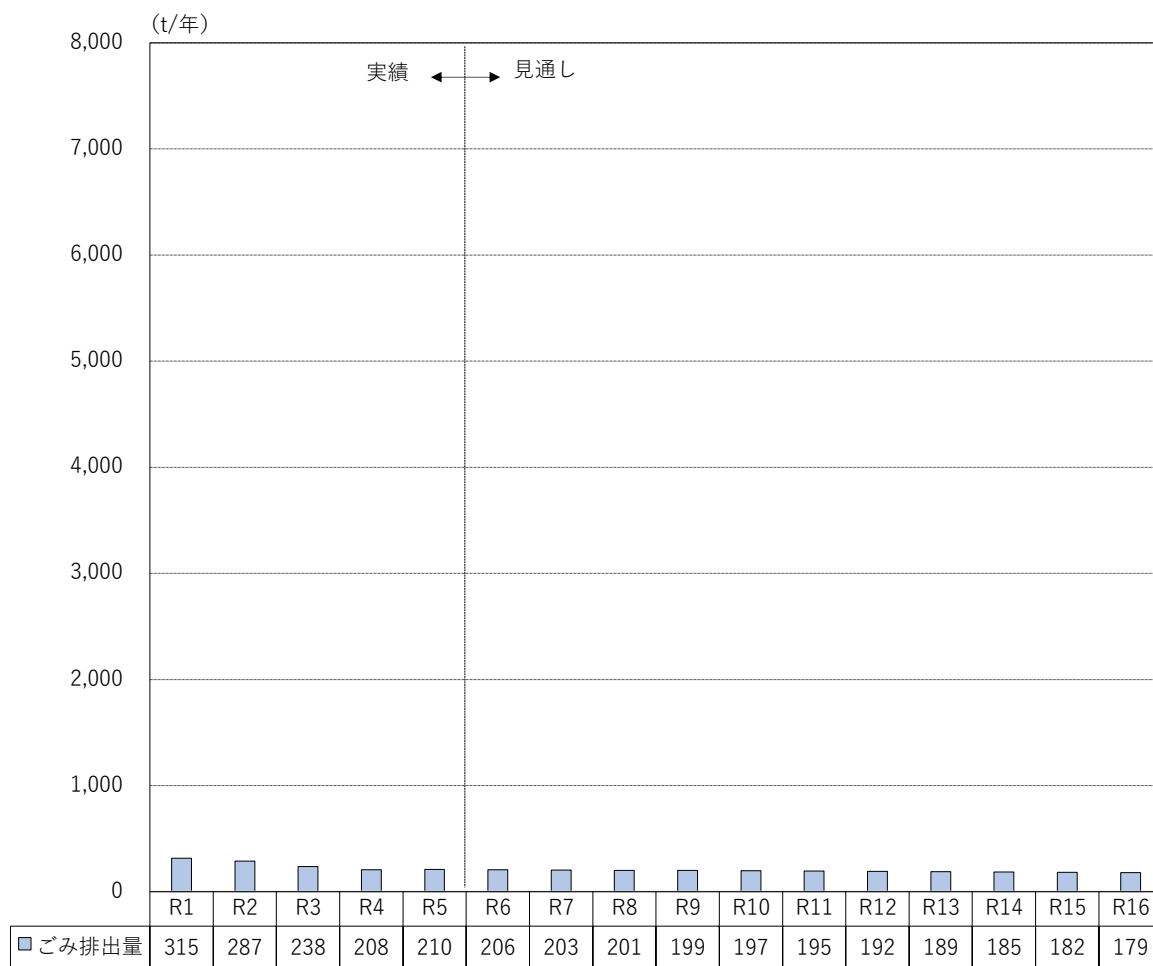
(4) 集団回収量

排出抑制前の集団回収量の推計結果を図表4 - 2 - 10、推移を図表4 - 2 - 11に示します。
集団回収は年間排出量の推計を行いました。

◆図表4 - 2 - 10 集団回収量の推計結果

区分	単位	実績値 R5	推計値（排出抑制前）	
			中間目標 R11	計画目標 R16
集団回収量	t/年	210	195	179

◆図表4 - 2 - 11 集団回収量の推移



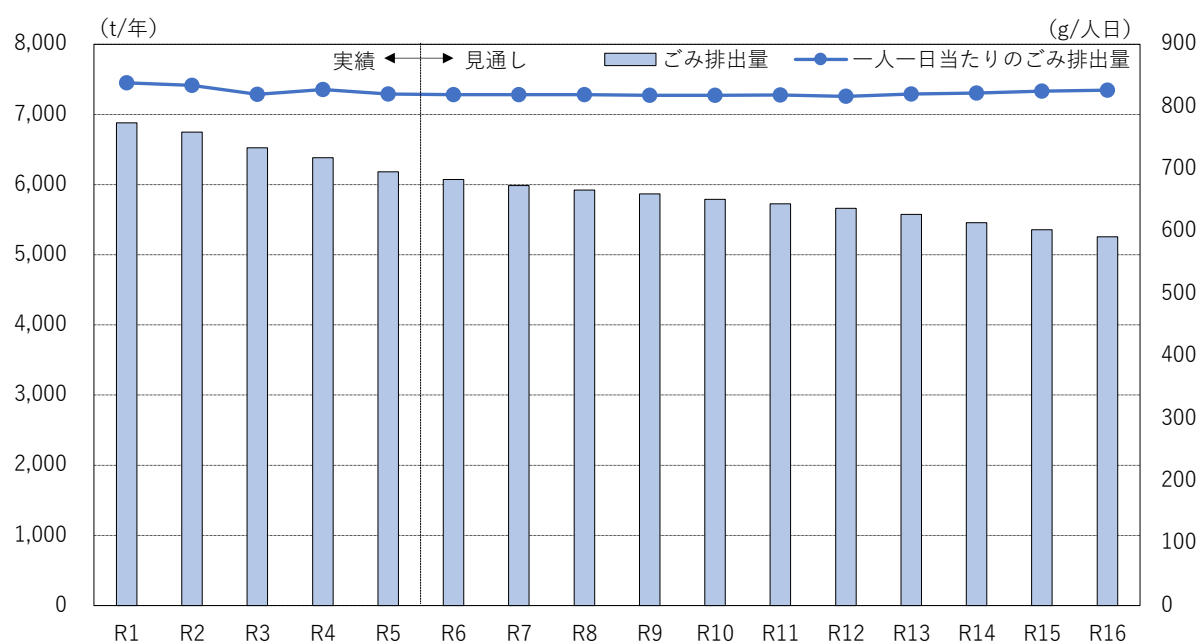
(5) 総ごみ排出量

排出抑制前の総ごみ排出量の推計結果を図表4-2-12、推移を図表4-2-13、ごみ排出量等の実績と見通しを図表4-2-14に示します。

◆図表4-2-12 総ごみ排出量の推計結果

区分	単位	実績値 R5	推計値（排出抑制前）		R16-R5
			中間目標 R11	計画目標 R16	
行政区域内人口	人	20,581	19,200	17,400	-3,181 (-15.5%)
ごみ排出量	t/年	6,181	5,727	5,255	-926 (-15.0%)
生活系ごみ合計	t/年	4,917	4,484	4,028	-889 (-18.1%)
収集ごみ	t/年	4,354	3,931	3,475	-879 (-20.2%)
直接搬入ごみ	t/年	563	553	553	-10 (-1.8%)
事業系ごみ	t/年	1,054	1,048	1,048	-6 (-0.6%)
集団回収量	t/年	210	195	179	-31 (-14.8%)
一人一日当たりの ごみ搬出量	g/人日	820.2	818.5	826.7	6.5 (+0.8%)
生活系ごみ合計	g/人日	653	640	634	-19 (-2.9%)
収集ごみ	g/人日	578	561	547	-31 (-5.4%)
直接搬入ごみ	g/人日	75	79	87	12 (+16.0%)
事業系ごみ	g/人日	139.2	150.5	164.7	25.5 (+18.3%)
集団回収量	g/人日	28	28	28	0 (0.0%)

◆図表4-2-13 総ごみ排出量の推移



◆図表4 - 2 - 14　ごみ排出量等の実績と見通し（排出抑制前）（その１）

区分						単位	年度																				
							R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16					
							(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)					
						実績					見通し					中間目標		見通し					計画目標				
人口等	(1)	行政区域内人口				実績値	設定値				人	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400
	(2)	計画処理区域内人口					(1)と同値					22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400
	(3)	計画収集人口					設定値					22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400
	(4)	自家処理人口					(2)－(3)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要処理量	原単位	生活系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(54)/(3)/365	推計値	g/人日	528	514	515	522	508	505	502	499	496	493	490	487	484	481	478	475				
				不燃ごみ	(55)/(3)/365			24	29	25	25	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25			
				粗大ごみ	(56)/(3)/365			5	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
				資源ごみ	(57)/(3)/365			29	30	30	31	30	30	30	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31			
				生ごみ	(58)/(3)/365			19	15	13	13	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
		計		Σ {(5)～(9)}	605	595		589	597	578	576	573	570	567	564	561	558	556	553	550	547						
		直接搬入ごみ	可燃ごみ	(60)/(3)/365	53	60		50	60	58	58	59	60	61	62	62	64	65	67	68							
			不燃ごみ	(61)/(3)/365	15	19		15	15	17	16	16	17	17	17	17	18	18	18	19							
			粗大ごみ	(62)/(3)/365	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
			資源ごみ	(63)/(3)/365	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
			生ごみ	(64)/(3)/365	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
		計		Σ {(11)～(15)}	68	79		65	75	75	74	75	77	77	78	79	79	82	83	85	87						
		合計				(10)+(16)		673	674	654	672	653	650	648	647	644	642	640	637	638	636	635	634				
	事業系ごみ		可燃ごみ	(67)/(3)/365	125	122		131	124	134	136	138	139	140	142	144	145	148	151	155	158						
			不燃ごみ	(68)/(3)/365	2	3		4	3	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3						
			粗大ごみ	(69)/(3)/365	0.1	0.1		0.4	0.3	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6							
			資源ごみ	(70)/(3)/365	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
			生ごみ	(71)/(3)/365	0.1	0.1		0.6	1.3	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1						
		計		Σ {(18)～(22)}	127.2	125.2		136.0	128.6	139.2	141.2	143.2	144.4	146.4	148.4	150.5	151.5	154.5	157.6	161.7	164.7						
		生活系ごみ事業系ごみ合計				(17)+(23)		800.2	799.2	790.0	800.6	792.2	791.2	791.4	790.4	790.4	790.5	788.5	792.5	793.6	796.7	798.7					
		集団回収				(79)/(3)/365		38	35	30	27	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28					
	ごみ排出量合計				(24)+(25)	838.2		834.2	820.0	827.6	820.2	819.2	819.2	819.4	818.4	818.4	818.5	816.5	820.5	821.6	824.7	826.7					
日平均発生量	生活系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(54)/365	(5)×(3)	t/日	11.8	11.4	11.2	11.0	10.5	10.2	10.0	9.9	9.7	9.6	9.4	9.3	9.0	8.8	8.5	8.3					
			不燃ごみ	(55)/365	(6)×(3)		0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4						
			粗大ごみ	(56)/365	(7)×(3)		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1						
			資源ごみ	(57)/365	(8)×(3)		0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5						
			生ごみ	(58)/365	(9)×(3)		0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2						
		計		Σ {(27)～(31)}	13.4		13.1	12.8	12.5	11.9	11.6	11.4	11.3	11.1	11.0	10.8	10.7	10.4	10.2	9.8	9.5						
		直接搬入ごみ	可燃ごみ	(60)/365	1.2		1.3	1.1	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2					
			不燃ごみ	(61)/365	0.3		0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3					
			粗大ごみ	(62)/365	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
			資源ごみ	(63)/365	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
			生ごみ	(64)/365	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
		計		Σ {(33)～(37)}	1.5		1.7	1.4	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5					
		合計					(32)+(38)	14.9	14.8	14.2	14.1	13.4	13.1	12.9	12.8	12.6	12.5	12.3	12.2	11.9	11.7	11.3	11.0				
	事業系ごみ		可燃ごみ	(67)/365	2.8		2.7	2.9	2.6	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.8	2.8				
			不燃ごみ	(68)/365	0.05		0.06	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05					
			粗大ごみ	(69)/365	0.00		0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01					
			資源ごみ	(70)/365	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
			生ごみ	(71)/365	0.0		0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1					
		計		Σ {(40)～(44)}	2.86		2.77	3.00	2.68	2.92	2.92	2.92	2.92	2.82	2.92	2.92	2.92	2.82	2.92	2.92	2.92	2.92					
		生活系ごみ	可燃ごみ	(27)+(33)+(40)	15.8		15.4	15.2	14.9	14.5	14.2	14.0	13.9	13.6	13.6	13.4	13.3	12.9	12.8	12.5	12.3						
不燃ごみ			(28)+(34)+(41)	0.85	1.06	0.98	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.75	0.75								
粗大ごみ			(29)+(35)+(42)	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11								
資源ごみ			(30)+(36)+(43)	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5								
生ごみ	(31)+(37)+(44)		0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3									
計		Σ {(46)～(50)}	17.76	17.57	17.20	16.78	16.32	16.02	15.82	15.72	15.42	15.42	15.22	15.12	14.72	14.62	14.22	13.92									
集団回収				(79)/365	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5								
ごみ排出量合計				(51)+(52)	18.66	18.37	17.90	17.38	16.92	16.62	16.42	16.32	15.92	15.92	15.72	15.62	15.22	15.12	14.72	14.42							

※１：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

※２：原単位及び日平均発生量において、R1、R5、R9、R13については閏年のため366日で計算しています。

◆図表4 - 2 - 14 ゴミ排出量等の実績と見通し（排出抑制前）（その2）

区分						単位	年度																
							R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
							(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	
							実績						見通し						中間目標	見通し			
要 処 理 量	年 間 発 生 量	(54)	収集 ごみ	可燃ごみ	実績値	(5) × (3) × 365	t/年	4,337	4,169	4,096	4,032	3,828	3,740	3,665	3,606	3,558	3,491	3,434	3,377	3,295	3,195	3,106	3,017
		(55)		不燃ごみ		(6) × (3) × 365		194	234	201	190	180	185	183	181	179	177	175	173	170	166	162	159
		(56)		粗大ごみ		(7) × (3) × 365		40	53	47	47	45	44	44	43	43	42	42	42	41	40	39	38
		(57)		資源ごみ		(8) × (3) × 365		235	240	237	236	227	222	219	217	215	212	210	208	211	206	201	197
		(58)		生ごみ		(9) × (3) × 365		154	121	107	97	74	74	73	72	72	71	70	69	68	66	65	64
		(59)	計	Σ {(54)～(58)}		4,960		4,817	4,688	4,602	4,354	4,265	4,184	4,119	4,067	3,993	3,931	3,869	3,785	3,673	3,573	3,475	
		(60)	直接搬入 ごみ	可燃ごみ	実績値	推計値		433	485	395	466	437	433	433	433	433	433	433	433	433	433	433	
		(61)		不燃ごみ				127	150	122	113	126	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
		(62)		粗大ごみ				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(63)		資源ごみ				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(64)	生ごみ		—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(65)	計	Σ {(60)～(64)}		560	635		517	579	563	553	553	553	553	553	553	553	553	553	553	553		
	(66)	合計			(59)+(65)			5,520	5,452	5,205	5,181	4,917	4,818	4,737	4,672	4,620	4,546	4,484	4,422	4,338	4,226	4,126	4,028
	(67)	事業系ごみ	可燃ごみ	実績値	推計値	1,026		986	1,045	962	1,012	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006	
	(68)		不燃ごみ			20		21	28	20	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	(69)		粗大ごみ			1		1	3	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	(70)		資源ごみ			—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(71)		生ごみ			1		1	5	10	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	(72)	計	Σ {(67)～(71)}		1,048	1,009		1,081	994	1,054	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	1,048	
	(73)	生活系ごみ	可燃ごみ	(54)+(60)+(67)		5,796		5,640	5,536	5,460	5,277	5,179	5,104	5,045	4,997	4,930	4,873	4,816	4,734	4,634	4,545	4,456	
	(74)		不燃ごみ	(55)+(61)+(68)		341		405	351	323	324	323	321	319	317	315	313	311	308	304	300	297	
	(75)		粗大ごみ	(56)+(62)+(69)		41		54	50	49	49	48	48	47	47	46	46	46	45	44	43	42	
	(76)	事業系ごみ合計	資源ごみ	(57)+(63)+(70)		235		240	237	236	227	222	219	217	215	212	210	208	211	206	201	197	
	(77)	生ごみ	(58)+(64)+(71)		155	122		112	107	94	94	93	92	92	91	90	89	88	86	85	84		
	(78)	計	Σ {(73)～(77)}		6,568	6,461		6,286	6,175	5,971	5,866	5,785	5,720	5,668	5,594	5,532	5,470	5,386	5,274	5,174	5,076		
	(79)	集団回収	実績値		推計値	315		287	238	208	210	206	203	201	199	197	195	192	189	185	182	179	
	(80)	ごみ排出量合計	(78)+(79)		6,883	6,748		6,524	6,383	6,181	6,072	5,988	5,921	5,867	5,791	5,727	5,662	5,575	5,459	5,356	5,255		
再 生 利 用 量	(81)	直接資源化量		実績値	推計値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	(82)	施設資源化量				946	1,058	985	877	914	907	896	888	882	872	864	855	848	831	816	803		
	(83)	スラグ				369	437	401	354	357	354	349	345	342	337	333	329	324	317	311	305		
	(84)					156	156	166	114	146	146	144	143	143	141	140	138	137	134	132	130		
	(85)					421	465	418	409	411	407	403	400	397	394	391	388	387	380	373	368		
	(86)	集団回収量				315	287	238	208	210	206	203	201	199	197	195	192	189	185	182	179		
	(87)	資源化量合計		Σ {(81),(82),(86)}		1,261	1,345	1,223	1,085	1,124	1,113	1,099	1,089	1,081	1,069	1,059	1,047	1,037	1,016	998	982		
	(88)	資源化率		(87)/(80)		18.3	19.9	18.7	17.0	18.2	18.3	18.4	18.4	18.4	18.5	18.5	18.5	18.6	18.6	18.6	18.6	18.7	
処 分 量	(89)	最終処分量	実績値		推計値	t/年	262.5	275.0	284.0	284.0	281.0	275.7	271.9	268.8	266.4	262.9	260.0	257.1	253.1	247.9	243.2	238.6	
	(90)	最終処分率	(89)/(78)		%	4.0	4.3	4.5	4.6	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	

※ 1：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

※ 2：原単位及び日平均発生量において、R1、R5、R9、R13については閏年のため366日で計算しています。

4 - 3 減量化・資源化及び処理・処分に関する目標の設定

ごみの減量化、資源化及び最終処分量の目標値については、以下のように設定します。

目標1 一人一日当たりの生活系事業系ごみ合計排出量の10%削減（対R5）を達成

一人一日当たりの生活系事業系ごみ合計排出量を基準年度の令和5年度（792.2g/人日）から毎年1%削減を目標とし、令和16年度で10%を削減することを目標とします。

目標2 資源化率の5%増加を達成

資源化率を基準年度の令和5年度（18.2%）に対して、令和16年度で5%増加させることを目標とします。

目標3 最終処分率：5.0%未満の達成

最終処分率については、5.0%未満を維持していくことを目標とします。

4 - 4 減量化実施後の推計結果

1 ごみ排出量の推計結果（排出抑制後）

（1）収集ごみ

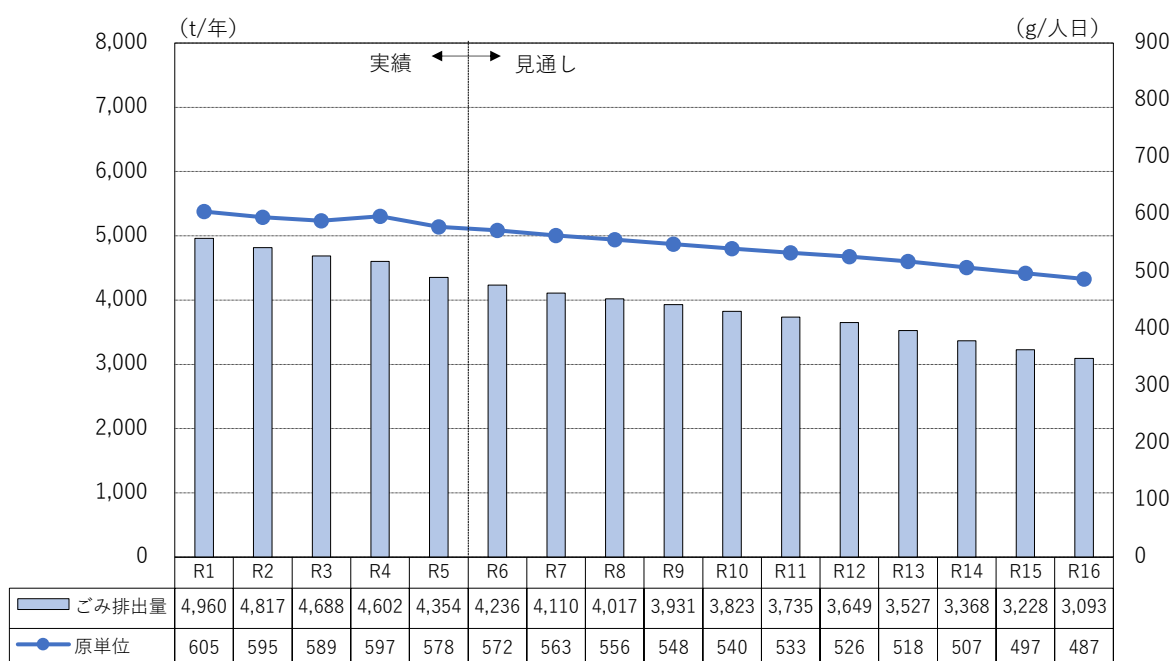
排出抑制後の収集ごみ排出量の推計結果を図表4 - 4 - 1、推移を図表4 - 4 - 2に示します。

収集ごみの排出量は減量化及び適正分別を推進していくことにより、令和16年度に487g/人日を目指します。

◆図表4 - 4 - 1 収集ごみ排出量の推計結果（排出抑制後）

区分		単位	実績値 R5	推計値（排出抑制後）	
				中間目標 R11	計画目標 R16
行政区域内人口		人	20,581	19,200	17,400
収集 ごみ	可燃ごみ	g/人日	508	456	408
	不燃ごみ		24	22	20
	粗大ごみ		6	6	5
	資源ごみ		30	30	29
	生ごみ		10	19	25
	計	g/人日	578	533	487
		t/年	4,354	3,735	3,093

◆図表4 - 4 - 2 収集ごみ排出量の見通し（排出抑制後）



(2) 直接搬入ごみ

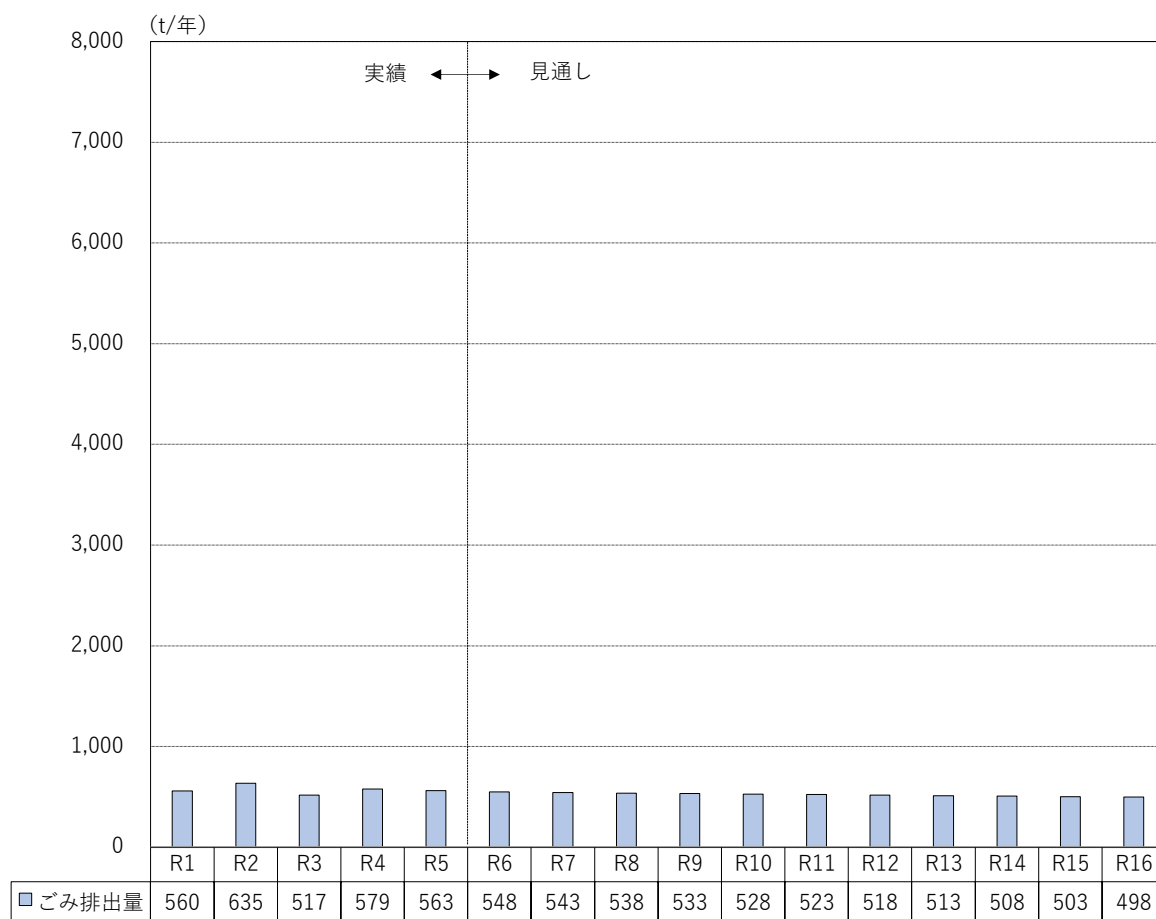
排出抑制後の直接搬入ごみ排出量の推計結果を図表4-4-3、推移を図表4-4-4に示します。

直接搬入ごみの排出量は減量化及び適正分別を推進していくことにより、令和16年度に498t/年を目指します。

◆図表4-4-3 直接搬入ごみ排出量の推計結果（排出抑制後）

区分		単位	実績値 R5	推計値（排出抑制後）	
				中間目標 R11	計画目標 R16
直接搬入 ごみ	可燃ごみ	t/年	437	406	387
	不燃ごみ		126	117	111
	粗大ごみ		—	—	—
	資源ごみ		—	—	—
	生ごみ		—	—	—
	計		563	523	498

◆図表4-4-4 直接搬入ごみ排出量の推移（排出抑制後）



(3) 事業系ごみ

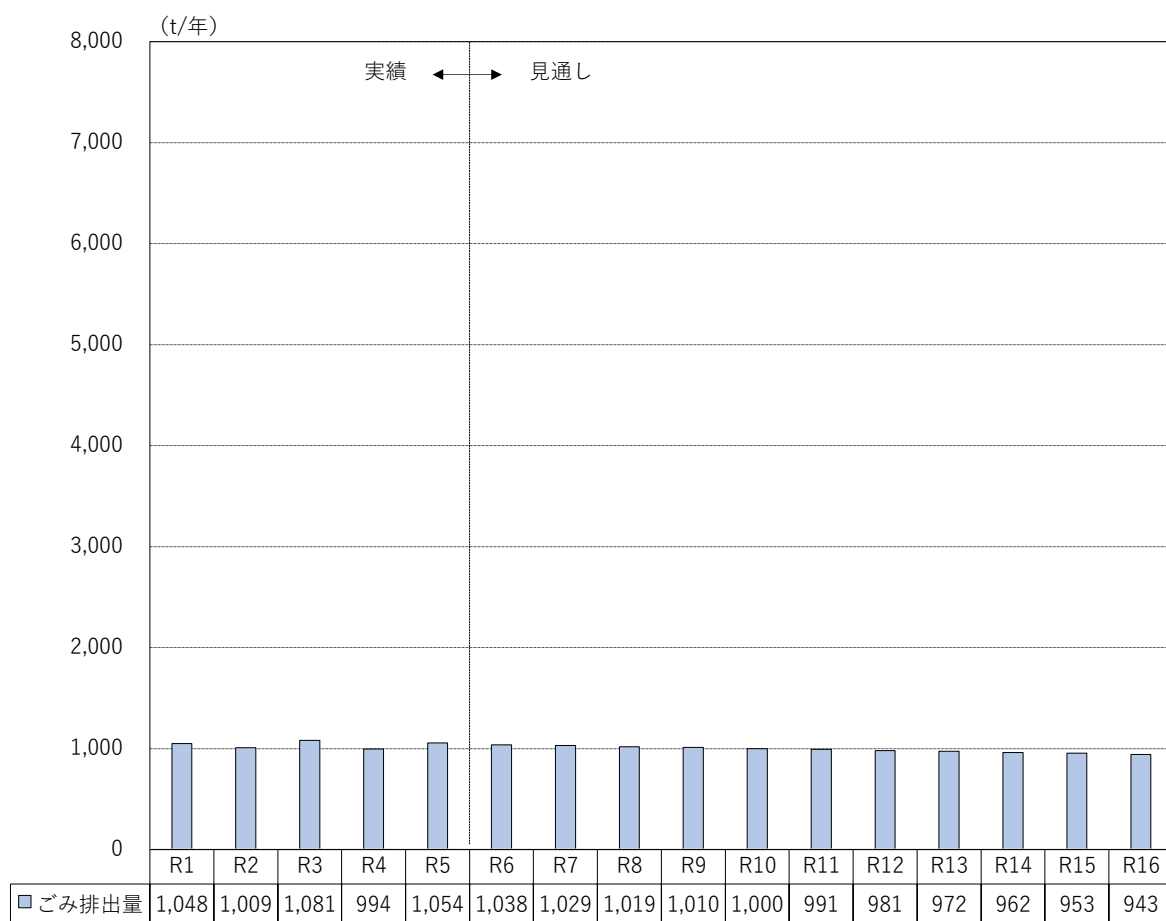
排出抑制後の事業系ごみ排出量の推計結果を図表4 - 4 - 5、推移を図表4 - 4 - 6に示します。

事業系ごみの排出量は減量化及び適正分別を推進していくことにより、令和16年度に943t/年を目指します。

◆図表4 - 4 - 5 事業系ごみ排出量の推計結果（排出抑制後）

区分		単位	実績値 R5	推計値（排出抑制後）	
				中間目標 R11	計画目標 R16
事業系 ごみ	可燃ごみ	t/年	1,012	926	861
	不燃ごみ		18	17	16
	粗大ごみ		4	4	4
	資源ごみ		—	—	—
	生ごみ		20	44	62
	計		1,054	991	943

◆図表4 - 4 - 6 事業系ごみ排出量の推移（排出抑制後）



(4) 集団回収量

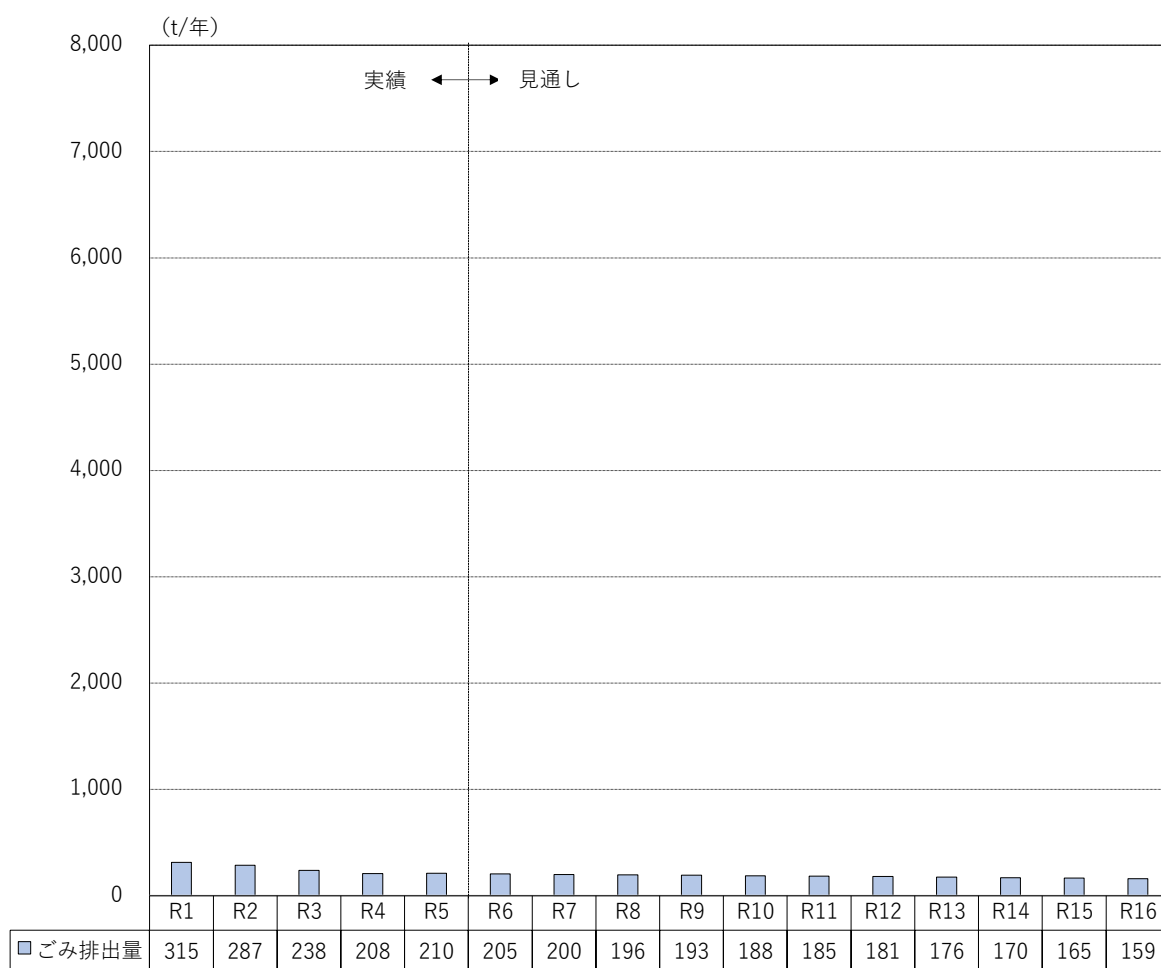
排出抑制後の集団回収量の推計結果を図表4-4-7、推移を図表4-4-8に示します。

集団回収量は減量化及び適正分別を推進していくことにより、令和16年度に159t/年を目指します。

◆図表4-4-7 集団回収量の推計結果（排出抑制後）

区分	単位	実績値 R5	推計値（排出抑制後）	
			中間目標 R11	計画目標 R16
集団回収量	t/年	210	185	159

◆図表4-4-8 集団回収量の推移（排出抑制後）



(5) 総ごみ排出量

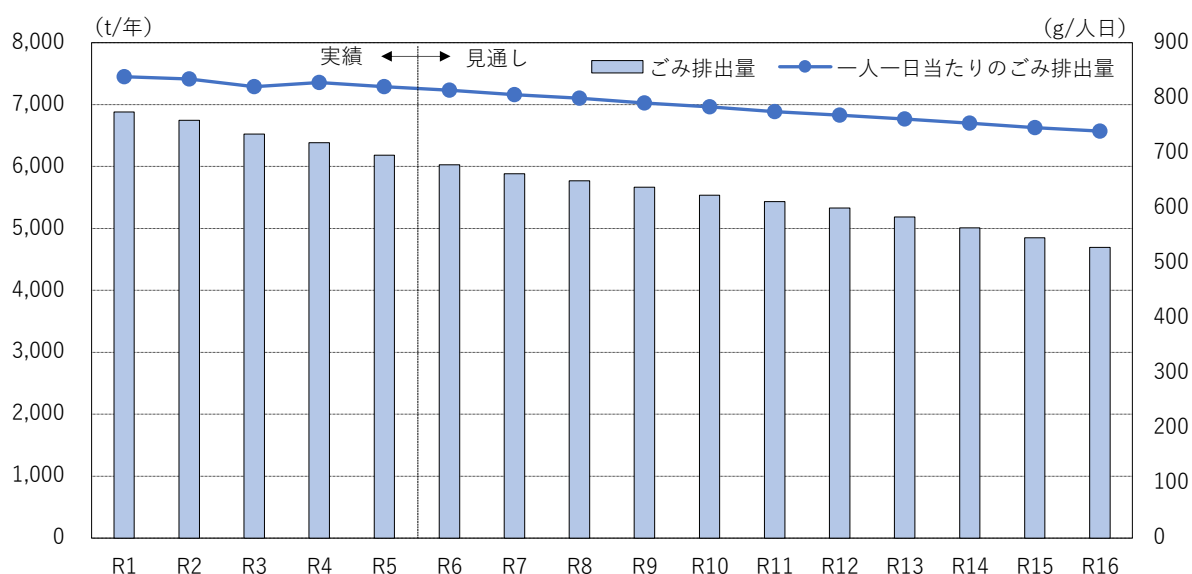
排出抑制後の総ごみ排出量の推計結果を図表4-4-9、推移を図表4-4-10、ごみ排出量等の実績と見通しを図表4-4-11に示します。

総ごみ排出量は減量化及び適正分別を推進していくことにより、令和16年度に739.4g/人日を目指します。

◆図表4-4-9 総ごみ排出量の推計結果（排出抑制後）

区分	単位	実績値 R5	推計値（排出抑制後）		R16-R5
			中間目標 R11	計画目標 R16	
行政区域内人口	人	20,581	19,200	17,400	-3,181 (-15.5%)
ごみ排出量	t/年	6,181	5,434	4,693	-1,488 (-24.1%)
生活系ごみ合計	t/年	4,917	4,258	3,591	-1,326 (-27.0%)
収集ごみ	t/年	4,354	3,735	3,093	-1,261 (-29.0%)
直接搬入ごみ	t/年	563	523	498	-65 (-11.5%)
事業系ごみ	t/年	1,054	991	943	-111 (-10.5%)
集団回収量	t/年	210	185	159	-51 (-24.3%)
一人一日当たりの ごみ搬出量	g/人日	820.2	774.9	739.4	-80.8 (-9.9%)
生活系ごみ合計	g/人日	653	608	565	-88 (-13.5%)
収集ごみ	g/人日	578	533	487	-91 (-15.7%)
直接搬入ごみ	g/人日	75	75	78	3 (+4.0%)
事業系ごみ	g/人日	139.2	140.9	149.4	10.2 (+7.3%)
集団回収量	g/人日	28	26	25	-3 (-10.7%)

◆図表4-4-10 総ごみ排出量の推移（排出抑制後）



◆図表4 - 4 - 11 ゴミ排出量等の実績と見通し（排出抑制後）（その１）

区分						単位	年度															
							R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
							(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)
式(R1～R5)						式(R6～R16)	実績										見通し		見通し		計画目標	
人口等	(1)	行政区域内人口	実績値	設定値	人	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400	
	(2)	計画処理区域内人口		(1)と同値		22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400	
	(3)	計画収集人口		設定値		22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400	
	(4)	自家処理人口		(2)－(3)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
要処理量	原単位	生活系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(54)/(3)/365	推計値	528	514	515	522	508	500	491	482	474	465	456	449	439	428	417	408
				不燃ごみ	(55)/(3)/365		24	29	25	25	24	24	23	23	22	22	22	21	21	20		
				粗大ごみ	(56)/(3)/365		5	7	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5			
				資源ごみ	(57)/(3)/365		29	30	30	31	30	30	30	30	30	30	30	30	29			
				生ごみ	(58)/(3)/365		19	15	13	13	10	12	13	15	15	17	19	20	22	23	24	25
		計		Σ {(5)～(9)}	605	595	589	597	578	572	563	556	548	540	533	526	518	507	497	487		
		直接搬入ごみ	可燃ごみ	(60)/(3)/365	53	60	50	60	58	57	58	58	58	58	58	58	58	59	60	61		
			不燃ごみ	(61)/(3)/365	15	19	15	15	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17		
			粗大ごみ	(62)/(3)/365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			資源ごみ	(63)/(3)/365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			生ごみ	(64)/(3)/365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		計		Σ {(11)～(15)}	68	79	65	75	75	74	75	75	75	75	75	75	75	76	77	78		
		合計			(10)+(16)	673	674	654	672	653	646	638	631	623	615	608	601	593	583	574	565	
		事業系ごみ		可燃ごみ	(67)/(3)/365	125	122	131	124	134	134	134	134	133	133	132	132	132	134	135	136	
				不燃ごみ	(68)/(3)/365	2	3	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	
				粗大ごみ	(69)/(3)/365	0.1	0.1	0.4	0.3	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
				資源ごみ	(70)/(3)/365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	生ごみ			(71)/(3)/365	0.1	0.1	0.6	1.3	2.7	3.2	4.0	4.4	5.0	5.6	6.3	6.9	7.5	8.3	9.1	9.8		
	計			Σ {(18)～(22)}	127.2	125.2	136.0	128.6	139.2	139.7	140.5	141.0	140.6	141.2	140.9	141.5	142.1	144.9	146.7	149.4		
	生活系ごみ事業系ごみ合計			(17)+(23)	800.2	799.2	790.0	800.6	792.2	785.7	778.5	772.0	763.6	756.2	748.9	742.5	735.1	727.9	720.7	714.4		
	集団回収			(79)/(3)/365	38	35	30	27	28	28	27	27	27	26	26	26	26	25	25			
	ごみ排出量合計			(24)+(25)	838.2	834.2	820.0	827.6	820.2	813.7	805.5	799.0	790.6	783.2	774.9	768.5	761.1	753.9	745.7	739.4		
	日平均発生量	生活系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(54)/365	(5)×(3)	11.8	11.4	11.2	11.0	10.5	10.1	9.8	9.5	9.3	9.0	8.8	8.5	8.2	7.8	7.4	7.1
				不燃ごみ	(55)/365	(6)×(3)	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
				粗大ごみ	(56)/365	(7)×(3)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				資源ごみ	(57)/365	(8)×(3)	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
				生ごみ	(58)/365	(9)×(3)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
計			Σ {(27)～(31)}	13.4	13.1	12.8	12.5	11.9	11.5	11.3	11.0	10.8	10.4	10.3	10.0	9.7	9.2	8.8	8.4			
直接搬入ごみ			可燃ごみ	(60)/365	1.2	1.3	1.1	1.3	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
			不燃ごみ	(61)/365	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
			粗大ごみ	(62)/365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			資源ごみ	(63)/365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		生ごみ	(64)/365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計		Σ {(33)～(37)}	1.5	1.7	1.4	1.6	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4			
合計			(32)+(38)	14.9	14.8	14.2	14.1	13.4	13.0	12.8	12.4	12.2	11.8	11.7	11.4	11.1	10.6	10.2	9.8			
事業系ごみ			可燃ごみ	(67)/365	2.8	2.7	2.9	2.6	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4		
			不燃ごみ	(68)/365	0.05	0.06	0.08	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04		
			粗大ごみ	(69)/365	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
			資源ごみ	(70)/365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			生ごみ	(71)/365	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2		
		計		Σ {(40)～(44)}	2.86	2.77	3.00	2.68	2.92	2.83	2.84	2.75	2.76	2.77	2.68	2.69	2.70	2.60	2.61	2.62		
		生活系ごみ	可燃ごみ	(27)+(33)+(40)	15.8	15.4	15.2	14.9	14.5	14.0	13.7	13.2	13.0	12.7	12.4	12.1	11.8	11.3	10.9	10.6		
	不燃ごみ		(28)+(34)+(41)	0.85	1.06	0.98	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.75	0.75	0.75	0.75	0.74	0.74	0.64			
	粗大ごみ		(29)+(35)+(42)	0.10	0.10	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11			
	資源ごみ		(30)+(36)+(43)	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5			
生ごみ	(31)+(37)+(44)		0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6				
計		Σ {(46)～(50)}	17.76	17.57	17.20	16.78	16.32	15.83	15.64	15.15	14.96	14.57	14.38	14.09	13.80	13.20	12.81	12.42				
集団回収			(79)/365	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4				
ごみ排出量合計			(51)+(52)	18.66	18.37	17.90	17.38	16.92	16.43	16.14	15.65	15.46	15.07	14.88	14.59	14.30	13.70	13.31	12.82			

※１：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

※２：原単位及び日平均発生量において、R1、R5、R9、R13については閏年のため366日で計算しています。

◆図表4 - 4 - 11 ごみ排出量等の実績と見通し（排出抑制後）（その2）

区分						単位	年度																	
							R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16		
							(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)		
式(R1～R5)						式(R6～R16)	実績										見通し		見通し		計画目標			
要 処 理 量	年 間 発 生 量	(54)	生活系ごみ	収集ごみ	実績値	(5) × (3) × 365	t/年	4,337	4,169	4,096	4,032	3,828	3,703	3,584	3,483	3,400	3,293	3,196	3,114	2,989	2,843	2,709	2,591	
		(55)				不燃ごみ		(6) × (3) × 365	194	234	201	190	180	178	168	166	165	156	154	153	150	140	136	127
		(56)				粗大ごみ		(7) × (3) × 365	40	53	47	47	45	44	44	43	42	42	42	35	34	33	32	32
		(57)				資源ごみ		(8) × (3) × 365	235	240	237	236	227	222	219	217	215	212	210	208	204	199	195	184
		(58)				生ごみ		(9) × (3) × 365	154	121	107	97	74	89	95	108	108	120	133	139	150	153	156	159
		(59)	計	Σ {(54)～(58)}	4,960	4,817		4,688	4,602	4,354	4,236	4,110	4,017	3,931	3,823	3,735	3,649	3,527	3,368	3,228	3,093			
		(60)	直接搬入ごみ	実績値	推計値	433		485	395	466	437	425	421	418	414	410	406	402	398	394	390	387		
		(61)				不燃ごみ		127	150	122	113	126	123	122	120	119	118	117	116	115	114	113	111	
		(62)				粗大ごみ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(63)				資源ごみ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(64)				生ごみ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(65)	計	Σ {(60)～(64)}	560	635		517	579	563	548	543	538	533	528	523	518	513	508	503	498			
		(66)	合計	(59)+(65)	5,520	5,452		5,205	5,181	4,917	4,784	4,653	4,555	4,464	4,351	4,258	4,167	4,040	3,876	3,731	3,591			
		(67)	事業系ごみ	実績値	推計値	1,026		986	1,045	962	1,012	992	978	966	953	939	926	912	900	887	874	861		
		(68)				不燃ごみ		20	21	28	20	18	18	18	17	17	17	17	17	17	16	16	16	
		(69)				粗大ごみ		1	1	3	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	(70)	資源ごみ				—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	(71)	生ごみ				1		1	5	10	20	24	29	32	36	40	44	48	51	55	59	62		
	(72)	計	Σ {(67)～(71)}	1,048	1,009	1,081		994	1,054	1,038	1,029	1,019	1,010	1,000	991	981	972	962	953	943				
	(73)	生活系ごみ	実績値	推計値	5,796	5,640		5,536	5,460	5,277	5,120	4,983	4,867	4,767	4,642	4,528	4,428	4,287	4,124	3,973	3,839			
	(74)				不燃ごみ	341		405	351	323	324	319	308	303	301	291	288	286	282	270	265	254		
	(75)				粗大ごみ	41		54	50	49	49	48	48	47	47	46	46	39	38	37	36	36		
	(76)				事業系ごみ合計	資源ごみ		235	240	237	236	227	222	219	217	215	212	210	208	204	199	195	184	
	(77)				生ごみ	155		122	112	107	94	113	124	140	144	160	177	187	201	208	215	221		
	(78)	計	Σ {(73)～(77)}	6,568	6,461	6,286		6,175	5,971	5,822	5,682	5,574	5,474	5,351	5,249	5,148	5,012	4,838	4,684	4,534				
	(79)	集团回収	実績値	推計値	315	287		238	208	210	205	200	196	193	188	185	181	176	170	165	159			
	(80)	ごみ排出量合計	(78)+(79)	6,883	6,748	6,524		6,383	6,181	6,027	5,882	5,770	5,667	5,539	5,434	5,329	5,188	5,008	4,849	4,693				
再 生 利 用 量	(81)	直接資源化量				実績値	推計値	t/年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	(82)	施設資源化量							946	1,058	985	877	914	930	928	939	936	943	958	959	965	952	947	932
	(83)	スラグ	369	437	401				354	357	350	341	333	326	317	310	303	293	282	272	263			
	(84)		肥料	156	156				166	114	146	176	193	217	224	249	275	290	312	323	334	343		
	(85)		その他	421	465				418	409	411	404	394	389	386	377	373	366	360	347	341	326		
	(86)	集团回収量	315	287	238				208	210	205	200	196	193	188	185	181	176	170	165	159			
	(87)	資源化量合計	Σ {(81),(82),(86)}	1,261	1,345				1,223	1,085	1,124	1,135	1,128	1,135	1,129	1,131	1,143	1,140	1,141	1,122	1,112	1,091		
	(88)	資源化率	(87)/(80)	18.3	19.9				18.7	17.0	18.2	18.8	19.2	19.7	19.9	20.4	21.0	21.4	22.0	22.4	22.9	23.2		
処 分 量	(89)	最終処分量	実績値	推計値	t/年	262.5	275.0	284.0	284.0	281.0	273.6	267.1	262.0	257.3	251.5	246.7	242.0	235.6	227.4	220.1	213.1			
	(90)	最終処分率	(89)/(78)	4.0	4.3	4.5	4.6	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7				

※ 1：端数処理により合計値が一致しないことがあります。
※ 2：原単位及び日平均発生量において、R1、R5、R9、R13については閏年のため366日で計算しています。

2 資源化率・最終処分量

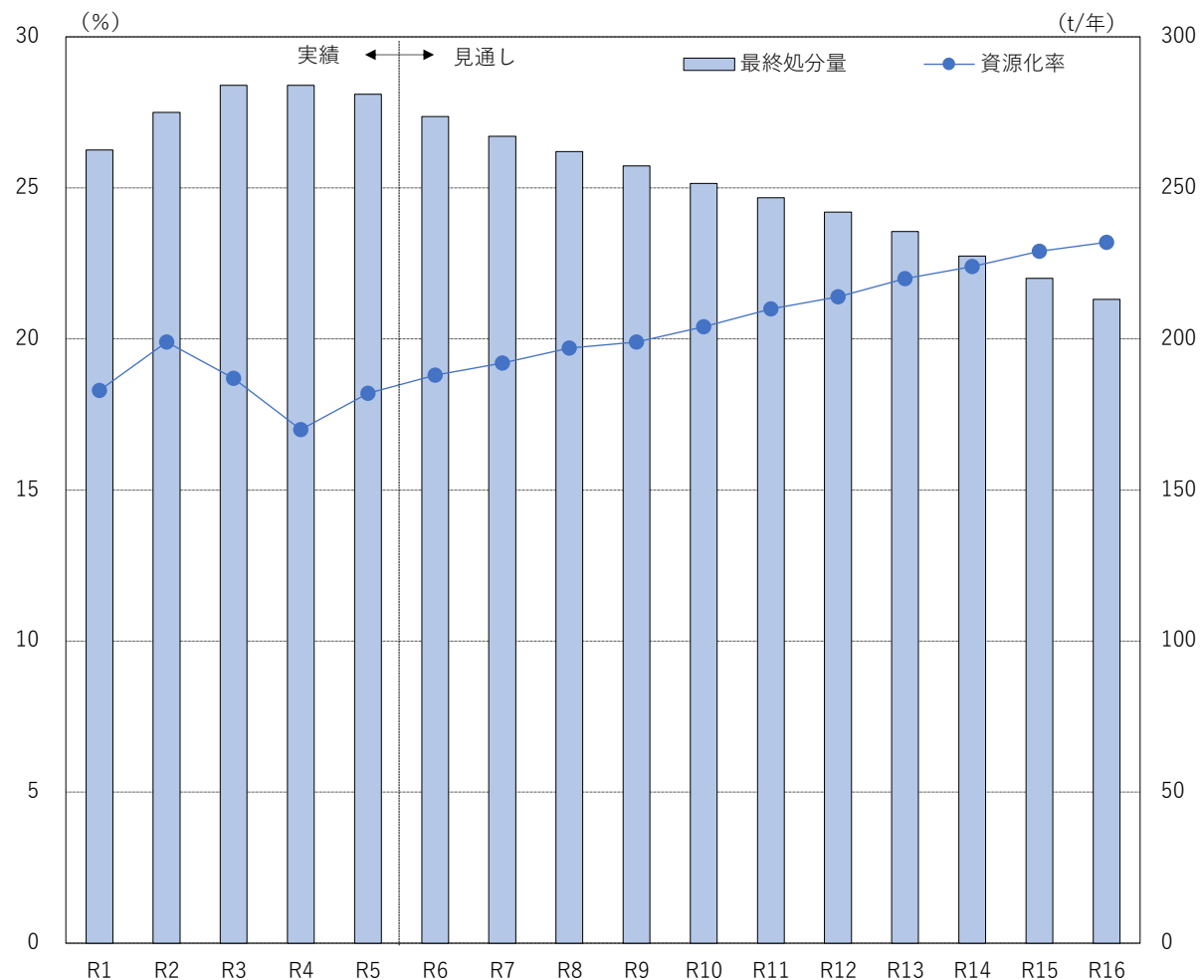
排出抑制後の資源化率・最終処分量の推計結果を図表4-4-12、推移を図表4-4-13に示します。

計画目標年度である令和16年度の資源化率は23.2%、最終処分量は213.1t/年となります。

◆図表4-4-12 資源化率・最終処分量の推計結果

区分	単位	実績値 R5	推計値（排出抑制後）	
			中間目標 R11	計画目標 R16
ごみ排出量	t/年	6,181	5,434	4,693
総資源化量	t/年	1,124	1,143	1,091
資源化率	%	18.2	21.0	23.2
最終処分量	t/年	281.0	246.7	213.1
最終処分率	%	4.7	4.7	4.7

◆図表4-4-13 資源化率・最終処分量の推移



4 - 5 ごみ処理の目標

ごみ処理の目標値を図表4 - 5 - 1に示します。

◆図表4 - 5 - 1 ごみ処理の目標値

目標値

○資源化率 : 23.2% (令和16年度までに達成)

令和16年度に資源化率23.2%を達成することを目指します。

○減量化 : 714.4g/人日 (令和16年度までに達成)

ごみの適正分別を実施することで、資源化率の向上を目指すとともに、ごみの減量化を推進し、令和16年度における一人一日当たりの生活系事業系ごみ合計排出量を714.4g/人日まで削減します。

4 - 6 ごみの発生・排出抑制及び資源化のための方策に関する事項

1 基本施策

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の基本施策を以下に、ごみの発生・排出抑制及び再資源化における住民・事業者・行政の役割と連携を図表4 - 6 - 1に示します。

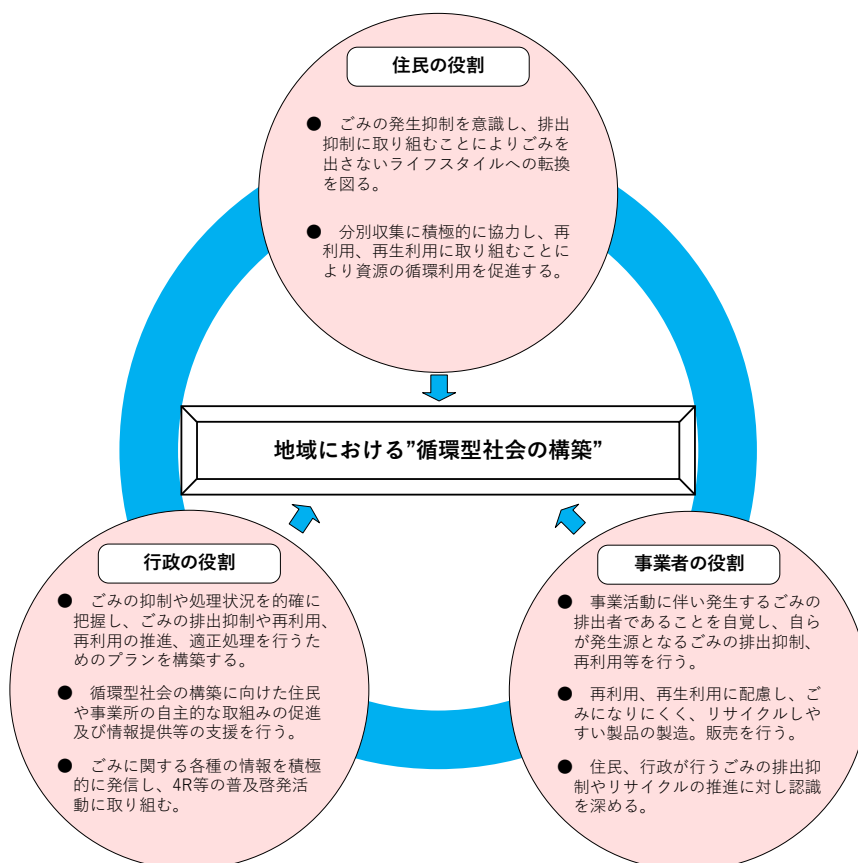
基本方針1：住民・事業者・行政が連携、協働した4R運動の推進

廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）、廃棄物を発生させない（Refuse：リフューズ）の4Rによる、ごみの減量化及び再資源化の目標を達成するためには、住民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくためには、「消費者である住民一人一人が自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する。」「事業者は資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める。」「行政は様々な角度から住民、事業者の取組みを支援していく。」ことが重要です。

以上のことを念頭に三者が協働し、循環型社会の構築に努めていく必要があります。

◆図表4 - 6 - 1 ごみの発生・排出抑制及び再資源化における住民・事業者・行政の役割と連携



2 ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策

本市では、ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進していくために、住民・事業者に対して以下のような取組みを実施し、浸透を図っていくものとします。

(1) 住民の意識向上を図るための取組み

住民意識の向上について、有効と判断される施策を以下に示します。

ア 有料化の継続

現在、事業系ごみ及びごみ処理施設へ直接搬入される生活系ごみについては、従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収しています。収集運搬している生活系ごみについては、指定袋等を媒体とした均一従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収しています。

ごみ処理費用の公平負担化や経済的動機付けにより、住民のごみ問題に対する関心を深め、ごみ減量化に取り組むため、今後ともごみ処理費用の有料化を継続し、必要に応じて料金の見直しを行っていきます。

また、各種のリサイクルに関する法律に基づき、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目）等は、購入店や購入メーカーへの引き渡すように指導していきます。

イ 環境教育、啓発活動の充実

住民に対してごみの減量化、再利用及び再資源化、さらにはごみの適切な出し方に関する周知を徹底するとともに、関係団体と協力して啓発活動に取り組んでいきます。

また、広報紙やホームページ等を利用して啓発を行い、住民のごみ減量化に関する意識の向上を図っていきます。さらに、環境教育の一環として児童の施設見学等、教育啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

地域レベルでの過剰包装の抑制方策を検討するとともに、消費者、販売業者に対する啓発を積極的に行っていきます。また、レジ袋等の使用削減を図るためマイバッグ持参の徹底等の啓発を行っていきます。

エ 資源化・減量化に向けた積極的な情報提供

店頭回収を行っている店舗、資源回収活動の状況などについての情報を積極的に広報し、ごみの資源化や減量化に対する住民の意識向上を図ります。

オ 集団回収への支援の継続

自治会等で実施されている資源物の回収（集団回収）を積極的に支援します。

(2) 事業者の意識向上を図るための取組み

流通・販売事業者などの事業者の協力・推進について、有効と判断される施策を以下に示します。

ア ごみを出さない事業活動への転換指導

事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないことを原則として、一般廃棄物の多量排出事業者に対して、必要に応じてごみの排出抑制の指導をしていきます。また、改善が見られない場合はごみの排出抑制に関する計画

の策定と積極的な取組みを指導していきます。

イ ごみの発生・排出抑制等の運動への協力

住民活動や行政の行うごみの発生、排出抑制やリサイクルの推進にともに取り組み、事業者が協働して活動を図っていくように取り組んでいきます。

小売店舗におけるマイバッグの推進によるレジ袋削減や過剰包装の抑制、店頭での資源物回収、リターナブル容器の使用の推進などをはじめ、各事業所における独自の取組みへも可能な支援を行っていきます。

ウ 事業系一般廃棄物の処理に対する費用負担

事業所から排出されるごみは、自己搬入によるごみ処理施設への持ち込み、または本市が許可した収集運搬業者を通じてのみ、ごみ処理施設への搬入を許可します。なお、ごみ排出者からはその排出量に応じてごみ処理手数料を徴収します。

エ プラスチック資源循環の取組み

プラスチック資源循環法に基づき、本市管内において、プラスチック製品等の分別収集の実施について検討します。

また、製造・販売事業者が「自主回収・再資源化事業計画」を作成し、国が認定することで廃棄物処理法に基づく事業の許可を不要とし、複数の地方公共団体の区域にまたがって自主回収・再資源化事業を行うような場合であっても、地方公共団体ごとに許可を受けることなく、使用済みプラスチック製品の自主回収・再資源化を行います。

(3) 行政の取組み

行政の取組みとして有効と判断される施策を以下に示します。

ア 住民及び事業者への啓発、指導と支援

住民及び事業者に対してごみの排出抑制や再利用、再生利用に関する活動を啓発、指導していくとともに、活動の推進に有効な支援と情報の提供を行っていきます。

また、本市で実施している集団回収の支援を引き続き実施していくとともに、今後も有効な支援を検討し、実施します。

イ 環境学習の充実

住民や小学生を対象にごみに関する教材や施設見学等を通じて、ごみの排出抑制や再利用、再生利用に関する教育活動に対して積極的に取り組んでいきます。

ウ 廃棄物処理に対する費用負担の適正化

廃棄物処理に対する費用負担について、必要に応じて見直し、費用負担の適正化に努めます。

エ 各種リサイクル法令への取組み

容器包装リサイクル法に基づく分別収集と再生利用の推進を図っていくとともに、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目）等は、購入店や購入メーカーへ適正に引き渡すよう指導します。

オ ごみ処理施設での適正処理、再資源化の推進

ごみ処理施設におけるごみの適正処理に努めるとともに、資源物回収等の再資源化の推進を図っていきます。

カ 庁用品、公共関与事業における再生品等の使用の推進

事務用品、コピー用品、トイレットペーパー等の庁用品に関しては、再生品等を使用するとともに、公共事業等においても再生品等の使用推進に努めます。

キ 食品ロス削減に向けた取組みの推進検討

食品ロス削減に向けた取組みの推進について検討し、実施します。

(4) 施策の主体

これまでに示してきた施策について、取り組むべき施策の主体を図表4 - 6 - 2に示します。

◆図表4 - 6 - 2 取り組むべき施策の主体

取り組む施策		主体		
		住民	事業者	行政
住民の意識向上を図るための取組み	①有料化の継続	参加	－	実施
	②環境教育、啓発活動の充実	参加	－	支援
	③マイバック運動・レジ袋対策	参加	協力	支援
	④資源化・減量化に向けた積極的な情報提供	活用	－	実施
	⑤集団回収への支援の継続	活用	－	支援
事業者の意識向上を図るための取組み	①ごみを出さない事業活動への転換指導	－	協力	指導
	②ごみの発生・排出抑制等の運動への協力	－	協力	支援
	③事業系一般廃棄物の処理に対する費用負担	－	協力	実施
	④プラスチック資源循環の取組み	－	協力	支援
行政の取組み	①住民及び事業者への啓発、指導と支援	協力	協力	指導
	②環境学習の充実	活用	－	指導
	③廃棄物処理に対する費用負担の適正化	活用	－	指導
	④各種リサイクル法令への取組み	協力	協力	指導
	⑤ごみ処理施設での適正処理、再資源化の推進	－	－	実施
	⑥庁用品、公共関与事業における再生品等の使用の推進	－	－	実施
	⑦食品ロス削減に向けた取組みの推進検討	協力	協力	支援

4 - 7 ごみの減量化及び資源化に関する事項

1 基本施策

本市におけるごみの減量化及び資源化の基本施策を以下に示します。

基本方針 2：ごみの減量化及び資源化の促進

これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めることにより、更なる減量化及び資源化の推進を図っていきます。

① ごみ減量化に関する方針

本市におけるごみの減量化に関する方針については、住民は詰め替え商品の購入など減量化に向けた取組みに協力し、事業所においては独自ルートでの資源化の推進EPR（拡大生産者責任）などの取組みに協力することにより、ごみの減量化を図っていくものとします。本市は住民や事業所が行う取組みを積極的に支援していくものとします。

② 資源化に関する方針

本市における資源化に関する方針については、現在の資源ごみの種類を継続し、住民の分別を徹底するよう啓発活動を行うことにより、資源ごみの回収量を増加させていく方針とします。

2 将来的な分別区分のあり方について

プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック製品等の分別収集についても検討します。

また、その他、国や県の廃棄物処理に関する取組みに応じて、分別区分の見直しを行っていきます。

4 - 8 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

1 基本施策

本市における収集・運搬・中間処理・最終処分計画を総括した基本施策を以下に示します。

基本方針3：ごみの適正な処理・処分体制の維持

2 収集・運搬に関する事項

本市における収集・運搬の方向性を以下に示します。

(1) 収集・運搬に関する実施主体

本市の収集区域及び収集・運搬体制については現行の体制を維持する方針とします。(図表3-5-1～図表3-5-2参照)

なお、ごみ処理施設へ直接持ち込むことができる者は、原則として本市の住民、または許可された一般廃棄物収集業者（許可業者）及び本市の事業所とします。

(2) 収集・運搬計画

ア ごみ収集の効率化と分別区分の見直し

ごみ収集については現状の収集体制を維持するものとし、必要に応じてごみ収集体制の見直しを行い、効率化を図ります。また、令和4年度のプラスチック資源循環法施行に伴い、プラスチックの分別区分等を見直す必要があるため、本市及び北松北部環境組合において、プラスチックの分別収集を検討します。

なお、ごみの分別区分の見直しを行う際には、分別による混乱を極力避けるため、住民及び事業者へ広報等での周知を行います。

イ 分別排出と排出ルール徹底

ごみの分別排出と排出ルールの徹底は、ごみの適正処理や資源物の回収率に影響を及ぼします。リサイクルをさらに推進していくためにも、住民及び事業者への啓発の強化に努めます。

また、資源物は分別して排出されても、異物が混入したり付着していることで資源物としての品質や価値が低下します。再生利用を推進するため、住民意識の向上を図り、容器類の洗浄排出や材質の異なる容器の分別排出の徹底を強化します。

ウ 収集・運搬業務における衛生・安全管理の維持

ごみの収集・運搬時における衛生・安全管理を図るため、収集及び運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱対策、作業時における事故等の発生がないように、収集作業員や委託・許可業者の指導に努めます。

エ 高齢者等へ配慮した収集・運搬の検討

本市では、収集効率を向上させるために、ごみ集積所による収集（ステーション方式）方式を採用しています。

ごみ集積所へごみを排出することが困難な高齢者や障がい者の方に配慮した収集サー

ビスが将来的には必要と考えられることから、新たな収集サービスについて検討します。

オ 在宅医療廃棄物の適正排出の徹底

在宅医療廃棄物には感染性廃棄物が混入している場合もあり、ごみの収集に従事する作業員への安全の確保のために、住民に対して徹底した医療廃棄物の分別排出、収集困難な医療廃棄物の適正処理についての指導、啓発を行います。

3 中間処理に関する事項

本市における中間処理の方向性を以下に示します。

(1) 中間処理に関する実施主体

一般廃棄物の中間処理については、現行どおり北松北部環境組合において施設の管理、運営及びその事務を実施します。

(2) 中間処理計画

ア 既存施設の適切な維持管理を継続

北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクル施設）については、平成16年度に稼働し、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事を平成29～30年度に実施し、平戸市及び北松北部環境組合と相互に協力・連携を図りながら、施設の管理運営に協力します。

イ サーマルリサイクルの推進

北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）では、ごみ処理に伴い生じる余熱を利用して発電を行っています。発電によって得られた電力は、同センター内で消費し、施設の維持管理費の削減に寄与しており、今後もサーマルリサイクルを推進します。

4 最終処分に関する事項

本市における最終処分の方向性を以下に示します。

(1) 最終処分に関する実施主体

一般廃棄物の最終処分については、現行どおり本市において、最終処分場の管理運営及びその事務を実施します。

(2) 最終処分場の延命化

現在、不燃ごみ及び資源ごみは、北松北部クリーンセンター（リサイクル施設）にて破碎・選別・圧縮処理などを行うことによって、資源物の回収に努めるとともに、最終処分量の減量・減容化を図っています。さらに、北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設）から生じる処理残さ等のうち、熔融スラグについては、道路舗装用材やインターロッキングなどに有効利用し、熔融飛灰については、再生利用を検討し、最終処分量の削減及びリサイクル率の向上につながるよう引き続き、本市と北松北部環境組合が相互に協力・連携を行いながら最終処分場の延命化を図ります。

また、最終処分場は本市で管理運営していますが、施設によっては残余容量が逼迫した状況にあることから、容量に余裕のある施設を最大限に有効活用し、安定した最終処分場の確保に努めます。

（３）既存施設の適切な維持管理を継続

本市で管理運営する最終処分場については、法令において定められた維持管理基準に則り、維持管理を行っていくとともに、浸出水の処理水質や地下水質などの定期的な調査を行い、周辺に及ぼす影響を無くすための監視を行っていきます。

4 - 9 災害廃棄物への対応

1 基本施策

本市における災害廃棄物に関する基本施策を以下に示します。

基本方針4：災害時の廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物については、仮置き場の設定、処理方法等を具体化するため、関係機関との協議を進めるとともに、災害時における周辺自治体との円滑な連携が図れるよう体制を整えていきます。

2 災害時における仮置き場の設定について

仮置き場について、図表4 - 9 - 1に示します。

災害時の仮置き場については、被災地域に近い一次仮置き場及び災害廃棄物の選別及び処分するための保管が可能な二次仮置き場の設定を行っていきます。

(1) 被災地域に近い場所一時的な一次仮置き場 → 本市での一次仮置き場の場所

(2) 被災地域の仮置き場からの二次仮置き場 → 選別及び処分するための保管可能な場所

◆図表4 - 9 - 1 仮置き場について

被災地区	一次仮置き場	二次仮置き場
各地区単位で被災地を区分する。	各地区単位で公共の空き地、公園などを指定する。	災害廃棄物の選別作業等や保管を行える、比較的広い敷地で長期間の使用が可能な場所で数箇所指定する。

3 災害廃棄物の処理方法について

災害廃棄物処理方法について、図表4 - 9 - 2に示します。

また、災害時における、生活系ごみ（粗大ごみを含む）の収集・運搬、処理・処分の方法に関して具体的な方法を下記のとおり定めていきます。

- (1) 収集運搬の仮置き場、中間処理及び最終処分等の処理手順
- (2) 仮置き場での破碎・分別を行う体制の確保
- (3) 収集処理過程における、粉じん飛散防止・消臭等の環境対策
- (4) 収集運搬車両の確保とルート計画
- (5) 排出ルール計画（住民への排出方法、排出場所の周知）

◆図表4 - 9 - 2 災害廃棄物処理方法について

二次仮置き場 (受入・保管・積み出対策)	二次仮置き場 (分別排出)	処理・処分施設
・重機等による作業ができる広さの確保 ・交通の利便性 ・二次公害防止対策（粉じん対策、飛散防止対策、悪臭及び害虫発生防止対策） ・汚水防止対策（浸透防止シート敷設、仮舗装、排水溝、排水処理設備等）	木材（家屋解体廃材）	民間業者（リサイクル）
	コンクリート塊	民間業者（リサイクル）
	金属くず（自転車、物置）	売却（リサイクル）
	倒木類	民間業者（リサイクル）
	特定家電品（4品目）	家電リサイクル
	パソコン	パソコンリサイクル
	可燃物（衣類・布団など）	焼却（一般廃棄物処理）
	不燃物（瓦、陶磁器、ガラス）	埋立（一般廃棄物処理）
	粗大ごみ（タンス、家具、畳）	焼却（一般廃棄物処理）
	危険物（ガスボンベ、消火器）	民間業者
	有害廃棄物（アスベスト）	埋立（最終処分場）
	土砂	埋立

4 - 10 地球温暖化防止への対応

1 基本施策

本市における地球温暖化防止に関する基本施策を以下に示します。

基本方針 5：地球温暖化防止への対応

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、本市では地球温暖化対策である脱炭素社会に向けた取組みを意欲的に展開するため、住民や事業者などと連携し、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しています。

そのため、一般廃棄物処理に関しては食品ロス削減の推進、ごみ量の減量化及び再資源化の推進などが、地球温暖化防止への取組みとして考えられることから下記に示す対策を実施していきます。

- ◆レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを持参する運動の啓発等を行う。
- ◆グリーンマークやエコマークの付いた環境に優しい商品の購入を推奨する。
- ◆ごみ量の減量化や分別を徹底することにより、リサイクル率の向上を図る。

4 - 11 ごみの処理施設の整備に関する事項

1 基本施策

本市におけるごみ処理施設の整備に関する基本施策を以下に示します。

基本方針6：北松北部クリーンセンターの更新

(1) ごみ処理施設の更新

北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクル施設）は平成16年度の稼働開始後、北松北部環境組合で適切に維持管理を行っているところですが、施設の稼働期間は令和15年度までとなっており、令和16年度に新施設を稼働させる必要があります。施設の用地選定から建設までに通常7～8年の期間を要することから、令和7～8年度には平戸市及び北松北部環境組合との協議を始め、方針を決定する必要があります。

(2) 整備計画

施設整備スケジュールを図表4 - 11 - 1に示します。

北松北部クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクル施設）の更新は前述したとおり令和16年度の供用開始を目標とします。

◆図表4 - 11 - 1 施設整備スケジュール

項目	年度															
	H16	H17	～	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	経過年数→															
現施設	供用開始	2年目	～	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	廃止	
新施設建設						○ ○ ○ 施設用地交渉 用地選定の検討			○ ○ 施設整備基本計画の策定 循環型社会形成推進地域計画の策定	○ ○ ○ ○ 用地測量 生活環境影響評価			○ 新施設建設工事		○ 供用開始（1年目）	2年目

※：このスケジュールは現施設建設時のスケジュールを基に作成しているため、実際の実施年度と前後することがあります。

4 - 12 その他ごみ処理に関し必要な事項

1 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて、①ばいじん、②PCB使用製品、③感染性医療廃棄物が指定されています。

事業者が排出するばいじんは産業廃棄物であることから、排出事業者による適正処理が行われるように指導していきます。

PCB使用製品はPCB特措法に則り、適正処理を推進するために販売店での引き取り協力や、住民に対しても適正排出の協力を要請します。

2 適正処理困難物

適正処理困難物は、廃棄物処理法により、①廃タイヤ、②25インチ以上のテレビ、③250L以上の冷蔵庫、④スプリング入りマットレスが指定されています。このうち、廃タイヤについては、適正処理ルートが構築され、テレビ、冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づく再商品化が行われています。なお、北松北部環境組合では収集できないものとして、処理が困難なごみ及びバッテリー等の危険性のあるごみ等を指定しており、それらについて本市へ問い合わせ、販売店へ依頼するよう指導しています。

3 特定家庭用機器再商品化法

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に適用される家電製品は、構造・組成が複雑であるなどの理由から市町村での処理が困難であるものを指しています。これらの家電製品は廃棄物の減量及び再生が十分に行われていないため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成10年6月に家電リサイクル法が公布されました。

具体的には、一般の家庭で通常使用される機械器具のうち、下記に掲げるものが対象となっています。

- ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- テレビジョン受信機
- 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 電気洗濯機
- 液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機（平成21年4月～）
- 有機ELテレビ（令和6年4月～）

本市においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくことを目的に、小売業者（家電販売業者）や郵便局で家電リサイクル券を入手し、指定引き取り所に直接搬入するよう指導しています。

4 小型二次電池のリサイクル

小型二次電池とは、使い切りの乾電池とは違って充電して繰り返し使える充電式電池のことで携帯電話やコードレス電話、ノートパソコンなどに使われています。

小型二次電池については「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、メーカーによる回収、リサイクルが義務付けられており、平成13年4月から法律に基づいた回収・リサイクルが行われています。

回収対象品目は、「ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池」となっており、これら使用済みの充電式電池は充電式電池リサイクル協力店などに設置しているリサイクルBOXにて回収し、その後リサイクルされます。

本市では貴重な資源を有効に利用するために本制度の活用を推進しています。

また、市指定ごみ袋等により排出された場合は、(一社)JBRCを通じ適正にリサイクルを行います。

5 使用済小型家電リサイクル

回収対象品目(例)を図表4-12-1に示します。

小型家電リサイクル法は、平成24年8月に制定、平成25年4月に施行された新たな法律で、小型家電に含まれている有用金属の回収と有害物質の適正処理を促進することを目的としています。

家電リサイクル法で扱う家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機は、従来どおりリサイクルされるため、この法律の対象外とされています。

◆図表4-12-1 回収対象品目(例)

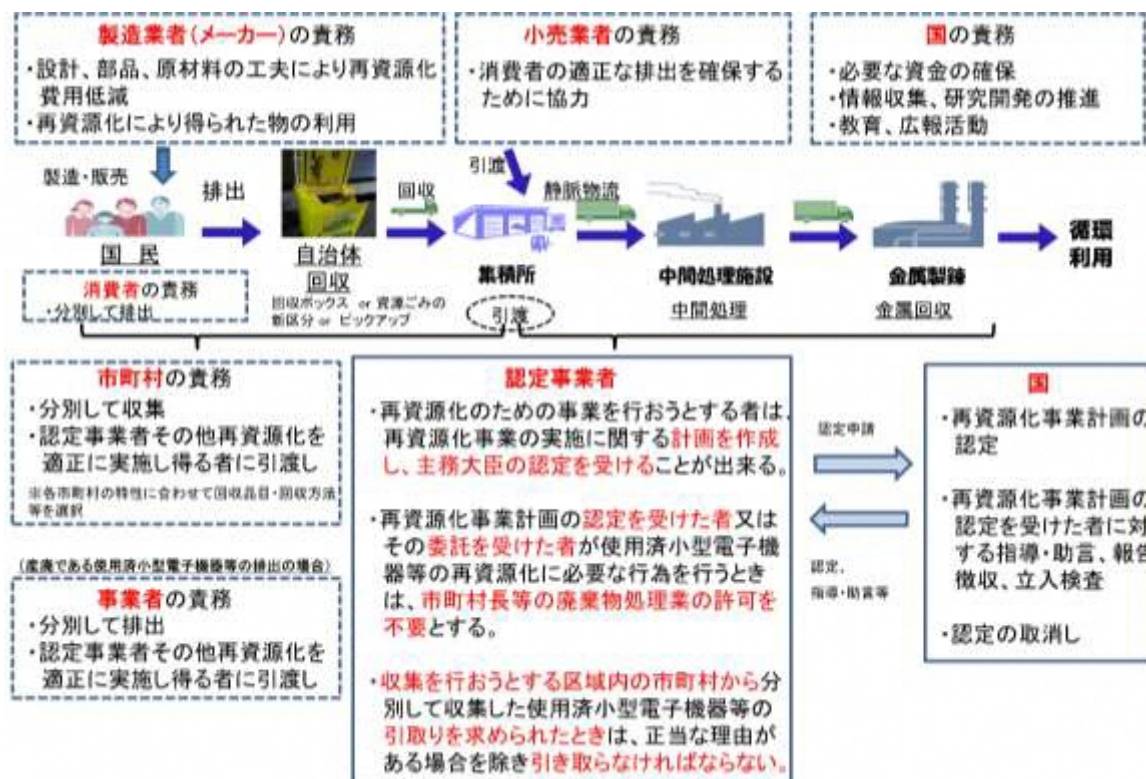


この法律は、家電リサイクル法のように、消費者からリサイクル料金を徴収するのではなく、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫し、それぞれの実情に合わせた形で参加するといった「促進型」の制度を目指しています。

現在、本市で発生する小型家電は資源ごみとして分別収集しリサイクルしていることから、今後も引き続き同様のルートにてリサイクルしていくこととします。

なお、パソコンをリサイクルする場合は、北松北部クリーンセンターへ直接搬入することを条件としています。

◆図表4 - 12 - 2 小型家電リサイクル法における関係者とその役割の概要



出典：環境省ホームページ

6 パソコンのリサイクル

回収対象品目を図表4 - 12 - 3に示します。

パソコンは「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、メーカーによる回収、リサイクルが義務付けられています。使用済みパソコンは排出者により「事業系パソコン」と「家庭系パソコン」に分けられ、事業系パソコンは平成13年4月から、家庭系パソコンは平成15年10月から法律に基づいた回収・リサイクルが行われています。

回収については排出者がパソコンのメーカーに直接申し込むこととなっています。

料金は、平成15年10月以降に販売されているパソコンについては「PCリサイクルマーク」がついており無料で回収・リサイクルされ、それ以前に販売されたパソコンについては回収・リサイクル費用を負担する必要があります。

本市においても、貴重な資源を有効に利用するために本制度の活用を推進しています。

◆図表4 - 12 - 3 回収対象品目

項目	内容
回収対象品目	デスクトップパソコン（本体）、パソコン用ブラウン管ディスプレイ、パソコン用液晶ディスプレイ、デスクトッパー型パソコン、ノート型パソコン、マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル（ただし、標準添付品に限る）
対象外品目	プリンター、スキャナー、ワープロ専用機、PDA、マニュアル本、CD-ROM等

第5章 生活排水処理の現状と分析

5-1 生活排水の現況

1 生活排水処理の経緯

生活排水には、日常生活や事業活動に伴い排出されるし尿と台所や洗濯、風呂場等からの汚水（以下「生活雑排水」という。）に大別されます。

生活雑排水が公共用水域に放流されると、公共用水域の河川水と混合されて時間の経過とともに自浄作用によって汚濁物質は浄化されます。しかし、河川等の自浄作用の能力の限界を超える汚濁物質量が流入すると、水質汚濁が進行するため、公共用水域へ排出する汚濁物質を一定量削減する生活排水処理施設が必要になります。

し尿と生活雑排水を併せて処理する方法（以下「污水处理施設」という。）としては、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設で処理する方法と合併処理浄化槽等の個別処理施設で処理する方法があり、処理水は公共用水域に放流されています。

一方、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲み取り便槽（簡易水洗含む）では、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域に放流されるため、公共用水域の汚濁原因のひとつとなっています。

2 生活排水処理システムの全体像

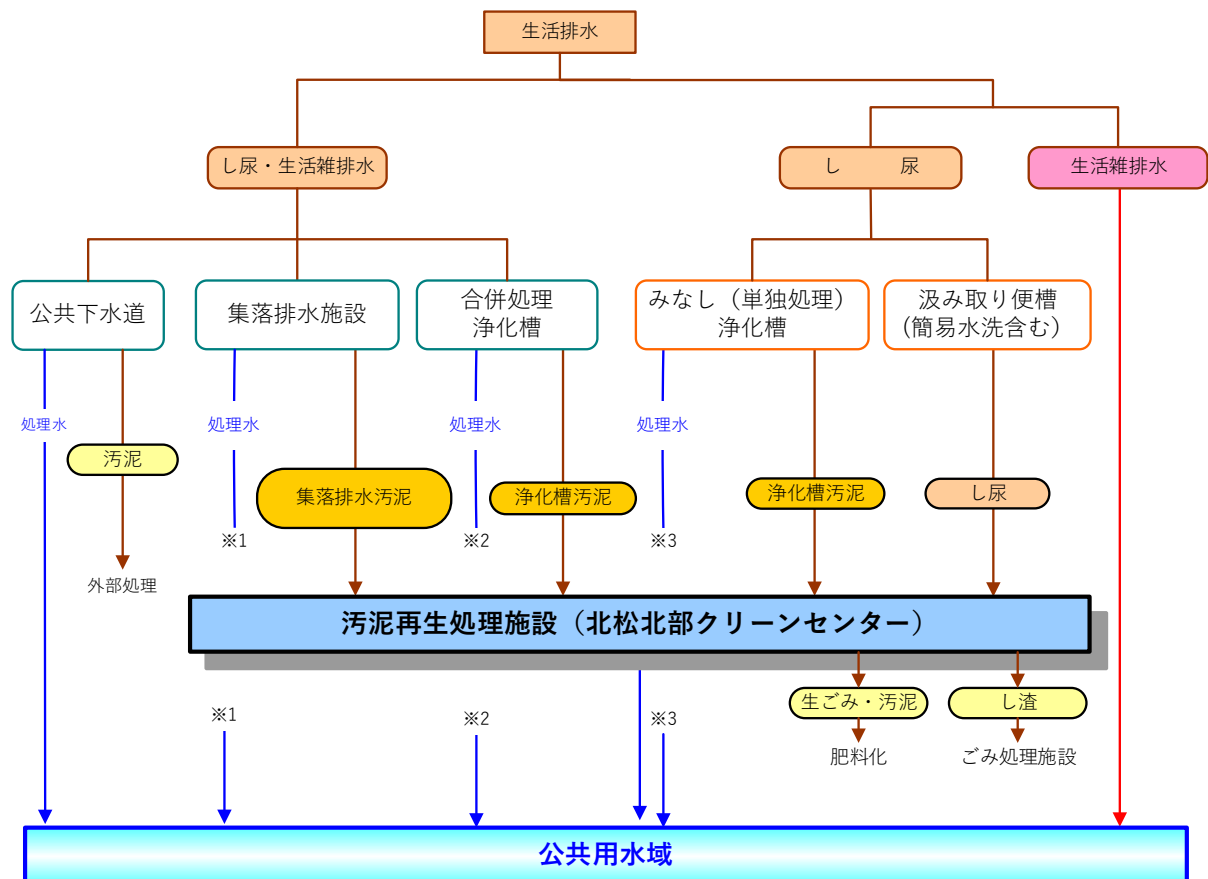
（1）生活排水処理・処分体系

本市における生活排水処理・処分体系を図表5-1-1に、処理施設の対象となる生活排水及び処理主体を図表5-1-2に示します。

本市の生活排水は地域の特性と各污水处理施設の特徴を踏まえ、「公共下水道」、「合併処理浄化槽」及び「漁業集落排水施設」によって処理しています。また、污水处理施設が整備されていない場合、「みなし浄化槽（単独処理浄化槽）」及び「汲み取り便槽（簡易水洗含む）」でし尿のみを処理し、生活雑排水は公共用水域に放流しています。

なお、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥、集落排水施設から発生する汚泥（以下「集落排水汚泥」という。）及び汲み取りし尿は北松北部クリーンセンター内の汚泥再生処理施設で処理しており、処理工程で発生する汚泥は脱水後、肥料化を行っています。

◆図表5 - 1 - 1 生活排水処理・処分体系



※：平成12年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としていますが、本市では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとします。

- ・単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

◆図表5 - 1 - 2 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体

処理施設	対象となる生活排水の種類			処理主体
	し尿	生活雑排水	浄化槽汚泥等	
公共下水道	○	○	－	本市
漁業集落排水施設	○	○	－	本市
合併処理浄化槽	○	○	－	個人等
単独処理浄化槽	○	－	－	個人等
汚泥再生処理施設 （北松北部クリーンセンター）	○	－	○	北松北部環境組合

【凡例】○：該当あり －：該当なし

（２）汚水処理施設整備事業の種類

地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理は重要であり、地域の特性、周辺環境、住民の要望、経済性等を考慮しつつ、汚水処理施設を逐次整備していく必要があります。汚水処理施設整備を進めるために、図表5 - 1 - 3のような事業があり、本市では、これらの事業のうち、公共下水道、漁業集落排水施設及び浄化槽設置整備事業を実施しています。

◆図表5 - 1 - 3 汚水衛生処理施設整備事業の種類



 : 上記の色付けをしているものは、本市で採用している汚水処理施設です。

5 - 2 生活排水の排出状況

1 生活排水処理形態別人口の実績

本市における生活排水処理形態別人口の実績等を図表5 - 2 - 1～図表5 - 2 - 4に示します。

本市における令和元年度から令和5年度の生活排水処理形態別人口の推移は、計画収集人口が22.7% (-2,959人)、単独処理浄化槽人口が16.7% (-51人) 減少しているのに対して、公共下水道人口が9.7% (+343人)、合併処理浄化槽人口は16.5% (+758人)、集落排水処理人口は4.7% (+43人) 増加していることから、公共下水道や集落排水施設への接続及び浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の整備に伴い、計画収集人口及び単独処理浄化槽人口が減少する傾向を示しています。

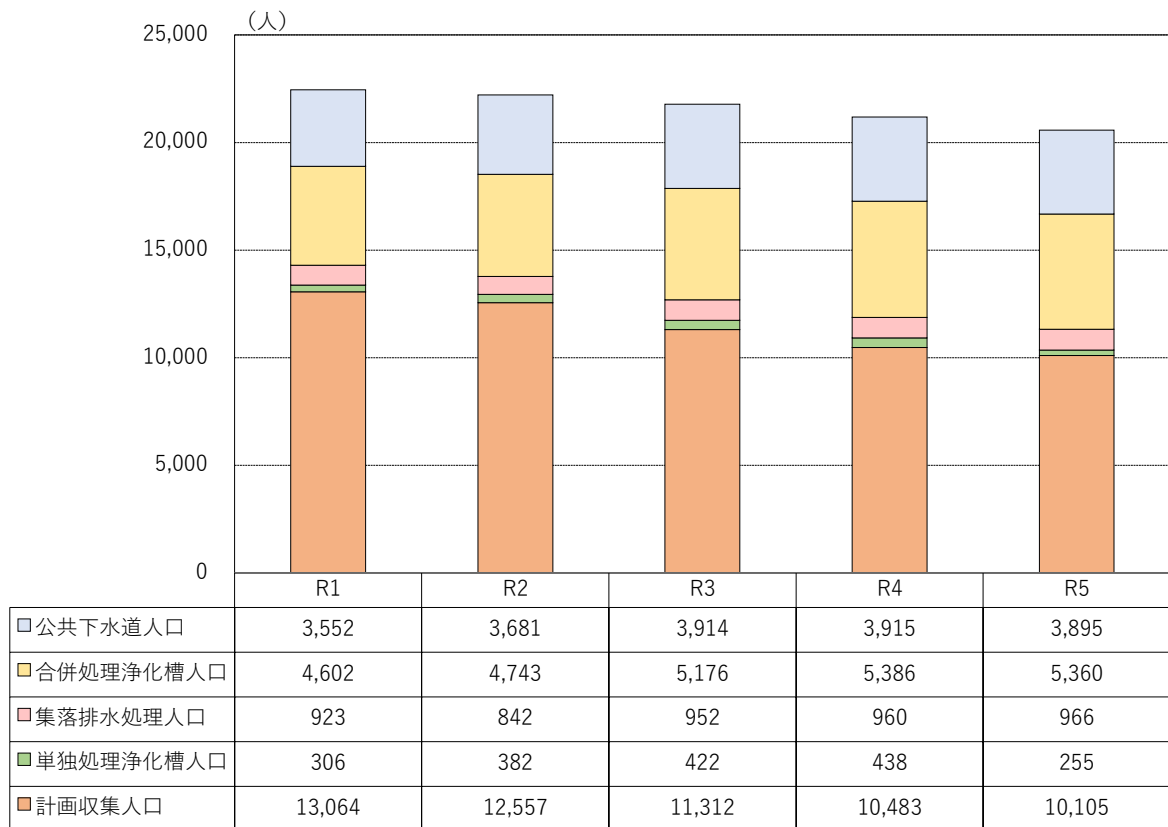
なお、自家処理人口は0人となっています。(以下計画収集人口と自家処理人口を合わせて「非水洗化人口」という。)

◆図表5 - 2 - 1 生活排水処理形態別人口の実績

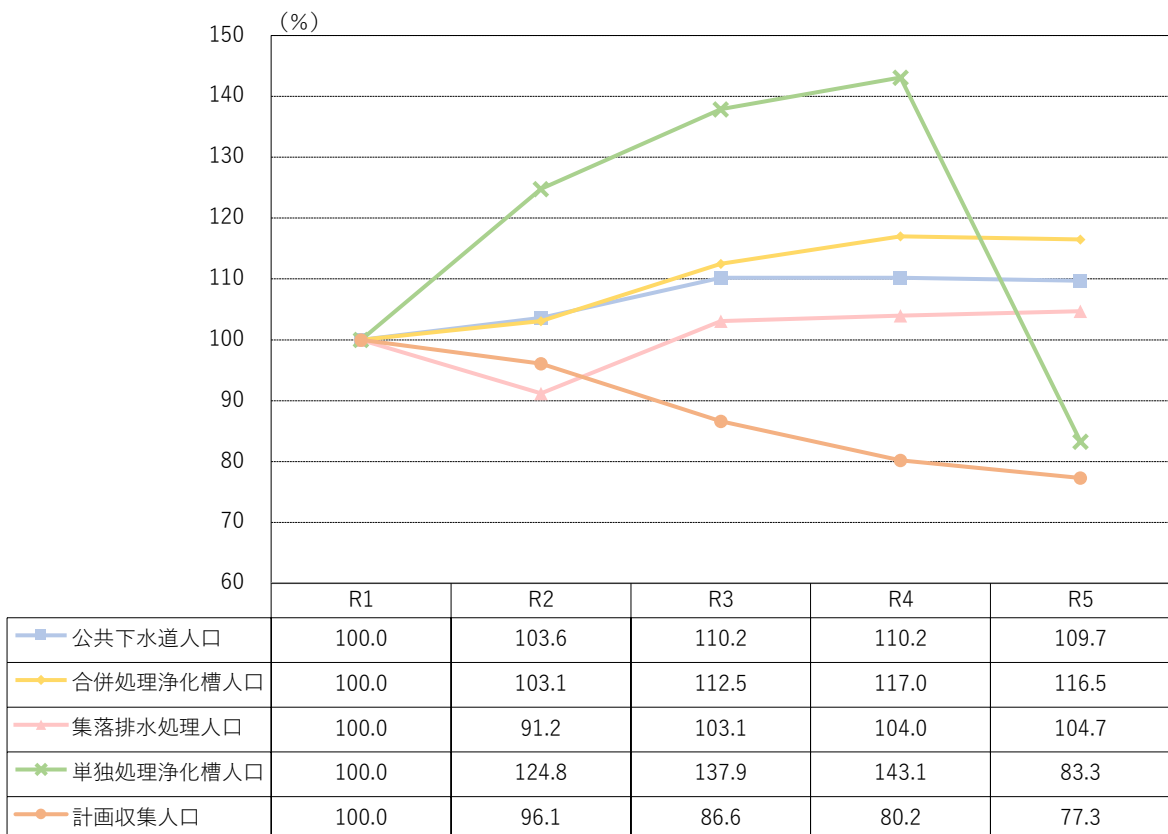
項目	単位	記号	R1	R2	R3	R4	R5	備考
行政区域内人口	人	a	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	実績（10月1日人口）
計画処理区域内人口	人	b	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	c+f
非水洗化人口	人	c	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105	d+e
計画収集人口	人	d	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105	実績（10月1日人口）
自家処理人口	人	e	0	0	0	0	0	実績（10月1日人口）
水洗化人口	人	f	9,383	9,648	10,464	10,699	10,476	g+h
公共下水道人口	人	g	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895	実績（10月1日人口）
浄化槽人口	人	h	5,831	5,967	6,550	6,784	6,581	i+j+l
合併処理浄化槽人口	人	i	4,602	4,743	5,176	5,386	5,360	実績（10月1日人口）
集落排水処理人口	人	j	923	842	952	960	966	k
漁業集落排水処理人口	人	k	923	842	952	960	966	実績（10月1日人口）
単独処理浄化槽人口	人	l	306	382	422	438	255	実績（10月1日人口）
総排出量	kL/年	m	24,166	23,772	23,970	22,877	23,062	n+o+r
し尿	kL/年	n	17,359	16,755	16,538	16,032	16,066	実績
浄化槽汚泥	kL/年	o	6,477	6,687	7,102	6,515	6,666	実績
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	p	77	167	117	84	94	実績
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	q	6,400	6,520	6,985	6,431	6,572	実績
集落排水汚泥	kL/年	r	330	330	330	330	330	実績
割合	%	s	71.8	70.5	69.0	70.1	69.7	$n \div m \times 100$
浄化槽汚泥	%	t	28.2	29.5	31.0	29.9	30.3	$100-s$
排出原単位 [※]	L/人日	u	2.94	2.93	3.02	2.96	3.06	$m \div b \div 365 \times 1,000$
し尿	L/人日	v	3.63	3.66	4.01	4.19	4.34	$n \div d \div 365 \times 1,000$
浄化槽汚泥	L/人日	w	3.61	3.57	3.48	3.06	3.24	$o \div (h-j) \div 365 \times 1,000$
単独処理浄化槽汚泥	L/人日	x	0.69	1.20	0.76	0.53	1.01	$p \div l \div 365 \times 1,000$
合併処理浄化槽汚泥	L/人日	y	3.80	3.77	3.70	3.27	3.35	$q \div i \div 365 \times 1,000$
集落排水汚泥	L/人日	z	0.98	1.07	0.95	0.94	0.93	$r \div j \div 365 \times 1,000$

※：R1とR5については閏年のため366日で計算しています。

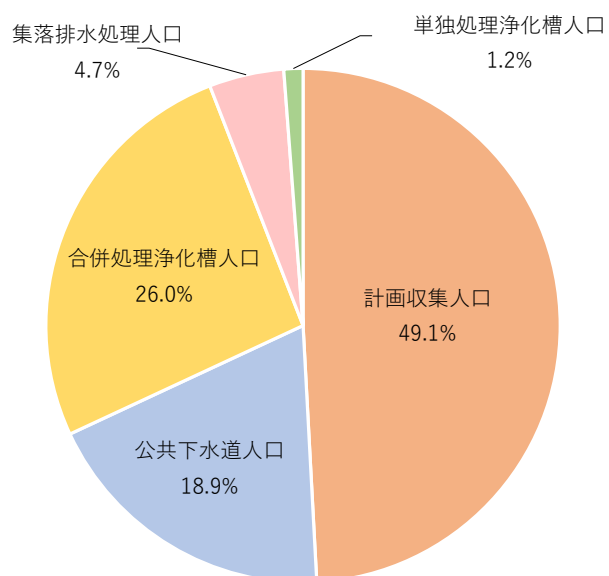
◆図表5 - 2 - 2 生活排水処理形態別人口の推移



◆図表5 - 2 - 3 生活排水処理形態別人口の経年変化



◆図表5 - 2 - 4 生活排水処理形態別人口の割合（令和5年度）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

（１）公共下水道

本市では公共下水道への未接続の住民に対して下水道の普及に努めています。公共下水道人口は増加傾向にありましたが、令和5年度に減少しています。なお、令和5年度末現在で3,895人となっており、行政区域内人口の18.9%となっています。

（２）漁業集落排水施設

本市では漁業集落排水施設があり、それぞれ集落排水施設への未接続の住民に対して、集落排水施設への接続の普及に努めており、集落排水処理人口は令和2年度に減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向にあります。なお、令和5年度末現在で966人となっており、行政区域内人口の4.7%となっています。

（３）合併処理浄化槽

本市では浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置普及に努めており、合併処理浄化槽人口は増加傾向にありましたが、令和5年度に減少しています。なお、令和5年度末現在で5,360人となっており、行政区域内人口の26.0%となっています。

（４）単独処理浄化槽

単独処理浄化槽人口は、令和4年度まで増加していましたが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えにより、令和5年度で減少しています。なお、単独処理浄化槽人口は令和5年度末現在で255人となっており、行政区域内人口の1.2%となっています。

（５）計画収集人口

計画収集人口は減少傾向にあり、令和5年度末現在で10,105人となっており、行政区域内人口の49.1%となっています。

２ 生活排水処理の状況

（１）汚水衛生処理率の推移

水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の実績を図表5-2-5に、水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の推移を図表5-2-6に示します。

本市の汚水衛生処理率は、公共下水道や集落排水施設への接続率の向上及び合併処理浄化槽の整備に伴い、着実に向上してきており、令和5年度の汚水衛生処理率は49.7%で、本市の生活排水処理の状況は継続して向上しているものと言えますが、令和4年度の全国（88.0%）及び長崎県（81.6%）の汚水衛生処理率と比較をすると31.9～38.3ポイント下回っています。

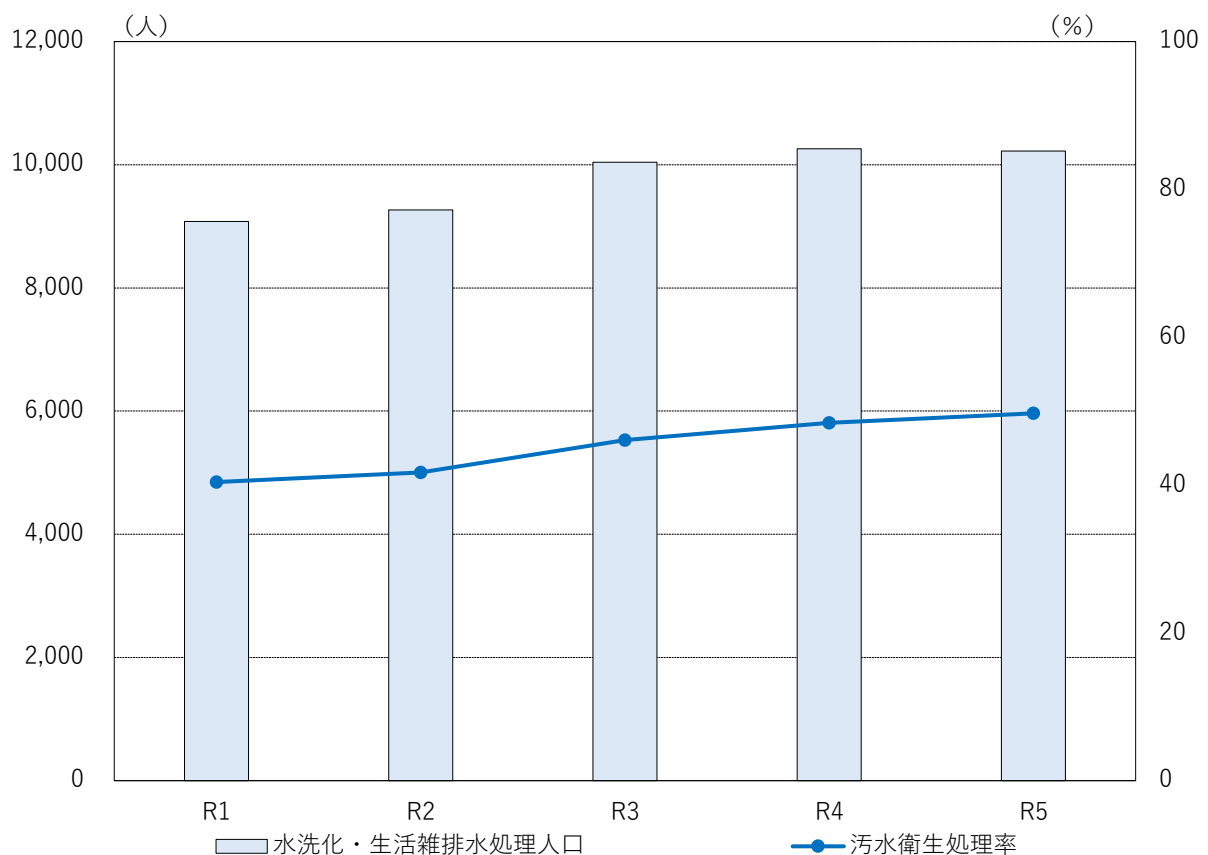
◆図表5 - 2 - 5 水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の実績

項目	単位	年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口 (A)	人	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581
水洗化・生活雑排水処理人口 (B)	人	9,077	9,266	10,042	10,261	10,221
公共下水道人口	人	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895
合併処理浄化槽人口	人	4,602	4,743	5,176	5,386	5,360
集落排水処理人口	人	923	842	952	960	966
非水洗化・生活雑排水処理人口	人	13,370	12,939	11,734	10,921	10,360
単独処理浄化槽人口	人	306	382	422	438	255
計画収集人口	人	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105
汚水衛生処理率 (C=B/A)	%	40.4	41.7	46.1	48.4	49.7

※：汚水衛生処理率の算出には単独処理浄化槽人口を水洗化・生活雑排水処理人口に含めません。

出典：本市統計データ

◆図表5 - 2 - 6 水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の推移



【生活排水を適正に処理している人口】

生活排水を適正に処理している人口は、毎年、国などから発表されています。国からは、「適正に処理を行っている人口」の定義の違いにより、2種類の数字が発表されています。

1 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率（％）＝（下水道処理人口＋集落排水施設等処理人口＋合併処理浄化槽人口＋コミュニティ・プラント人口）／基本台帳人口×100

※：下水道、集落排水施設等処理人口は、供用開始されている区域の人口であり、実際に利用しているかは問いません。
また、合併処理浄化槽人口には、下水道、集落排水施設等の供用開始区域の人口を含みません。毎年8月ごろに、国土交通省、農林水産省及び環境省の連名で発表されています。

2 汚水衛生処理率

汚水衛生処理率（％）＝（下水道処理人口＋集落排水施設等処理人口＋合併処理浄化槽人口＋コミュニティ・プラント人口）／（基本台帳人口＋外国人登録人口）×100

※：下水道処理人口及び集落排水施設等処理人口は、実際に利用している人口です。毎年3月ごろに、総務省から発表されています。

（２）し尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥の排出状況

本市におけるし尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥（以下、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥をあわせて「浄化槽汚泥等」という。また、し尿及び浄化槽汚泥等をあわせて「し尿等」という。）の排出状況の推移等を図表5 - 2 - 7～図表5 - 2 - 9に示します。

ア し尿排出量

し尿排出量は図表5 - 2 - 8に示すとおり、減少傾向にあります。なお、令和5年度は16,066kL/年で、令和元年度（17,359kL/年）に対して7.4％の減少（-1,293kL/年）となっています。

イ 浄化槽汚泥等排出量

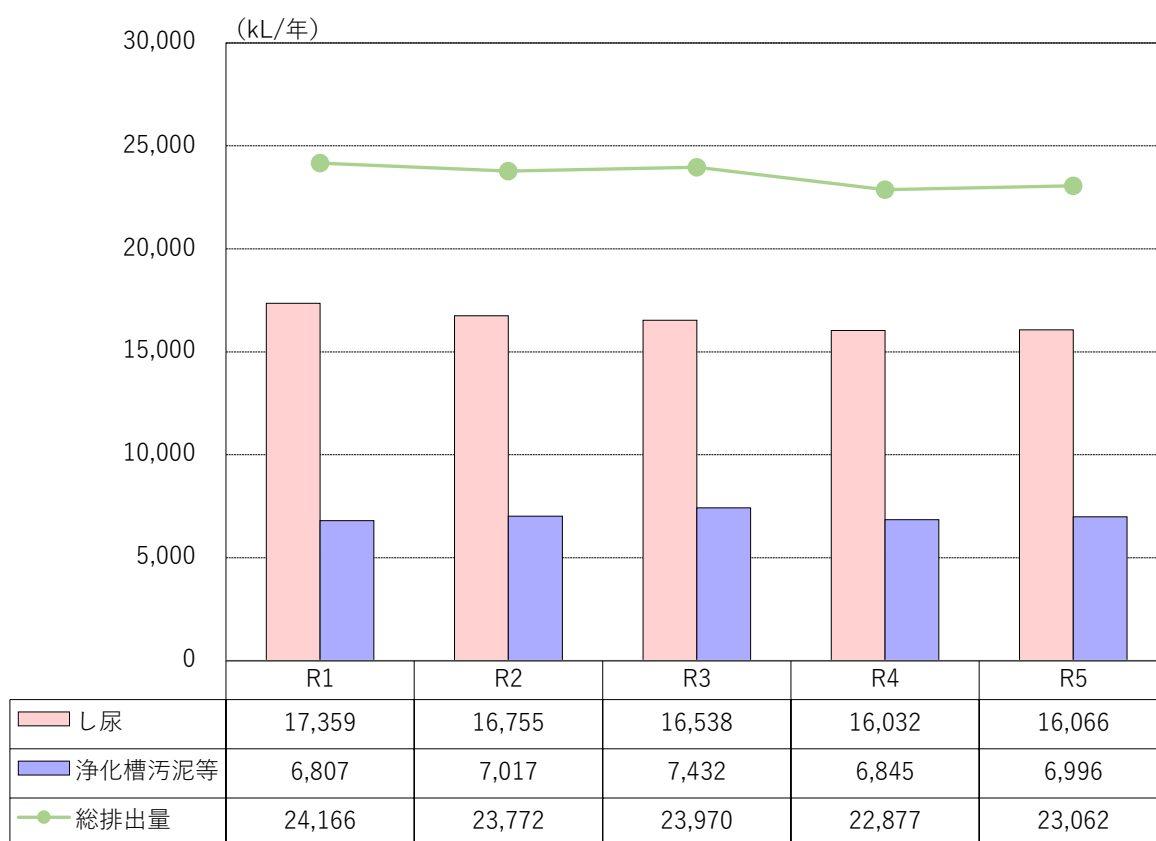
浄化槽汚泥等排出量は図表5 - 2 - 8に示すとおり、令和3年度まで増加傾向し、令和4年度で減少しましたが、令和5年度で再度増加しています。なお、令和5年度は6,996kL/年で、令和元年度（6,807kL/年）に対して2.8％の増加（+189kL/年）となっています。

ウ し尿等排出量

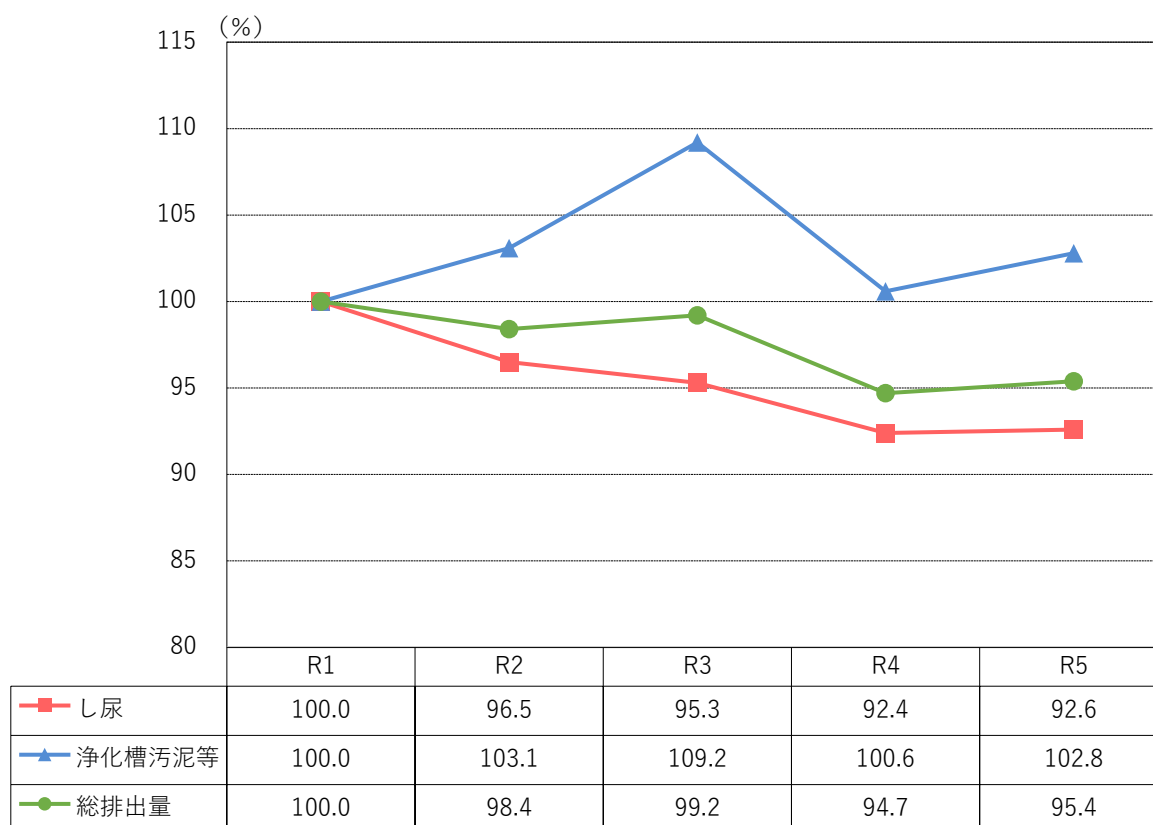
（ア）し尿等排出量は図表5 - 2 - 8に示すとおり、各年度で増減がありますが、経年的に減少傾向にあります。なお、令和5年度は23,062kL/年で、令和元年度（24,166kL/年）に対して4.6％の減少（-1,104kL/年）となっています。

（イ）し尿等排出量の内、令和5年度実績の排出割合はし尿が69.7％、浄化槽汚泥等が30.3％となっています。

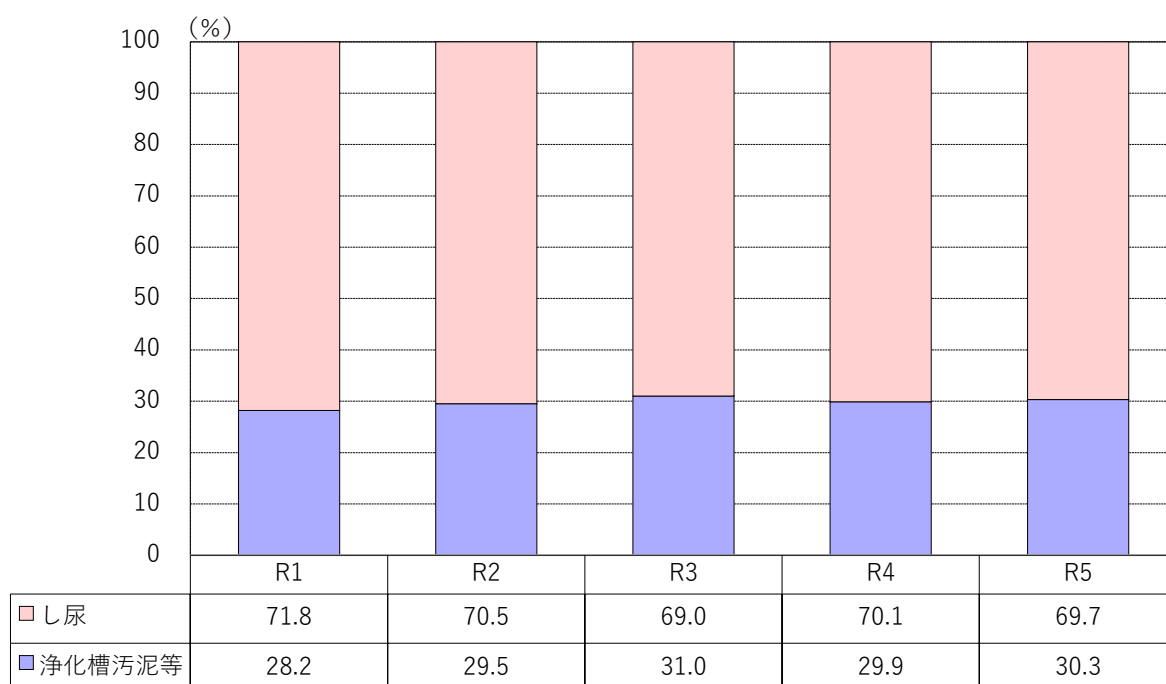
◆図表5 - 2 - 7 し尿等排出量の推移



◆図表5 - 2 - 8 し尿等排出量の経年変化



◆図表5 - 2 - 9 し尿等排出量の割合

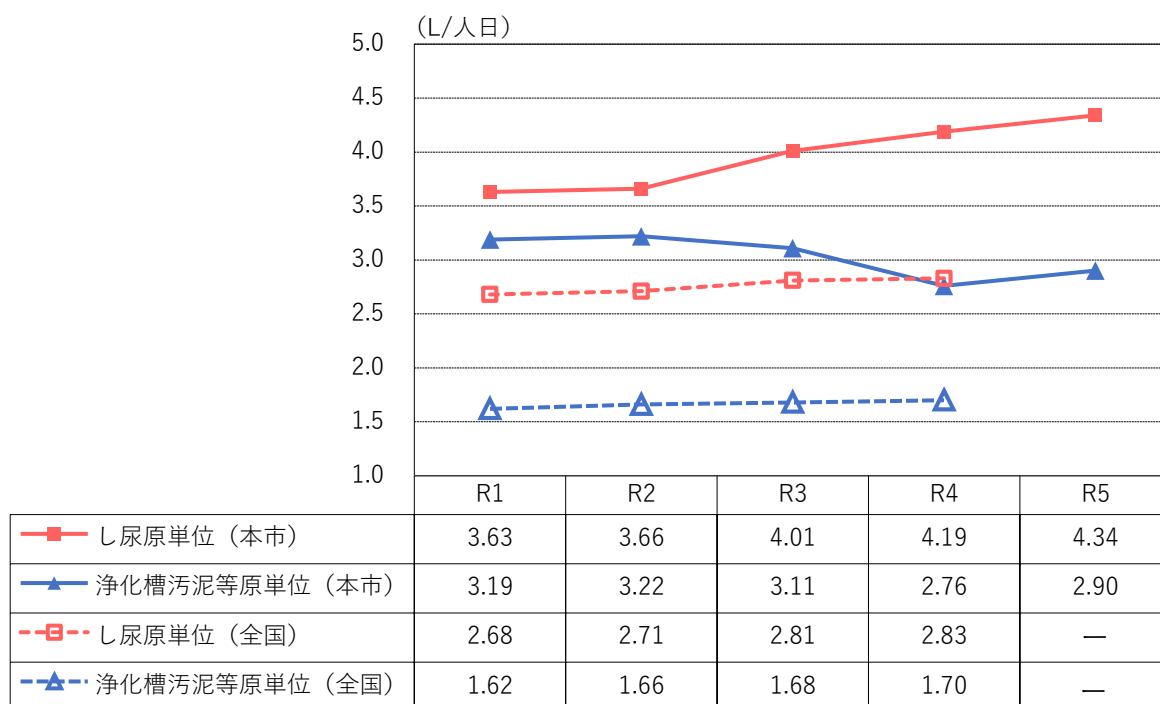


(3) し尿等の排出原単位の推移

し尿等の排出量の原単位の推移を図表5 - 2 - 10に示します。

本市の排出原単位については、し尿が3.63～4.34L/人日、浄化槽汚泥等が2.76～3.22L/人日で推移しており、全国平均と比較するとし尿、浄化槽汚泥等ともに高くなっています。

◆図表5 - 2 - 10 し尿等排出原単位の推移



5 - 3 生活排水処理の実績

1 し尿等の収集・運搬に関する状況

本市で排出されるし尿等の収集・運搬に関する状況を図表5 - 3 - 1に示します。

◆図表5 - 3 - 1 し尿等の収集・運搬に関する状況

項目		内容
収集・運搬体制	し尿	許可・委託
	浄化槽汚泥等	許可
業者数	し尿	3社
	浄化槽汚泥等	3社

(令和6年3月現在)

2 中間処理の状況

公共下水道の概要を図表5 - 3 - 2に、集落排水処理施設の概要を図表5 - 3 - 3に、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の概要を図表5 - 3 - 4に、中間処理施設位置図を図表5 - 3 - 5に示します。

本市で発生するし尿等は、本市が管理・運営している公共下水道、漁業集落排水施設及び北松北部環境組合が管理・運営する北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）で処理しています。

◆図表5 - 3 - 2 公共下水道の概要

項目	内容
処理区名	松浦処理区
施設所管	松浦市
供用開始年度	平成19年度（平成20年3月31日）
計画人口	11,070人
終末処理場	松浦水きよら館
計画能力	6,100m ³ /日最大
水処理方式	標準活性汚泥法（オキシデーションディッチ法）
処理系列	3系列

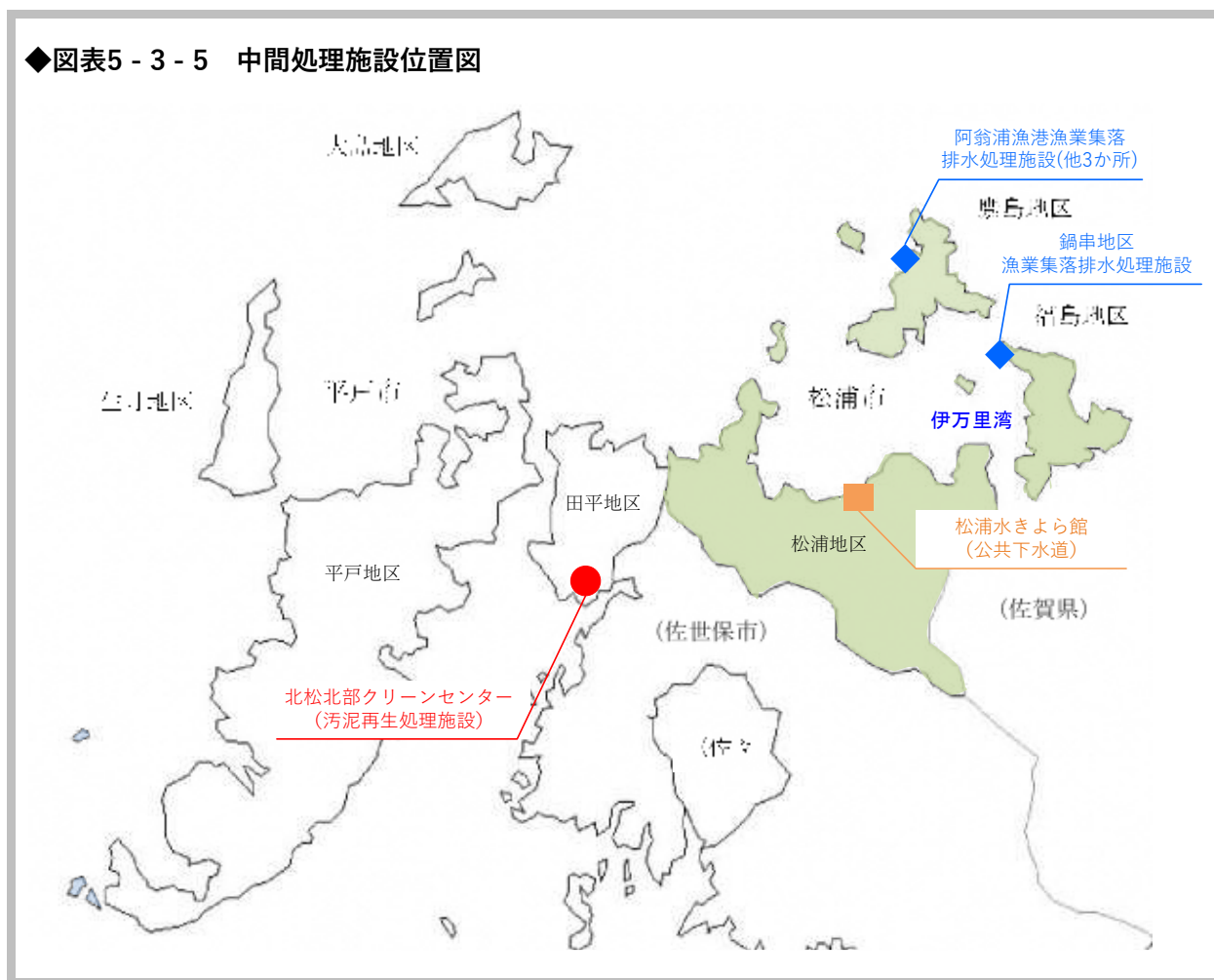
◆図表5 - 3 - 3 集落排水施設の概要

項目	内容		
処理区名	鍋串地区	阿翁浦漁港	日比地区
施設所管	松浦市	松浦市	松浦市
稼動開始年月	平成12年8月	平成16年4月	平成19年3月
計画人口	265人	1,007人	87人
処理能力	209m ³ /日	635m ³ /日	32m ³ /日
処理方式	接触曝気法	長時間曝気法	接触曝気法
項目	内容		
処理区名	殿ノ浦漁港	船唐津漁港	
施設所管	松浦市	松浦市	
稼動開始年月	平成19年3月	平成19年3月	
計画人口	156人	109人	
処理能力	59m ³ /日	31m ³ /日	
処理方式	接触曝気法	接触曝気法	

◆図表5 - 3 - 4 北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の概要

項目	内容
施設の名称	北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）
施設所管	北松北部環境組合
所在地	長崎県平戸市田平町下寺免1318番地
稼動開始	平成17年4月
処理能力	し尿、浄化槽汚泥等：148kL/日、生ごみ：5t/日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理、資源化处理
放流先	海域
汚泥処理	肥料化

◆図表5 - 3 - 5 中間処理施設位置図



5 - 4 課題の抽出

本市における生活排水処理に関する課題事項は以下のとおりです。

これまで実施してきた公共下水道、集落排水整備事業及び浄化槽設置整備事業（補助対象事業）等により、公共用水域の水質は改善傾向にありますが、依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水などによる水質汚濁が懸念されます。

よって、さらに改善を進めるためには、公共下水道及び集落排水施設への接続率の向上と合併処理浄化槽の普及促進等を図る必要があります。

1 汚水衛生処理率の向上

本市の汚水衛生処理率は、公共下水道や集落排水整備事業及び合併処理浄化槽の設置補助等により、令和元年度では40.4%でしたが、令和5年度には49.7%と生活排水の適正処理が進んでいます。

しかし、河川等の水質汚濁の原因ともなっているし尿以外の生活雑排水については、令和5年度実績で行政区域内人口の50.3%にあたる10,360人が、未処理のままで放流しているのが現状です。これについては、し尿と生活雑排水の全てを適正に処理し、公共用水域への汚濁負荷を低減させる必要があります。

また、令和5年度における本市の汚水衛生処理率は49.7%に達していますが、全国（88.0%）の実績値を下回っています。

よって、河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するための公共下水道区域以外の地区の生活排水処理の方策としては、集落排水事業等の集合処理あるいは合併処理浄化槽による個別処理があります。

地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を考慮し、集落排水処理施設への接続率の向上と合併処理浄化槽等の普及を推進します。

2 公共下水道整備事業

公共下水道整備事業着手以降、着実に整備を進めてはいますが、社会経済情勢を考慮し、方向性を見極めながら下水道の整備区域や排水設備の接続世帯の拡大を図る必要があります。

3 集落排水事業

公共下水道整備事業と同様に、未接続世帯において早期の接続が必要であるため、接続率を向上させるように啓発を進め、接続世帯の拡大を図る必要があります。

4 合併処理浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置については、新設または汲み取り・単独処理浄化槽からの切り換えなどに対し補助金を交付しています。引き続き汚水衛生処理率の向上のために、合併処理浄化槽の支援制度を継続していきます。

5 生活排水処理対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果や台所などの発生源

における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

6 浄化槽の適正管理の啓発

本市を流れる河川の水質は良好に維持されていますが、今後も引き続き住民や事業者が浄化槽の定期的な清掃や保守点検を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となります。

また、浄化槽においては、浄化槽法第7条と第11条に基づく法定検査のほか、年に1回の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられていますが、維持管理は所有者に委ねられているため、適切な維持管理が徹底されていないことも課題となっています。

よって、機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の正確な把握と、所有者に対し、適正な維持管理を行うよう指導を行います。

7 し尿等処理に関する課題

(1) し尿等排出量の変動への対応

本市における令和5年度の排出量実績は、し尿等排出量が23,062kL/年（し尿：16,066kL/年、浄化槽汚泥等：6,996kL/年）となっており、経年的には減少傾向となっています。一方、浄化槽汚泥等混入率は横ばいで推移しており、令和5年度の浄化槽汚泥等混入率は30.3%となっています。

北松北部環境組合では、平成29～30年度の基幹的設備改良工事の際に、前脱水設備を導入しており、搬入し尿等の質的・量的変動に対応できる処理システムとなっています。

(2) 収集・運搬

し尿搬入量は経年的に減少傾向となっており、浄化槽汚泥等搬入量は令和3年度までは増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少しています。

将来的には公共下水道や集落排水施設への接続率向上、本市における人口減少等に伴い、し尿等の排出量は減少する傾向となることが想定されるため、今後の排出状況を鑑みた収集・運搬のあり方を検討していく必要があります。

(3) 北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の維持管理

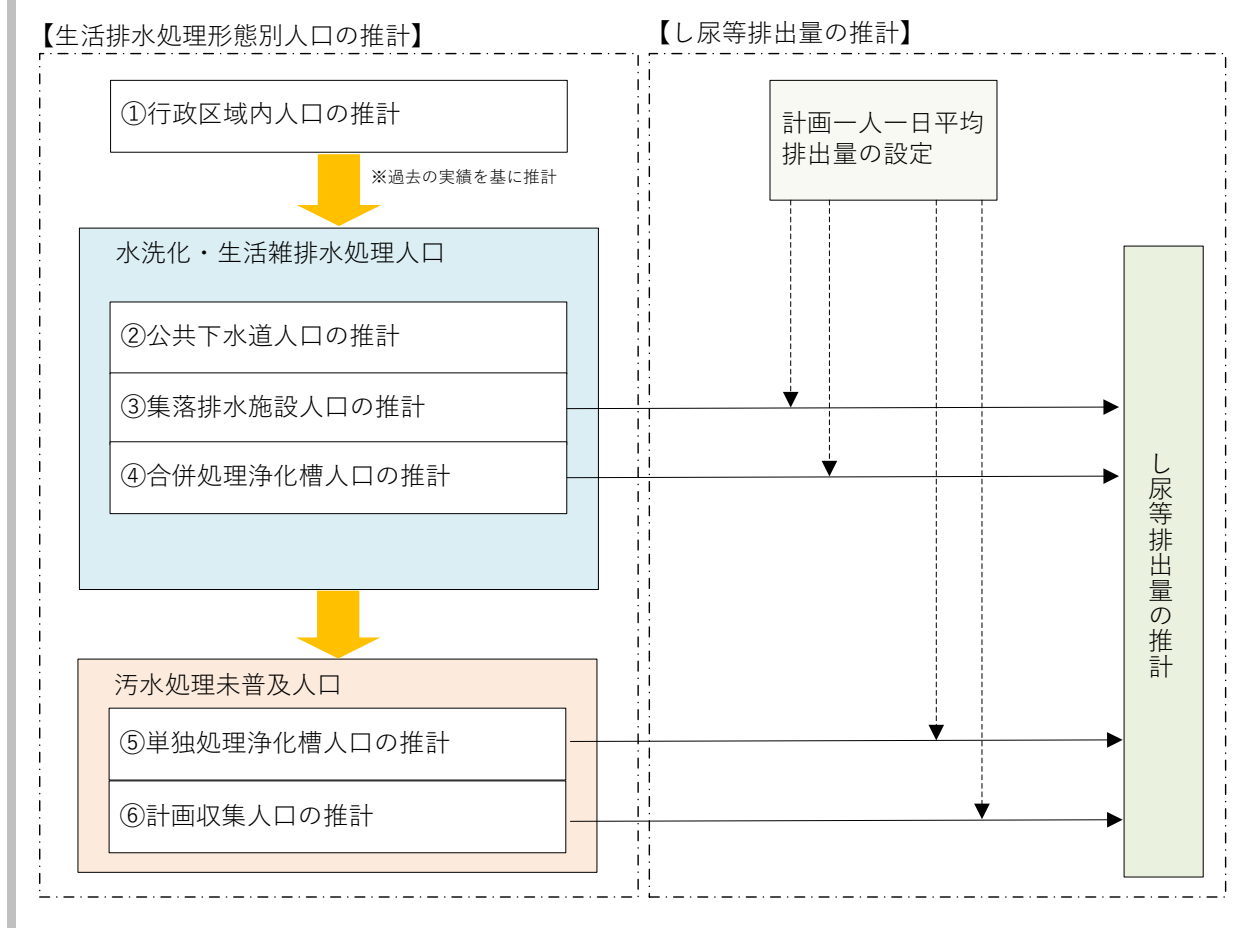
し尿等を処理する北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）は供用開始後18年を経過し、平成29～30年度には基幹的設備改良事業を実施し、耐用年数を迎えた機器の大部分の更新を行っており、施設の安定稼働に努めているところです。

しかしながら、今後は合併処理浄化槽が普及していくことにより、合併処理浄化槽汚泥の排出量が現状よりも更に増加していくため、し尿と浄化槽汚泥等の割合を考慮し、適正に処理を行う必要があります。北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）は本市内全戸に公共下水道が敷設されない限り必要な施設であることから、処理の安定性や安全性を確保するとともに、本市の財政状況等も踏まえ、経済的かつ効率的な方法を検討します。

5 - 5 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の推計

生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の基本的な推計方法を図表5 - 5 - 1に示します。

◆図表5 - 5 - 1 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の基本的推計フロー



1 生活排水処理形態別人口方法

本計画における生活排水処理形態別人口の推計については、過去の人口動態に基づく傾向線を基本としますが、合併処理浄化槽人口、公共下水道人口及び集落排水施設人口については、処理施設整備事業計画等がある場合には、計画における予測値を優先することとします。予測期間は目標年度である令和16年度までとします。

推計方法は本市の計画及び過去5年間（令和元～5年度）の実績値等を基に行いました。

2 生活排水処理形態別人口の推計

本市の生活排水処理形態別人口の推計結果を図表5 - 5 - 2、推移を図表5 - 5 - 3に示します。

本市では公共下水道人口、漁業集落排水処理人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及び計画収集人口の生活排水処理形態別人口区分となっています。

それぞれの推計方法を以下に示します。

(1) 公共下水道人口

公共下水道人口については、20人/年増加するものとして算出しました。

(2) 漁業集落排水処理人口

漁業集落排水処理人口については、すでに整備は終了していることから、推計式を用いずに、令和5年度の行政区域内人口に対する漁業集落排水処理人口の割合を各年度の行政区域人口に乗じた値を推計値としました。

(3) 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口については、污水衛生処理率が令和16年度で70.0%となるよう算出しました。

(4) 単独処理浄化槽人口

令和5年度の計画収集人口と単独処理浄化槽人口の合計に対する単独処理浄化槽人口の比率を各年度の行政区域内人口から公共下水道人口、漁業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口を差し引いた人口に乗じた値を推計値としました。

(5) 計画収集人口

令和5年度の計画収集人口と単独処理浄化槽人口の合計に対する計画収集人口の比率を各年度の行政区域内人口から公共下水道人口、漁業集落排水処理人口及び合併処理浄化槽人口を差し引いた人口に乗じた値を推計値としました。

◆図表5 - 5 - 2 生活排水処理形態別人口の推計結果

実績

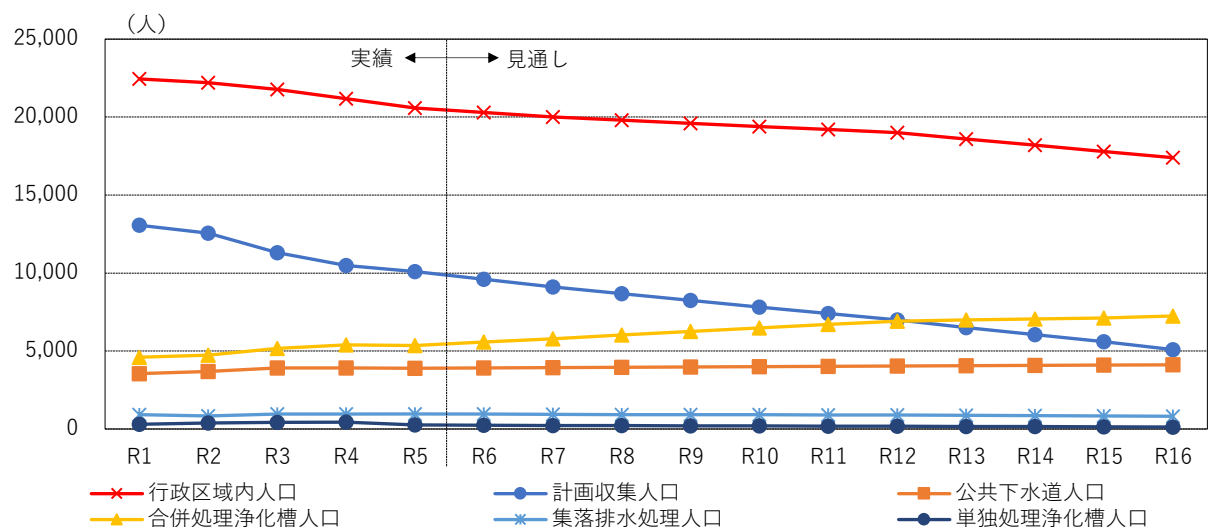
項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	人	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581
計画処理区域内人口	人	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581
非水洗化人口	人	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105
計画収集人口	人	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	9,383	9,648	10,464	10,699	10,476
公共下水道人口	人	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	5,831	5,967	6,550	6,784	6,581
合併処理浄化槽人口	人	4,602	4,743	5,176	5,386	5,360
集落排水処理人口	人	923	842	952	960	966
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0
漁業集落排水処理人口	人	923	842	952	960	966
単独処理浄化槽人口	人	306	382	422	438	255
污水衛生処理率	%	40.4	41.7	46.1	48.4	49.7

見通し

項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10
行政区域内人口	人	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400
計画処理区域内人口	人	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400
非水洗化人口	人	9,599	9,110	8,671	8,240	7,815
計画収集人口	人	9,599	9,110	8,671	8,240	7,815
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	10,692	10,890	11,129	11,360	11,585
公共下水道人口	人	3,915	3,935	3,955	3,975	3,995
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	6,777	6,955	7,174	7,385	7,590
合併処理浄化槽人口	人	5,583	5,786	6,026	6,257	6,482
集落排水処理人口	人	952	939	929	920	911
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0
漁業集落排水処理人口	人	952	939	929	920	911
単独処理浄化槽人口	人	242	230	219	208	197
污水衛生処理率	%	51.5	53.3	55.1	56.9	58.7

項目	単位	R11	R12	R13	R14	R15	R16
行政区域内人口	人	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400
計画処理区域内人口	人	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400
非水洗化人口	人	7,397	6,987	6,513	6,053	5,607	5,092
計画収集人口	人	7,397	6,987	6,513	6,053	5,607	5,092
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
水洗化人口	人	11,803	12,013	12,087	12,147	12,193	12,308
公共下水道人口	人	4,015	4,035	4,055	4,075	4,095	4,115
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	7,788	7,978	8,032	8,072	8,098	8,193
合併処理浄化槽人口	人	6,700	6,910	6,995	7,065	7,121	7,248
集落排水処理人口	人	901	892	873	854	835	817
農業集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0	0
漁業集落排水処理人口	人	901	892	873	854	835	817
単独処理浄化槽人口	人	187	176	164	153	142	128
污水衛生処理率	%	60.5	62.3	64.1	65.9	67.7	70.0

◆図表5 - 5 - 3 生活排水処理形態別人口の推移



3 し尿等排出量の推計

(1) 推計方法

し尿等排出量は人口の変動の他、集合処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及等の行政施策によって変動します。

ここでは、先に予測した生活排水処理形態別人口を基に将来のし尿等排出量を推計するものとします。

(2) し尿等の原単位

本市の過去3年間（令和3～5年度）のし尿等排出量の実績より算出した原単位を図表5 - 5 - 4に示します。

◆図表5 - 5 - 4 し尿等原単位

項目	単位	R3	R4	R5	平均	最大
し尿	L/人日	4.01	4.19	4.34	4.18	4.34
単独浄化槽汚泥		0.76	0.53	1.01	0.77	1.01
合併処理浄化槽汚泥		3.70	3.27	3.35	3.44	3.70
集落排水汚泥		0.95	0.94	0.93	0.94	0.95

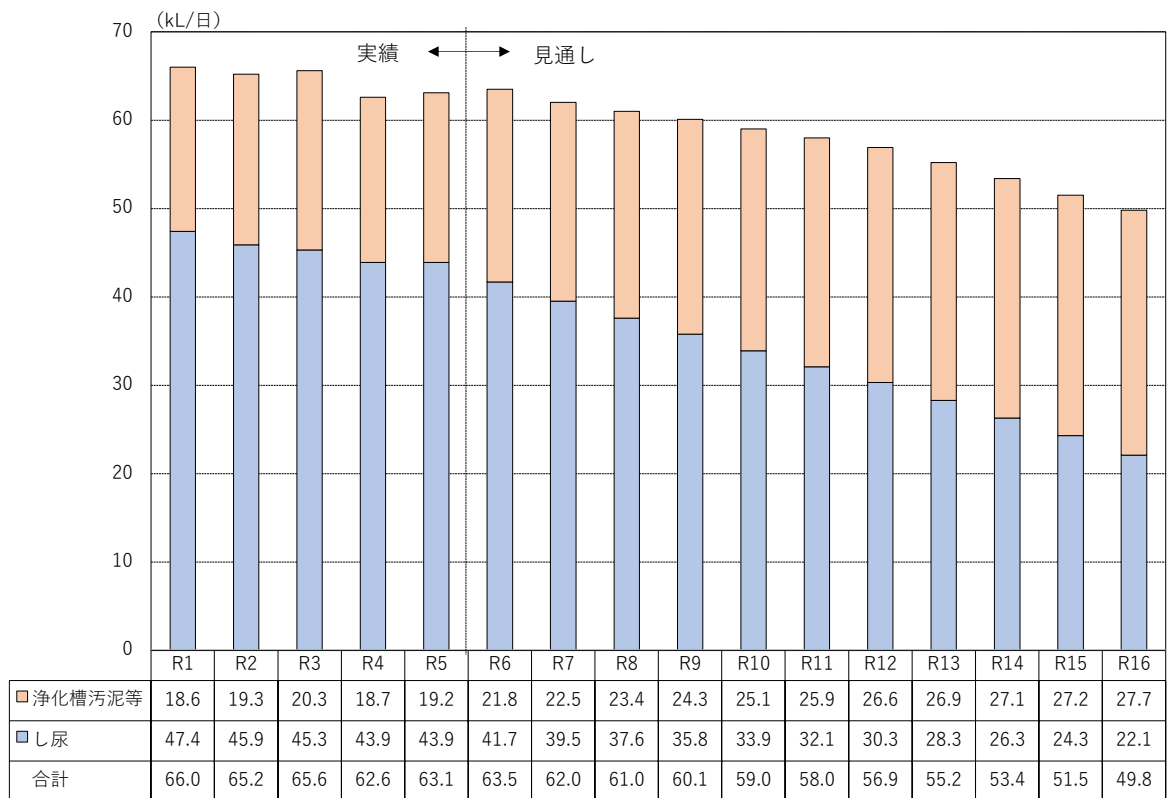
(3) 将来のし尿等排出量

本市の将来のし尿等排出量の推移等を図表5 - 5 - 5～図表5 - 5 - 7に示します。

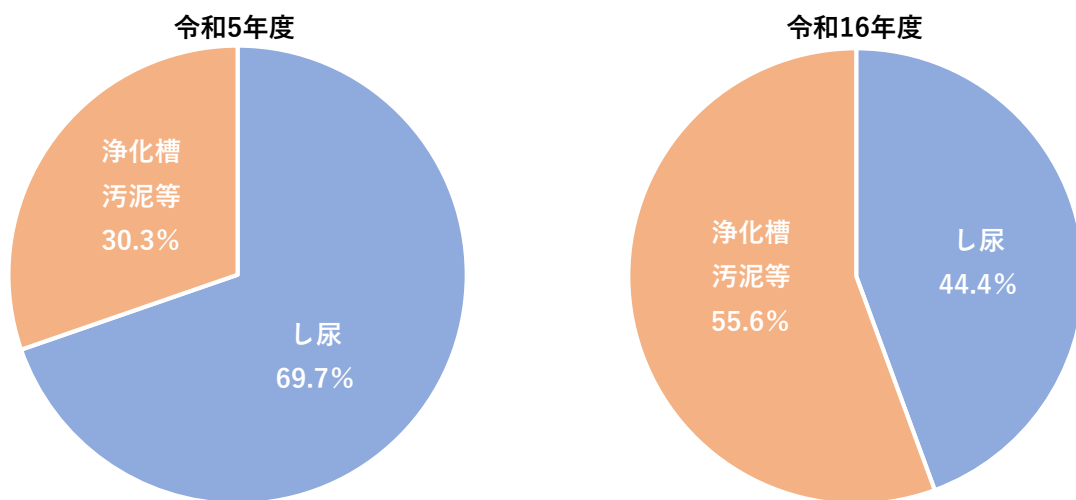
計画目標年度（令和16年度）におけるし尿等排出量は49.8kL/日（し尿：22.1kL/日、浄化槽汚泥等：27.7kL/日）となります。

また、計画目標年度（令和16年度）においては、合併処理浄化槽の普及を促進することにより浄化槽汚泥等の割合が55.6%まで増加する結果となっています。

◆図表5 - 5 - 5 し尿等排出量の推移



◆図表5 - 5 - 6 令和5年度及び令和16年度のし尿等の割合



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

◆図表5 - 5 - 7 し尿等排出量の実績及び見通し

項目	単位	記号	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	推計方法
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	
			実績					見通し										目標年度	
行政区域内人口	人	a	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400	推計式
計画処理区域内人口	人	b	22,447	22,205	21,776	21,182	20,581	20,291	20,000	19,800	19,600	19,400	19,200	19,000	18,600	18,200	17,800	17,400	c+f
非水洗化人口	人	c	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105	9,599	9,110	8,671	8,240	7,815	7,397	6,987	6,513	6,053	5,607	5,092	d+e
計画収集人口	人	d	13,064	12,557	11,312	10,483	10,105	9,599	9,110	8,671	8,240	7,815	7,397	6,987	6,513	6,053	5,607	5,092	R5の比率で按分
自家処理人口	人	e	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水洗化人口	人	f	9,383	9,648	10,464	10,699	10,476	10,692	10,890	11,129	11,360	11,585	11,803	12,013	12,087	12,147	12,193	12,308	g+h
公共下水道人口	人	g	3,552	3,681	3,914	3,915	3,895	3,915	3,935	3,955	3,975	3,995	4,015	4,035	4,055	4,075	4,095	4,115	推計
浄化槽人口	人	h	5,831	5,967	6,550	6,784	6,581	6,777	6,955	7,174	7,385	7,590	7,788	7,978	8,032	8,072	8,098	8,193	i+j+l
合併処理浄化槽人口	人	i	4,602	4,743	5,176	5,386	5,360	5,583	5,786	6,026	6,257	6,482	6,700	6,910	6,995	7,065	7,121	7,248	推計
集落排水処理人口	人	j	923	842	952	960	966	952	939	929	920	911	901	892	873	854	835	817	k
漁業集落排水処理人口	人	k	923	842	952	960	966	952	939	929	920	911	901	892	873	854	835	817	R5の行政区域内人口に対する比率
単独処理浄化槽人口	人	l	306	382	422	438	255	242	230	219	208	197	187	176	164	153	142	128	R5の比率で按分
総排出量	kL/年	m	24,166	23,772	23,970	22,877	23,062	23,165	22,656	22,277	21,959	21,523	21,147	20,774	20,184	19,482	18,841	18,184	n+o+r
し尿	kL/年	n	17,359	16,755	16,538	16,032	16,066	15,206	14,431	13,736	13,089	12,380	11,718	11,068	10,346	9,589	8,882	8,066	$v \times d \div 1,000$
浄化槽汚泥	kL/年	o	6,477	6,687	7,102	6,515	6,666	7,629	7,899	8,219	8,550	8,827	9,117	9,397	9,534	9,597	9,669	9,835	p+q
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	p	77	167	117	84	94	89	85	81	77	73	69	65	61	56	52	47	$x \times l \div 1,000$
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	q	6,400	6,520	6,985	6,431	6,572	7,540	7,814	8,138	8,473	8,754	9,048	9,332	9,473	9,541	9,617	9,788	$y \times i \div 1,000$
集落排水汚泥	kL/年	r	330	330	330	330	330	330	326	322	320	316	312	309	304	296	290	283	$z \times j \div 1,000$
割合	し尿	%	71.8	70.5	69.0	70.1	69.7	65.6	63.7	61.7	59.6	57.5	55.4	53.3	51.3	49.2	47.1	44.4	$n \div m \times 100$
浄化槽汚泥等	%	t	28.2	29.5	31.0	29.9	30.3	34.4	36.3	38.3	40.4	42.5	44.6	46.7	48.7	50.8	52.9	55.6	100-s
排出原単位※	L/人日	u	2.94	2.93	3.02	2.96	3.06	3.13	3.10	3.08	3.06	3.04	3.02	3.00	2.96	2.93	2.90	2.86	$m \div b \div 365 \times 1,000$
し尿	L/人日	v	3.63	3.66	4.01	4.19	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	4.34	3ヵ年（令和3～5年度）の平均値
浄化槽汚泥	L/人日	w	3.03	3.07	2.97	2.63	2.77	3.59	3.60	3.61	3.61	3.62	3.63	3.63	3.64	3.64	3.65	3.65	$o \div (h-j) \div 365 \times 1,000$
単独処理浄化槽汚泥	L/人日	x	0.69	1.20	0.76	0.53	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
合併処理浄化槽汚泥	L/人日	y	3.80	3.77	3.70	3.27	3.35	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3.70	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
集落排水汚泥	L/人日	z	0.98	1.07	0.95	0.94	0.93	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	3ヵ年（令和3～5年度）の最大値
日平均排出量	kL/日	aa	66	65.2	65.6	62.6	63.1	63.5	62.0	61.0	60.1	59.0	58.0	56.9	55.2	53.4	51.5	49.8	ab+ac+af
し尿	kL/日	ab	47.4	45.9	45.3	43.9	43.9	41.7	39.5	37.6	35.8	33.9	32.1	30.3	28.3	26.3	24.3	22.1	$v \times d \div 1,000$
浄化槽汚泥	kL/日	ac	17.7	18.4	19.4	17.8	18.3	20.9	21.6	22.5	23.4	24.2	25.0	25.8	26.1	26.3	26.4	26.9	ad+ae
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	ad	0.2	0.5	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	$x \times l \div 1,000$
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	ae	17.5	17.9	19.1	17.6	18.0	20.7	21.4	22.3	23.2	24.0	24.8	25.6	25.9	26.1	26.3	26.8	$y \times i \div 1,000$
集落排水汚泥	kL/日	af	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	$z \times j \div 1,000$
汚水衛生処理率	%	ag	40.4	41.7	46.1	48.4	49.7	51.5	53.3	55.1	56.9	58.7	60.5	62.3	64.1	65.9	67.7	70.0	$(f-l) \div a \times 100$

第6章 生活排水処理基本計画

6-1 基本方針

1 生活排水処理に係る目標

生活排水については、公共下水道、漁業集落排水施設及び浄化槽設置整備事業等による合併処理浄化槽の整備が進んでいるものの、ライフスタイルの変化や都市化の進展等により、十分に負荷が削減されているとは言えません。

このような状況の中で、本市の生活排水処理対策として、生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、合併処理浄化槽の整備及び非水洗化及び単独処理浄化槽の家庭から排出される生活雑排水について適正な処理を推進する必要があります。

このことから、生活排水の安定した適正処理を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目標とします。

2 基本方針

生活排水を適正に処理することは、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保していく上で、最も重要な基本的要件となっています。

本市では、公共下水道、漁業集落排水施設及び浄化槽設置整備事業等による合併処理浄化槽の整備に努めてきた結果、令和5年度末で汚水衛生処理率は49.7%となっています。

しかしながら、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽など生活雑排水が未処理である人口も50.3%と、依然と高い割合で残っており、水環境への影響、水質汚濁に占める生活排水の割合は、未だ大きいものになっています。

このため、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、住民及び事業者の生活排水処理に対する関心を高め、水環境保全の重要性について、より一層啓発していく必要があります。

以上より、生活排水処理施設整備の基本方針を以下のとおり設け、住民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を進めます。

基本方針1：合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理の推進

① 合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽は、公共下水道や集落排水施設事業の整備区域以外の地域における生活排水処理の手法として、その役割は大変重要です。

今後も、公共下水道事業全体計画区域外及び集落排水事業区域外については、個人設置型の「浄化槽設置整備事業」の継続実施による住民の設置費負担軽減を図ることにより、積極的に合併処理浄化槽の普及促進に取り組みます。

② 合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽の普及の推進とともに、住民及び事業者に対して浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正な維持管理が行われるよう指導及び周知を行います。

浄化槽は浄化槽法第7条及び第11条に基づく処理水質の検査のほか、第10条に基づく

年1回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられています。

また、浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行っていきます。

基本方針2：生活排水の適正な処理・処分体制の継続

本市が管理・運営している各生活排水処理に関する施設については、これまで同様に適正な維持管理を継続していく方針とします。

基本方針3：公共下水道への接続率の向上

公共下水道全体計画区域内の生活排水は、公共下水道による処理の推進を図るとともに、事業計画区域での整備については、効率的な手法を検討しながら、出来る限り早期の供用開始を目指します。

また、既に供用開始されている区域内での未水洗化世帯については、公共下水道へ早期接続するように、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行うなど、住民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

基本方針4：集落排水施設への接続率の向上

本市では漁業集落排水事業を行っており、計画区域内の生活排水は、集落排水施設による処理の推進を図ります。

また、公共下水道事業と同様に既に供用開始されている区域内での未水洗化世帯については、集落排水施設へ早期接続するように、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行うなど、住民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

基本方針5：北松北部クリーンセンターの更新

北松北部クリーンセンター（污泥再生処理施設）は平成17年度の稼働開始後、ごみ処理施設及びリサイクル施設と同様に、北松北部環境組合で適切に維持管理を行っています。

北松北部クリーンセンター（污泥再生処理施設）の施設稼働期間もごみ処理施設等と同様に令和15年度までとなっており、污泥再生処理施設についても令和16年度に新施設を稼働させる必要があります。

そのため、今後は、ごみ処理施設及びリサイクル施設と合わせて、令和7～8年度には平戸市及び北松北部環境組合との協議を始め、方針を決定する必要があります。

6 - 2 生活排水の処理計画

1 処理の目標

本計画の生活排水処理に関する基本方針に基づき、公共下水道及び集落排水施設整備計画区域内にあっては未接続世帯の接続を促進し、公共下水道及び集落排水施設整備計画区域外にあっては合併処理浄化槽の設置を促進することで、本市行政区域全域において水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流を無くしていきます。

また公共下水道や集落排水処理施設への接続率の向上及び合併処理浄化槽の整備を進めることにより、計画目標年度である令和16年度においては、汚水衛生処理率70.0%を達成することを目指します。

計画目標年度：令和16年度

【汚水衛生処理率】

達成目標値 70.0%まで引き上げ（令和5年度実績：49.7%）

6 - 3 し尿等の処理計画

1 収集・運搬計画

し尿等の収集・運搬計画では、以下の方針を実施します。

(1) し尿の収集・運搬

し尿については、公共下水道等の普及により年々減少していますが、公共下水道等の普及にはある程度の期間が必要と考えられますので、今後も継続してし尿の収集・運搬が必要です。本市においては委託業者及び許可業者による定期的な収集を引き続き行います。

また、今後、公共下水道等の普及によりし尿汲み取り世帯が広範囲に点在する状況になることが想定されるため、安定的・効率的な収集に努めます。

(2) 浄化槽汚泥等の収集・運搬

浄化槽汚泥等については、今後も継続して収集を行う必要があります。

現在、浄化槽汚泥等の収集は許可業者が行っており、今後も許可業者による収集を継続しますが、し尿の収集状況と合わせて、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）に搬入される浄化槽汚泥等量の平準化を図る必要があります。

また、合併処理浄化槽汚泥は増加傾向で、単独処理浄化槽汚泥は減少傾向に進んでいくものと考えられます。

そのために収集される汚泥の質が変わっていく可能性がありますので、その影響について検討していく必要があります。

2 中間処理・最終処分計画

中間処理及び最終処分計画では、以下の方針を実施します。

(1) 現行の処理・処分を継続

し尿等の中間処理については、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）において適正に処理を行っていくものとし、発生するし渣及び汚泥等については現在同様、施設内で脱水後、し渣についてはごみ処理施設での処理、汚泥については生ごみとともに肥料化することにより適正に処理します。

(2) 汚泥再生処理施設の更新

ア 汚泥再生処理施設の更新

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の施設稼働期間は、ごみ処理施設及びリサイクル施設と同様に、令和15年度までとなっているため、汚泥再生処理施設についても、令和16年度に新施設を稼働させる必要があります。

そのため、今後は、北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の稼働期間終了後の一般廃棄物処理について検討を行っていく必要があり、ごみ処理施設及びリサイクル施設と同様に、令和7～8年度には平戸市及び北松北部環境組合との協議を始め、方針を決定していきます。

イ 整備計画

施設整備スケジュールを図表6-3-1に示します。

北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）の更新は前述したとおり令和16年度の供用開始を目標とします。

◆図表6-3-1 施設整備スケジュール

項目	年度															
	H16	H17	～	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	経過年数→															
現施設	供用開始	2年目	～	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	廃止	
新施設建設						〇施設整備方針の検討	〇用地交渉	〇用地交渉	〇循環型社会形成推進地域計画の策定	〇施設整備基本計画の策定	〇用地測量	〇生活環境影響評価	〇基本設計の実施	〇新施設建設工事	〇供用開始（1年目）	2年目

※：このスケジュールは現施設建設時のスケジュールを基に作成しているため、実際の実施年度と前後することがあります。

（３）施設の適切な維持管理を継続

今後も適切な維持管理を継続し、適切な運転管理を行います。

6 - 4 その他の施策

1 住民及び事業者に対する啓発活動

公共用水域の水質汚濁防止を図り、水環境を保全するため、自らが生活する周辺の側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海などを含めた地域全般の水環境に対する住民の関心を高め、自主的な排出源対策の取組みを拡大するよう、広報・啓発活動を行います。

2 地域に関する諸計画との関係

国や長崎県の諸計画などを踏まえた上で、し尿等の適正処理のための方策を講じていきます。

また、地域の開発計画等の策定にあたっては、本計画（生活排水編）に基づき合併処理浄化槽の設置や生活排水の適正処理を指導していく方針とします。あわせて、合併処理浄化槽の設置については、設置費の一部を助成する制度を継続します。

3 災害時のし尿処理に関して

地震や水害などの大規模災害時のし尿処理は、衛生環境を確保するため、北松北部環境組合が管理・運営する北松北部クリーンセンター（汚泥再生処理施設）において実施するものとしますが、し尿の適正処理が困難となった場合に備えて、周辺自治体との連携を検討していきます。

6 - 5 計画達成のための施策の基本方針

本計画は、生活排水処理対策としての污水衛生施設整備事業を進めるだけでなく、水質浄化、水環境の再生等、環境に対する意識の啓発を進めることにより、住民一人一人の取組みを喚起・育成していくことを目指しています。

このため、生活排水処理を推進するために必要な施策を次のとおりとします。

1 排出に関する事項

合併処理浄化槽の法令、補助制度等について周知を図ります。

- (1) 合併処理浄化槽の設置、保守点検、清掃等に関する啓発
- (2) 新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の周知

2 生活排水処理に係る施策の調整

本市における生活排水は前述したとおり、公共下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理します。

しかし、現状の計画のみでは、個別で行う処理（合併処理浄化槽）での負担が大きくなりすぎるため、次のことに留意し、生活排水処理に係る施策の調整を図ります。

(1) 施設整備に関する事項

浄化槽設置整備事業（国庫助成事業）補助金の継続

(2) 生活排水処理方式に係る調整

担当部局間の調整（合併処理浄化槽等に係る計画調整）

3 維持管理体制の確立

北松北部環境組合が維持管理する北松北部クリーンセンター（污泥再生処理施設）の運転状況や処理水の水質の常時監視点検に今後も継続して協力します。

また、個人及び事業者の責任において維持管理する合併処理浄化槽は、各々の維持管理状況などを十分に把握するため、維持管理体制の確立を図るため次の施策を推進します。

(1) 合併処理浄化槽の維持管理に関する事項

- ア 合併処理浄化槽の法定清掃の励行を周知徹底し、環境保全の推進
- イ 合併処理浄化槽の設置及び構造に関する周知
- ウ 定期的な保守点検、清掃及び定期検査についての周知、啓発の推進

(2) 収集運搬及び清掃に関する事項

- ア 点検、清掃などに係わる業者への教育
- イ 収集車等の整備や効率性の向上等の啓発
- ウ 作業従事者の衛生面及び安全性に関する啓発

4 広報、啓発活動の推進

住民一人一人の日々の暮らしが環境と深く関わっていることを自覚するとともに、身近な生活環境の向上だけでなく、地域環境や、地球環境を守っていく気運の醸成を図るために、必要な情報を提供し、積極的な広報・啓発活動を展開します。

また、企業の事業活動に伴う排水が河川や海域に及ぼす影響を認識し、負荷の軽減に努めるよう、講習会等へ積極的な参加を促し、行政・地域・企業が一体となって取り組むため、以下に示すような広報・啓発活動を行います。

- (1) 行政と住民または事業者が一体となった啓発活動による自主的な住民運動の展開
- (2) 広報、チラシ、パンフレットの配布、講習会の開催
- (3) 住民自らの環境学習への講師の派遣等による支援

5 水環境保全施策の推進

生活排水の適正処理は、単に生活環境の保全、公衆衛生の向上や河川水質の浄化という観点からだけでなく、水を基調とした、安心して快適に暮らせるまちづくりに資するものです。

このため計画の推進に当たっては、水環境保全に関する諸施策と連携し、総合的に推進しなければなりません。

(1) 水質汚濁防止に関すること

公共水域における、水質の定期的調査及び水質情報の公表

(2) 水辺環境整備に関すること

ア 河川改修事業計画における親水空間の整備の検討

イ 河川堤防を利用した歩行者道、自転車道、運動広場整備の検討

【資料編】

資料編 - 1 ごみ処理行政の動向

1 ごみ処理関係法令の歴史

我が国におけるごみ処理関係法令の歴史を図表1 - 1に示します。

◆図表1 - 1 循環型社会の形成と推進のための法制度

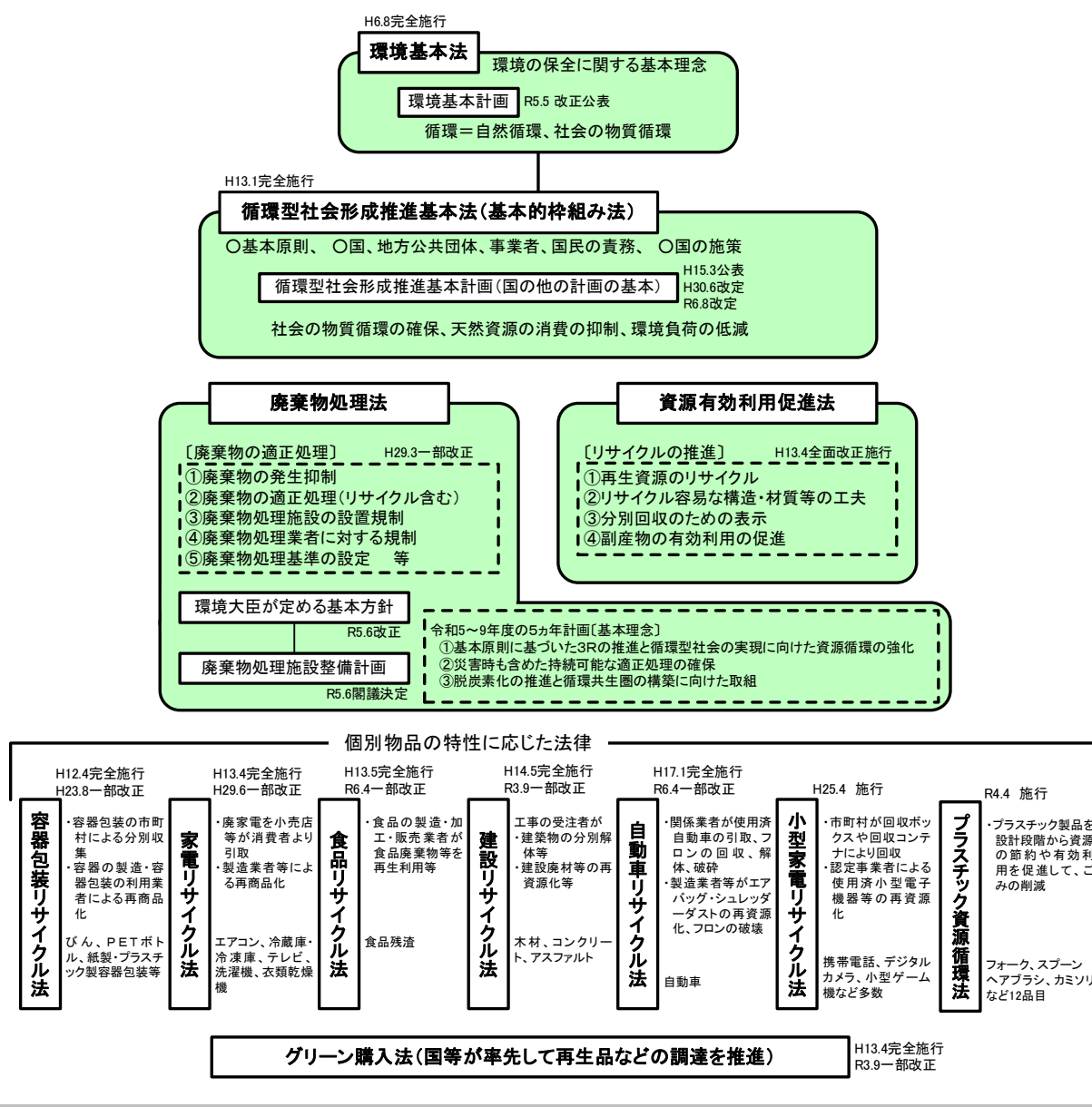
年代	主な課題	法律の制定
戦後～1950年代	・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持	・清掃法（1954）
1960年～1970年代	・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理	・生活環境施設整備緊急措置法（1963） ・廃棄物処理法（1970） ・廃棄物処理法改正（1976）
1980年代	・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全	・広域臨海環境整備センター法（1981） ・浄化槽法（1983）
1990年代	・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質（ダイオキシン類含む）対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入	・廃棄物処理法改正（1991） ・産業廃棄物処理特定施設整備法（1992） ・バーゼル法（1992） ・環境基本法（1993） ・容器包装リサイクル法（1995） ・廃棄物処理法改正（1997） ・家電リサイクル法（1998） ・ダイオキシン類対策特別措置法（1999）
2000年代	・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化	・循環型社会形成推進基本法（2000） ・グリーン購入法（2000） ・資源有効利用促進法（2000） ・建設リサイクル法（2000） ・食品リサイクル法（2000） ・廃棄物処理法改正（2000） ・PCB特別措置法（2001） ・自動車リサイクル法（2002） ・産業廃棄物支障除去特別措置法（2003） ※2023年3月31日失効 ・廃棄物処理法改正（2003～6）
2010年～	・災害廃棄物対策の強化 ・持続可能な開発目標達成の推進 ・脱炭素社会の実現 ・海洋プラスチック問題に対する対策	・廃棄物処理法改正（2010） ・小型家電リサイクル法（2012） ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正（2015） ・食品ロスの削減の推進に関する法律（2019） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2021）

2 廃棄物・リサイクル関連の法体系

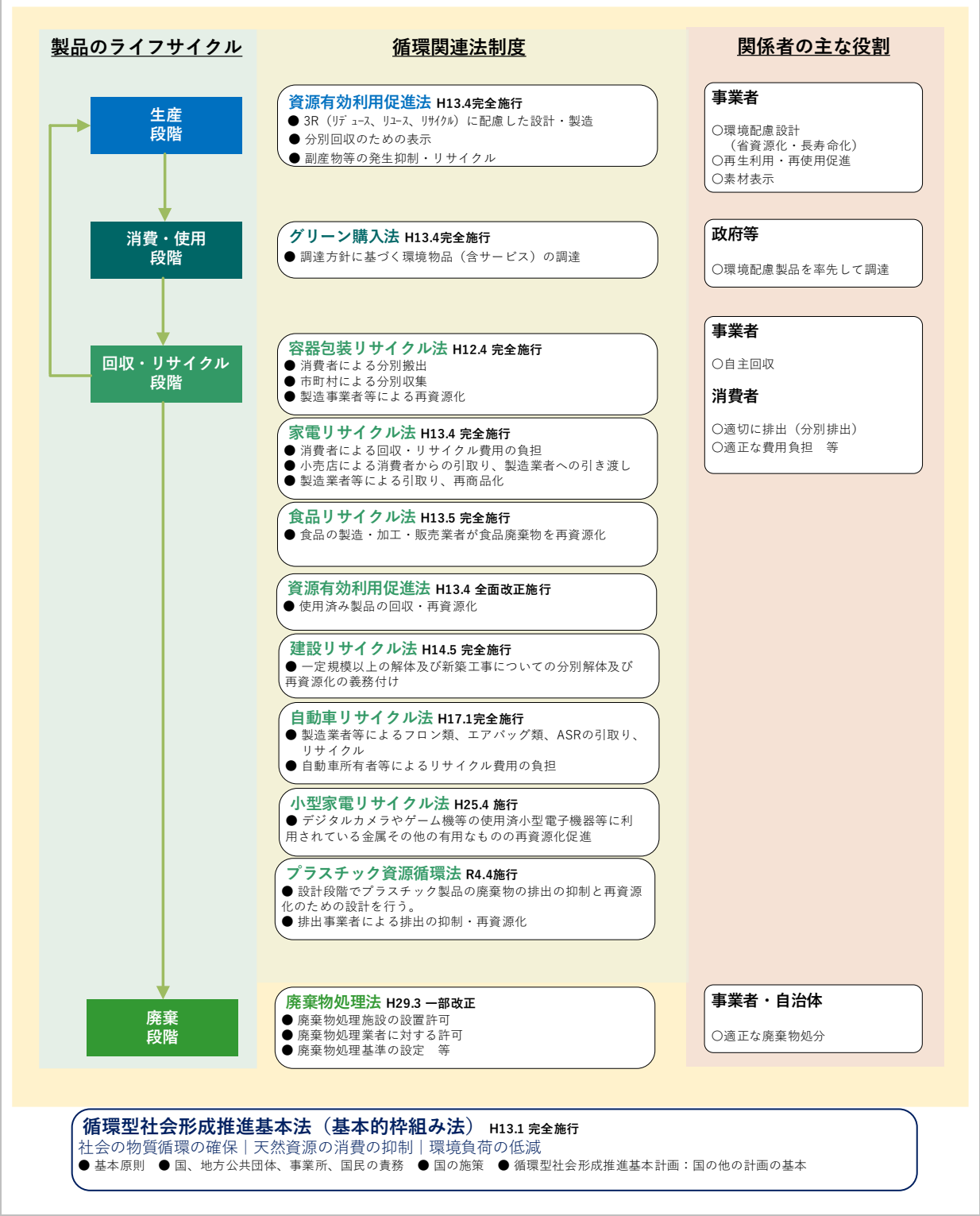
循環型社会の形成と推進のための法体系を図表1 - 2に、製品のライフサイクルに合わせた法体系を図表1 - 3に示します。

循環型社会の形成と推進に向けて、循環基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

◆図表1 - 2 循環型社会の形成と推進のための法体系



◆図表1 - 3 製品のライフサイクルに合わせた法体系



3 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

循環基本法では適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「排出抑制」（Reduce）→「再利用」（Reuse）→「再生利用」（Recycle）→「熱回収」→「適正処分」と定めており、この法律に基づき、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

第五次循環型社会形成推進基本計画は循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、

- ① 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

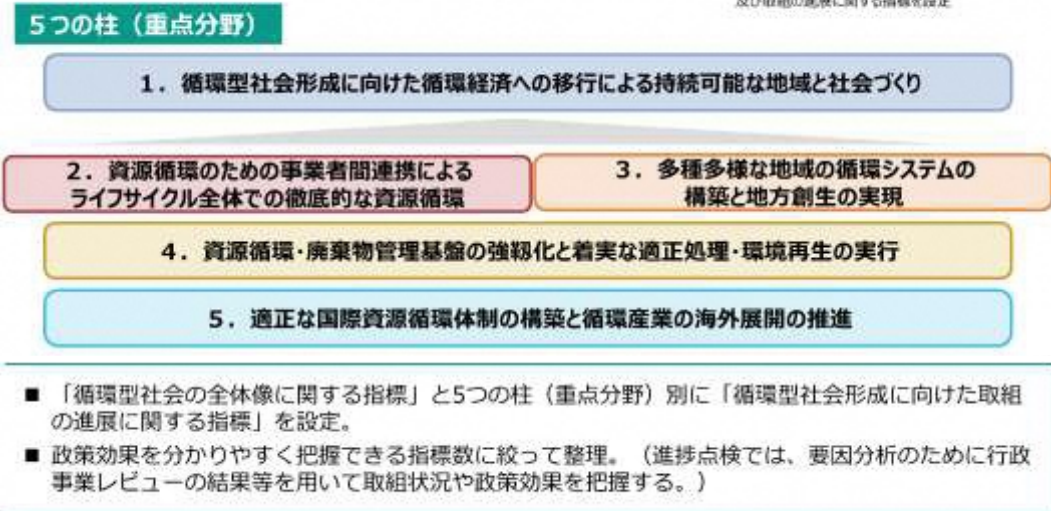
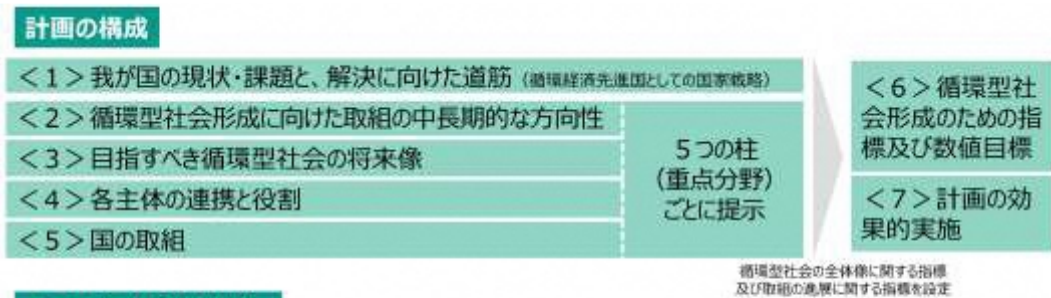
を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030年（令和12年）度を目標年次として数値目標を設定しています。第五次循環型社会形成推進基本計画の指標・数値目標を図表1 - 4に、概要を図表1 - 5に示します。

◆図表1 - 4 第五次循環型社会形成推進基本計画の指標・数値目標

項目	数値目標	目標年次	備考
循環型社会の全体像に関する物質フロー指標と数値目標			
入口側循環利用率	約19%	2030年度	入口側の循環利用率＝循環利用量 / （天然資源等投入量＋循環利用量） 経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。
出口側循環利用率	約44%	2030年度	出口側の循環利用率＝循環利用量 / 廃棄物等発生量 廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。
最終処分量	約1,100 万t	2030年度	
循環型社会の全体像に関する取組指標と数値目標			
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90%	2030年度	
具体的な3R行動の実施率	50%	2030年度	
多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標			
一人一日当たりごみ焼却量	約580g	2030年度	
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	46%	2027年度	廃棄物処理施設整備計画
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	100%	2027年度	
資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行に関する指標			
一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数	2020年度の水準 （22年分）を維持	2030年度	廃棄物処理施設整備計画
産業廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数	2020年度の水準 （17年分）を維持	2030年度	廃棄物処理基本方針

出典：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月）

◆図表1-5 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要（R6.8）



	指標の種類	
循環型社会の全体像に関する指標	物質フロー指標	どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかその全体像を的確に把握するため、「もの」の流れ（物質フロー）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表して設定した指標
	取組指標	物質フロー指標では表すことのできない、国・事業者・国民による循環型社会形成のための取組の進展度合いを計測・評価するための指標
循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標 （5つの柱（重点分野）別の指標）	—	5つの柱（重点分野）ごとに、示されている方向性の達成状況を示す指標

- どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかというものの流れ（物質フロー）の断面や各種取組の進展を測る、循環型社会に関する全体像の指標として10指標を設定。



出典：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」概要

4 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年6月）

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、平成13年5月に定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）が令和5年6月に変更されました。

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきました。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、最終処分場の新規立地難の解消及び不法投棄をはじめとする不適正処理の撲滅等には課題が残っています。

また、循環基本法における優先順位が高い2R（「排出抑制（Reduce）」、「再利用（Reuse）」）の取組みが遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取組みも十分に行われているとは言えない状況です。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退、国民のライフスタイルの変化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、我が国における2050年までの脱炭素社会の実現をはじめとする地球環境問題への対応も急務となっています。

このような状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環基本法及び循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に沿って、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式から資源の投入量と消費量を抑え、既存の資源を有効活用して付加価値を生み出す経済活動（サーキュラーエコノミー）への移行を目指し、ライフサイクル・バリューチェーン※1全体でのロスゼロの取組みを推進していく必要があり、その目標値を図表1-6に示します。

※1：素材、部品、加工組立などの製造段階から消費者の使用段階、さらに廃棄リサイクル段階といったライフサイクル的な一連のチェーンにおいて、GHG（温室効果ガス）を大幅に抑制する可能性がある製品や技術について、どのような抑制効果があるかをできるだけ定量的に明らかにすることである。また同時に、優れた環境特性を持つ製品や技術が、国内外において産業活動に新しい価値を創出し低炭素社会を構築していくことを目的とする。

◆図表1-6 廃棄物処理法基本方針における目標値

年度		平成24年度実績（基準年度）	令和7年度（目標値）
目標	ごみ排出量	約 4,523 万 t	平成24年度比で約16%削減 (約 3,800 万 t)
	最終処分量	約 465 万 t	平成24年度比で約31%削減 (約 320 万 t)
	出口側の循環利用率※1	約 14.6 %	約 28 % (令和9年度の達成目標)
	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約 676 g/人日	約 440 g/人日 (平成24年度比で約35%削減)

※1：一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、令和5年6月改正）
「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成24年度実績）

5 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）

昭和38年度から平成14年度まで廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和47年法律第95号）等に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備が図られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に対する取組みが進められてきました。

また、循環基本法の制定と併せて、循環型社会の形成に向けた取組みを推進していく中で、廃棄物処理施設の整備の目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会形成の推進へと転換が図られてきました。

このような状況の中、平成15年、平成20年、平成25年及び平成30年に廃棄物処理法第5条の3に基づき策定された廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）においては、循環型社会形成に向けた重点目標及び当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を明らかにして、廃棄物処理施設の重点的、効果的かつ効率的な整備を進めてきたところです。

そして、令和5年6月に閣議決定された整備計画では、令和5年度から令和9年度までを計画期間として、「基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」、「災害時も含めた持続可能な適正処理の確保」及び「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取り組み」を基本的理念に廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効率的な実施について、「ごみのリサイクル率」、「期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値」、「廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合」、「浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率」及び「先進的省エネ型浄化槽導入基数」などの目標及び指標が明記されています。

諸課題の解決を図るべく整備計画にて掲げられている目標値を図表1 - 7に示します。

◆図表1 - 7 廃棄物処理施設整備計画における目標値

年度		令和2年度実績（基準年度）	令和7年度（目標値）
目標	ごみのリサイクル率※1 （一般廃棄物の出口側の循環利用率）	20%	28%
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	22年分	R2年度の水準を維持
	期間中に整備された ごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%	22%
	廃棄物エネルギーを地域を含めた 外部に供給している施設の割合	41%	46%
	浄化槽整備区域内の 浄化槽人口普及率	58%	76%以上
	先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用：33万基 中・大型：9千基	家庭用：75万基 中・大型：27千基

※1：一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

出典：「廃棄物処理施策整備計画」（令和5年6月）

6 第4次長崎環境基本計画（令和3年3月策定）

長崎県では、平成11年9月に施行した「長崎県環境基本条例」に基づき、平成12年3月に「長崎県環境基本計画」（以下「県環境基本計画」という。）を策定して以来、令和2年までの三次にわたる計画の中で、低炭素社会の構築に向けた温室効果ガス排出量の低減や地球温暖化の影響の軽減等の対策、人と自然が共生する地域づくりに向けた絶滅危惧種の保護や外来種等の被害対策、里地里山、里海の保全、循環型社会の構築に向けた廃棄物の排出量の低減やリサイクル率の向上、海岸漂着ごみ対策、安全・安心で快適な環境づくりのための光化学オキシダントやPM2.5対策、大村湾や諫早湾干拓調整池の水質改善などの課題に取り組んできました。

また、国際情勢としては、「持続可能な開発目標」（SDGs）としての17のゴールの提示や、温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の発効など、地球環境の持続性に対する国際的な危機感が急速に高まるとともに、我が国においても、令和2年10月、首相の所信表明演説で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言されるなど、環境を取り巻く情勢が大きく変化してきたことから、令和3年3月に「第4次長崎県環境基本計画」が策定されました。

第4次長崎県環境基本計画では、目指すべき環境像として、「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を定め、環境像の実現に向けて、①脱炭素社会づくり、②人と自然が共生する地域づくり、③循環型社会づくり、④安心・安全で快適な環境づくりの4つの基本目標を掲げ、各種施策を展開するとしています。

県環境基本計画における、循環型社会づくりの施策の目標値を図表1-8に示します。

◆図表1-8 第4次長崎県環境基本計画の目標値

項目		令和元年度実績 (基準年度)	令和7年度 (目標値)
目標	官民による海岸漂着物等の 回収活動事業数	92事業	100事業
	不法投棄撤去率	97%	97%
	一般廃棄物リサイクル率	15.6%	20.0%
	産業廃棄物処理業者基準適合率	97%	97%

出典：第4次長崎県環境基本計画（令和3年3月）

7 長崎県ごみ処理広域化計画（平成21年7月改定）

長崎県では「長崎県ごみ処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を環境省(旧厚生省)の通知に基づき策定し、平成21年7月に改定しています。

広域化計画では、図表1 - 9に示すように、県内を7つの広域ブロックに分割されています。本市は佐世保・県北ブロック内に位置付けられており、今後、施設整備を検討する際には、同ブロック内の構成市町村と共同で施設整備を進め、広域化を図ることが示されています。

また、平成21年7月の広域化計画の改定では、以下に示す事項が定められています。

（１）ごみ焼却施設の集約化

ごみ焼却施設を令和2年度の17施設から令和12年度までに15施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図ります。ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行います。

なお、佐世保・県北ブロックにおいては、平成25年度に各市町が協議を行い、平成32年度（令和2年度）以降の施設稼働数については、5施設とすることを決定しました。

（２）サーマルリサイクル（熱回収：発電等）の推進

ごみ処理施設の更新時におけるサーマルリサイクル設備の導入を推進します。その導入にあたっては、国の循環型社会形成交付金の利活用を促し、整備条件等について技術的指導、助言を行います。

（３）ごみ処理施設の延命化の推進

ごみ処理広域化を行うために、継続的に関係市町等で議論する必要があると、その具体的な進展が見込めない場合で、現有施設の延命化を推進する場合は、これに対し技術的な指導、助言を行います。

（４）焼却残さ等の再資源化処理の推進

生活環境の保全上の観点から、最終処分場の延命化を図るため、焼却残さ等のセメント原料化などの再資源化処理を推進し、埋立処分量の削減を図っていきます。

◆図表1 - 9 長崎県における広域ブロック割り

広域ブロック名	構成市町村
長崎・西彼ブロック（2市2町）	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保・県北ブロック（3市4町）	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
県央・県南ブロック（5市）	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市
下五島ブロック（1市）	五島市
上五島ブロック（2町）	小値賀町、新上五島町
壱岐ブロック（1市）	壱岐市
対馬ブロック（1市）	対馬市

出典：第4次長崎県環境基本計画（令和3年3月）

8 排出抑制前のごみ推計方法

(1) 収集ごみ

ア 可燃ごみ

収集可燃ごみの推計結果を図表1 - 10に示します。

5つの推計式のうち、最も相関性が高い一次傾向線を採用しています。

◆図表1 - 10 収集可燃ごみ推計結果



イ 不燃ごみ

収集不燃ごみの推計結果を図表1 - 11に示します。

5つの推計式との高い相関性が認められず、直近3ヵ年における傾向変動が認められなかったことから、直近3ヵ年の平均値を採用しています。

◆図表1 - 11 収集不燃ごみ推計結果

(単位：g/人日)



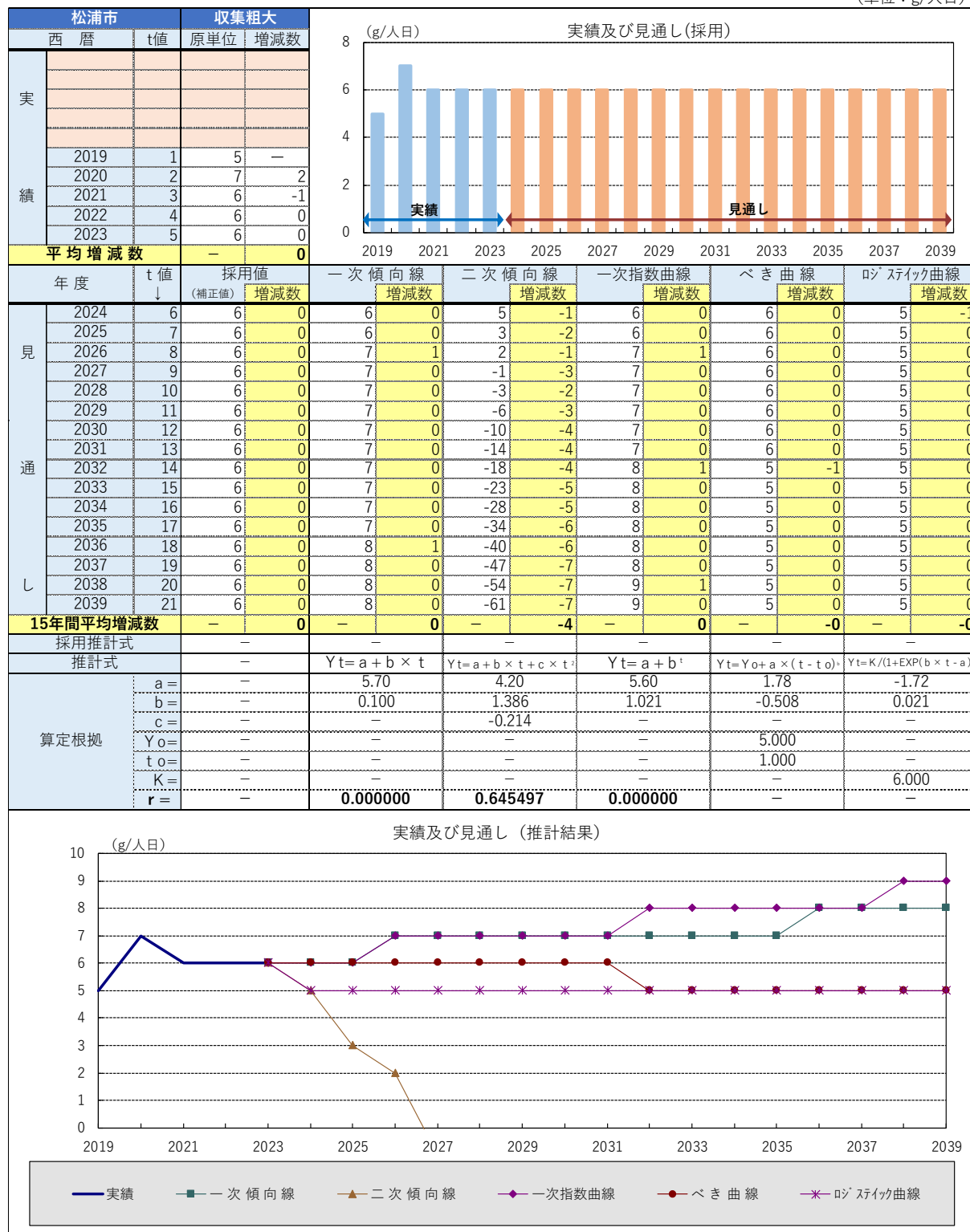
ウ 粗大ごみ

収集粗大ごみの推計結果を図表1 - 12に示します。

5つの推計式との高い相関性が認められず、直近3ヵ年における傾向変動が認められなかったことから、直近3ヵ年の平均値を採用しています。

◆図表1 - 12 収集粗大ごみ推計結果

(単位：g/人日)



エ 資源ごみ

収集資源ごみの推計結果を図表1 - 13に示します。

5つの推計式のうち、最も相関性が高いべき曲線を採用しています。

◆図表1 - 13 収集資源ごみ推計結果

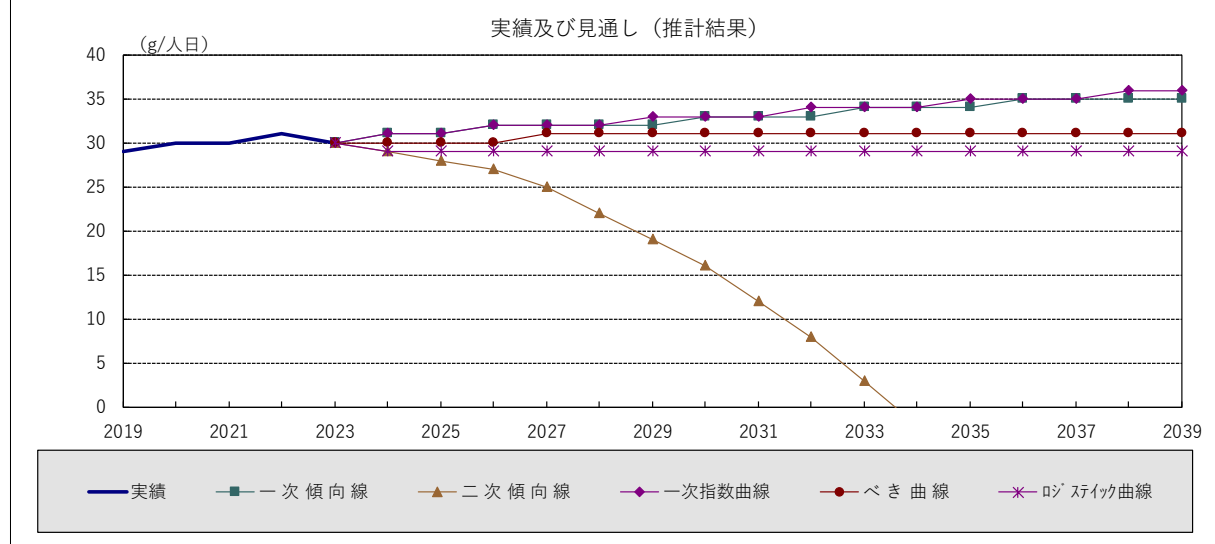
(単位：g/人日)

松浦市			収集資源											
西 暦	t値	原単位	増減数											
実 績														
績	2019	1	29	—										
	2020	2	30	1										
	2021	3	30	0										
	2022	4	31	1										
	2023	5	30	-1										
平均増減数		—	0											
年度	t 値 ↓	採用値 (補正值)	増減数	一次傾向線 増減数		二次傾向線 増減数		一次指数曲線 増減数		べき曲線 増減数		B/ スティグマ曲線 増減数		
見 通 し	2024	6	30	0	31	1	29	-1	31	1	30	0	29	-1
	2025	7	30	0	31	0	28	-1	31	0	30	0	29	0
	2026	8	30	0	32	1	27	-1	32	1	30	0	29	0
	2027	9	30	0	32	0	25	-2	32	0	31	1	29	0
	2028	10	30	0	32	0	22	-3	32	0	31	0	29	0
	2029	11	30	0	32	0	19	-3	33	1	31	0	29	0
	2030	12	30	0	33	1	16	-3	33	0	31	0	29	0
	2031	13	31	1	33	0	12	-4	33	0	31	0	29	0
	2032	14	31	0	33	0	8	-4	34	1	31	0	29	0
	2033	15	31	0	34	1	3	-5	34	0	31	0	29	0
	2034	16	31	0	34	0	-2	-5	34	0	31	0	29	0
	2035	17	31	0	34	0	-7	-5	35	1	31	0	29	0
	2036	18	31	0	35	1	-13	-6	35	0	31	0	29	0
	2037	19	31	0	35	0	-20	-7	35	0	31	0	29	0
	2038	20	31	0	35	0	-26	-6	36	1	31	0	29	0
	2039	21	31	0	35	0	-34	-8	36	0	31	0	29	0
15年間平均増減数		—	0	—	0	—	-4	—	0	—	0	—	-0	
採用推計式		—		—		—		—		◎		—		
推計式		—		$Y_t = a + b \times t$		$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$		$Y_t = a + b^t$		$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$		$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b \times t - a))$		
算定根拠	a =	—	29.10		27.60		29.10		1.02		-3.37		—	
	b =	—	0.300		1.586		1.010		0.194		0.010		—	
	c =	—	—		-0.214		—		—		—		—	
	Y ₀ =	—	—		—		—		29.000		—		—	
	t ₀ =	—	—		—		—		1.000		—		—	
	K =	—	—		—		—		—		30.000		—	
r =		—	0.645497		0.790569		0.645497		0.790569		—		—	

(単位：g/人日)

実績及び見通し(採用)

年度	実績	見通し
2019	29	
2020	30	
2021	30	
2022	31	
2023	30	
2024		30
2025		30
2026		30
2027		30
2028		30
2029		30
2030		30
2031		31
2032		31
2033		31
2034		31
2035		31
2036		31
2037		31
2038		31
2039		31



オ 生ごみ

収集生ごみの推計結果を図表1 - 14に示します。

5つの推計式のうち、一次傾向線が最も高い相関性が認められましたが、令和11年度時点で年間発生量がマイナスとなるため、不適切だと判断しました。また、直近3ヵ年では減少傾向にあるため、直近年の値を採用しています。

◆図表1 - 14 収集生ごみ推計結果



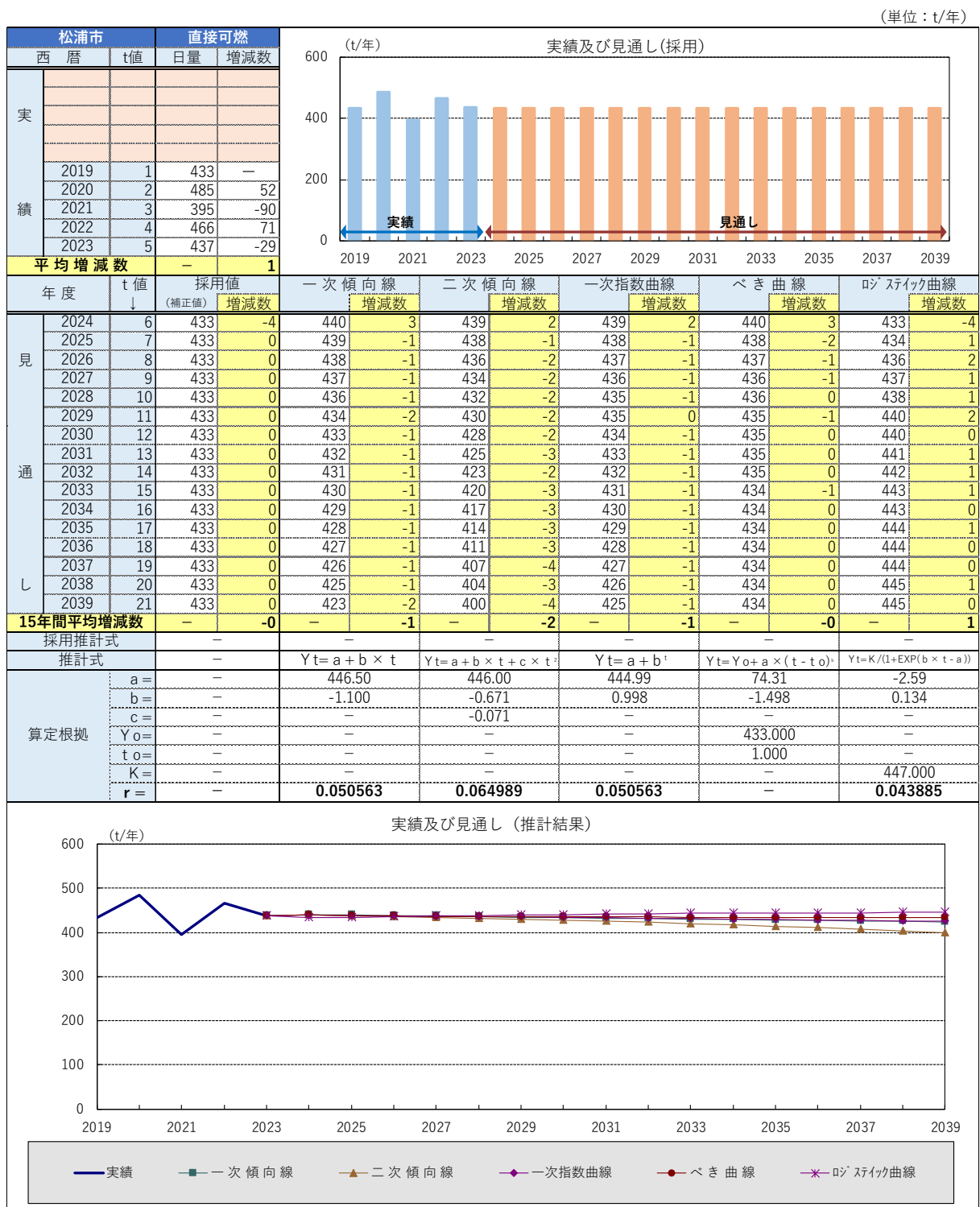
(2) 直接搬入ごみ

ア 可燃ごみ

直接搬入可燃ごみの推計結果を図表1 - 15に示します。

5つの推計式との高い相関性が認められず、直近3ヵ年における傾向変動が認められなかったことから、直近3ヵ年の平均値を採用しています。

◆図表1 - 15 直接搬入可燃ごみ推計結果



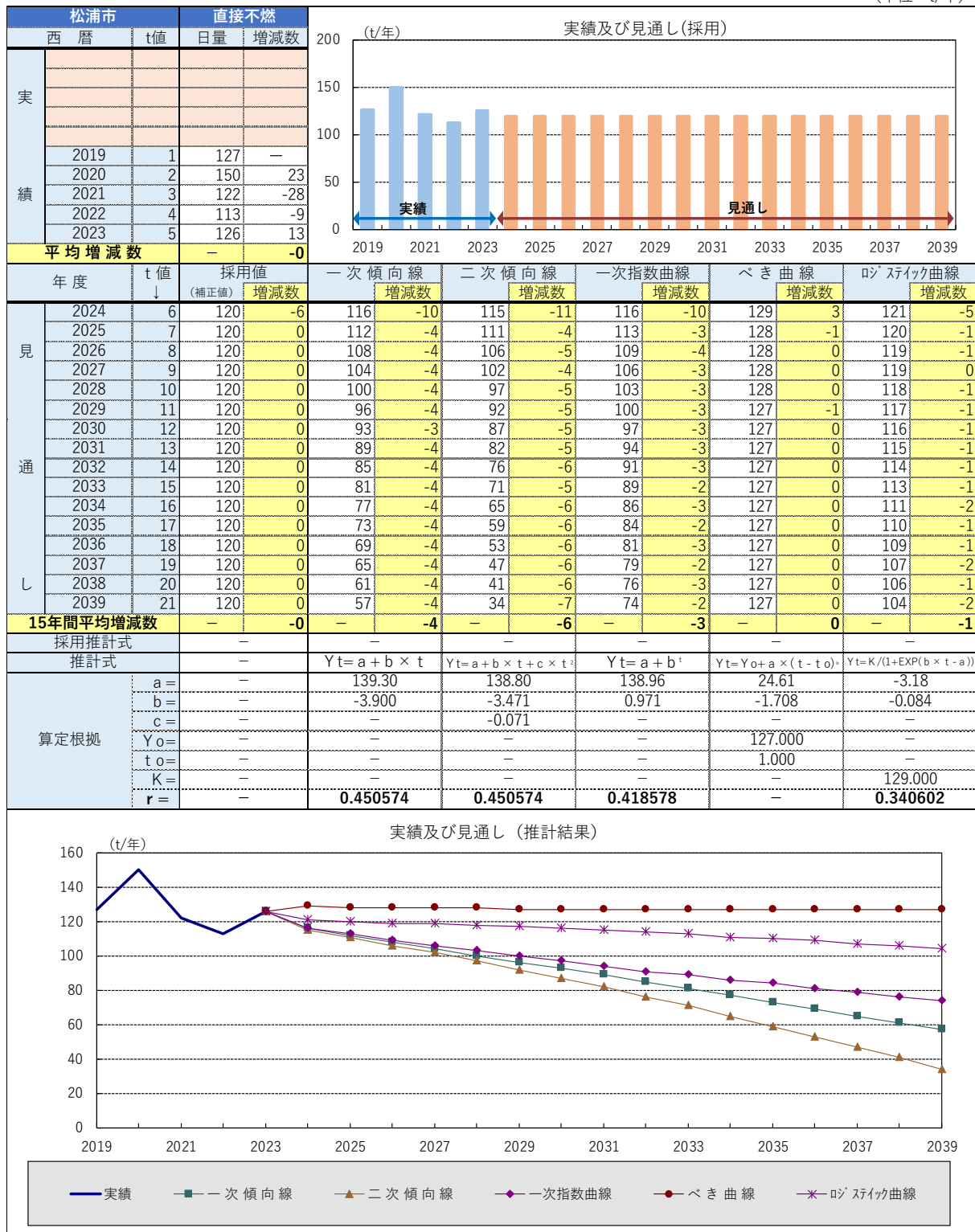
イ 不燃ごみ

直接搬入不燃ごみの推計結果を図表1 - 16に示します。

5つの推計式との高い相関性が認められず、直近3ヵ年における傾向変動が認められなかったことから、直近3ヵ年の平均値を採用しています。

◆図表1 - 16 直接搬入不燃ごみ推計結果

(単位：t/年)



(3) 事業系ごみ

ア 可燃ごみ

事業系可燃ごみの推計結果を図表1 - 17に示します。

5つの推計式との高い相関性が認められず、直近3ヵ年における傾向変動が認められなかったことから、直近3ヵ年の平均値を採用しています。

◆図表1 - 17 事業系可燃ごみ推計結果

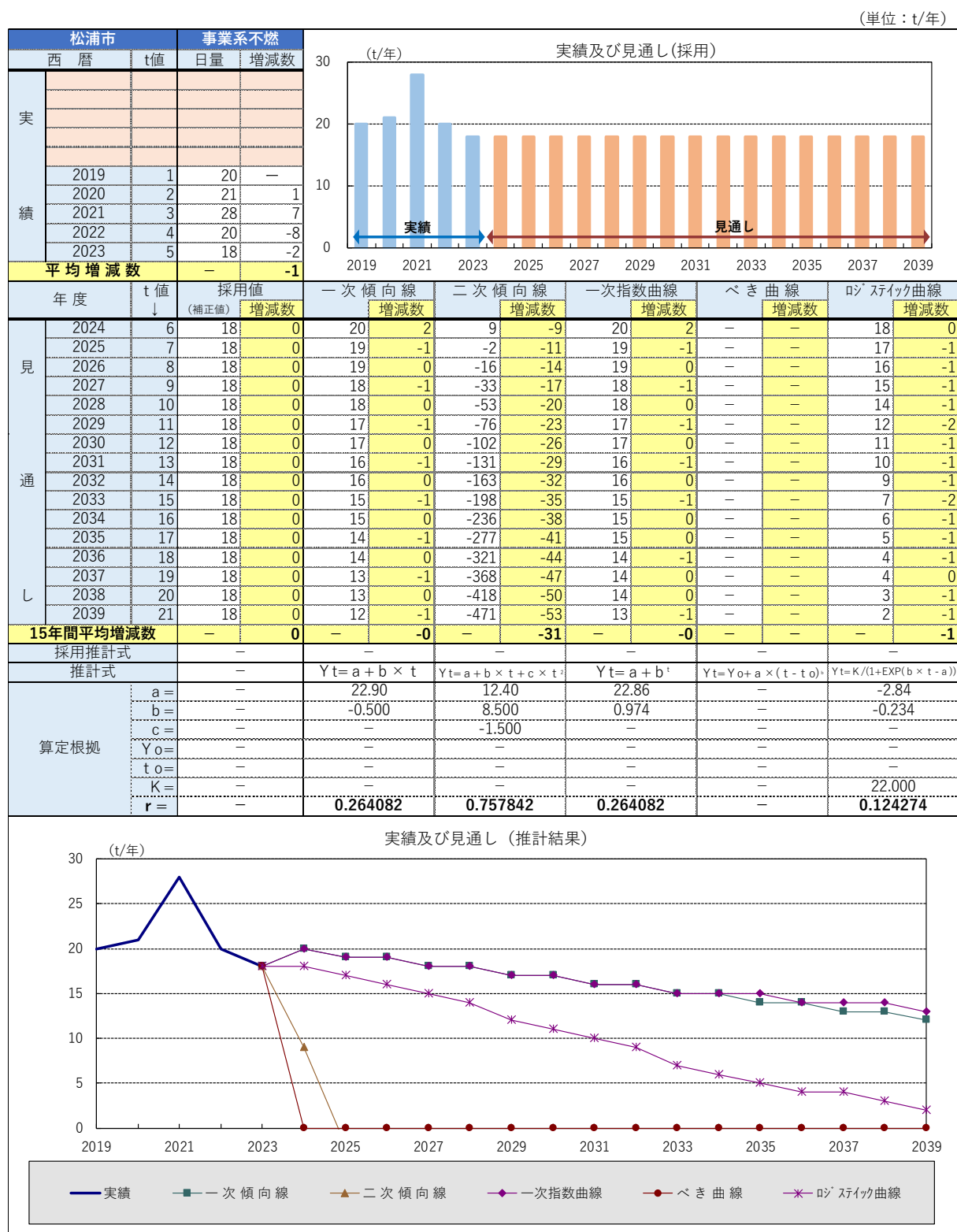


イ 不燃ごみ

事業系不燃ごみの推計結果を図表1 - 18に示します。

5つの推計式との高い相関性が認められなかったことから、直近3ヵ年では減少傾向にあったため、直近年の値を採用しています。

◆図表1 - 18 事業系不燃ごみ推計結果



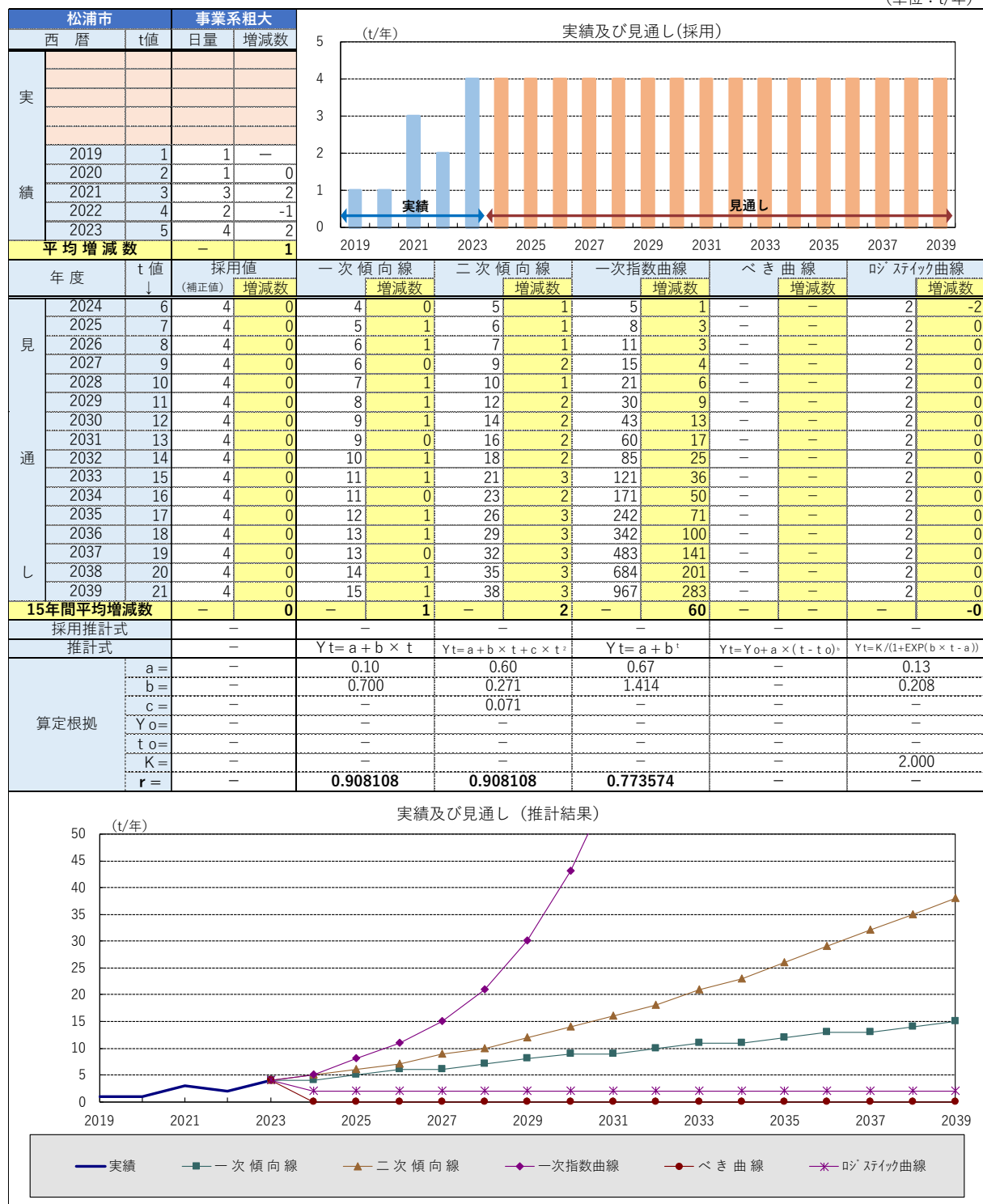
ウ 粗大ごみ

事業系粗大ごみの推計結果を図表1-19に示します。

5つの推計式のうち、一次傾向線が最も高い相関性が認められましたが、増加率が高いため不適切だと判断しました。また、直近5カ年では増加傾向にあったことから、直近年の値を採用しています。

◆図表1 - 19 事業系粗大ごみ推計結果

(单位: t/年)



エ 生ごみ

事業系生ごみの推計結果を図表1 - 20に示します。

5つの推計式のうち、一次傾向線が最も高い相関性が認められましたが、増加率が高いため不適切だと判断しました。また、直近5ヵ年では増加傾向にあったことから、直近年の値を採用しています。

◆図表1 - 20 事業系生ごみ推計結果



(4) 施設資源化量

ア スラグ

令和5年度の焼却処理量に対するスラグの割合を各年度の焼却処理量（＝可燃ごみ＋可燃粗大ごみ＋リサイクル残さ）に乗じて算出しています。

可燃粗大ごみは粗大ごみに対する可燃粗大ごみの割合の直近3ヵ年の平均値に各年度の粗大ごみ量に乗じて算出しています。

リサイクル残さは令和5年度のリサイクル処理量に対するリサイクル残さの割合の直近3ヵ年の平均値に各年度のリサイクル処理量に乗じて算出しています。

リサイクル処理量は不燃ごみ、資源ごみ及び不燃粗大ごみの合計としています。

イ 肥料

実績を基に算出しています。

ウ その他

令和5年度のリサイクル処理量に対する資源化物量の割合に各年度のリサイクル処理量に乗じて算出しています。

(5) 集団回収

令和5年度における各市のごみの年間発生量に対する集団回収量の割合に各年度の年間発生量に乗じて算出しています。

【算出例】

令和6年度の集団回収量＝5,866t/年×（210t/年÷5,971t/年）＝206t/年

1 水環境、水質保全に関する状況等

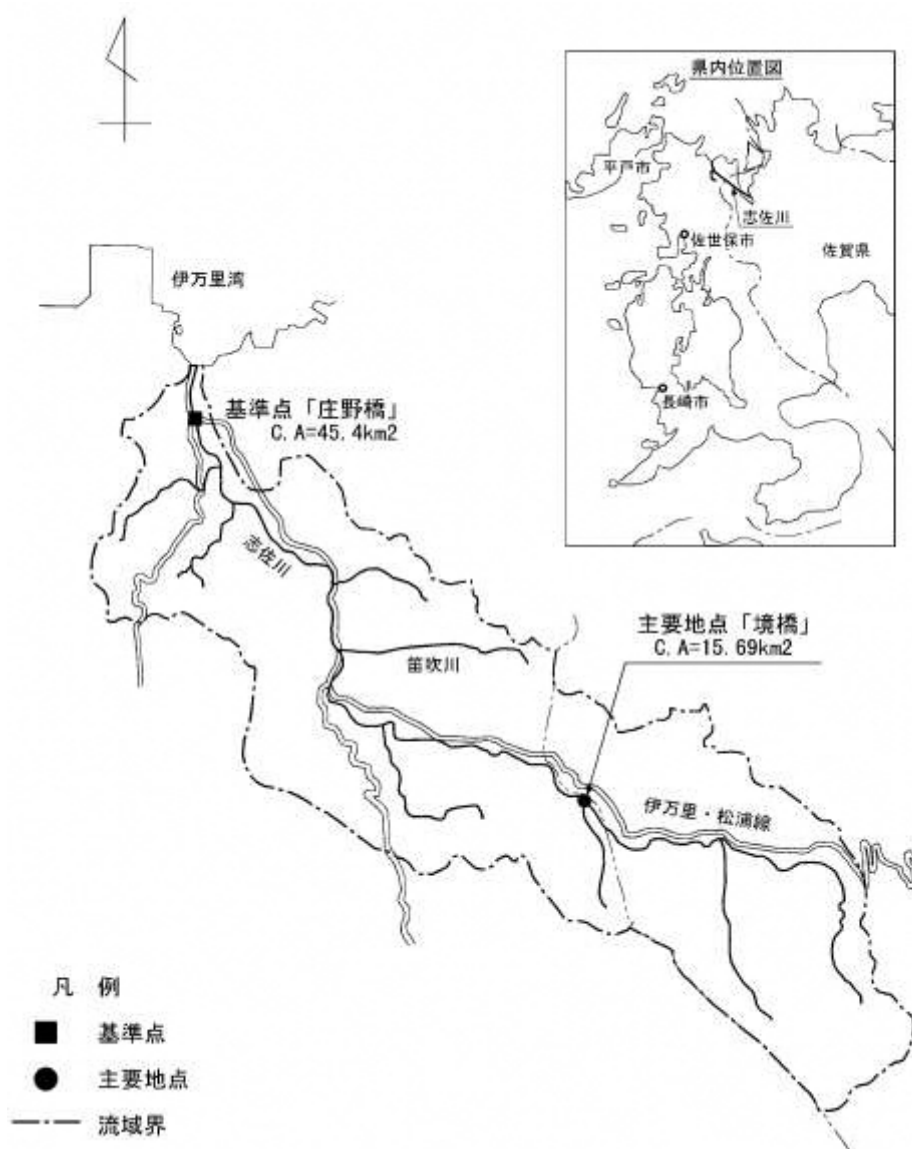
(1) 本市の水域の状況

志佐川水系流域概要図を図表2 - 1に示します。

本市の主要河川である志佐川は、その源を佐賀県伊万里市の烏帽子岳（標高596m）に発し、北流しながら境橋より長崎県域に入り、その後さらに北流して、右支川笛吹川等を合流させつつ、松浦市志佐町を貫流して伊万里湾に注ぐ流域面積48.1km²（佐賀県16.0km²、長崎県32.1km²）、流路延長18.3km（佐賀県7.5km、長崎県10.8km）の二級河川です。

なお、志佐川は公共用水域水質測定により、「庄野橋」基準点において定期的に水質測定がなされており、A類型に指定されています。

◆図表2 - 1 志佐川水系流域概要図



出典：志佐川水系河川整備基本方針 平成11年10月 長崎県、佐賀県

(2) 水質汚濁防止法（排水基準）

水質汚濁防止法による有害物質項目、生活環境項目に係る排出基準を図表2-2、図表2-3に示します。

水質汚濁防止法（昭和45年12月法律第138号）では、第2条の規定に基づいて特定施設が定められ、第3条の規定により排水基準が定められています。

◆図表2-2 有害物質項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mgCd/L以下
シアン化合物	1 mgCN/L以下
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1 mgPB/L以下
六価クロム化合物	0.2 mgCr(VI)/L以下
ひ素及びその化合物	0.1 mgAs/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mgHg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1 mgSe/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの10mg/L（ほう素として） 海域に排出されるもの230mg/L（ほう素として）
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの8mg/L（ふっ素として） 海域に排出されるもの15mg/L（ふっ素として）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として）

※1：「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいいます。

※2：ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しません。

◆図表2 - 3 環境項目

種類	単位	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8～8.6 (海域以外の公共用水域) 5.0～9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	160 (日間平均120) 以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	160 (日間平均120) 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	200 (日間平均150) 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5 (鉱油類含有量) 以下
		30 (動植物油脂類含有量) 以下
フェノール類含有量	mg/L	5以下
銅含有量	mg/L	3以下
亜鉛含有量	mg/L	2以下
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下
クロム含有量	mg/L	2以下
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000以下
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均60) 以下
りん含有量	mg/L	16 (日間平均8) 以下

※1：「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。

※2：この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水水について適用します。

※3：水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しません。

※4：水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しません。

※5：生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用します。

※6：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用します。

※7：りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用します。

（3）環境基準

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法に基づき人の健康の保護に関する基準として26物質について、図表2 - 4に示す基準値が全国の公共用水域に対し一律に定められています。

また、環境の保全に関する環境基準（河川：湖沼を除く）を図表2 - 5に示します。

◆図表2 - 4 健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.01 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

※1：基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。

※2：「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。生活環境の保全に関する環境基準について同じ。

※3：ほう素、ふっ素の2項目については、海域には基準を適用しません。（海域において自然状態での濃度で環境基準値を既に超えており、その物質の存在がもともと海そのものの性状であるため。）

※4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とします。

◆図表2 - 5 環境の保全に関する環境基準（河川：湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊 物質 SS	溶存 酸素量 DO	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

※1：基準値は、日間平均値とします。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります。））とします（湖沼、海域もこれに準じます。）。

※2：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とします（湖沼もこれに準じます。）。

※3：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいいます（湖沼、海域もこれに準じます。）。

※4：水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除きます。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とします。

※5：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しません（湖沼、海域もこれに準じます。）。

※6：大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出します。

2 し尿及び浄化槽汚泥の性状

一般的な搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状（参考値）を図表2 - 6に示します。

一般的な搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状を見ると、年々希薄化しています。

し尿については生活様式の変化により簡易水洗トイレの普及が進み、洗浄水が混入したことにより希薄化していると思われます。

浄化槽汚泥の性状については、一般的に浄化槽の型式、規模、清掃方法・頻度等によって異なり、変動幅が非常に大きいことが特徴であることから、今後も安定した処理を行っていくために、性状の変動を把握し、均一化を図っていくことが重要です。

◆図表2 - 6 一般的な搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状（参考値）

項目		単位	非超過確率							
			50%				75%			
			①	②	③	④	①	②	③	④
し尿	pH	—	8.0	7.9	7.6	7.6	8.4	8.3	7.9	7.9
	BOD	mg/L	11,000	9,500	7,300	5,200	13,000	12,000	10,000	7,300
	COD	mg/L	6,500	5,600	4,500	3,400	7,900	6,800	5,800	4,200
	浮遊物質	mg/L	14,000	11,000	8,300	6,000	18,000	14,000	11,000	8,400
	蒸発残留物	mg/L	27,000	22,000	—	—	32,000	27,000	—	—
	全窒素	mg/L	4,200	3,100	2,600	1,900	4,900	3,900	3,300	2,400
	全りん	mg/L	480	460	310	180	610	680	450	260
	塩素イオン	mg/L	3,200	2,400	2,100	1,500	3,800	3,200	2,600	1,900
浄化槽汚泥	pH	—	7.0	6.8	6.9	6.8	7.4	7.3	6.9	7.0
	BOD	mg/L	3,500	3,900	2,900	2,200	5,500	5,600	2,900	3,400
	COD	mg/L	3,000	3,400	3,200	2,900	4,500	4,700	3,200	4,100
	浮遊物質	mg/L	7,800	8,100	7,600	6,600	13,000	12,000	7,600	10,000
	蒸発残留物	mg/L	10,000	9,700	—	—	16,000	13,000	—	—
	全窒素	mg/L	700	530	620	490	1,100	980	620	720
	全りん	mg/L	110	110	100	76	190	170	100	110
	塩素イオン	mg/L	200	140	160	110	360	520	160	190

【凡例】

- ①：し尿処理施設構造指針解説（1988年版）
- ②：汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（平成13年8月）（平成元～12年度データ）
- ③：汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006改定版（平成13～15年度データ）
- ④：汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021改定版（平成23～27年度データ）

3 全国における生活排水処理の現状

(1) 全国の生活排水処理形態別人口

全国の処理形態別人口実績等を図表2 - 7～図表2 - 11に示します。

全国における生活排水処理形態別人口は、下水道による水洗化と合併処理浄化槽の整備により、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口の増加が進む一方、単独処理浄化槽人口、計画収集人口、自家処理人口が減少する傾向となっています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月から単独処理浄化槽の新設ができないため、今後も単独処理浄化槽人口の減少が顕著になると考えられます。

全国の公共下水道人口、合併処理浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口及び集落排水処理人口含む）の合計を総人口で除した汚水衛生処理率は、令和4年度において88.0%となっており、本市は令和4年度実績で48.4%（図表5 - 2 - 5より）と大きく下回っている状況にあります。

◆図表2 - 7 全国の処理形態別人口実績

項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4
総人口	千人	127,438	127,156	126,740	126,068	125,634
水洗化人口	千人	121,273	121,340	121,199	120,910	120,733
① 公共下水道人口	千人	96,280	96,778	97,200	97,194	97,436
② コミュニティ・プラント人口	千人	336	306	259	193	172
— 集落排水施設等人口	千人	24,657	24,256	23,740	2,347	2,370
— 浄化槽人口					21,176	20,755
③ 単独	千人	10,151	9,875	9,319	7,540	7,310
④ 合併	千人	14,506	14,381	14,421	12,859	13,000
その他	千人	—	—	—	777	445
非水洗化人口	千人	6,165	5,816	5,541	5,158	4,901
⑤ 計画収集人口	千人	6,086	5,745	5,481	5,097	4,846
⑥ 自家処理人口	千人	79	71	60	61	55
水洗化率	%	95.2	95.4	95.6	95.9	96.1
汚水衛生処理率	%	87.2	87.7	88.3	87.4	88.0
非水洗化率	%	4.8	4.6	4.4	4.1	3.9
公共下水道水洗化率	%	75.6	76.1	76.7	77.1	77.6
浄化槽水洗化率（浄化槽普及率）	%	19.3	19.1	18.7	16.8	16.5
うち合併処理	%	11.4	11.3	11.4	10.2	10.3

※1：「浄化槽人口」には、集落排水施設人口が含まれています。

※2：「浄化槽水洗化率」は、コミュニティ・プラント人口を除いた数値で計算しています。

※3：水洗化率は「(①+②+③+④) ÷ 総人口 × 100」で算出しています。

※4：汚水衛生処理率は「(①+②+④) ÷ 総人口 × 100」で算出しています。

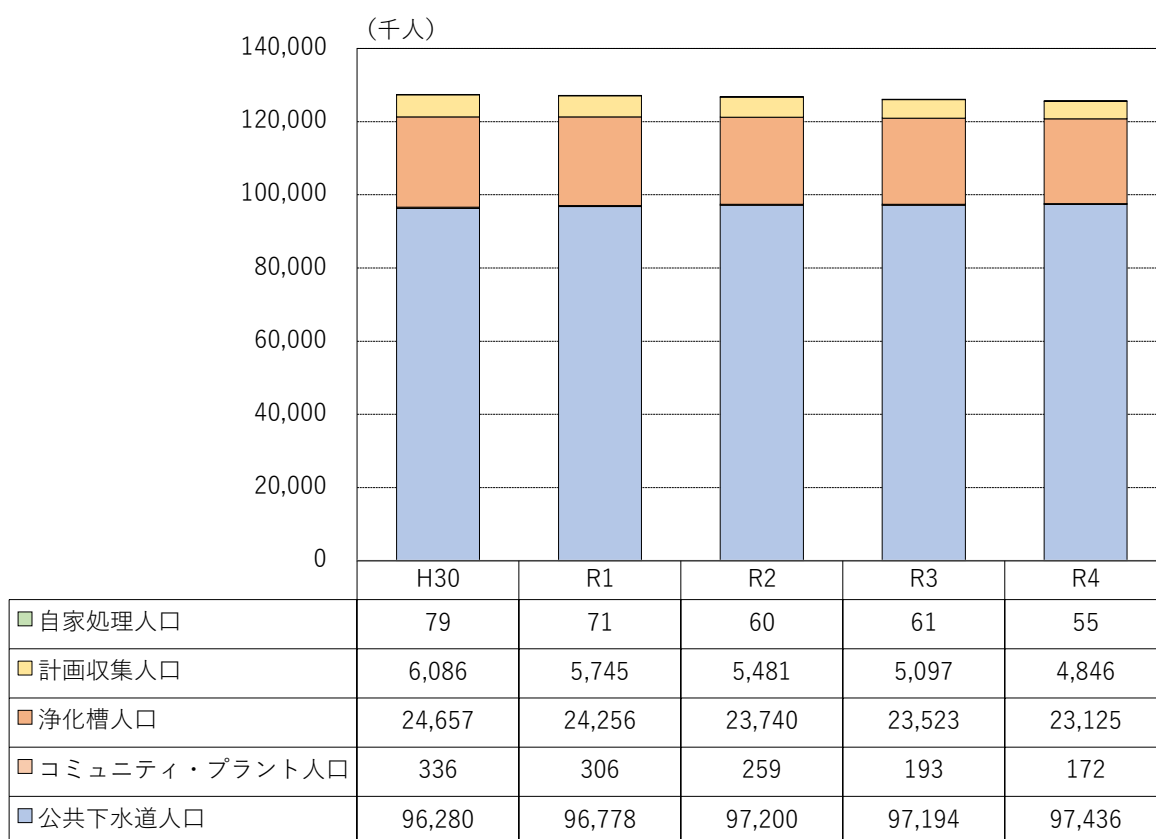
※5：非水洗化人口は「(⑤+⑥) ÷ 総人口 × 100」で算出しています。

※6：公共下水道水洗化率は「① ÷ 総人口 × 100」で算出しています。

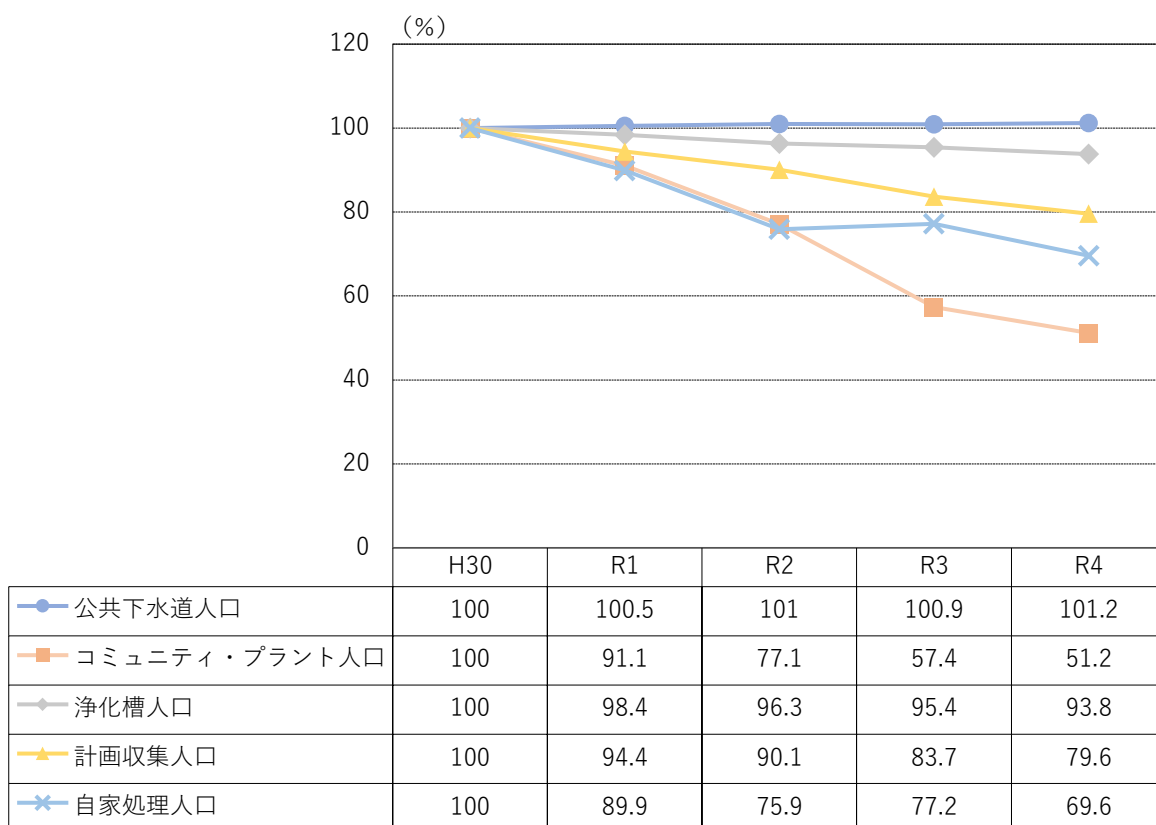
※7：浄化槽水洗化率は「(③+④) ÷ 総人口 × 100」で算出しています。（合併処理は「④ ÷ 総人口 × 100」で算出）

出典：「日本の廃棄物処理 令和4年度版（令和6年3月）」（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

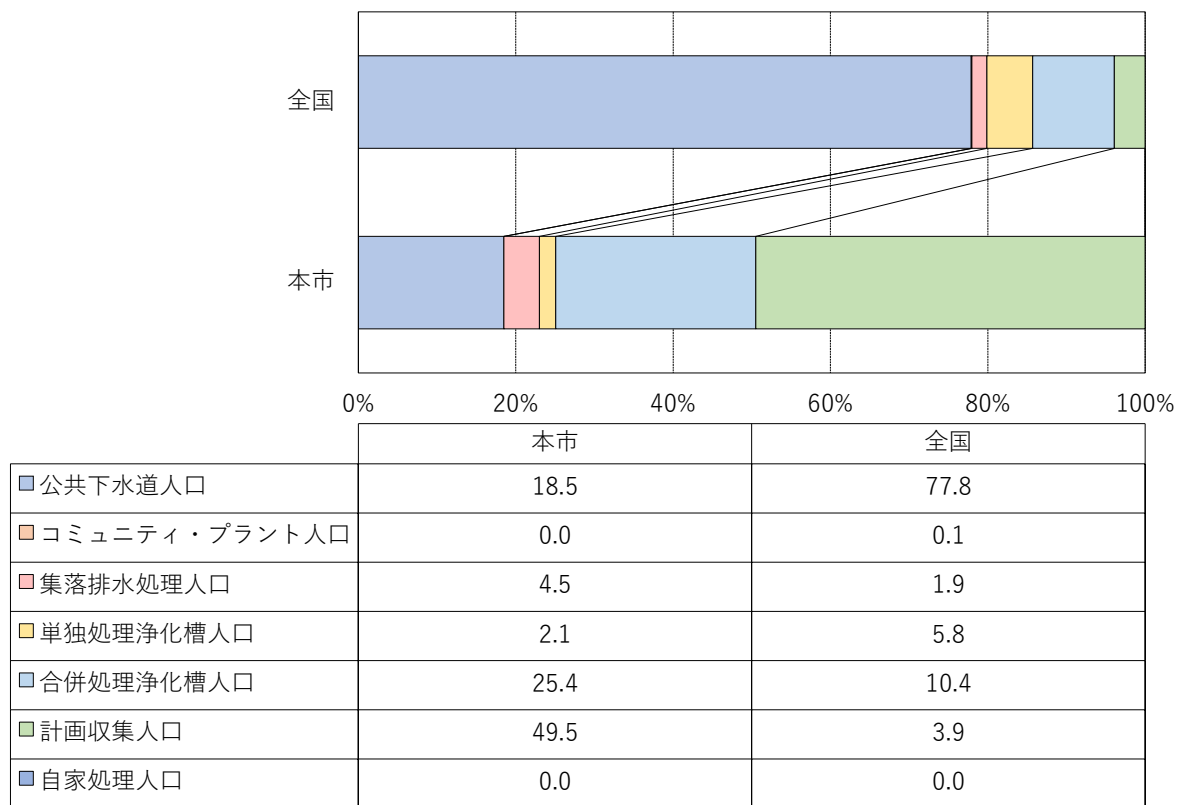
◆図表2 - 8 全国の処理形態別人口の推移



◆図表2 - 9 全国の処理形態別人口の経年変化（平成30年度を100とした場合）

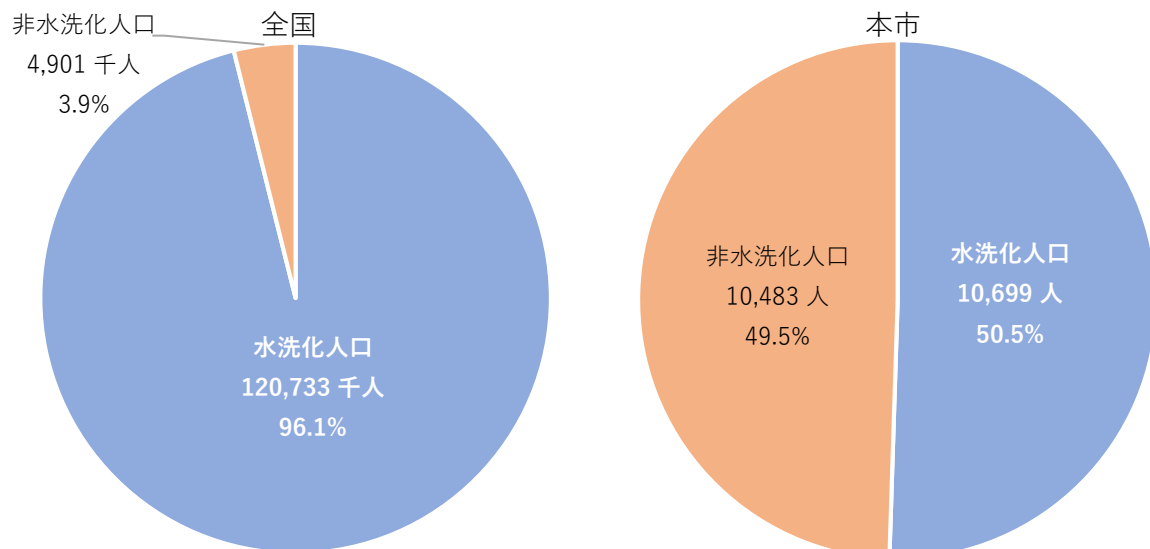


◆図表2 - 10 生活排水処理形態別人口の割合（令和4年度）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

◆図表2 - 11 水洗化人口及び非水洗化人口の状況（令和4年度）



※：四捨五入の端数により100%にならない場合があります。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

全国の処理人口、し尿及び浄化槽汚泥の排出状況の推移を図表2 - 12に示します。

全国的な処理人口及びし尿及び浄化槽汚泥の排出状況の推移は減少傾向となっています。

また、全国的なし尿及び浄化槽汚泥の排出割合は、令和4年度実績で、それぞれ25.7%、74.3%と浄化槽汚泥の構成比が高くなっています。し尿くみ取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが進むことにより、浄化槽汚泥の割合がさらに高くなっていくことが予想されます。

一方、令和5年度の本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出割合は69.7%、30.3%となっており、全国的な傾向とは異なり、し尿の排出割合の方が多くなっています。

なお、全国的な污水衛生処理率の向上に当たっては、環境省、国土交通省、農林水産省の3省が策定した「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(平成14年3月)」に基づいて、今後の生活排水処理施設整備の効率化を図るため、合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び個別排水処理施設整備事業の建設費・維持管理費等について比較検討を行い、公共下水道だけでなく合併処理浄化槽や農業集落排水施設など、地域の特性に応じた最も有効な手法を選択するなどの検討が進められています。

◆図表2 - 12 全国の処理人口、し尿及び浄化槽汚泥の排出状況の推移

項目			単位	H30	R1	R2	R3	R4
処理人口	処理区域内人口		千人	31,079	30,307	29,480	25,689	25,328
	し尿収集人口		千人	6,086	5,745	5,481	5,097	4,846
	コミュニティ・プラント人口		千人	336	306	259	193	172
	合併処理浄化槽人口		千人	14,506	14,381	14,421	12,859	13,000
	単独処理浄化槽人口		千人	10,151	9,875	9,319	7,540	7,310
排出量	し尿	年間排出量	千kL/年	5,415	5,191	4,974	4,781	4,536
		1日排出量	千kL/日	14.80	14.22	13.63	13.10	12.39
		原単位	L/人日	2.43	2.48	2.49	2.57	2.56
	浄化槽汚泥	年間排出量	千kL/年	13,534	13,415	13,372	13,260	13,082
		1日排出量	千kL/日	36.98	36.75	36.64	36.33	35.74
		原単位	L/人日	1.50	1.52	1.54	1.78	1.76
	合計	年間排出量	千kL/年	18,949	18,606	18,346	18,041	17,618
		一日排出量	千kL/日	51.77	50.98	50.26	49.43	48.14
		原単位	L/人日	1.67	1.68	1.70	1.92	1.90
割合 (1日排出量)	し尿		%	28.6	27.9	27.1	26.5	25.7
	浄化槽汚泥		%	71.4	72.1	72.9	73.5	74.3

出典：「日本の廃棄物処理 令和4年度版（令和6年3月）」（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

（３）全国の生活雑排水処理の状況

生活雑排水は公共下水道、コミュニティ・プラント、漁業集落排水施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等により処理され、全国におけるこれらの利用人口は、令和4年度実績で約111,804千人（汚水衛生処理率92.9％）であり、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

特に、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理のまま放流されており、河川に対する汚濁負荷量（BODで換算）は、合併処理浄化槽に対して約8倍であることから、生活雑排水の水質へ与える影響が大きく、水質汚濁の要因の一つとなっています。

生活雑排水の負荷量は、生活形態等によって差がありますが、一般的には生活雑排水の発生量は、BOD負荷量で27g/人日となっており、生活排水汚濁負荷量40g/人日のうち約70％を占めています。

◆図表2 - 13 合併・単独処理浄化槽の汚濁負荷量



出典：環境省「快適な生活と美しい環境を守る合併処理浄化槽」

◆図表2 - 14 生活排水の水量と汚濁負荷量の原単位

生活排水		水量 L/人日	汚濁負荷量（g/人日）		
			BOD （生物化学的 酸素要求量） g/人日	N （窒素） g/人日	P （リン） g/人日
し尿	便所	50	13	8	0.8
生活雑排水	台所	30	18	}	}
	風呂	60	}		
	洗濯	40			
	洗面	10			
	その他	10			
合計		200	40	10	1.0

出典：「よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル」（環境省 平成21年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

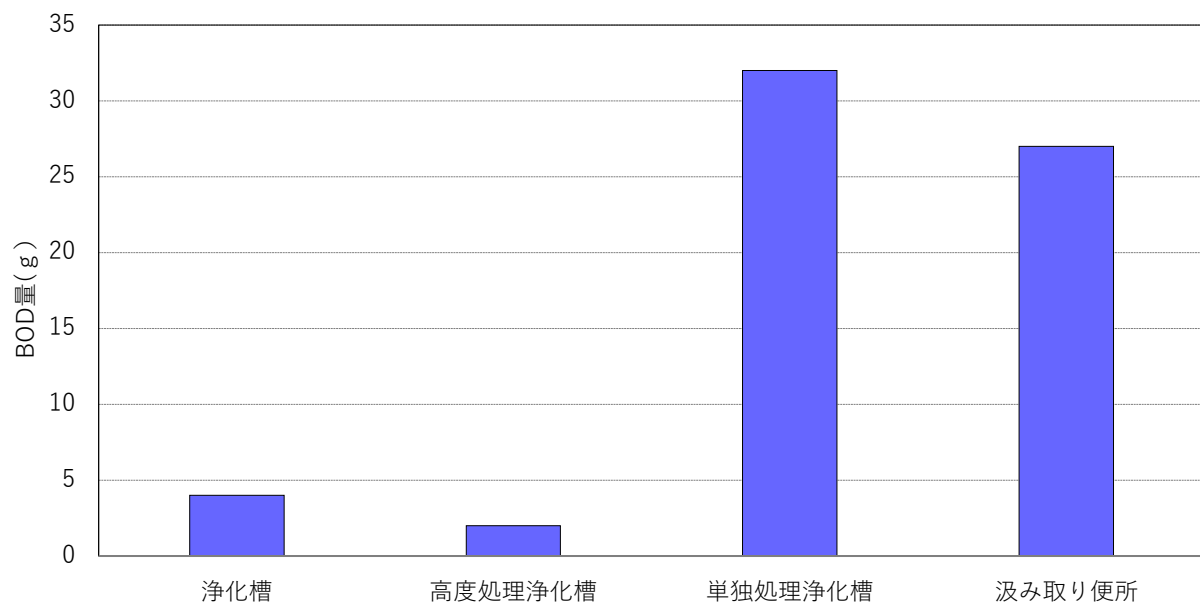
◆図表2 - 15 暮らしの中から出る汚れ

食 品 名 (おおよその濃度) これだけ捨てたら	3リヤが住める水質(BOD 5mg/L)にするために必要な 水の量は風呂おけ何杯分？	浄化槽に流入するBOD量(1人・1日) 40gの何人分に相当するか？
使用済みの 天ぷら油  (1,500,000mg/L) 200ミリリットル	200杯分	7.5人分 12ミリリットル
牛乳  (78,000mg/L) 200ミリリットル	10.4杯分	0.4人分 230ミリリットル
ラーメンの汁  (25,000mg/L) 200ミリリットル	3.3杯分	0.13人分 720ミリリットル
みそ汁  (35,000mg/L) 200ミリリットル	4.7杯分	0.18人分 510ミリリットル
ビール  (81,000mg/L) 200ミリリットル	11杯分	0.4人分 220ミリリットル

出典：「よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル」（環境省 平成21年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

◆図表2 - 16 公共用水域に排出するBOD量

項目	処理形態		公共用水域への排出量
浄化槽	し尿 13g	浄化槽 (BOD除去率90%)	4 g
	生活雑排水 27g		
高度処理型浄化槽	し尿 13g	高度処理浄化槽 (BOD除去率95%)	2 g
	生活雑排水 27g		
単独処理浄化槽	し尿 13g	単独処理浄化槽 (BOD除去率65%)	32 g
	生活雑排水 27g		
汲み取り便所	し尿 13g	し尿処理施設	27 g
	生活雑排水 27g		



(4) 汚水処理人口普及率の状況

全国における汚水処理施設の整備は、都道府県が定める「都道府県構想※」に基づいて、各地方公共団体により効率的、効果的に実施されています。令和4年度末の全国の汚水処理施設の処理人口は、令和3年度末に対して0.3%の増加で、約1億1,624万人となっています。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、92.9%（令和3年度末は92.6%）となっています。

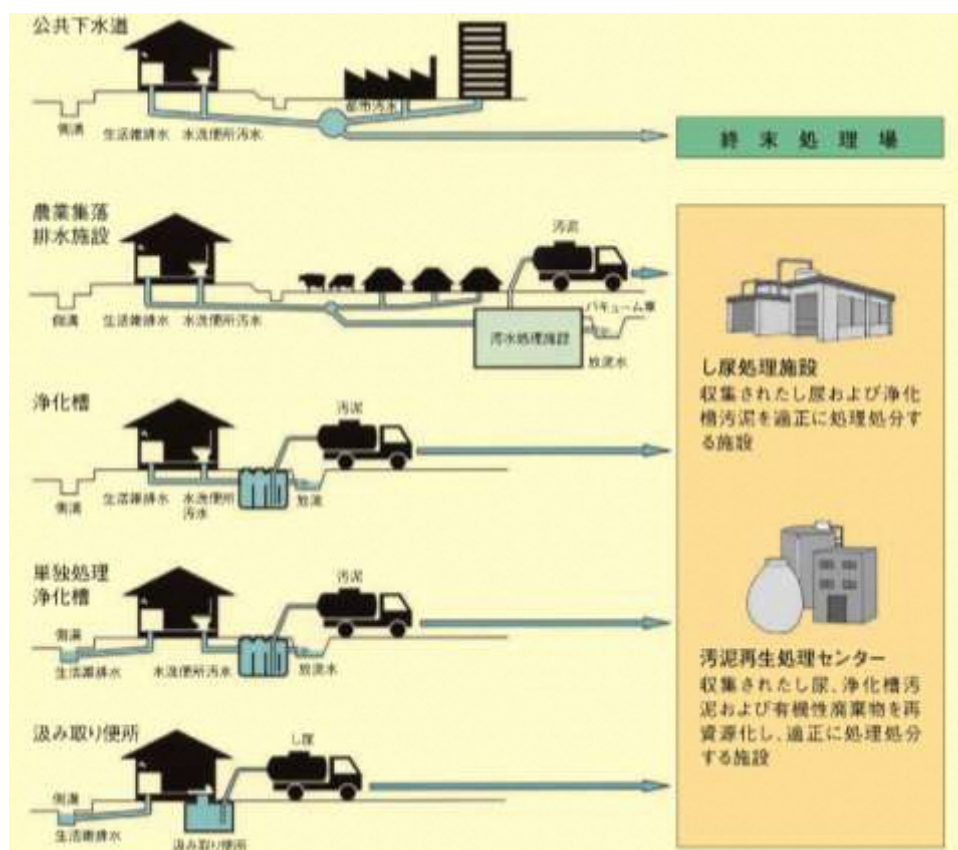
しかし、全国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は83.4%（令和3年度末：82.7%）にとどまっている状況です。

また、全国における汚水処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが1億128万人、農業集落排水施設等によるものが302万人、浄化槽によるものが1,178万人、コミュニティ・プラントによるものが16万人となっています。

※：都道府県構想（効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想）

各市町村の汚水処理施設整備の構想に基づき、都道府県において広域的な観点から所要の調整・検討を行い、都道府県全域を対象として、事業別の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を定めた汚水処理施設に関する総合的計画です。

◆図表2-17 汚水処理システムの種類



出典：「日本におけるし尿処理・分散型生活排水処理システム」（環境省）

◆図表2 - 18 処理施設別汚水処理人口普及状況（令和4年度）

処理施設名	全国	長崎県	本市	全国（参考） 令和3年度
下水道	101,280 千人	834 千人	3,915人	101,181 千人
農業集落排水施設等	3,018 千人	47 千人	960人	3,103 千人
漁業集落排水施設				
林業集落排水施設				
簡易排水施設を含む				
浄化槽	11,784 千人	199 千人	5,386人	11,759 千人
内、公共浄化槽等整備推進事業分	825 千人	14 千人	0人	831 千人
内、浄化槽設置整備事業分	6,229 千人	147 千人	5,386人	6,203 千人
内、上記以外分	4,730 千人	38 千人	0人	4,725 千人
コミュニティ・プラント等	160 千人	5 千人	0人	171 千人
汚水処理人口	116,242 千人	1,085 千人	10,261人	116,214 千人
汚水処理人口普及率	92.9 %	83.7 %	48.4 %	92.6 %
総人口	125,065 千人	1,296 千人	21,182人	125,540 千人
汚水処理未普及人口	8,823 千人	211 千人	10,921人	9,326 千人

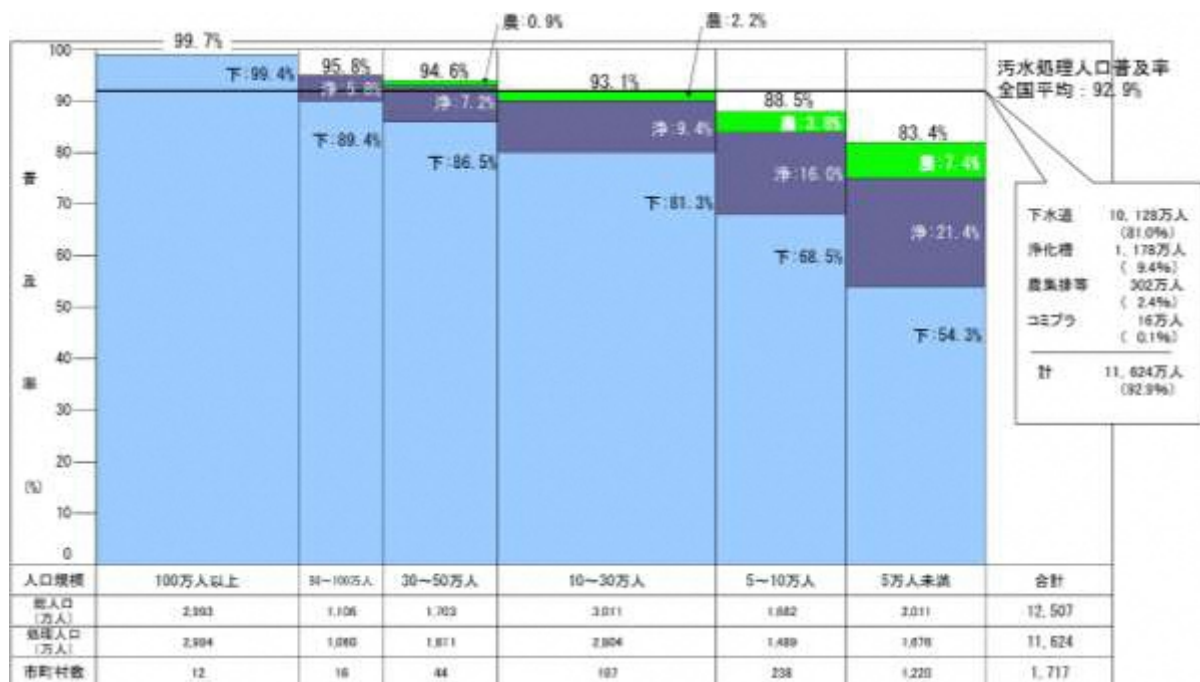
※ 1：処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

※ 2：令和3年度及び令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値を公表しています。

※ 3：福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要があります。

出典：環境省HP「報道発表資料 令和4年度末の汚水処理人口普及状況について 添付資料」

◆図表2 - 19 都市規模別汚水処理人口普及率（令和4年度末）



※1：総市町村数1,717の内訳は、市793、町741、村183（東京都区部は市数に1市として含んでいます）

※2：総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入しています。

※3：都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがあります。

※4：令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値を公表しています。

※5：福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要があります。

出典：環境省HP「報道発表資料 令和4年度末の汚水処理人口普及状況について 添付資料」

〈参考〉

汚水処理人口普及状況の指標は、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現することについて三省で合意したことに基づくものであり、平成8年度末の整備状況から公表されています。

（５）浄化槽普及の状況

全国の令和4年度末の汚水処理施設に係る普及人口は116,242千人であり、総人口（125,065千人）に対する割合（普及率）は、92.9%となっています。このうち、浄化槽の普及人口は11,784千人であり、総人口に対する割合（普及率）は9.4%となっています。

本市の令和4年度末における浄化槽の普及人口は5,386人で、普及率は25.4%となっており、普及率においては全国を上回っています。

◆図表2 - 20 処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の全国推移

項目	全国	長崎県	本市
総人口	125,065 千人	1,296 千人	21,182 人
汚水処理人口	116,242 千人	1,085 千人	10,261 人
浄化槽普及人口	11,784 千人	199 千人	5,386 人
浄化槽普及率	9.4 %	15.4 %	25.4 %

出典：環境省HP「報道発表資料 令和4年度末の汚水処理人口普及状況について 添付資料」